

平成30年 3月 2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

8番	三 宮 十五郎	9番	早 川 公 二
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 邊 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文	福 祉 課 長	山 下 正 巳

児童課長	大木弘己	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
商工観光課長	大河内博	土木課長	伊藤仁史
下水道課長	小笠原己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄
図書館長	山田淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 海部南部消防組規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 新市基本計画の変更について
- 日程第14 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部改正について

- 日程第20 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第29 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第37 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第38 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第39 議案第35号 市道の認定について
- 日程第40 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成30年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月22日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び同条第8項の規定により、弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） 日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手

元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 海部南部消防組合理約の変更について

○議長（武田正樹君） 続きまして、日程第5、議案第1号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成30年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第1号海部南部消防組合理約の変更につきましては、海部南部消防組合において共同処理する事務に、火薬類取締法に基づく事務等を追加するため、海部南部消防組合理約を変更することについて協議をするため必要があるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案第1号海部南部消防組合理約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、海部南部消防組合理約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 海部南部消防組合において共同処理する事務に、火薬類取締法に基づく事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を追加することとした。

2. この規約は、平成30年4月1日から施行することとした。

これは、地方分権一括法による愛知県からの権限移譲による事務でございますが、専門的な知識などが必要であるため海部南部消防組合にて共同処理する事務に追加するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号を原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算

日程第7 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（武田正樹君） この際、日程第6、議案第2号から日程第12、議案第8号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に平成30年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日ここに、平成30年第1回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と平成30年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様に御理解、御賛同を賜りますようお願いをいたします。

初めに、本年は、明治維新から150年の節目の年を迎える意義深い年であり、地方自治の意義と重要性を再認識し、これまでの取り組みの成果を礎に、初心を忘れることなく精進してまいります。

私は、11年にわたり市政のかじ取りを担わせていただいております。本年度は任期3期目の最終年度になります。第1次総合計画の将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と

都市が調和する元気交流空間」の実現を目指し、調和、安全、交流、協働をキーワードに、市民の皆様、議員の皆様とともにまちづくりに邁進してまいりました。

現在、我が国は、少子・高齢化という危機に面していますが、一億総活躍社会をつくり上げることができれば、明るい将来があり、そのために市政の一層の発展と地方自治の伸展に期するとともに、本市のさらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、将来へ着実に歩みを進めていこうと決意を新たにしております。

さて、経済情勢は、企業部門で生産が増加する一方、家計部門も雇用環境の改善が続く中、個人消費も緩やかな回復基調を維持しており、景気は緩やかに回復しています。また、アメリカ・トランプ政権の減税実現で経済は堅調維持となり、中国経済も堅調な成長が見込まれ、さらにアジア新興国も経済は持ち直しています。我が国の経済は、国際関係の緊張や自然災害による一時的な影響はあると考えますが、緩やかで安定した景気拡張局面となることを期待するものであります。

世界平和の緊張を高める北の脅威と核保有国の動きを鑑みますと、平和国家日本を維持していくためには、憲法第9条の改憲はあってはならないと考えており、平和首長会議を初めとする各方面へアピールしていきたいと思っております。

また、人口は、これまで例のない急激な減少に向かっており、少子化と高齢化が同時に進行する極めて難しい対応を迫られており、医療、介護、福祉、年金、子育てを初めとする社会保障の持続可能な制度の確立や、地域の活力と人口減少の抑制を目指す地方創生総合戦略は、まさに最重要な施策であります。

本市といたしましては、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加及び公共施設の維持管理に伴う経費の増加が大きく、また新庁舎建設事業、JR名鉄弥富駅整備事業等大型プロジェクトを実施していくため、財政環境の先行きは極めて厳しい状況であり、行政運営は所得の再配分から負担をお願いする時代へと変わり、これまでどおりに公共サービスを提供することが難しくなりつつあります。

こうした状況を踏まえ、本年度は、行政の構造改革2年目として財政面の改革に主眼を置き、国民健康保険税の見直し、介護保険料の見直し、公共施設の使用料の見直し、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直しに伴う公共施設再配置計画の策定、公共施設個別施設計画策定等、さまざまな改革に引き続き着手してまいりますとともに、働き方改革、男女協働参画などの重要課題についても適切な対応をしてまいります。この現状を市民の皆様、議員の皆様に御理解をお願いし、あわせて各種施策に御協力賜りますようお願いを申し上げます。

平成30年度の基本方針について申し上げます。本年度の市政運営に当たっての重要な視点として、引き続き次の3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、もっと災害に強いまちづくりであります。

誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりは、行政での災害対策はもちろんのこと、市民や地域、企業、行政が手を取り合って災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。また、熊本地震の教訓を生かすため、災害時の防災ボランティアセンターとの協力体制及び受援力（援助や支援を受ける力）を高める取り組みの強化も重要となっており、災害は、いつ起きてもおかしくありません。日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、一人一人が防災に取り組む意識を高めていただき、自助・共助・公助によるみんなで作る安心・安全に暮らせる災害に強いまちの実現を目指していくために、引き続き重点課題とし取り組んでまいります。

2点目は、もっと人に優しく健やかなまちづくりであります。

安心して子供を産み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない各種事業を展開し、支援してまいります。平成28年10月に健康都市宣言を行い、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりの実現を目指し、健康に関する事業を展開してまいります。

3点目は、もっと豊かで活力あるまちづくりであります。

本市の持つ地域特性や資源を最大限に生かし、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きましては、本年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの政策目標に沿って申し上げます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

最初に、土地利用について申し上げます。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転計画に伴い、これを南部地域活性化のチャンスと捉え、駒野地区約87.5ヘクタールを市街化区域へ編入いたします。

次に、道路網の整備の取り組みについて申し上げます。交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市民の安全性・利便性の向上を図るため、引き続き都市計画道路名古屋第3環状線、主要地方道弥富名古屋線を初め、道路整備促進について関係機関へ積極的に要望してまいります。また、中央幹線道路及び都市計画道路穂波通線を初め、市道の整備を計画的、効率的に促進し、円滑な交通処理に努めてまいります。

道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき計画的に修繕を実施し、道路の適正な管理を図ってまいります。

続きまして、鉄道駅及び周辺環境の充実について申し上げます。

J R・名鉄弥富駅周辺においては、J R・名鉄線で分断された南北の連絡を確保し、駅のバリアフリー化を進め、安全性・利便性を向上させるため、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備について、平成34年度末供用を目標に進めてまいります。本年度も引き続き、事業実施に向け鉄道事業者との協議及び調査・設計を実施してまいります。

次に、港湾地域の整備促進につきまして、親しまれるみなとづくりとして、鍋田埠頭東側が新たな魚釣り施設としての選定の運びとなりましたが、事業着手がまだですので、引き続き、この事業が早期に実現されるよう関係団体に要望してまいります。

政策目標2. 快適で安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

新庁舎は、防災拠点として、また市民の皆様が安全で快適に利用できる市役所本庁舎として、昨年度工事発注をし、旧庁舎の解体工事に着手しております。本年度は、解体工事を終え、地盤改良工事、庁舎の基礎工事などに着手してまいります。平成32年1月末の完成を目指し、事業を進めてまいります。工事期間中は、来庁者の皆様や近隣住民の皆様には大変な御不便・御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、防災・減災の取り組みといたしましては、平成28年度より開催をしております防災ワークショップを充実させるため、計画的にテーマを決めて実施し、自主防災会、自治会、民生児童委員、消防団、学校、保育所など関係機関を中心とした市民の皆様と自助・共助・公助の役割、連携を一層深めてまいります。また、市地域防災計画と連動したBCP（業務継続計画）を作成してまいります。

避難場所の確保として、学校、保育所などの屋上整備を行っており、新たに今年度は桜保育所の屋上整備を行い、あわせて民間施設等の避難場所確保に引き続き取り組んでまいります。

防犯カメラの設置につきましては、引き続き設置を拡大するとともに、自治会への防犯カメラ設置補助を継続して実施してまいります。あわせて、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。また、交通死亡事故の根絶を目指し、高齢者向けの交通安全教室や警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想に基づき市街化地域及び人口集中地域を重点的な整備区域とし、効率的な公共下水道整備とコスト縮減の取り組みを進めることとします。今後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに、接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいります。

次に、環境衛生に関する取り組みについて申し上げます。

市営火葬場施設の老朽化問題に対応するため、昨年度におきましては新火葬場建設のための基本構想を策定いたしました。本年度は、この基本構想に基づいて基本設計を策定し、平成33年3月完成を目標に進めてまいります。

政策目標3. 健やかで優しいまちづくりであります。

最初に、健康づくり・医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

健康都市宣言のもと健康長寿を目指し、市民の皆様一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、互いに支え合いながら地域社会全体で健康づくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、昨年立ち上げました健康づくり推進協議会では、体操を中心とした健康づくりを推進していこうと方針がまとまりました。市民、地域、行政が一体となり、生涯健康なまちづくり、健康都市の実現を目指していこうと考えております。

胃がん検診事業においては、従来のがん検診に加え、胃がんの原因の一つであるピロリ菌検査と胃の萎縮検査を組み合わせた胃がんリスク検査を集団検診で実施してまいります。また、予防接種による効果的な疾病予防や、新たに産婦健診を実施し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援のための相談・支援体制の確立に努めてまいります。

次に、医療体制の充実につきましては、地域の基幹病院である海南病院は、最新鋭の医療機器や設備により質の高い安全な医療の提供と、救急救命センター、災害拠点病院、がん診療連携拠点病院などの指定を受け、地域の医療機関との連携のもと、よりよい医療提供体制が構築されつつあり、引き続き行政支援を行ってまいります。

次に、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

子育て世代の支援につきましては、急な用事や育児疲れのリフレッシュのために就学前の児童を一時的にお預かりする一時保育事業は、対象児童を生後8カ月から生後6カ月に引き下げ、対象者を拡大してまいります。放課後児童クラブにつきましては、利用者数が年々増加傾向にありますので、平成30年4月から児童クラブの定員をふやし、充実を図ってまいります。保育所給食業務につきましては、給食調理業務の民間委託を平成28年10月から栄南保育所で行っており、ひので保育所を新たに加えるとともに、良質な給食物資を安定的に供給が受けられるようにするため、給食用物資納入業者登録制度を設け、食の安心・安全への取り組みをさらに進めてまいります。

次に、高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方が、住みなれたまちで健康で生きがいを持っていつまでも安心して暮らせるよう、地域包括ケアの実現に向けたまちづくりを目指してまいります。高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしましては、引き続き予防教室やふれあいサロンの実施、認知症サポーター養成講座を各地区で開催してまいります。また、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームにより、自立支援のサポート

を行います。

さらに、本年度から第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、高齢化がピークを迎える平成37年度を見据えて、きめ細かなサービスの提供ができるよう体制整備を位置づけるとともに、介護保険制度の計画的かつ円滑な運用に努めてまいります。

次に、障がい者支援につきましては、障害者総合支援法における基本方針に則して定めることとした本年度から平成32年度までの3カ年の第5期障がい福祉計画を策定するとともに、新たに障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、第1期障がい児福祉計画を策定し、地域のあらゆる住民がお互いに認め合い、住みなれた地域でともに支え合いながら安心して暮らしていくことができるまちづくりの実現に向けた取り組み等を計画的に推進してまいりたいと考えております。

その施策の一つとして、障がいのある方が地域の中で自立した生活ができるよう障がい者向けグループホームの早期建設の実現に向け、事業者を積極的に支援してまいります。さらに、権利擁護の観点から障がい者や高齢者の権利を守るための成年後見制度の周知と後見センター等の設置に向けて努力してまいりたいと考えております。また、総合福祉センター利用者の利便性の向上を図るため、駐車場の拡張整備事業に伴う用地買収を進めてまいります。

続きまして、国民健康保険事業につきましては、被用者保険に属さない全ての人が加入する医療保険制度として、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしておりますが、高額薬剤等による医療費の増加に伴い、国民健康保険を取り巻く状況は大変厳しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。国民健康保険財政を安定させ、国民皆保険制度を将来にわたり守り続けるために、平成27年5月に設立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法案により、本年4月から愛知県が財政運営の事業主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保において中心的な役割を担うとともに、市は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。

当市においては、これまでの保険税の収納率の向上、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の実施やジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に努めてまいりましたが、愛知県から示される納付金及び標準保険料率をもとに、国民健康保険税率の改定等も適切に対応していく必要があると考えております。また、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減を図るため、保険事業を実施してまいります。

政策目標4. 人が輝き文化が薫るまちづくりについて、教育、文化、スポーツ面から申し上げます。

教育といたしましては、次代を担う子供たちが豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長することのできる環境を整える必要があります。また、市民が生涯学習や文化・スポーツ活動を通じてさまざまな人と交流をする中で、生き方や暮らし方の質を高め、充実した毎日を過ごすことも大切となります。生涯にわたり楽しく学べ、多彩な市民文化が創造されるまちづくりを推進してまいります。

次に、学校教育につきましては、教職員の研修の充実とともに教育現場のサポートを行い、教職員の指導力や学校の経営力を向上させてまいります。また、校舎の大規模改修や食育の充実を図る給食の提供など教育環境の整備を図りながら、子供たちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を基本とした総合的人間力の育成を目指してまいります。

教育委員会と相互連携を図る総合教育会議では、本市の目指す教育の基本となる弥富市教育大綱が策定され、その中で、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に推進することを掲げております。引き続き、教育政策の方向性や課題を話し合い、家庭や地域、学校などと一体となって、本市教育の充実・発展を目指してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、弥富市いじめ防止基本方針のもと、子供の人権を守ることを基本に、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、重大事態の発生に備え、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定し、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

個別の施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施するとともに、本年度は、3中学校の普通教室にエアコンの設置工事に着手してまいります。

教職員の多忙化解消の支援といたしましては、中学校の部活指導員の配置促進事業を実施するなど、各種支援員、市雇用の講師等の人的支援、校務支援ソフトの充実を図ることで事務処理の負担軽減など、できる限りのサポートをしてまいります。また、児童の安全対策といたしましては、小学校の非常用シャッターの改修工事を実施してまいります。本市の学校規模は、地区的に格差が生じております。大規模校においては良好な教育環境の保全に努め、小規模校においては適正な配置となるよう、第2次総合計画の中に方向性を明記していきたいと考えております。

次に、生涯学習につきましては、市民が楽しみや生きがいを持って暮らすためには、身近に学んだり、文化やスポーツに親しんだりできる場があり、仲間がいることがとても大切であります。その意義は単に費用対効果で評価されるべきものではなく、コミュニティの醸成に寄与する有形・無形の財産として蓄積された真の豊かさとして認識すべきものと考えております。

次に、文化芸術の振興につきましては、昨年、服部擔風先生の書齋であった藍亭を森津の藤公園に移築いたしましたので、今後はこの藍亭を含めた森津の藤公園を市民のふれあいの場所として各種事業を展開してまいります。

続きまして、スポーツの振興につきましては、多様なスポーツニーズに対応できるスポーツ環境の充実や施設の有効利用を推進し、健康の維持・増進と市民相互の交流を図るとともに、人の心を動かす力を持っているスポーツの魅力を伝えられるよう、振興を図ってまいります。本年度は、いこいの里芝生広場をサッカー競技のできる施設へと整備を進めてまいります。

次に、青少年健全育成につきましては、家庭における教育力の向上を目指し、悩みを持つ青少年や保護者への適切な対応に努めるとともに、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、保護者や児童・生徒への薬物乱用防止やネットトラブル対策に関する啓発活動を行うことや、地域の青少年健全育成活動関係者や教職員が参加して巡回活動などを実施してまいります。

政策目標5. 豊かで活力に満ちたまちづくりについて申し上げます。

最初に、本市の重要な産業である農業の取り組みにつきましては、効率的な営農に向け、担い手への農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってまいります。そのため、収益性の高い農産物の生産・販売・6次産業化への取り組みを引き続き支援して、地元でとれた安全・安心な農産物の地産・地消を推進してまいります。また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の協働活動を引き続き支援してまいります。

観光・レクリエーションの振興として、地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。4月には、桜の春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花祭りとして、本市の観光事業として開催してまいります。また、地場産業である弥富金魚を使用したアートアクアリウム展示のこの秋開催を予定し、弥富金魚の魅力を市内外へPRしてまいります。

さらに企業立地推進につきましては、栄南地区や港湾地域において順調に企業誘致が進んでおり、立地企業においては企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇や、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置により、引き続き立地企業を支援してまいります。

本年2月6日には、国際戦略総合特区アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の一翼をなす、川崎重工株式会社名古屋第一工場でボーイング777Xの初号機の納入式典が行われ、航空宇宙産業のさらなる発展が期待されるところであります。

また、市内中小企業の経営維持・安定化に向け、小規模企業等振興基金の保証料補助を行

い、引き続き支援してまいります。

続きまして、消費者対策の取り組みにつきましては、インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。消費生活の多様化が進む中で、消費者の安全と安心を確保することが重要となっております。これからも海部地域消費生活センターを中心として、海部地域の市町村と連携を組み、消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

政策目標 6. ともにつくる自立したまちづくりについて申し上げます。

最初に、地域コミュニティ活動は、東日本大震災、熊本地震の発生などを背景に、自主的な防災活動や避難支援活動の重要性が一層注目され、ともに支え合い助け合いながら地域の課題をみずから解決していくことの重要性が再認識されるようになってきております。

将来にわたって、自立・持続可能な地域コミュニティ活動の促進が強く求められており、市民参画、市民協働をさらに促進する施策を進めていく必要があります。自治会、町内会や各コミュニティ推進協議会活動の支援に努めてまいりますとともに、自治会を初めとする地域コミュニティとの連携等のあり方を検討し、機能の強化を図っていくことが重要であると考えております。

次に、市民の皆様と行政との協働のまちづくりを目指し、平成31年度から平成40年度までの計画期間10年の第2次総合計画を昨年度、そして本年度の2カ年で、市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメント、愛知大学との連携協定による学生の政策提言等の意見を取り入れた計画を策定してまいります。

市民の皆様と行政との情報・意識の共有化においては、市広報紙、ホームページ、弥富市への手紙、御意見箱、ケーブルテレビやコミュニティFMなどを通じた広報・広聴活動を行い、市民の皆様へ情報提供や意見等の反映に努めてまいります。

次に、高度経済成長期や人口の増加に合わせて整備した公共施設等が、建設から相当年数経過し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えつつあります。このため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐため、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設再配置計画及び個別施設計画を本年度、そして来年度の2カ年にて策定してまいります。公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、持続可能な行財政運営の実現を目指すとともに、国土強靱化にも資するものと考えております。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、必要な施策を実施することで、将来にわたってまちの活力を維持し、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと感じ、また市外の皆様にも移り住みたいと思っただけのようなまちづくりを進めてまいります。

以上、本年度、平成30年度の重点施策について申し上げます。

続きまして、本年度の予算について申し上げます。

本年度の予算規模は、一般会計は178億2,000万円、前年度比14.2%増となりました。また、特別会計は6会計合わせて97億3,495万3,000円、前年度比5.8%減で、一般会計、特別会計の総額は275億5,495万3,000円、前年度比6.2%増となり、過去最大の予算規模となりました。

本市の財政状況は、景気の緩やかな回復による市税収入等の増加はあるものの、社会保障関連経費は年々増加し、老朽化している公共施設の維持改修、更新など多額の費用負担が見込まれます。一方、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されており、大変厳しい財政状況になっております。

こうした状況を踏まえて、全ての事務事業を精査し、優先順位をつけ、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向け、さらに市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びに、本市が目指す将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現と同時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、我がまち弥富のさらなる発展のため全力で邁進してまいります。

以上、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

市民の皆様、議員の皆様に市政運営に対する御理解と御協力及び一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げ、本年度、平成30年度に臨む私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 当初予算について御説明申し上げます。

議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を178億2,000万円、前年度対比14.2%の増、前年度を22億2,000万円上回り、過去最大の予算規模となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、市民税は堅調な伸びがあるものの、固定資産税は評価がえにより減額となり、市税全体では前年度対比0.2%減の80億5,419万7,000円を見込み、歳入全体の45.2%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されることも考慮しながら、特別交付税と合わせて5億400万円を計上いたしました。国、県支出金につきましては、26億1,925万7,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として庁舎整備事業債29億2,070万円を初めとして、34億7,890万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、新庁舎建設事業、コミュニティバス運行事業など、46億4,051万4,000円を計上いたしました。

3 款民生費につきましては、子ども医療費助成事業、保育所等の環境改善のための工事費など少子化対策や、要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業など、きめ細やかな対応を図るため、62億6,517万3,000円を計上し、一般会計予算の35.2%を占めるものであります。

4 款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業・母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、11億4,316万7,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費につきましては、生産調整推進対策支援事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など魅力ある農業を実現するために、10億2,774万2,000円を計上いたしました。

8 款土木費につきましては、道路改良事業や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕等に重点的な配分をするとともに、JR・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計費など11億3,872万1,000円を計上いたしました。

9 款消防費におきましては、地震等の災害発生時における市の業務機能を維持するための業務継続計画策定事業や、津波高潮避難設備を整備する工事費など、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるため、7億8,416万8,000円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、学校施設長寿命化対策の調査費を初め、小中学校の環境改善のための工事費や、十四山スポーツセンター天井改修工事など、教育環境の充実を図るため、11億7,486万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成30年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成30年度は公共用地の先行取得の計画はありませんので、前年度と同様の1万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比14.3%減の42億3,500万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比7.3%増の5億4,871万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度対比7.5%増の31億9,623万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、機能強化対策工事費などを計上し、前年度対比10.9%減の4億円を計上いたしました。

最後に、議案第8号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比6.7%減の13億5,500万円を計上いたしました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 新市基本計画の変更について

日程第14 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第15 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第22 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第24 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

日程第25 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第26 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第27 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第29 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第30 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第31 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を

定める条例の一部改正について

- 日程第32 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第35 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第37 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第38 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第39 議案第35号 市道の認定について
- 日程第40 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） 次に、日程第13、議案第9号から日程第44、議案第40号まで、以上32件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案24件、予算関係議案5件、法定議決議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号新市基本計画の変更については、新市基本計画の中に、火葬場整備事業を追加するため必要があるものでございます。

次いで、議案第10号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、

国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正については、再就職者による働きかけの規制対象として、再就職者が在籍していた執行機関の組織の職員に類する者を定めるため必要があるものであります。

次に、議案第14号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第15号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等を設置するため必要があるものであります。

次に、議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の税率を改定する等のため必要があるものであります。

次に、議案第20号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、学校教育法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について及び議案第23号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正については、障害の程度の変動により扶助料の額に変更があることを確認した場合に額の改定をする等のために必要があるものであります。

次に、議案第25号弥富市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正については、介護保険料の料率を改定する等のため必要があるものであります。

次に、議案第27号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービス等に関する諸記録の保存期間を変更するために必要があるものであります。

次に、議案第28号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、ごみ集積場に排出された一般廃棄物収集または運搬の禁止等について定めるため必要があるものであります。

次に、議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、建築基準法の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物に関する制限について定めるため必要があるものであります。

次に、議案第32号弥富市都市公園条例の一部改正については、都市公園法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市道路占用料条例の一部改正については、ガス事業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号市道の廃止につきましては、道路事業等に伴い、関係路線を廃止する議案、議案第35号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により認定するものであります。

次に、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するほか、国の補正予算の成立に伴う中学校普通教室空調機設置のための工事費等を計上するものであります。

次に、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金1億円を減額等するものであります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案第9号新市基本計画の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、新市基本計画の変更のあらましをごらんください。

1. 新市基本計画の中に、火葬場整備事業を追加することとした。

2. 財政計画について、内容を時点修正することとした。

なお、財政計画における数値のうち、平成27年度及び平成28年度に係るものについては、実績数値に置きかえることとした。

次に、議案第10号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

9枚はねていただきまして、弥富市個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害事実等が含まれる個人情報に要配慮個人情報として定義づけ、個人情報ファイルを保有するときに記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を届け出なければならないこととした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第11号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成並びに弥富市長の選挙におけるビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとした。

次に、議案第12号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改

正する条例のあらましをごらんください。

1. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を37万3,000円に、2号給の給料月額を42万1,000円にそれぞれ引き上げることとした。

2. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

3. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年4月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとした。

次に、議案第13号弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 再就職者による働きかけの規制対象として、再就職者が在職していた執行機関の組織の職員に類するものを定めることとした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第14号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。

2. 議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年12月1日から適用することとした。

次に、議案第15号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただき、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引

き上げることとした。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年12月1日から適用することとした。

次に、議案第16号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

大変多くて申しわけございません。18枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 給料表の給料月額を平均0.2%引き上げることとし、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定することとした。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95に引き上げることとした。

3. 一般職の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の90に引き下げることとした。

4. 職員が水難、火災その他災害により、生死不明または所在不明となり休職された場合における給与について、その休職期間中の支給割合を100分の70以内にするができることとした。

5. その他必要な規定を整備することとした。

6. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3及び4については平成30年4月1日から施行し、1については平成29年4月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとした。

次に、議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改定することとした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について御説明を申し上げます。

3枚めくっていただき、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例のあらましをごらんください。

1. いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）の規定に基づき、法第14条第1項に規定する機関として弥富市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」といいます。）を、同条第3項に規定する附属機関として弥富市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」といいます。）を、法第30条第2項に規定する附属機関として弥富市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を置くこととした。

2. 連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることとし、専門委員会は、教育委員会の諮問に応じいじめの防止等のための対策等について調査審議等を行うこととし、調査委員会は、市長の諮問に応じ法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議等を行うこととした。

3. 連絡協議会は委員20人以内で、専門委員会及び調査委員会は委員5人以内で組織することとした。

4. 連絡協議会委員及び専門委員会委員は、教育委員会が必要と認める者等のうちから教育委員会が委嘱することとし、調査委員会委員は、市長が必要と認める者等のうちから市長が委嘱することとし、それぞれの任期は1年とすることとした。

5. その他連絡協議会等の組織及び運営に関する事項を定めることとした。

6. 専門委員会委員及び調査委員会委員には、日額5,000円の報酬を支給することとした。

7. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案の説明をさせていただきます。

議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金に充てることができるようにすることとした。

2. 基礎課税額に係る所得割額を「100分の5.1」から「100分の5.4」に、資産割額を「100分の17」から「100分の16」に、均等割額を「2万1,000円」から「2万3,000円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を「100分の1.8」から「100分の1.9」に、資産割額を「100分の3」から「100分の2」に、介護納付金課税額に係る資産割額を「100分の3」から「100分の2」に、均等割額を「7,000円」から「8,000円」に改定することとした。

3. 上記2の税率改定に伴い、基礎課税額に係る均等割軽減額を7割軽減対象者は「1万

4,700円」から「1万6,100円」に、5割軽減対象者は「1万500円」から「1万1,500円」に、2割軽減対象者は「4,200円」から「4,600円」に、介護納付金課税額に係る均等割軽減額を7割軽減対象者は「4,900円」から「5,600円」に、5割軽減対象者は「3,500円」から「4,000円」に、2割軽減対象者は「1,400円」から「1,600円」に改定することとした。

4. 納期限ごとの分割金額の100円未満の端数は、全て最初の納期限に係る分割金額に合算することとした。

5. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

6. 平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

次に、議案第20号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の実施に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるために基金を処分することができることとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第21号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 学校教育法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第22号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けるものが、当該住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者として認定を受けるための申請を行う場合に、当該認定を受けるまでの間、受給資格者の適用除外から除くこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第23号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

あらましをごらんください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者を被保険者に加えることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第24号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 障害の程度の変動により扶助料の額に変更があることを確認した場合は、当該扶助料の額を改定することができることとした。

2. 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第25号弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成30年度から国民健康保険の事業運営を都道府県と市町村が共同運営することに伴い、「国民健康保険運営協議会」を「弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称変更することとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成30年度から平成32年度までの介護保険料の年額を次のとおり改めることとした。

所得段階は12段階、基準額は第5段階でございまして、基準年額を6万6,400円とした。

第1段階の負担割合0.35、年額保険料23,200円から、第12段階の負担割合2.10、年額保険料13万9,400円までとした。

2. 介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとした。

3. 介護保険料第1段階（所得段階）について、保険料基準額に対する負担割合を0.3から0.35へ0.05引き上げることとした。その上で、低所得者保険料軽減負担金制度を利用し0.35から0.30へ0.05引き下げることとした。

4. 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号保険料の基準所得金額を変更すること

とした。

第7段階と第8段階を区分する基準所得金額は「190万円」を「200万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額は「290万円」を「300万円」とした。

5. 正当な理由なしに法第202条第1項の質問検査に応じなかった場合の過料の対象者を「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」から「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改めることとした。

6. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

次に、議案第27号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する諸記録の保存期間を「2年間」から「5年間」に変更することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

次に、議案第28号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 主任介護支援専門員について、主任介護支援専門員研修の修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限ることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 市及び市長より委託を受けた者以外の者は、ごみ集積場に排出された一般廃棄物を収集し、または運搬してはならないことなどを定めることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

6枚はねていただきまして、弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. 既存工場等に係る面積の算定方法を定めることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第31号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを御説明いたします。

5枚はねていただきまして、弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例のあらましをごらんください。

1. 建築基準法第68条の2第1項に規定する地区計画等の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めることとした。

2. この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用することとした。

3. 対象区域内においては、別表第2欄の計画地区（地区整備計画等において区分された地区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度の適合した建築物を建築することができることとした。

4. 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合及び建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が属する計画区域に係る規定を適用することとした。

5. 一の敷地とみなすこと等による1または2以上の建築物の取り扱いを定めることとした。

6. 既存の建築物に対する制限の緩和を定めることとした。

7. 公益上必要な建築物の特例を定めることとした。

8. この条例は、平成30年4月3日から施行することとした。

続きまして、議案第32号弥富市都市公園条例の一部改正についてを御説明いたします。

4枚はねていただき、弥富市都市公園条例の一部を改正する条例のあらましをごらんくだ

さい。

1. 都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の運動施設の敷地面積の基準に係る割合を100分の50と定めることとした。

2. 都市公園における行為の禁止の根拠を明確にすることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第33号弥富市道路占用料条例の一部改正についてを御説明いたします。

3枚はねていただき、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. ガス事業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第34号市道の廃止についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。

道路事業等に伴い、表にございます2路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第35号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

住宅開発事業等に伴う路線再編成により、表にございます5路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 補正予算について御説明申し上げます。

議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を156億8,264万9,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、市税1億850万円、学校施設整備事業債1億7,760万円、これは国の補正予算に伴うもので、中学校普通教室空調機設置工事、十四山西部小学校の防火シャッター取りかえ工事に対するもので、全額繰越明許で翌年度に繰り越すものでございます。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、全体的には、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するものであります。款ごとの費用につきましては、農林水産業費におきまして、県営特定農業用管水路特別対策事業負担金1,908万円、教育費におきまして十四山東部・西部小学校シャッター取りかえ工事請負費873万円、中学校空調機設置工事1億9,045万8,000円であります。

なお、これらは、国の補正予算に伴うもので、一部を除き全額繰越明許費で翌年度に繰り

越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として、地方債の補正も計上するもの
でございます。その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でござ
います。

次に、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につしまし
ては、歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億1,378万5,000円と
するものであります。

歳入におきましては、一般被保険者国民健康保険税4,000万円、退職被保険者等国民健康
保険税1,000万円の減額を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費5,000万円の増額、国民健康
保険支払準備基金積立金1億円の減額であります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、
保険事業勘定において、居宅介護サービス給付費6,108万1,000円の増額、施設介護サービス
給付費9,010万5,000円の減額等を計上し、歳入歳出予算の総額を29億8,469万1,000円とする
ものであります。

次に、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につき
ましては、歳入歳出予算を最終調整した結果で、歳入歳出予算の総額を4億2,361万8,000円
とするものであります。

最後に、議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につき
ましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を13億5,879万8,000円と
するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案32件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案32件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二



平成30年 3月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

|                            |         |                       |         |
|----------------------------|---------|-----------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長               | 山 口 精 宏 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長兼<br>保険年金課長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長               | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長          | 渡 邊 秀 樹 | 総務部次長兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長           | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介 護 高 齡 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長          | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長          | 山 守 修   | 教育部次長兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長    | 伊 藤 重 行 |
| 秘書企画課長                     | 佐 藤 雅 人 | 危機管理課長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長    | 横 山 和 久 |

|                 |         |                                      |       |
|-----------------|---------|--------------------------------------|-------|
| 環境課長兼<br>十四山支所長 | 柴田 寿文   | 福祉課長                                 | 山下 正己 |
| 児童課長            | 大木 弘己   | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬 修  |
| 商工観光課長          | 大河内 博   | 土木課長                                 | 伊藤 仁史 |
| 下水道課長           | 小笠原 己喜雄 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井 文雄 |
| 図書館長            | 山田 淳    |                                      |       |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 石田 裕幸 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。皆さん、おはようございます。

私は、安心できる介護保険をとという問題を、通告に基づきまして最初に質問させていただきます。

その冒頭に、貧富の格差拡大と日本特有の貧困の拡大をどう考えるかということについて、市長にお考えをお伺いいたします。

世界中で貧富の格差拡大が大きな問題となっている中で、OECD加盟の主要国は、いずれも低所得者の可処分所得は増加をしております。一番低いドイツが2000年、平成12年に比べて2015年には125%、一番そういう低所得者の可処分所得がふえているのはカナダの165%でございますが、日本だけが、2000年といいますと平成12年で介護保険が導入された年でございますが、そのときを100としますと84%に後退をしております。このグラフにつきましては、当局に通告で事前にお示しさせていただいております。

平成12年度、介護保険の導入、20年度の後期高齢者医療制度の導入、従来、扶養家族で済んで保険料を払わなくてもよかった人が全て、この措置によりまして社会保険料を負担する仕組みが導入される、あるいは低所得者ほど負担割合の高い消費税が引き上げられるとか、

そういうこと。

もう一方で、高齢者への増税の強化、あるいは不安定雇用の拡大による若者を初めとする不安定雇用の拡大、そうした中で高く払えない国保税の引き上げなどが重なり、貧困ラインと言われております社会全体のこうしたデータの基準が、10区分に分けたその最下層の人のことを言うておりますが、貧困ラインが大幅に下がったために、実際にはこれをはるかに超える人々が貧困に追い込まれて、社会の維持発展の土台が大きく損なわれております。

介護保険の加入者、平成28年度の決算で1万1,505人おりますが、このうちの何と19.2%、2,211人が、御本人はもちろん、世帯全体が非課税という所得状況であります。さらに、標準保険料は第5段階でございますが、第1から第3段階は世帯全体非課税、本人も非課税ですが、第4段階と第5段階は家族の中で市民税の均等割以上の課税が一人でもある場合は、第4段階が本人の年金収入等が80万円以下の人、第5段階は80万円を超えて、なおかつ本人非課税という御家庭に住んでいる方でございますが、そういう方と合わせますと、加入者全体の54%が本人は非課税という、大変な状況の人たちが介護保険の一定の割合の負担をしております。

したがって、欧米並みの改善が待ったなしの国民的課題となっていると思いますが、こうした極端な日本だけの貧困層、あるいはそれを超えてかなり厳しい状況に置かれているという状態を改善するということについて、どのように市長はお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） おはようございます。

三宮議員の御質問に答弁をさせていただきます。

格差の問題につきましては、1960年代の高度成長期には大都市圏と地域圏の経済、所得の格差が議論され、1980年代のバブル期には株価の上昇、地価高騰の中で資産を持つ人と持たない人との格差が議論され、2000年代半ばからは構造改革のひずみとして地域格差や所得・雇用の格差、非正規雇用の増加による格差が顕在化するなど、繰り返し格差の議論がされてまいりました。

議員御指摘のように、日本の相対的貧困率、これは可処分所得が中央値の半分未満の人の割合を言うわけでございますけれども、日本は先進国の中では高く、その要因としまして、第1に、急速な人口の高齢化の進展に伴い無所得化した65歳以上の高齢者層の人口が上昇したこと、第2に、女性の社会進出による妻の有業率の変化によって、夫婦共働き世代の所得とそれ以外の世帯との世帯所得の差が拡大してきたこと、第3に、若者を中心とした現役世代の非正規雇用者数の増加により所得格差が増大してきたことが影響していると言われております。

年齢階層別では、高齢者ほど所得・資産格差は大きく拡大し、特に高齢単身女性世帯の相対的貧困率が極めて高く、また世代間の格差は若い世代ほど負担額が増大し、将来世代と現存世代の格差が大きくなっていると言われております。

格差問題に対応するために、非正規雇用対策、失業時の所得保障や社会保障の充実、最低賃金の引き上げ、低所得者への給付、厚生年金適用拡大、子供の貧困対策、金融・財政政策の適切な展開など、景気回復の流れを広く普及させていく環境づくりを国の政策課題としてしっかりと進めていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、部長のほうから、日本の相対的な所得が高いことから、貧困率は高齢者を中心というふうに言われましたが、実際に、この表は1999年から2014年にかけて、日本の十分位に分けた一番最下層の所得の動向であります。157万から133万に激減しております。だから、実際にこの層よりも上の人たちもかなり貧困状態に置かれているということが、今日の介護保険の保険料や加入者の皆さんの負担の困難な大きな要因になっているということを申し上げて、次の質問に移っていきます。

家族の中で一人でも市民税の均等割以上の課税があれば、保険料の80万円以上の年金等の収入がある人については、標準額負担という設計制度が介護保険の制度であります。余りにもこの費用負担をするやり方というのは、高齢者の実態を見ない制度であるのではないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

例えば、年金なしで、パート収入で年額93万円の人が、今回の値上げで年額、介護保険だけで7万9,500円となり、国保税と合わせるとほぼ10万円の負担となります。これは、生活保護の人々の保護費の額がこの数年間で約10%引き下げられましたが、アパートで暮らしている人の中には、こうした介護保険料を負担すると、そういう生活保護の人々の暮らしを大幅に下回る生活しかできなくなる人さえ生まれることとなります。それぞれの家庭や働き方によって違いは大きいわけですが、ほぼ生活保護かそれに近いとされる第1段階でなく、この負担方式だと1から6段階の中に、いずれも生活保護に近い、それ以下の収入しかない人が生まれることとなります。

憲法で、健康で文化的な最低生活の保障が定められ、法と条例によって市町村長には、税であろうと保険料であろうと、それに食い込む負担を負わせないために必要と認めた人に減免を行うことが求められております。市が現実に対応として、規則で定められている生活保護費の110%をめどに減免するという制度を、保育料が税制の改正によって値上げになることがあった時期に、値上げ前の基準によることを当市や全国の市町村で行ったように、また就学援助の基準もさきの生活保護基準引き下げ前のもので行っていること、国会での政府答弁の中でも、生活保護基準の引き下げが他の制度に波及しないようにするとされている

ように、市の各種の減免や支援が給付費基準をもとに実効性のあるものとされることを周知し、申請制度でございますので、市民にわかりやすい方法で知らせていく。そうした対応で必要な人への軽減措置ができるように実施されることについて、お伺いします。

また、12月の補正予算では介護保険はかなり余裕があり、7,000万円の積み立てを新たに行うとしていたものが、今回の補正予算ではそれをやめるばかりか、積立金の取り崩しも行うとして16%もの値上げを条例で提案をしておりますが、給付費も減少傾向にある中での対応です。しっかりと精査をして、可能な限り値上げをしない、上げ幅を大幅に引き下げる努力を最後まで貫くことを求めますが、いかがでしょうか。御答弁いただきます。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 介護保険制度は、その目的として、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になっても、その方に必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき制度が設けられました。

老後の生活が誰の責任のもとで営まれるかという観点から、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。また、国民共通の課題で社会全体で解決していく制度であることから、国民は費用を公平に負担する義務を負っていること、市町村においては、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされております。

今回策定しました第7期介護保険事業計画では、報酬改定によるアップ分0.54%を含め、3年間の給付費見込み額が約89億円でありまして、第6期と比較して約11億円の増加となっております。保険料の設定につきましては、第5段階の基準額は月額5,540円で、各段階とも16%ほどの増加にはなりますが、第6期計画に引き続き、負担割合を低所得者の方に配慮したものとさせていただきます。さらに、低所得者保険料軽減制度を活用し、別枠で公費を投入することにより、全体的に保険料が軽減されるものとなっております。

また、弥富市では、議員のおっしゃいました介護保険料の減免制度がございまして、生活保護基準に基づき算出した最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ処分する財産がないものに該当すれば、100分の50に相当する額が減額をされます。このように、低所得者に対しては優遇措置がなされてございまして、このような制度を活用していただきたいと思っております。

議員が申されました65歳以上の単身の方で年金収入がなく、パート収入、給与だけで93万を超える方については、市民税の均等割が課税され、介護保険料は第6段階の年額7万9,600円となるということは確かでございますが、生活保護基準に基づき算出した今の制度、最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ処分する財産がないものに該当すれば、100

分の50に相当する額が減額されますので、2分の1の3万9,800円の負担となります。

減免制度につきましては、市のホームページにも掲載し、周知を図っておりますが、今後とも効果的な周知方法を考えてまいりたいと考えております。

また、生活保護基準につきましては、5年に1度の実態調査で検証され、その成果を踏まえ見直しが行われております。そのときの生活水準や地域によっても異なる基準でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、補正予算についての御質問等もいただきました。9月補正では介護保険準備基金へ7,000万円を積み立て、この3月補正ではこれを全額減額し、なおかつ基金の取り崩しを行うとしているとの御指摘ですが、御承知のように、介護保険は翌年度精算でありまして、9月補正で国・県等の交付金を調整し、その際、歳入が歳出を上回る場合は基金に積み立てを行います。3月補正は、直近までの介護サービス給付費の支給実績を勘案し、当該年度に必要なサービス給付費を見込み、その時点で歳入が歳出を上回れば基金積立金に計上し、歳入が歳出を下回れば基金を取り崩すこととなります。今年度は、平成28年度の繰越金が多かったことや各月の給付実績に変動があり、給付費を多く見込まざるを得なかったことだと考えております。

いずれにいたしましても、2025年が医療・介護の需要がピークと言われております。本市におきましても、まだまだ保険給付費が右肩上がりでの増加が予測される中での保険料も値上げせざるを得ない状況でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げます。

いよいよ平成30年度から向こう3年間の第7期の介護保険事業計画がスタートするわけでございます。私どもは3年に1度、こういった形の中で、さまざまな制度に対しての、特に保険料等の見直しということをやっていかなくちゃならない。それは3年間でどれだけの財源を用意していかなければならないかということに対して計画をしていくわけでございます。

御承知のように、3年間では16%というような値上げという形をお願いするわけでございますけれども、今現在、私どものこの介護保険に対する給付額は1年間で約6%前後ぐらい値上がりしておるわけですね。だから、3年という形でかけ合わせしていただくと、そういうような16%という数字も御理解をいただけるというふうに思っております。その必要な財源は、向こう3年間で89億円の財源を用意していかななくちゃならない。そういう現実に対して、我々はしっかりとこの介護保険事業が運営できるようにしていかなければならないわけでございますので、御理解をいただきたい。

これは、本来あってはいけません。国民健康保険に対して、私どもは一般会計からことし

も1億を繰り入れていくわけでございますけれども、介護保険、この介護の事業計画につきましては、いわゆる一般会計から繰り入れすることができないと。できない規定になっておりますので、大変皆さんに御負担をいただくということにもなるわけでございます。仮にこれをどこから調達して財源にしていた場合においても、その財源に対しては、いわゆる返していかなきゃならないという、大変厳しい状況でもあろうかなあというふうに思っております。そうした形の中で、しっかりとした介護事業計画ということに対しては、さまざまな保険料だけではなくて、介護予防という形の中で我々はしっかりと発信をしていかなければならないというふうにも思っております。

そして、最終的には、やはり財源の公費50%というところの国の負担率、これを拡大していただくように、やはり求めていかなければならないというふうに思っております。我々も地方においては大変疲弊をしておりますので、その義務的な経費として12.5%負担していかなければならないわけでございますけれども、国のほうの25%というのが、やはりその辺のところ少し曖昧な数字にもなっている。いわゆる5%前後の誤差が出てきているということも言われております。

そうしたことから、私どもといたしましては、これから将来に対して消費税の改正問題等もあるわけでございますけれども、その消費税の財源はやっぱり社会保障費に回していただくということを強く要望していきたいということ、皆様のほうにもお約束させていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次の私の質問の一部にお答えいただいたような格好になっておりますが、実は介護保険、28年度の決算資料から見ますと、本人も家族も誰も税金を払うことができない収入の低所得の加入者の方が、1から3段階で2,211人おります。加入者の19.2%に当たります。本人が年金などの収入が80万円以下の方が2,161人、さらに第5段階の基準、今は第4段階なんです、それを超えてなお税金を本人が払う必要のない収入の方が、第4段階の2,161人が18.8%、今申し上げました第5段階が1,904人で16.5%、合わせて59.2%の方が保険料の負担をしておりますが、この人たちは、社会保険料を払うと税金が控除されますよね、扶養控除なんかと同じで。全然受けられないんですよね。もともと税金を払っていない人ですから。扶養家族になっておっても、家族が負担しても、この人が払ったことにするという仕組みになっております。

所得の多い人は、例えば課税所得が250万円ある人は、こうした負担が発生すれば、介護保険や国民健康保険を払ったとすると、その20%が所得控除によって還付されたり軽減されます。さらに課税所得560万の方では、33%が還付されたり軽減がされます。2,000万円以上では50%、4,000万円以上では55%を税金で払い戻しを受けることができます。医療や介護

費、障がい者や老親の扶養でも、所得の高い人ほど恩恵が受けられますが、低所得者の多くは全く受けられないか、少ししか受けられません。能力に応じた負担の方法に抜本的に変えていただくように、まずその介護保険の制度設計の問題ですね、強く要請いたします。

特に、国民健康保険も高くて払えない、低所得者は大変だと言いますが、それでも現在の最低の単身の場合の負担が、介護納付金を払う一番高い人で年額2万1,000円であります。最高限度額は89万円ですから、最低と最高の差が43倍あります。また、後期高齢者医療制度は新年度から変わる見込みであります。それでも現在では最低と最高の差が124倍の差があります。最低は年間4,600円、最大が57万円でありますから、そういう負担になっており、今後はこの最低を10倍ほどに引き上げるといふ準備がされているそうではありますが。

介護保険だけが全く基準が違って、もともと今言ったように、家族の誰かが幾らか均等割でもかかって、80万円を超える年金収入等がある場合の人を基準にして、ここを基準にすると。生活保護のような人については、その2分の1。最高の人については、その基準の2倍ということがございますから、もともとの制度設計は最低と最高の差がわずか4倍という、しかも所得の低い人たち、大部分の保険料を負担するという、この制度そのものが健康で文化的な最低生活の保障という、私は憲法の精神から見ても大きく損なっているのと、そして、その人たちがまた、今市長もおっしゃられましたが、一定割合を必ず負担しなきゃならないという仕組み、あるいは市町村が必ず負担しなきゃいかんということが、本来、最低生活費に食い込む負担はさせないというのがやっぱり憲法の立場でありますし、そのことは個々の法令やそういうもので市町村長に義務づけられておりますが、それができない、基本的に。ある程度の軽減措置はできても、そういう本来、生活保護以下のような人たちにもたくさんの負担をさせなきゃいかんという制度、このものについては、ぜひ国から財源をきちんと補助していただくということとあわせて、制度そのものについてもぜひ見直しをしていただく、これは市町村の負担とあわせて求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

所得基準だとか、あるいはそういった形の中で介護保険料という形をお願いしていくわけでございますけれども、現在12段階というような状況があるわけでございますけれども、三宮さんの御意見として、いわゆる所得の低い人が全体の財源をカバーしているのではないかとということでございます。

そうした形の中で一定の額は、今おっしゃるように正しいかと思えます。そうした形の中において、先ほども少し答弁させていただきましたように、市としてのいわゆる義務的な経費としての役割をしっかりと果たしていくわけでございますけれども、やはりこれは、この制度そのものを、もう第7期になってきておりますけれども、いろいろと見直しをするとい

うことにつきましては、私も賛成でございます。そして、その過程の中においては、消費税の改正の問題等がありますけれども、やはり社会保障費というのが医療、介護、福祉というような状況、あるいは子育て支援というような状況で大きく膨れ上がってきております。こういったことの状況を、やはり国のほうは直視していただきながら、国としての役割をしっかりとさせていただくということが必要だろうというふうに思っております。

関係6団体においても、こういった形の中においては国のほうに要望を出していただいているような状況でございます。そうした形の中において、私ども市長会としても、それぞれの自治体の総意として、やはり国に対して要望していくということを改めて御答弁申し上げまして、皆様に御周知させていただきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、本当に制度そのものに物すごい矛盾があるものでございますので、今おっしゃった方向で、しっかりと要請していただきたいと思っております。

特に、団塊の世代が高齢期を迎える時期が目前に迫っている中で、私はこの問題を考える上でも、市長がよくおっしゃられる憲法があったからこそ今の日本があるという、この本当の意味をしっかりと市民や国民、とりわけ直接政治にかかわる私たちが理解することが必要ではないかというふうに考えておりますが、御答弁を伺いたいと思っております。

戦争を放棄する、軍備を持たないとして出発した戦後の日本は、資源を外国から輸入し、製品にして輸出するというこのためにも、あの戦争を起こした日本がしっかりと反省しているということを認めていただく以外には、国際社会に復帰することができなかったということが一つありますが、もう一つは、この軍備を持たないということが、日本中が、都市という都市が焼け野原になった中で、本当にその日に食べる物にも事欠くような状態のもとで、軍備を持たないということでの出発が、その後の日本の復興に、文字どおり全力を挙げることができ、そして頑張れば頑張るほど、それは前の時代よりも豊かになっていくということが、国民を励まして今日に至ったということと、戦争の放棄を、国際紛争のために武力を使わないという縛りがあったことで、その後もさまざまな機会がありましたが、歴代の自民党政権も軍隊を戦地に派遣するということは基本的にせずに済んでまいりました。

今日、北朝鮮問題が大きく動き始めた中ではございますが、アメリカのミサイル等を買って防衛するとか、ミサイルが飛んできたら近くの丈夫な建物に避難をする。間に合わないときは地面に伏せて頭を守るなどの防災訓練などもされておりますが、総理大臣自身も実際には飛んでくるミサイルを撃ち落とすことは極めて難しいと述べておりますし、アメリカの直近のそうしたミサイル防衛の訓練も失敗したということが報じられておまして、核とミサイルを使わせない外交政策こそ、9条を持つ国ができる最大の国際貢献だというふうに私も思います。

同時に、国民の暮らしのために必要なお金を使い、若者たちが安心して働き、子育てができるよう全力を尽くすことが、ある意味では前の戦争の後のときよりも、もっと大切な地域と国を守る最大の課題となっているのではないかというふうに思いますが、税金の使い方を根本から改め、地方が安心して子育てや教育、医療、介護などの国民的課題にしっかり取り組むことができる正義と財政支援を国に求めていただきたいと思いますと思いますが、市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、国会のほうでは憲法改正という問題が大きなテーマとして上がっておるわけでございます。もうこのことは国民の皆様も周知のことであろうというふうに思っております。

戦後七十数年たった今、日本の経済、あるいは平和ということがもたらしているのは、この日本国憲法9条があればこそということにつきましては、私は確信を持って、そのような形でいろんな場所でお話をさせていただいているというところでございます。

しかし、憲法改正の論議というのは国民的な論議であろうというふうに思っておりますので、一人一人がやはり最終的には判断をしていかなきゃならないという形の改正の手続きでございますので、これはしっかりと一人一人が憲法改正についてはお考えをさせていただきたいというふうに思っております。決して強要をするつもりはございません。強要するつもりはございませんけれども、やはり最終的には、憲法改正に当たっては国民一人一人の判断が大事ですよということをあえて申し上げていきたいと。

北朝鮮の核の問題につきまして、核の脅威というのを日本はいつも感じているわけでございますけれども、核をもって核を制するというのではなくて、やはり平和外交というようなことについて、しっかりと話し合いをしていただいて、平和的な、やはり国際的な立ち位置というものについて議論すべきであろうというふうに思っております。

また、財源等におきましては、それは必要に応じて国のほうがしっかりと考えていく、これからの時代、どういう形で日本をつくっていくかということについては、国の大きな役割でもあろうというふうに思っておりますので、これは県、あるいは私ども地方の自治体ともども、考えることは同じであろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、そういう努力をしっかりとさせていただきたいということを要請して、次の質問に移ります。

障がい者支援は、私はまず障がい者手帳の取得からだというふうに考えておりますので、この問題についてお尋ねをいたします。

介護認定者の60%以上が身体障がい者手帳を持っていないという状態は、さきにも議会で

も申し上げましたが、最近、市が行っております障がい者問題のパブリックコメントの中で出されていましたが資料を見ましても、まだ手帳の取得はそんなに進んでいないということがうかがえます。

結局、私もこの間、何人かの人たちと直接いろんな機会にそういう対象者の人と話をしてみました。ほとんどの人がそういう手帳を取得すれば、医療費の無料だとか、さまざまな支援が受けられる制度があるということについて、ほとんど知らないんですね。それも結構、大学を卒業して、しかもかなり私たちと近いような、年配になっている人たちも初めてそんなことを聞きましたということで、市はホームページだとか広報などで周知をしていると言われておりますが、なかなかそういうふうにはなっておりません。

今は、介護認定の方には、手帳を持っていない人には税金の控除証明は対象の方全員に発送されておりますが、実際に今のやり方で私は手帳の取得が進むというふうにはとても考えられません。そうかといって、市の職員の皆さんが窓口だとか、あるいは現在の介護関係のそういうところできちんと周知をして、ケアマネジャーの方なんかにも周知していただくということも考えておられると思いますが、そうは言っても、皆さんそれぞれの仕事の手いっばいで、なかなか本当にその人の身になって具体的な相談に乗るということについてはやられていなくて、つい最近も、さっき話をしたように、そういうことが聞けば、そんな制度は本当にあるのという話が少なくありません。

したがって、一気に多くを解決することはできませんが、一日も早く福祉課に専門の訪問相談員を配置して、その人の活動を通じて、市がそういう障害者基本法やその他によって、支援が必要な人が必要な支援が受けられるようにするために、今、弥富市が何をしなければならないかということが、私はこの問題を前進させる事実上の一丁目一番地ではないかというふうに考えます。そのことが具体的に明らかになれば、もっと市の対応も積極的に展開することができると思いますので、一日も早くこれの対応をしていただきたいということが一つと、もう一つは、精神の障がいへの対応というのが非常におくれているということを改めて痛感しております。

弥富市は、75歳以上の人は精神障がい者福祉手帳がなくても、自立支援医療の対象になっておれば、自動的に保険年金課のほうでそれは一般疾病無料の対応がされるというふうにお伺いしましたが、この間、私も何人かの方に、実際に長く海南病院を初め、そういう認知症だったり、その他の精神の病気で治療を続けている人と、治療を受けていて介護を受けている人とお話をする機会がありましたが、いずれも私が何人か話をした人は、自立支援医療の対象になっているということも、申請しなければ、それは無料制度に結びつかないということも全く知らないんですね。病院によってはそういうことを知らせてくださる病院もありますが、やっぱり弥富で一番そういう人たちが利用している病院でいうと、老年内科だった

り、神経内科だったり、あるいは海南病院の脳神経外科だったりというところがあると思いますが、やっぱりぜひ病院の協力などもいただいて、せっかくの制度でございますので、精神の疾患でどこの病院を受診しているかというのはレセプトで、市でもわかると思いますので、そういうところにもお願いしてですね。

いずれにしても、御本人にそういう制度があるということをお知らせいただく以外には、本人申請ですからね、出てこないわけでございますので。しかも高齢者の方ですと1割負担ですから、どっちを使っても一緒ということになるかもしれませんが、本来は自立支援医療で、国の制度の中で使ったほうが国民健康保険医療費の節約にもつながるはずでございますので、ここはきちんと制度を使うことと、それから、そうした市の独自の制度があることを周知することについて改めて御検討いただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、議員のほうの御質問に御答弁させていただきたいと思います。

平成29年の9月議会におきまして、議員より介護認定を受けている方の半数以上の方が障害者手帳等を持ってみえない。また、手帳が取得できるか、どういうサービスが受けられるかわからない方が多いとの御質問をいただきました。

市のほうといたしましては、手帳をとれる可能性のある方には、介護高齢課のほうで、障害者控除認定証を発送時におきまして周知をさせていただいたところでございます。また、障がい者の受けるサービスにおきましては、その障がいの種類、程度によりまして異なっております。全ての内容を周知することは難しいことでございますので、広報、ホームページ、また御要望があれば出前講座等もさせていただきまして、市民の方に広く周知してまいりたいと考えております。

また、訪問相談員のお話をいただきましたが、これにつきましては早急な対応はちょっと難しいかと思っておりますので、市役所内の関係各部局、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携を図って対応してまいりたいと思っております。

また、おくられている精神障がいへの対応ということでございますが、こちらにつきましても、この制度の周知につきましては、ケアマネジャーが参加されますサービス調整会議などで周知を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 要するにそういう制度があるということ、例えば海南病院なら海南病院に何年も通院して治療を受けている人たちが介護を受けている人が、全く知らないんですよね、そういう制度。ところが、市は要するに保険年金課のレセプトによって通院治療を受けている人についてはチェックできますし、それから介護認定の方については既に介護

高齢課で、要するに税の控除証明証を発行していますから、具体的につかんでいるんですよね。そこへの具体的な働きかけをすることが、私はこの問題の鍵だと思うんですよね。

だけど、今、課長がおっしゃったように、一気に全部なんていうのは、とても今のうちの対応、あるいは病院との関係やケアマネジャーの皆さんとの関係といっても、やっぱりなかなかできないことだと思います、それはね。

そうすると、一人でも訪問相談員を置いて、そして具体的に解決する中でいろんな問題が見えてくるわけですね。1,000人近い人たちが、まず身体障がい者手帳の問題があり、それをさらに上回る人たちが、この75歳以上の通院治療による市の医療無料制度が使える仕組みで救済できるかどうか。手帳によるさまざまな支援制度というのは、これは精神障害者福祉法によって定められております制度ですので、結構そういう、特に所得の低い高齢者の皆さんにとってはメリットのある制度がたくさんありますので、一日も早く、今ここで堂々巡りの質問をしておってもいかんと思います。私も時間がありませんので、それについてはそう繰り返すことはしませんが、一日も早くそういう体制をとっていただいて、具体的に解決する。そして、解決された人たちが口コミで、周りに似たような人がおりますからね。話をしてくれるようになれば、私はこの問題はかなり大きく前進をするし、またそのことによって市の障がい者施策や、あるいは自立支援医療と、それから市の制度ということによって、やっぱりまず自立支援医療を使うということが、多分、国民健康保険の給付を節約する上でも鍵になるとと思いますので、そういう意味からも、こうした問題についてはしっかりとひとつ対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そういった連携ということがスムーズにいけないという御指摘でございます。

私どもも病院がさまざまな窓口において、どのような対応がされているということにつきましては、少し理解として未知数なところもございますので、一度、三宮さん、海南病院の事務長と、そして私ども行政と、そして皆さん方と、一度膝を合わせてしっかりとこの問題について話し合う場をつくっていききたいというふうに思っておりますので、そのように海南病院のほうにも要請をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、一步一步やっぱり具体化していくことと、これはやっぱり医療機関の御協力があればもっともっと改善できることだと思いますので、ぜひそういう機会がありましたら、私も参加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移りますが、私はやっぱり市民に寄り添って、いろいろできる市

がサービスをしっかりやってほしいということで、お金を使う質問ばかりやっておりますが、最後に、市の行政改革というか、本来の行政改革の問題で、入札制度の改善についてお尋ねいたします。

以前は、多くの市町が工事だったり物品の購入だったり、一定規模以上のものは入札をする、あるいは相見積もりをとるとか、いろんなことをやる仕組みになって、そして少しでも節約をしていくということが、どこでもやられてきたわけではありますが、国のほうは以前から市町村による本来の設計価格から歩切りをすることは、やっぱりよくないと。ましてや中小企業は大変な時期でありますから、そういうことはきちんと歩切りをしないようにして発注を行うということを強く求め、当市もそのように、現在は間違いなくやっておられると思います。

問題は、もう一方で、これはバブル崩壊の後、平成10年少し前からだったと思いますが、国のほうで全国の市町村に要請されたことの中に、これは国会でもいろいろ問題になったり、あるいは特に大手企業が独占的に受注できるようなものについては、めちゃくちゃな値段でそんなに大きくない市町村は買わされているというようなことが問題になりまして、その時期にバブルでめちゃくちゃあった公共事業単価を大幅に引き下げて適正なものにする。それは設計の見直しによって10%、それから入札制度の見直しによって、競争入札がちゃんと担保できる、そういう方向によって10%、合わせて20%以上の節約ができるようにということで一斉に取り組まれました。

我が町でも、そのことによって大手企業が独占的に受注していたものに対して、その当時いろいろ私たちが申しあげましたし、市当局も、当時は町ですね。弥富市はまだそのときはできていなかったですから。いろんな議論の上、踏み出して、大体、学校の電子機器類だとか、それから消防の積載無線だとか、そういうもの。あるいは、学校ばかりじゃなくて、そういう電子機器なんかで大手のメーカーや事業者が受注するものについて言うと、80%台だったり、物によっては60%台だとか、そういう形での節約ができて、今日でも大体、電子機器についてはそれに近いような入札結果があります。

ところが、弥富市の、特に建設事業の、しかも地元の業者の皆さんが中心になっている入札結果が、調書を見ますと、ほとんど90%台の後半が当たり前という状態が、最近とみに目につくようになっております。たまたまいろんな事情があって、他の市町の業者が入ったときには、結構、落札額が下がることもたまにはありますが、基本的には数社の指名競争入札ということでございますので、ほとんど慢性化しております。やっぱりこういうものにつきましてはきちんと、今、福祉センターにも新年度から風呂について、石けんや洗剤も全部、今市がサービスで出しているのを自分たちで負担を、持ってきてくださいという紙が張ってあるそうですが、そういうことまでして、あるいは今のような値上げを、本当に大変だとい

うことがわかっておっても値上げをせざるを得ないという状態のもとで、やっぱり一貫して国が言っている、少なくとも競争入札がきちんと行われれば、あるいは設計の見直しがきちんとやって、時価相場も見ながら、結局、電気機械設備なんかは割方低くできるのは、メーカー希望価格、要するに定価と実際の市場価格との差があることがそういうふうになっておるような気がするんです。

たまたま、このたびは庁舎の入札で90%近いところまで行ったこともあって、全体の平均額としてはそれが押し下げるかもしれませんが、やっぱり一番お互いに頼りにしなければならぬ、業者の方から見ても、我々もしなきゃいかん、地元の業者の方が中心になって参入されるのが、90%台の後半が当たり前というのは、私は皆さん自身がそういう人たちと接するときに、お互いに力を合わせてこのまちを守り立てていくということで、御協力をやっぱりきっちりお願いするとかいうことを前提にしながら、精いっぱい頑張ってくださいというような入札の仕組みができることが望ましいと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えか、御答弁いただきたい。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、現在進めております新庁舎建設事業やJR・名鉄弥富駅整備事業など、大型事業が続いてまいりますとともに、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されており、本市の財政状況はこれまで以上に大変厳しい状況が続いてまいります。

そうした中、議員も言われましたように、昨年実施いたしました新庁舎建設工事の入札におきましては、予定価格の90.65%で落札していただきまして、市としても財政運営上、大変ありがたい結果であったと思っている次第でございます。

また、新庁舎建設工事を含めた本年度の工事の平均落札率につきましては、2月末現在93.66%であり、昨年度よりは低くなっておりますが、以前のように90%近くにはなっていない状況でございます。そうしたことの要因の一つには、建設資材や人件費の高騰により業者の皆様の積算価格が上昇してきていることもあると考えております。

今後も、設計段階で無駄を省き、コストの削減できないかなど精査していくとともに、競争性確保の観点から、入札方式につきましても、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、財政課長がおっしゃったように、庁舎があったからそういうふうになっただけで、庁舎がなかったらかなりのところに行っておるわけですね。ここは、今の市の設計価格がきちんとしておれば、当然これは利益も見込んだ発注ですので、違って

おってそういうふうになっておれば、またそれは別の問題なんです、まず自信のある設計価格だったら、きちんと競争入札が担保できる仕組みと同時に、やっぱり地域の業者の皆さんにも、私たちもそういう人たちに支えてもらわなかったら、このまちのいろんな、特に災害時なんか何もできない状態になりますので、御協力をお願いしなきゃいかんわけですが、もう一方でいくと、市民の皆さんの税金でやっている事業でございますので、やはり最大限の努力をしていただいて、その中で利益確保をしながら、競争入札が、市民が見ても、ああ頑張っておるなど言ってもらえるようにする努力は、私はやっぱりこれは市当局の努力に負うところがかかなり大きいと思いますので、そのことを心して対応していただくことを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1問目になりますが、男女共同参画の視点で避難所づくりをについてお伺いしたいと思います。

文部科学省は来年度の組織改編で、女性の社会進出を支援してきた男女共同参画学習課を廃止し、新設する共生社会学習推進課に男女共同参画学習室として統合するとの報道がありました。再編の目的は、学校教育と社会教育の縦割りを克服し、より横断的・総合的なビジョンに基づく教育行政を展開するためとしています。しかし、ジェンダーギャップ指数を見ても、先進国で最下位である日本で男女共同参画課という柱を失うことは、真の男女共同参画がますます遠のくものと危惧しています。

当然、全国の女性団体からは、男女共同参画社会が実現するまでは存続させるべき、また共生社会の一部ではないことを強く主張し、要望しました。文科省ではこれに配慮し、再編成では男女共同参画・共生社会学習推進課にする方針を固めました。本市においても、これに基づき、さらなる男女共同参画の推進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今回、私の質問は、この男女共同参画の視点から見た避難所設営・運営についてお聞きしたいと思います。

地域防災の一つとして、2月に市民参加型の防災ワークショップが開催されました。私は行くことができませんでしたので、市のホームページを見ました。開催されたことは載って

いたんですけども、結果、報告的なものは載っていませんでした。これは、自主防災会の勉強会・研修会だと記憶しているのですが、参加していない市民の方に、その内容は報告されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

防災ワークショップの結果につきましては、3月より各地区の取り組みや課題などのまとめをホームページにアップしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 実は、3月の「広報やとみ」を見ましたら、そのようなことが書いてありましたので見ました。私、でもこれをホームページで見たのは初めてだったので、こういうことは積極的にホームページに載せていただきたいなと思います。

私たちは、自助・共助・公助という言葉は何度も耳にしています。自分の身を守れたら、次は共助です。最悪の被害を想定したとき、避難所での生活が始まることとなります。これが共助にもつながっていくわけですが、東日本大震災のとき、この避難所での生活は5カ月から6カ月にも及んだと聞いています。最悪の場合を想定して訓練しているわけですが、避難所生活もどのくらい続くのかわかりません。二、三日なら過ごせても、家屋の崩壊などで住む家がなくなってしまうたら、そんなわけにもいきません。やむを得なく避難所での生活を強いられることとなります。市では、1次開設避難所、2次開設避難所、3次開設避難所とあるわけですが、避難所生活が長く続くことになった場合、どのように対処されるお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 市では、1次、2次、3次の開設避難所があるが、避難生活が長引く場合の対処はという御質問でございます。

避難所とは、災害で住家が被害を受けた人、電気・ガス・水道などライフライン機能が寸断、もしくは著しく低下して生活が困難になった人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を行う場所でございます。

避難所は、発災直後の被害の状況や程度に応じて、順に1次・2次・3次避難所まで、最大で市内36カ所を開放いたします。

御質問の避難生活が長期化した場合でございますが、恐らく発災直後から物資不足や避難所のバリアフリー化などの災害時要配慮者への対応が課題になるほか、長期化することにより、プライバシーの保護、心身の機能の低下対策、施設管理者主体の運営から避難されている避難住民主体の避難所運営の切りかえや被災者の生活再建に向けた取り組みが必要となります。

避難所の運営については、その開設時から閉鎖時までにおいて、発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期、次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期といった段階に分類されます。市といたしましても、人員や物資に限られる中、この段階に沿った最優先とすべき事項を県や、関係機関や、ボランティア団体などと連携をいたしまして、自主的に避難者のコミュニティの形成や自治的な取り組み、生活再建に必要な情報の提供、被災者の尊厳が守られるよう支援を行ってまいりたいと考えております。その後、地域のライフラインの復旧状況に応じて、避難施設の統廃合を行い、避難所施設を原状回復してまいります。

これは、避難所が学校・保育所などの公共施設が大部分を占める中、これらの施設はライフライン復旧後の市民の皆様の生活再建のために最も早く復旧しなければならない保育・教育施設でございますので、御理解を賜りたいと存じます。最終的には、1次開設避難所を中心とした施設への統合をしたいと考えております。

なお、住家をなくされた方への対応といたしましては、応急仮設住宅での受け入れなど、避難所を利用する皆様の気持ちに寄り添って対応してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ここ数年、台風も大型化してきています。そして、どこで大雨が降るかもわかりません。しかし、これはある程度、天気予報などで予測は可能です。予測ができないのが地震です。いつ起きるのか、朝なのか、昼なのか、夜なのか、冬なのか、夏なのか、そのときの状況で指定されているそれぞれの避難所にはさまざまな人が避難してきます。高齢者の方、妊婦さん、障がいを持たれている方、小さなお子さんがいる方、病気で体調を崩されている方、また外国人の方、たまたま弥富にいた方など、本当にさまざまです。そして、そこにはまたさまざまな人権やニーズが出てきます。

避難所の設営・運営に当たりいろいろな決め事が必要になってきますが、現在の時点で何か市として自主防災会に対して助言はしていますか。また、逆に相談や報告を受けることはありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

避難所運営についての自主防災会への説明などについてでございますが、昨年6月に開催いたしました平成29年度自主防災会全体会の際に、全ての自主防災会及び自主防災会を結成されておられない自治会についても避難所運営マニュアルをお配りしており、同10月に開催しました防災ワークショップ全体会におきまして避難所運営について御説明いたしました。

この避難所運営マニュアルとは、避難所となる施設の管理者や、自治会、自主防災会や地域の役員などの皆様と行政がそこに避難されている市民の皆様と協働で避難所のルールや役

割などを決めて、避難生活がより快適になるような組織——マニュアルにおきましては避難所運営委員会というものでございます——を立ち上げ、運営、訓練などの手順についてマニュアル化したものでございます。

自主防災会におきましては、HUG訓練（避難所運営ゲーム訓練）などについて相談を受けたり、自主的に既に行っておられる団体もあり、今後もこの運営マニュアルについての周知を行うとともに、実際に避難所運営を地域主体で自主的に避難所運営委員会の組織の立ち上げができるよう、自主防災会の訓練や学区単位での防災訓練に取り入れていただきますよう、助言・啓発などをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これは、東日本で被災された避難所生活を体験された方のお話ですが、避難所での生活は、東日本大震災のときの様子は写真などで皆さんも記憶にあると思いますが、体育館全体に布団が敷かれ、人の布団を踏まないように歩かなければならない。囲いもなく、プライベートもない。1カ月以上もお風呂に入れない状態。その中で集団生活は、命が助かったとはいえ、絶望的なものだったそうです。ただ、そんな中、子供たちが元気に遊ぶ姿を見て、生きる勇気が湧いてきたと言われた方もおられたそうです。

このようにたくさんの方が共同生活をしていく上において、冬ならばインフルエンザや風邪に、夏であれば食中毒などにも気をつけなければいけません。避難所はたくさんの方が出入りする場所なので、常に清潔にしておかなければなりません。玄関の清掃、これはすごく汚れるそうです。洗濯も、洗濯ができて干す場所がなかったそうです。物干し専用の男女それぞれのスペースが必要となってきます。トイレ掃除も大変です。そして、食事の支度です。炊き出しも、ふだん練習しているような恵まれた環境でつくるわけではありません。もちろん、訓練は必要ですが、このような状態も考えて取り組んでいかなければいけません。

冬ならばお湯も使えない。雨が降れば、風も吹きます。これらの大変な仕事を女性自身も、そして男性も、女性がするものだと決めてはいけないことです。何日も続く避難生活で、20人くらいでグループを決めて女性が担当したそうですけれども、洗濯、掃除、食事の支度、本当に休む間がなかったそうです。その女性たちは本当に皆さん疲れ切ってしまったそうです。要するに、性別によって役割を決めてはいけないことを習いました。

また、生活環境やプライバシーの問題からも、ふだん気にならないことも気になったりします。避難所では、ふだんなら理解していることが、不安やストレスから混乱してしまうようです。ある区長さんが、こんなときこそ一番に飛んでくるのが行政だろうとどなったそうです。私たちは行政も被災することを忘れてはいけないのです。

また、ストレスがたまることにより、ドメスティック・バイオレンスなどの精神的な問題も出てきます。また、車の中で生活することによるエコノミー症候群も心配しなければいけ

ません。

熊本地震のとき、東日本大震災の避難所設営を教訓に、避難所ではカーテンで間仕切りをすることにより更衣室や授乳室もつくり、人の布団を踏まなくてもいいように通路もつくりました。中心には慰問に来られた人たちに対処できるスペースもとったそうです。弥富市では、避難所のレイアウトはつくってあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 避難所運営に当たり、レイアウトはありますかという御質問でございます。

市内避難所につきましては、全て避難所カルテを作成し、避難所マニュアルとともに配置しており、避難所担当の職員はもちろんのこと、発災時の避難所運営の際にどなたでも活用いただけるものでございます。

避難所カルテとは、避難所となる施設の図面、備蓄食料、設備、装備品などを図示、数値化したものでございます。

避難所レイアウトにつきましては、災害により用途も違ってくるため、避難所運営マニュアルにレイアウトの例を示してございます。その中には、避難所運営に必要な更衣室、介護室など、必要な部屋の説明や必要な設備を図示や写真を織りまぜて解説した資料も作成しております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 避難所カルテ、避難所マニュアルですが、どなたでも御活用いただけるというのは、どういうところに、設置か何かはされているんですか。どのように活用すればいいですかね。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） どなたでも、どのように活用すればよろしいかという御質問でございます。

避難所運営マニュアル・カルテにつきましては、地区の役員の方であったり、避難された方であったりといったものを、基本的には施設の窓口付近に設置をさせていただいているところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 避難所カルテや避難所運営マニュアルが作成してあるとのこと、先日、私もそれを見せていただきました。各避難所や自治会に、それが配られているとのことでしたが、私は初めて拝見しました。こんないいものが作成してあるのなら、もっとたくさんの方の市民の方の目に届くところに置くべきだと思いました。

先ほど答弁にありました施設管理者主体の運営から避難住民主体の避難所運営の切りかえ

の取り組みが必要とのことでしたが、この避難所カルテや避難所運営マニュアルを各避難所に、先日、皆様、市民の方に配られた津波ハザードマップや津波避難計画と一緒に、誰でも見ることができる場所に置くことが、その取り組みの一つになるのではないのでしょうか。

避難所生活は誰もが避けたいことです。しかし、やむなくそうしなければならなくなったとき、少しでも快適に過ごせるよう、準備万端とは言えないかもしれませんが、平常時にできることはやっておくことが大切です。

女性として、地域防災なども含め、何ができて何ができないのかを気兼ねなく話し合う場所が必要ではないかと考えます。本市においても防災会議を開催していますが、女性の委員の方、会議に出てこられる女性は全体の何人くらいを占めていますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 弥富市防災会議での女性の割合はという御質問でございます。

市防災会議の女性の参画につきましては、委員15名中、市女性の会の代表の方1名の全体で約7%でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 15人中1人は少ないですね。せめて、最低でも3人ぐらいは欲しいところだと思います。

〔発言する者あり〕

○6番（鈴木みどり君） 3人でも少ない。5人くらい。1人は少ないと思います、確かに。

女性の視点から、避難所の設営・運営、防災について女性たちのたくさんの意見を聞くため、提案ですが弥富市女性防災会議を開いてみてはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

昨日が、平成23年3月11日、東日本大震災から7年が経過したというような状況の中で、今またあの災害に対して、さまざまな教訓を生かしていかなきゃならないという形で、多くの自治体がさらに取り組みを強化していこうということがあろうかなあと考えております。私も平成30年度の施政方針の一つの大きな柱として、もっと災害に強いまちづくりをしていくんだということを市民の皆様にお訴え申し上げておるところでございます。

この間、さまざまな自助・共助・公助というそれぞれの役割の中で、その連携が大切ですよということを防災・減災上の問題からお話しさせていただきました。また、特にハード面については、国・県というような状況の中でのさまざまな施策の中でお願いをしているところでございますけれども、最近はソフト面の充実ということが大変重要だろうと認識もしているところでございます。

男女共同参画の視点から女性防災会議を開催したらどうかという御意見でございますけど、大変重要な視点だろうと思っております。女性のプライバシーの問題、あるいは女性の視点から避難所のあり方、あるいは運営のあり方ということについては、我々行政もしっかりと考えなきゃいけない。

そうした形の中においては、今、るる担当のほうから、行政が現在考えている一つの指針というか、そういったことにつきまして具体的な例も踏まえてお話をさせていただいたわけでございますけれども、昨年の防災ワークショップにおきましても、民生・児童委員の女性の方、あるいは保育士、あるいは先生方にも参加をいただいて、女性の視点で意見交換をすることができました。

市の内部の会議という状況の中においては、女性だけで会議をするということではできるとも思います。そのようなときにぜひ、女性の会の団体という形の中で、この防災ということについて、一度しっかりとそれぞれの地域の女性の会の皆様方と御議論をいただき、その内容についてまた私ども行政にぶつけていただければというふうにも思っております。そうした形の中で、まずは女性の会の中で女性の防災会議というような形の中でやっていただくのもいいかなあと思っております。

しかしながら、防災会議というのは、関係機関という形のもの外部的には大変重要になるわけでございます。例えば消防であったり、警察であったり、あるいは県の機関であったりというような状況の中で防災会議をどうしてもやっていかなきゃならない。私たちだけでは解決できない、女性だけでは解決できないということが多々あろうかなあと思っております。そうした形の中において、外部的な形の参加も含めてやっていく場合においては大変難しい面もたくさんあると。どうか女性の会のほうで、一度防災会議というか、この防災ということに対して、あるいは避難所のあり方ということを中心にでも意見を集約していただければ、我々としてはありがたいなあと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位にも御案内を後ほどさせていただこうと思っておりますけれども、あの釜石の奇跡という形で「てんでんこ」、いわゆる子供たちの多くを救った片田先生の防災講話、この話を6月9日に、また弥富市で開催をしていきたいと思っております。これは、木曾川下流の広域自治体における防災という形の中で過去からやってきているわけでございますけれども、その一環として今度は弥富市で開催をしていきたいと思っております。

そうした状況の中で、例えば女性の観点からの避難所のあり方ということについては、片田先生にも私のほうから助言をいただけるように、事前にお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私が女性防災会議と言ったので、少し市長は構えてしまっている部分もあるのかなと思うんですが、いろんな立場の女性がいると思うんですね。もちろん、子育てしている方、お店を経営している方、介護をしてみえる方、何らかの障がいのある方、いろんな女性の立場からの意見が少しでも聞ける、そういう話し合いができる、その中で話し合った女性の意見をまた市の防災会議があったときに取り組んでいただけたらいいかなと思って、ちょっと名前はかた過ぎちゃったかなということもありますが、私はそんな気持ちでいました。いろんな立場の女性の意見を聞いてみるのもいいんじゃないかなと思いました。

私たちの地域では、幸いにも大きな災害には遭遇していません。その分、災害に対しての意識も薄れてしまっているわけですが、先ほど市長も言われましたように、昨日は東日本大震災から7年ということで、テレビでもそのときの状況が何度も放映されていました。平常時だからこそ、できることはやっておく。私たちも気持ちを新たに引き締めて、そして男女共同参画からの視点で取り組んでいき、また行政にも要望して、この件の質問は終わります。

続いて、2問目の質問に移りたいと思います。

2問目ですが、風車と噴水の管理についてお伺いしたいと思います。

今から約13年前、平成17年に長久手で愛知万博が開催されました。当時、各市町村で一市町村一國フレンドシップ事業が展開されました。当時はまだ弥富町でしたが、オランダとのフレンドシップが決まりました。友好を深めるため、弥富町からも何人か募りオランダに出かけました。私も参加者の一人でした。オランダも干拓地であり、運河も多く、地形的にもこの弥富市と似ているところでした。そんないきさつもあり、オランダの風車を社会教育センターの筏川沿いに設置したと記憶しています。設置当時は風車の羽根も回っていて、それなりの趣もありましたが、今では何でこんなところに風車があるのだろうと思う人も少ないのではないかと思います。

また、風車のある筏川の中に噴水があり、夜になると虹色に水面が光っていました。それが、いつの間にか気がつけば風車は回らず、噴水も上がっていません。当時、この風車や噴水を設置するのに、かなりのお金がかかっていると聞きました。風車があるところもきれいに整備はしてありますが、多額をかけてつくったものが現在では全く生かされていません。いつから風車はとまってしまったのか。噴水はいつから出なくなってしまったのか。その理由はなぜなのか。管理費は幾らかかっていたのか。修復はできなかったのか。市の管理はどのようにしているのか。

今回、市民の方から、成人式のときや春まつりのときにでも動かせばいいのに、ずっと動いていないけどどうなっているのかなと尋ねられました。私も、そう言われれば、いつの間にかとまってしまっているなあと思いました。せっかくたくさんのお金をかけてつくったものなのに、それが生かされていないことはもったいないことだと思い、残念なことです。

今さらこのようなことを言うのもおかしいのですが、これは一つの提案ですが、気がつけばということは、逆に言えば余り気にもなっていなかったということにもなります。そこで、あの風車を三ツ又池公園に移転してはどうかと考えました。オランダでは風車とチューリップのイメージがありましたが、弥富市版の芝桜と風車というのも絵になるのではないかと考えました。せっかく多額をかけてつくったものですし、新たなものとして弥富市の観光に利用してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、鈴木みどり議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、噴水の件から答弁をさせていただきます。

噴水はいつから出なくなってしまったのか、その理由はなぜか、修理できなかったのかということですが、平成10年にふるさと創生基金を活用し、第3回の金魚サミットに向けて設置された施設であります。平成22年度までは保守点検記録で正常に作動していることは確認ができますが、23年度以降は保守点検記録がありませんので、23年度以降の故障で噴水は出なくなったということです。

出なくなった理由、修理できなかった理由でございますが、外国製の噴水であり、部品が入手できなく、修理不可能であり、現在に至っております。

次に、管理費は幾らかかっていたのかという御質問でございますが、保守点検委託料として年間59万8,500円でございます。

次に、市の管理はどのようにになっているのかという御質問でございます。

噴水施設、配電盤などは撤去せず、存置させております。

次はオランダ風車の件でございます。いつから風車はとまってしまったのか、その理由はなぜかということです。

オランダ風車につきまして、平成16年度に弥富町合併50周年記念事業として、この風車についても、ふるさと創生基金を活用し、モニュメントとして建造され、設置後は春まつりや成人式などのイベントなどに風車を回しておりました。しかし、平成22年度を最後にとめております。その理由といたしましては、年間稼働率から、行財政改革の一環として、経費削減対象として風車停止を決定しております。

次に、管理費は幾らかかっていたのかという御質問ですが、保守点検委託料としまして年間36万7,500円でございます。

次に、市の管理はどのようにしているのかという御質問でございます。

現在は、風車を回さず、緑地内の合併記念事業のモニュメントとして管理をしております。

最後に、風車を三ツ又池公園に移転してはどうかという御質問でございます。

この風車の建造に至る趣旨や移転費用を考えると、現在の状況を維持することが望ましいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今回、私、このような質問をしましたが、噴水も風車の羽根も修復の見込みがないとのことでした。改めて市民の方に、まだこの現状を知らない方もたくさんお見えになるので、これを周知していただけたらと思い、質問させていただきました。これで私の今回の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります那須議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、国民健康保険税について、コミュニティバスについて、また就学援助について、この3点について質問させていただきます。

まず、1つ目でございます。

国民健康保険税についてでございますが、初めに来年度から県に一本化されるということでございますけれども、弥富の国保の加入者の負担はどうなっていくのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで制度の安定化を図ることとされました。この新制度は、愛知県が示す標準保険料率を基準に本市の保険料率を決定し、主に賦課・徴収した保険税を原資に、事業費納付金として県に納めることとなります。

本市の平成30年度事業費納付金額は12億536万4,596円で決定し、同時に標準保険料率が提示されております。現在の税率では歳入不足が見込まれるため、平成23年度より据え置いてまいりました保険料率を改正することになりました。保険税全体で約3,500万円、約3.84%の増加を見込んでいます。

実際の世帯への保険税影響額は、年額で、60歳単身、所得なし、固定資産税なしの世帯で

900円、70歳代夫婦、年金収入300万円、固定資産税10万円の世帯で7,900円の増、40歳代夫婦と子供2人の4人世帯、給与収入500万円、固定資産税10万円の世帯で1万9,500円の増となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 3.8%程度の増加ということと、今、るる例を挙げていただきましたが、40歳代夫婦でも結構上がるなと思います。

じゃあ、次の改定で国保の最高額、今の中でどれぐらいになりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 平成29年度の国民健康保険税の課税限度額は、医療分54万円、後期支援分19万円、介護分16万円の合計89万円となっています。平成30年度の国民健康保険税法の改正により、法定課税限度額は、医療分が4万円増額で58万円とし、合計で93万円になる見込みでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） かなり大きな負担となっていくということでございますけれども、以前、国保料が値上げさせたときですが、市も努力するというので、市民にも負担増をお願いするというので、私としては過去の経過を聞いております。その際には、市としては2億円規模で法定外の繰入金も行っており、負担軽減に努めてきたんですけれども、近年、この市の繰入金は減少しておりまして、先ほどの質問の答弁にも市長自身が言っておりましたけど、1億円ということになっていると。県に一本化されても、徴収業務や国保料を定めていくのは市の役割ということで、これまでどおり繰入金も入れられるわけでございますけれども、この繰入金に対しては今後どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 都道府県単位で国保運営をすることになりまして、県は財政運営の責任主体になることに伴い、改正後の国民健康保険法に基づき、国民健康保険運営方針を定めるものとされています。この国保運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営を図り、安定的に運営していくため、県と市町村において財政収支の改善等について検討を行うとともに、市町村は赤字についての要因分析を行い、必要な対策について整理すること、県は国保運営方針に市町村ごとの赤字解消または削減の目標年次及び赤字解消に向けた取り組みを定めることとしています。

国民健康保険税の引き上げ、収納率の向上、保険者努力支援制度の活用により赤字の削減を行うとともに、本市における軽減対策を引き続き講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 赤字解消ということで言うておりますが、正直な話、今後、高齢者も

ふえていく中で、なかなかこの赤字解消というのは難しいのかなと思いますので、繰入金はこれまでどおり、それ以上にふやしていくということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 法定外の繰り入れについては、額をどれほどにするということについては今後のことは申し上げられませんが、引き続き軽減対策を講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市としても大変財政も厳しいと市長もおっしゃられておりますけれども、それ以上に国保加入者のほうも自分の家庭の生計を立てるのが大変厳しいということをご理解していただいて、理解していただいておりますけれども、そういった形で負担軽減、引き続いて努力していったほしいと思っております。

また、1997年の鈴木知事の時代は、28億円ほど県が国保の補助金を出しておりました。ところが、神田県政になってだんだんと減っていき、とうとう大村県政になってはゼロになったんですね。市町村の自治体が繰り入れないと、住民の負担が大き過ぎるということで、市町村の補助を入れていたと思うんですけれども、市町村の補助を減らしていくというふうを考えるならば、県が以前のように繰入金を行って負担軽減に努めるべきだと私は考えておりますが、一本化になったことによって、県がこうした繰入金をするというようなことはあるんでしょうか。それがもしあれば、どれぐらいの金額で入れられる予定なのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 県の繰入金でございますけれども、従来どおりの法定繰入金はございますが、新制度導入に伴う新たな県の独自財源の投入はございません。国からの追加公費は県全体で約125億円となっております、事業費納付金の算定には反映をされております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ごろ国のほうも、従来から約束しておりました1,700億円を投入したわけでございます。そして、国保財政の赤字ということに対して少しでも軽減していきたいという策がとられました。今現在は、この1,700億円の投資において国全体の国保運営の赤字は1,400億円ぐらいだろうと思っております。これからも国のほうからの財源というものを、県も、そして私たち市町村も当てにしていかなきゃならないというような状況だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国のほうは、そうして1,700億円ということで入れていただくという

ことをございますけれども、私としては県も、こうした一本化になったということで、ぜひ県のほうも負担をお願いしていただきたいと思いますし、弥富市だけではなく全国、県内もそうですけれども、厳しい状況にあるにもかかわらず、愛知県というのは結構恵まれていて、トヨタ自動車とかを抱えているもんですから、財政としては1・2位を争う自治体だと思っておりますので、その県がせっかく一本化になったときに出さないということであれば、おかしいんじゃないかなと私は思っております。

例えば東京都では62億円ほど、こうした独自財源を入れておりますし、ほかにも10都道府県が1億円以上という形で、こうした繰入金を出しております。市町村自治体が大変だということで国保の補助を出している都道府県がこうして多くある中で、財政豊かな愛知県がそれを出さないと。そのかわりに例えば大企業には大幅な減税を行っている。1社当たり最大100億円という形で減税を行っているということもありますので、そうした金額があるならば国保に回してもらいたいと思っておりますので、ぜひ市長のほうからもお願いしたいと思っております。

弥富市は、また県の示す徴収額どおりになると急激な負担増となるということで、たしか激変緩和措置というものがとられていると思います。この緩和措置というものは、いつまでもこの緩和がずっと続いていくというわけでは私はないと思っておりますので、この先の危惧がされるわけをございます、この先、年々と上がっていくということなのか、将来的にはどこまでの値上げの負担が、市民に負担となっていくのか、想定される部分で構いませんので、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 国保事業費納付金が、国等の公費投入による激変緩和措置として、県全体で22億円、弥富市は1,024万6,661円の減額となっております。平成31年度以降の激変緩和措置の方針が決まっていないため、国保事業費納付金額がどれくらいになるのか現在のところわかりませんが、激変緩和措置が減額となれば、保険税への転嫁は避けて通れないと考えております。しかしながら、現在のところ毎年の税率変更を行う予定はしてございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 当面のところ、これ以上上げるということは、年々と上がるということは想定されないということをございますけれども、結局のところ、1,024万円程度の金額は住民にお願いしていく形になるのか、もしくは市がこの分は頑張って出していくということになるかと思っておりますので、そういった部分でまたそのときに議論させていただきたいとは思っておりますけれども、国保の加入者は高齢者や非正規の方、比較的本当に余力のない人たちが入っているケースが多いということで、現在、会社勤めをしている方も、退職

してしばらくは、こうした国保加入者になってくると思います。

そして、国保というのは、社会保障としての側面を持ち合わせていると。国民皆保険の制度の根幹となっていると私は思います。しかしながら、その負担率は、ほかの社会保険制度と比較しても高いものとなっているわけでございます。

ここで、配付させていただいた資料の、皆さんからいうと多分裏側になると思うんですけど、こういう表がついた部分があると思うんですね。そこをちょっとごらんください。

これは、愛知県が国に対して要望を出した際の資料で、愛知県のホームページにも載っているものでございますが、この資料に載っているとおり、この表を見ると、全国で国保の負担率というのは、保険料負担率の横のラインを見ていただければと思いますけれども、全国では10%国保加入者に対するの負担があると。愛知県でいうと、これが8.5%になるわけでございますけれども、それに対して協会健保や組合健保を見ますと、協会健保ですと7.6%、健保組合になりますと5.3%ということになっているわけでございます。

これを見ても、国保加入者のほうが負担が大きいということがすぐわかるかと思えますけれども、こうした国保の負担を軽減して、ほかの社会保険の負担に近づけていく努力が私は必要だと思っております。例えば一宮市なんかでは、国保の子供の分の均等割を減免するなどの努力を行っていたりします。ぜひ市としてもそういった形で考えていただきたいと思っておりますので、市としてはどのように考えているか、または市長は国保加入者の状態と負担率を見てどのように考えておられますか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 法定外一般会計繰り入れを投入しているため、弥富市の改正後の均等割額は1人当たり3万9,000円で、県の示している標準保険税率の4万4,041円と比較すると、約5,000円安くなっております。また、所得割についても、標準保険税率が10.51%でございまして、本市の改正案は8.5%でございまして、これも大きく下回っております。

また、当市の減免制度には、障害者医療受給者証、母子父子家庭医療受給者証、原爆爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている方の均等割額の10分の5を減額しております。その他にも、事業廃止や失業等により著しく収入が激変した世帯は申請により、生活保護世帯基準生活費の100%以下の世帯は10分の10を、110%以下の世帯は10分の7.5を、120%以下の世帯は10分の5を、130%以下の世帯は10分の2.5の保険税の所得割額を減額しております。

保険税とは別に、生活保護世帯基準生活費の115%以下の世帯には一部負担金の免除、130%以下の世帯には一部負担金の2分の1の減額、140%以下の世帯には一部負担金の徴収猶予制度がございまして、これらの制度を市民の皆様になお一層周知していきたいと考えております。

また、ふえ続ける医療費増加の対策として、保険年金課に保健師2名を配置し、保健事業の充実を図っております。特定健診の受診率向上のため、年2回の未受診者への受診勧奨はがきの送付や健康フェスタ等における特定健診のPR、特定保健指導の利用率向上のため、新たに結果説明会や運動指導教室を実施、生活習慣病重症化予防対策として該当者の方へ医療受診勧奨や運動指導教室等への参加勧奨等を行っております。さらには、平成30年度から特定健康診査の自己負担を無料化し、大幅な受診率の向上を図り歳出削減を目指してまいりますので、保険税引き上げに御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、赤字解消削減の取り組みが必須となっております。本市単独の対策では保険税の増額による市民負担は大きくなることが想定されますので、今後とも国・県に激変緩和措置の継続を要望してまいりたいと考えております。

また、最後に議員のほうから一宮市の例が出ましたが、一宮市の制度と比べると一宮市のほうがまさる制度もございますし、また私も弥富市のほうが恵まれた制度になっている部分もございます。それぞれ市によって身の丈に合った制度を継続していくことが重要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員のほうから、国保加入者の状態と、その負担率を見てどのように考えるかということの御質問でございますけれども、私が今の仕事を担当させていただいたときには国保の加入者は1万2,000人でした、弥富市で。そして、今現在では9,000人台に人数が減ってきている。当然、財源として国保税という形の中でお願いするという絶対額が大変厳しくなってきたことも事実です。これは、ほかの自治体でも同じような状況が言えるのではないかなあと思っております。

また、医療費の点におきましては、高齢者社会というのがますます進んできているわけがございますので、当然、医療費というのがかさんできていると。我々が今回、県と一緒に共同運営をしていくという形ではございますけれども、その医療費に対する給付額は40億を超えているわけです。この財源をどうしていかなきゃならないかという根本的なことを考えていただきたい。私たちは少なくとも、少しでも運営がスムーズにいくようにということで、本来ならば繰り入れすることができない法定外の繰り入れをさせていただいておるわけでございます。それは、平成30年度では1億円ということになるわけでございますけれども、高齢化社会という形の中で、その医療費は高額医療費が物すごく伸びているんです。この辺も国保運営の大きな課題だろうと思っております。

そしてまた、健康診断を受けていただいて、特定健診であるとか保健指導を受けるようにという形で御指導いただくわけでございますけれども、国の目標は60%でございますけれども、大変残念ながら愛知県弥富市は40%台というような状況でございます。那須議員にもお

手伝いいただいて、この辺のことをもっと力強く御党の皆さん方にも御説明いただきたい。特定健診を受けなさい、特定保健指導を受けてくださいという形の中で、医療費の削減をどのようにしていかなきゃならないかということを含んで、市民全体で考えていかなきゃならないのが国保運営なんですよ。ぜひ御理解もいただきたいと思っております。

負担率につきましては、7年ぶりの改正です。これ以上、ととてもとても財源が厳しいという状況の中での我々としては措置でございます。平成30年度は市と県と一緒にやっていくということでございますので、また新たないろんな課題だとか、あるいはいろんな問題が見えてくるだろうと思っております。そして、それを平成31年、32年という形の中でいろいろ考えながら、知恵を出しながら国保運営については努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうから、加入者自体が減っており費用も大変ということと、あと高齢化が進む中で、割合が高齢の方や弱者の方が多いもんですから医療費も大変になってくると、そしてまた医療費の削減については努力していかなければならないのは共通認識かなあと私も思っております。そうした形では、特定健診ゼロなどの市の努力は認められると私は感じますけれども、これを私のほうからも広めていきますし、市のほうでも精力的に今後もアピールされていくと思います。

ただ、もともと国保というのは、本来、ほかの社会保険では被用者保険に当たる事業者負担という部分がないために、本当なら国が予算をつけてもっと出すべきだと私は思っています。以前は45%、こうした国の負担分があったのに対して、今は30%以下になっているということなんです。これが言われるように地方自治体も疲弊している大きな原因になっていると思いますので、特にまた、国もそうですけれども、先ほど県も独自の財源を出していないということで、財政豊かな愛知県が出さないこと自体が私にはあり得ないと思っておりますので、しっかりと国や県にも要望して、ここは医療費の削減と同時に、しっかりと国・県にも補助をつけてもらうように申請するべきだと私は思っています。

このたびは、この近くの民主商工会の方々が、私ども日本共産党の三宮議員と私が紹介議員となって、国に対しての意見書を採択されるようにの趣旨で請願が出されました。これをぜひほかの議員の皆さんに御協力いただいて、市民の負担軽減になるように国からもっと補助を出すべきだということで努力していきたいと思っておりますし、またこうした努力を議会としてもやっていきますので、市長としてもぜひ他の市町村と協力しながら国や県に対して、また市のできる限りの努力を積極的な立場でとられるようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たち市長会、また他の6団体というような状況の中においては、この国保運営については全国的な形の中での自治体の大変大きな課題であるわけですね。当然今までも国に対するさまざまな要望をさせていただきました。そして、今回でも国のお金を投入することにおいて、少しでも国保財政ということの赤字を解消していきたいという形で措置はとられておりますけれども、根本的な解決になっていない。これは私、繰り返し繰り返し言っております。社会保障・税一体改革という形の中での3党合意、自民党、公明党、そしてその当時の民主党というような状況の中で、消費税の改正分については全てを社会保障費に投入するという約束なんですよ。これが実行されないと、いつまでもいつまでも空論になってしまう。2%の額は約5兆円に匹敵するわけですよ。これを医療だとか、介護だとか、あるいは年金だとか、あるいは子育て支援と言われるような社会保障に回すことにおいて、我々自治体としても、あるいは国民の皆さん方が、その負担ということに対する大幅な軽減になってくるだろうということでございます。このことについても市長会を通じてお話をさせていただいているところでございます。

私たち、やっているんですよ。もっともっと皆さん方も、そういったことに対して力を入れていただきたい。そして、私が先ほどお話をさせていただいたように、もっともっと健康診断という形の中で、その結果に対して、みんなで医療費の削減をどうしていったらいいかということをお考えいただきたい。高額医療費がかさんできました。あるいは特定健診率も大変低いです。医薬品についても、ジェネリックの医薬品の利用度が低いんです。こうしたこと一つ一つの国保運営にかかわることについて全体が考えていかないと、なかなかその解決策には至らないだろうと思っておりますので、御党の御努力もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃるとおり、市長としても、こうした形で頑張っておられるということでございますので、医療費の軽減についてもっと広めてくれということでございますので、それはさせていただきたいなと思っておりますが、ただ1点、医療費等の福祉等にかかわる社会保障費を消費税ということでおっしゃいましたけれども、消費税に頼る前に、まず5兆円を超えた軍事費に私はメスを入れるべきだと考えております。そうした形でできれば、社会保障はなります。できれば、国外でいうとコスタリカという国がありますが、そのコスタリカは軍事費を社会保障費等に充てたおかげで、そうした形でやりくりできているという国もありますので、ぜひ同じ憲法9条を持つ平和主義を唱える国として見習っていただきたいと私は思っています。それを堂々めぐりしてもいけませんので、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

2番目といたしましては、まずコミュニティバスでございます。

現在の東部ルート、五斗山、坂中地、J A支援センター、菜々耕房のあるところですが、このバス停を廃止して、すずきこどもクリニックから佐古木駅間のルートがなくなる案が出されていると思います。2月の広報にも載っておりまして、パブリックコメント等も集められたと思いますけれども、改めてこのルートが廃止になる理由をお答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

市内を運行するコミュニティバスにおきましては、平成28年12月のダイヤ改正の際に海南病院への乗り入れを開始するなど、これまでも運行ルートやダイヤ改正の見直しを繰り返し実施いたしました。その中でも、十四山地区を中心に運行しております東部ルートにおきましては、毎年利用者が増加しているもの、ほかのルートと比較をすると利用者が少ない状況が続いております。

また、利用者を対象としたアンケート調査では、満足度は高いものの運行本数が少ないという意見を多く頂戴しており、このような状況を踏まえ、地域公共交通活性化協議会において東部ルートの運行見直し案を継続的に検討しており、各種調査のほか平成28年度には十四山地区住民を対象にしました東部ルート運行見直しに関するアンケート調査においては、今回お示しいたしました新しいルート案のもととなった新しい経路案について意向調査をしており、これらの各種調査の結果、アンケート調査を踏まえた上で具体的な見直し後の運行ルートを検討した結果が今回の案でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） では、この3つのバス停を廃止することによってどのようなメリットが生まれてくると想定されるのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

先ほどの運行本数をできるだけふやすことを目的に、具体的な見直し後の運行ルート案を検討した結果、今回の案となっております。利用者の少ない五斗山、坂中地、J A支援センターの3カ所のバス停を廃止し、現在の右回り・左回りの循環運行から、佐古木駅と福祉センターを起終点とする上り・下りのピストン運行へ見直すことにより、平日・休日のそれぞれにおいて現在よりも1日当たり2便増加できるようになります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 本数がふえるということでは、すずきこどもクリニックから佐古木駅まで、一体このバスで何分かかるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） クリニックから佐古木駅間のルート自体は廃止はされません。

ただし、上下線にすることにより、現在のダイヤではクリニックから佐古木駅においては12分、改正案では33分となります。これは、ここ数年のバス乗降者調査結果によりあらわされておりますが、東部ルートの特性を見ますと、鮫ヶ地十四山総合福祉センター間の御利用が多く、ピアゴ十四山店からJ A支援センター、坂中地、五斗山の区間のバス停におきましては利用者が少なくなっております。乗降の多いバス停での乗車機会を増加するためにルートを設定したものであります。

すずきこどもクリニックから佐古木駅までの時間だけを見れば長くはなりますが、乗車機会及び乗車の多いバス停の利便性向上を目指したルートとなっております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっと質問の趣旨があれだったのかなと思いますけれども、こどもクリニックから佐古木駅のルートがなくなると言いましたけど、こういうルートになるというだけで、要するに五斗山や、坂中地や、菜々耕房の方々は乗れないということですよ、その場所から。

今ここで説明してもちょっとあれかなと思いますので、また後で打ち合わせさせていただきたいなと思いますけれども、要するに十二、三分の間を削るということで本数をふやすということでしたので、その十二、三分の部分であれば、これを残したまま、この3つを残したまま本数をふやすことも可能なんじゃないかと考えたので、それに対してどう思っているかなと思ったんです。

要するに、こうした坂中地や、五斗山や、J A支援センターのバス停、今こうした形の住民の方が少ないとはいえ、乗られている方もいらっしゃるわけで、住民の交通手段や足の確保としてはしっかりとやっていかなければならない。これは私は行政の役割だと思っておりますので、この3つのバス停を廃止されたら、この地域の住む方々、今、車や自転車に乗れない方、もしくはこれから例えば免許を返上して乗れなくなってしまう方、近くに一緒に家族が住んでいたとしても、家族の方は、若い方は仕事に出払っていらっしゃるという形で、昼間は高齢者の方が1人で取り残された場合、どうやってその人たちの、住民の足の確保をしていけばいいのかということを考えていただきたいなと思っているわけですので、そのあたりについて市のほうはどういうふう考えてみえますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 今回のバス停が東部ルートの運行見直し案において廃止するバス停として設定されましたのは、各種調査・アンケートによる御意見を地域公共交通活性化協議会の中で検討したものであり、バス停の乗車数においても、J A支援センターは約10日に1人、坂中地、約2日に1人、五斗山につきましてはゼロ人となっております、利便性向上、運行本数増加をもとに検討した結果でございます。廃止案が協議会において決定さ

れた場合におきましては、最寄りのバス停での御利用を願うこととなります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに人数としては少ないということですが、先ほども申し上げたとおり、車に乗れなくなったら多分利用されるということで、今でも少ないとはいえ、例えば坂中地あたりでは2日に1人、この人のお話を聞くこともできたんですが、その方は福祉センターに通われているということなんですね。その方は、このバスが廃止されたら、毎日楽しみにしている福祉センターに行けなくなるということなんです。こういった方はどうしたらいいのかと。一番近くというと鮫ヶ地という形になると思うんですけども、そこまでじゃあ歩いていくのかとなると、これもまたすごい大変で、自転車ということになると、歩道もなくてちょっと危なくて私では行けないと、こういう状況に置かれているわけです。そうすると、手段としてはじゃあタクシーを呼ぶのかとなると、そんなタクシーを毎回呼べないですね。市の補助の補助券が適用されるなら、されるかもしれませんが、ただそんな回数があっても、もっともっと福祉センターを積極的に利用されて、先ほど市長もおっしゃられた医療費軽減を目指していくわけですよね。であれば、こうした福祉センターを利用してもらって、医療費の改善にもつながっていくと私は思うんです。

そうした形でぜひ考えていただいて、この地域に住む方々だけではない、今あるバス停じゃ通えない人たちに対しても考えていかなければなりません。当面、まず今ここに住んでいて福祉センターを利用されている方、この人をどうするかをぜひ考えていただいて市としては対応していただきたいと思いますが、仮にこの間を廃止するとして、市民の足を確保する手段は考えられているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ダイヤの改正であるとか、あるいは停車場等における改正は、この協議会のほうでいろいろとデータに基づき、あるいは市民のアンケートに基づいて決定をしていただいております。このコミュニティバスは、議員おっしゃるように、一人一人の足という形の中で対応させていただくのが本意でございますけれども、なかなかそのことはかないません。

そういう状況の中において、いかに利用者の多いところに対して増便をしていくかということに対して、これも理解をしていただきたいと思います。そして、効率的に運行できる、またそちらのほうも利用者も数多く利用がふえるというようなことについて、その費用対効果ではありませんけれども、そのような形で協議会のほうで協議をしていただくのも当然だろうと思っておりますので、これは理解をしていただきたいと思います。

利用できなくなった人に対しては、大変申しわけございませんけれども、最寄りのバス停のところまで、そのところで乗れるような形でお願いをしていきたいというのが現状でござ

ございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、そういうふうにおっしゃいましたけど、なかなかそうした最寄りのバス停まで歩けないから困っているわけで、歩けるようであれば全然困らないわけなんで、そういった対応が私は必要だと考えているんです。

私としては、コミュニティバス自体がちょっと限界に来ている状況なのかなと考えたりもするんです。コミュニティバス自体、もっと使いやすいものに抜本的に改良していく必要があると思うんです。例えばハイエースのようなコンパクトのもので、シルバーさんに協力をいただいて細かく市民の足を確保していったり、または今こうした案が、ルートとしてこういうふうに通られているということなんですけれども、ここに円を描いて行って、その円と円をつなぐような形でバスのルートを考えていったりとか、例えば重点拠点を決めて、佐古木駅や十四山福祉センターなどで市役所や海南病院へ連結して乗りかえるような、円と円と円と拠点をつないでいくような形にするとか、またはオンデマンドのバスやタクシーのような仕組みで、必要なときに必要な時間でルートを決めて走らせるというような、さまざまな角度で私は研究していく必要があると思うんです。そうした研究は、今、市としてされているんでしょうか。

来年度からすぐにデマンドバスにせよと、こういうようなことは申し上げていないんです。そうした調査や努力を行って、根本的に抜本的に見直していく必要が私はあるということをごひ市の方にも知っていただいて、努力をしていただきたいと。今あるもの、ルートをちょこちょこいじくって、ほんの少し確かに、利用数は少しずつふえていっているということもございましてけれども、現在利用されにくい、しにくい方、本当に困っている方の対策を大もとから救っていく必要があるということなんです。タクシーでもいいですけども、そうした形でほかの研究はされているのかどうか。例えばオンデマンドなんかは、そういった候補地に調査に行って、そうした話を聞いてきたのかどうか。そういうことをお答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） ハイエースなどをシルバー人材センターに委託することやオンデマンド方式など、さまざまな角度で研究をしているのかという御質問でございます。

地域公共活性化協議会におきましても、白ナンバーの車を利用した、いわゆる自家用有償旅客運送、タクシーやバスを利用したデマンド方式なども含め、公共交通制度や運行方式などについて情報を集め、活用できないか調査・研究を行っております。

現在、市ではコミュニティバスの運行管理を三重交通株式会社へ委託しているところではございますが、これは道路運送法第4条の許可を受けた一般旅客自動車輸送事業者、いわゆる緑ナンバーで運行することにより、毎日の車両整備はもちろん、専門的な知識を有する事

業者に委託することにより、乗客の安全・安心を重視した運行管理を行っております。

議員が御指摘のハイエースなどの白ナンバー車両の運行をシルバー人材センターに委託する場合、車両整備はもとより、保険、事故対応、運行管理、運転手の確保、専門的知識の教育などが必要となります。

また、自家用有償旅客運送は、バス・タクシーなどが運行されていない過疎地域において市民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO団体などが、自家用車両を用いて有償で輸送運行する仕組みでございまして、市におきましては、公共交通網形成計画で示しているとおりに、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持のために、市内の主要な拠点を結ぶ移動手段としてコミュニティバスの役割を明記し、利便性の向上を図りながら改善を行っております。

デマンド方式におきましても、平成28年9月議会でも御答弁させていただきましたが、平成24年から25年にかけて慎重に検討をした結果、現在の運行方式となっております。ただし、現在はタクシーにおきましてはさまざまな方式で実証実験も行われておりますので注視し、情報収集に努めております。

コミュニティバスの運行は、各種調査やアンケートなどによりニーズや利用特性などを把握しながら、市民代表の方も含めた協議会委員により検討を重ね、市全体としてのバランスを加味して運行ルート及び運行時刻を設定しております。このたび東部ルートの運行見直し案を行っておりますが、大幅な運行形態の変更を行う際には、事前アンケートやパブリックコメントにより意見募集を行い、それをもとに慎重にさらに検討を重ねております。また、その経過や利用実態の調査結果をホームページにおいて公表してまいります。

大きな変更を行うことは、それまでバスを御利用されておりました市民の方の中にも影響が出てまいります。しかしながら、これまでも平成22年に実証運行を開始して以来、毎年4回の協議会におきまして改善を重ねたことにより着実に利用者数が伸びているのは、協議会委員の皆様と考える努力を行っていることであり、成果であると考えます。

今後も、市民の皆様のニーズや利便特性などを把握しながら、各種関係計画や関連機関との連携、協力をしながら、持続可能な公共交通の確保・維持のためにバランスのとれた改善に努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった形で努力は重ねられていると思いますし、研究のほうもされているということでした。ぜひ引き続きいて、タクシー等はもしかしたらということですので、注視していただいて、今いる環境だけではなくて今困っている方たちの対応、これを視点において研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間がないので、次に進みます。

3点目でございますが、就学援助の入学準備金の前支給についてでございます。

以前にも質問させていただいておりましたが、その際には近隣市町の動向を見てとか、足並みをそろえてとか、そういった形の回答がなされました。じゃあ、今になって近隣市町の愛西市や津島市はどうかということで見ますと、この入学前準備金を行うこととしています。愛知県内でも2019年度までに35自治体、半数以上の自治体が行うことを決めております。

弥富市も、こうしたキャラバンというのが毎年来るかと思いますが、このキャラバンの資料の回答の際にも、行っていきたいと、行う予定があるという形で回答しているかと思いますが、足並みはそろったというか、むしろちょっと出おくれちゃったんじゃないかと思いますが、これは具体的にいつやるのか、私としては「今でしょう」という感じで叫びたくなるところでございますけれども、市の回答をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 新入学児童・生徒学用品費につきましては、今後、就学援助費事務取扱要領を改正いたしまして、平成31年4月に入学する児童・生徒から、入学前に準備金を支給できるようにしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、来年度の予算に上ってくるということですが、予算にはなかったと思いますが、補正で上げられるという。31年度の4月入学の方に行うということですね。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 当初予算には組み込んでおりませんけれども、そういう状況の中で判断させていただいたので、要綱を改正して補正で対応させていただくというような方向になると思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうから、よい答弁をいただきました。ぜひ、この入学準備金を滞りなく進めていただきたいと思いますと思っておりますが、また私が1点危惧しているのは、多くの自治体は3月支給という形になっていると思うんですね。ただ、正直その3月に支給されていたらちょっと遅いんじゃないかなと思っております。入学準備として、基本的には、普通の家庭であれば、入学前の年からランドセルを用意することもありますし、逆に3月土壇場になって急いでランドセルを買わなきゃという方というのはなかなかいらないのかなと思います。

そこで、本当の意味で入学準備をしてもらうためには、3月ではなくもっと早い時期に支給する必要があるんじゃないかと思っておりますので、自治体によっては12月に支給しているとい

うことも伺ったことでもありますので、ぜひ子供に優しい弥富市として早目の支給を対応していただきたいと思いますのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 支給時期につきましては、小学校の新入学児童学用品費は10月に実施する新入学時健診のときに、中学校の新入学生と学用品費は2学期に案内をさせていただき、支給することになれば、それぞれ12月に支給したいと考えています。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） すごい子育てするなら弥富市という形で誇れるような新しい漸進的なところだと思いますので、ぜひよその自治体にもアピールして広げていただきたいと思いますと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 子育てするなら弥富市でという看板政策を外しているわけではございませんので、これからも子育て支援についてはさまざまな施策を打っていきたいと思っております。

そうした形の中で、来年度からそういった形の中で要領を変更して、何とかそういった形の中で対応していきたいと思っておりますので、他のところにつきましても、国保税、あるいはきょうは介護という形の中でも三宮議員のほうからもお話をいただきましたけれども、そういった状況の中においても市の考え方については十分御理解をいただくようお願いもしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） その点はその点として別でまた議論させていただきたいと思っておりますので、私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井利明議員。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、2つの件について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は教育関係、中学校広島研修についてであります。

平和宣言都市である我が弥富市では、教育基本法の理念に基づいて、将来の国際社会を生

きる中学生が平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を身につけること、また自他を尊重し合い、日本の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに国際理解や国際協調の精神を養うことを目的として、広島研修の実施を中心に据えた平和教育を推進しております。これは大変素晴らしいことだと思います。

昨年9月3日、北朝鮮が6度目の核実験をしました。その爆発の規模は広島型原爆の何と17倍もの大きさで、北朝鮮の発表のとおり、水爆であったようであります。このように、戦後70年余りの中で、現代ほど核の問題が継続してメディアをにぎわしている時代はありません。そんな中、中学2年生を公費で派遣して、原爆の恐ろしさ、平和の大切さを体験させることは非常に意味のあることであります。

そこで、質問させていただきます。

この中学2年生の広島派遣はいつから始まったのでしょうか。また、近隣市町村でこのような事業を行っているところはあるのかということをもっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

中学校2年生全員を1泊2日の広島に派遣する研修は平成23年度より始めました。市内3中学校の2年生を11月の初旬に1日置きに出発させ、内容は同じくして研修しています。今年度で7回目になりました。初年度に研修に行った生徒が、ことし成人になりました。

海部地区7市町村の中で4市町村は、小学生・中学生10名から30名の選抜メンバーで、広島または長崎に派遣しています。

尾張地区で特定の学年全員を派遣しているのは本市以外に1都市あり、そこでは沖縄に派遣しています。ただし、弥富市のように平和教育一本に絞ったものではなく、自然体験、文化体験、平和学習と、幅広い体験活動を目的とした3泊4日の研修として実施されています。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も他の市町村での実施は余り聞いたことがありません。本市では既に7年も前から行っているということで、いささかびっくりであります。

私も高校生のときに修学旅行で行った覚えがあります。ひどいやけどを負った人の写真、溶けてしまったアルミの弁当箱、表面が溶けてぶつぶつの泡状になった屋根瓦、強烈な熱線によって人の影が残った壁、そして原爆ドームなど、今から50年前に見たことが頭の中に残っております。もちろん、大人になってからも2回ほど行きましたが、高校生のときの記憶が一番残っております。やはり中学から高校の間の年齢で、計画的に意図的に見るほうが心に残ると思います。

平和記念公園には、見るべきものは多くあると思います。3中学校ありますが、その行程

の概要を簡単に教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 1日目は新幹線で広島へ、平和記念公園にはバスで出かけます。すぐに公園内で戦時中の食事体験の昼食をとります。その後、被爆者体験講話を聞き、それから15名ほどのグループに分かれ、ボランティアガイドさんの解説を聞きながら、公園内の原爆ドーム、平和の灯の各所をめぐり、原爆の像の前で生徒全員の手による折り鶴の献呈式を行い、平和を祈ります。

それから、観光バスでフェリーに乗り、江田島の国立青少年交流の家に行きます。入村式、オリエンテーションを済ませて夕食をとります。食後は、ホールでプロの歌手2人とピアニストによる被爆ピアノの演奏会と講話を聞きます。そして、お返しに、学年で練習をしてきた合唱曲を平和の祈りを込めて歌います。とても感動する場面です。

2日目は、もう一度広島市に戻り、平和記念資料館をじっくり見学します。その後、各校のオプションツアーをめぐり、午後2時ごろの新幹線で広島をたち、午後6時前後に学校に到着します。新幹線の時間が毎年各校前後するので、多少は行程に違いは出ますが、基本行程は同一です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） なかなか興味深い行程だと思いますが、その中で1日目の昼食で戦時中の食事体験とありましたが、それはどんなものなのでしょう、教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 広島派遣研修では、1日目の昼食に「しげるちゃん弁当」を食べます。当時中学2年生の折免滋君が、動員作業中、被爆し、亡くなりました。そのときの弁当と水筒が原爆資料館に展示してあります。お母さんの証言をもとに再現したものが「しげるちゃん弁当」といって、弁当の中身は塩味のついた豆御飯と少しの切り干し大根が添えられたものです。生徒は、「戦時中の食糧難の貧しさを痛感した」「しげるちゃんはお母さんのつくった弁当を食べることなく亡くなってしまった。今生きている人は戦争で亡くなった人に感謝して生きなければならない。そして、二度と戦争という過ちを起こしてはいけない」などと感想を書いています。昼食はこのように質素ですが、夕食はバイキング方式で食べ放題ですので、生徒からの不満は余り聞かれませんが、むしろ、食体験として感じたことを大切にしていると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） それは本当にいい経験ができたと思います。

1日目の夜は被爆ピアノの演奏会と講話ということで、どんな方がどんな講話をしてくれたのか、概略をお教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 1日目の夜の被爆ピアノの演奏会なんですけれども、これは広島市で矢川ピアノ工房の代表である被爆2世の調律師、矢川光則さんという方が被爆者より6代のピアノを預かり、これを修復し、各地で平和コンサートを催されています。江田島青少年交流の家の小ホールには、爆心地から2.6キロメートルの地点で被爆したピアノが置いてあります。このピアノは、ガラスの破片が突き刺さり、亀裂も入り、放射線がしみ込んでしまい、長らく放置され、美しいメロディーを奏でることができませんでした。しかし、今では人々の善意で見事に復活され、きれいな平和の音色を届けていますと、このピアノや持ち主のまつわる講話を聞きます。そして、プロの歌手とピアニストによるミニコンサートが開かれ、平和をテーマにした歌や曲を鑑賞します。お返しに、学年で練習してきた合唱曲を生徒による被爆ピアノの伴奏で歌い、平和を願う心を友と共有いたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ここに広島研修のまとめがあります。生徒たちの作文、学級新聞、隅から隅まで読ませていただきました。

1945年（昭和20年）8月6日、広島に原爆が投下されました。地上600メートルのところで爆発しました。このときこの年に亡くなられた方は約14万人とされています。この中には戦争に何も関係のない子供も多くいたそうです。まさに無差別殺りくであります。なぜ広島だったのか。この原爆が爆発したときの爆発点の温度は100万度を超え、空中に発生した火球は1秒後には最大直径280メートルとなり、爆心地周辺の地表面の温度は3,000から4,000度にも達したそうであります。これだけでも原爆がどんなに恐ろしいものであるかがわかります。さらに恐ろしいことは、助かった方でも、それ以降放射線の影響で人体に深刻な影響を及ぼすことでもあります。その影響は現在もなお続いております。

以上のことは、この広島研修のまとめからの抜粋であります。子供たちは本当によく学習してきたと思います。

もちろん、これだけの成果をおさめるには、事前・事後学習に相当力を入れたことと思います。事後学習のまとめとして発表会などもやられたと思いますが、どんな場面での発表会だったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 2年生の総合的な学習の時間は、3つの中学校とも平和学習をテーマとして広島派遣研修を中心に据え、年間を通して事前学習、事後学習を行っています。

研修のまとめとしては、3つの中学校共通に2学期の終わりに校内で全校生徒の前で広島派遣研修の報告会を映像入りで行っています。次に、3学期の学年PTAで保護者の前で同じように報告会を行っています。また、各自広島研修のまとめを壁新聞や拡大紙で掲示物と

して制作していますので、校内の廊下や図書室などに常時展示し、平和教育の資料として誰もが参考になるようにしています。

また、総合社会教育センターのロビーに、期間限定ではありますが、市民向けに展示することも行っています。

今年度、弥富中では美術の時間に、ピカソの「ゲルニカ」を参考にして、「ピカソになって広島を描く」という題材で、広島で感じたことを「ゲルニカ」の表現方法を用いてクラス単位で壁画のような作品を制作し、平和を願う心の共有を図りました。これは、皆さん御存じのように、中日新聞で大きく取り上げられました。

さらに、毎年7月に行われる青少年健全育成大会では、3年に1回、3つの中学校合同の広島研修報告会を市民向けに行っています。今年度実施いたしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 校内だけでなく、校外でもやられていると聞いて大変うれしく思います。ケーブルテレビ等にもお知らせをして、知らしめていただくのも一考かと思えます。

さて、これだけのイベントを多くの予算を使って行ってきております。弥富の子供たちの心の中に平和を大切に思う気持ちが育ってきたわけですが、一過性のもものではだめだと思います。追跡調査というのは卒業してしまうとなかなかできないわけですが、聞くところによると、このたびの成人式の折に新成人の皆さんに対してアンケートをとられたということですが、どんなアンケートで、どんな結果だったかを教えていただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 広島派遣研修が始まって7年目になり、ことしの新成人が初年度であったことから、広島派遣研修が自己変容にどのように影響しているのかを知りたくてアンケート調査をすることにしました。特に呼びかけることなく、受付にアンケートを用意しましたところ、80名の新成人が答えてくれました。

問いは4つで、広島派遣研修を受けて自身の意識が変わったと思うかが最初の問いです。これには、「とても思う」が29%、「やや思う」が51%で、合わせると80%が広島派遣研修で自身の意識が変わったと答えていました。

問い2では、問い1を受けてどのように意識が変わったのかという問いで、「平和について」が41名、「戦争について」が同じく41名、続いて「人命について」が21名、「家族について」が11名と続いています。

また、問い3では、広島研修後、あなたがとった行動や思いはという問いで、「恒久平和を強く願うようになった」が31名、「市外の友達に広島のことを話した」が17名、「再度広島を訪れた」が16名、「長崎や沖縄等の戦火をこうむった場所を訪れた」が13名、「世界の政治情勢に関心が高くなった」が13名と続いています。

問い4では、成人になって改めて思うことはと聞くと、「日本は平和であると思いましたが」「平和に対する思いが一層強くなりました」が多く、「広島派遣研修はお金をかける価値はあると思います」「広島研修はとても意義深いものでした。今後も続けてほしいと思います」という回答がありました。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの新成人へのアンケートを聞き、まさに驚きであります。6年ほどが経過し、子供たちの脳裏や心の中にしっかり残っているということは、この研修の意義を認めてくれるものであると思います。

先ほどの教育長の答弁にもありましたように、12月23日の中日新聞には、弥富中学校2年生が広島版「ゲルニカ」を制作したということで大きく掲載されておりました。これは、美術の時間に広島に行って一番印象に残ったことをテーマに、一人一人が鉛筆やマジックで画用紙に絵を描き、それを持ち寄り共同画にしたものだそうであります。私も実際に学校へ行き、現物を見せていただきました。本当によく描けていたと思います。この夏には社教センターで展示も計画しているということで、市民の方にも見ていただけるんじゃないかと思えます。

さて、次年度以降も、予算が厳しい中ですが、継続してやっていただけるものと思います。次年度以降のやり方について、何か案がありましたら、お答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年度までは呉にある大和ミュージアムに訪れていましたが、広島との距離があり、日程が窮屈になりがちでした。今年度からは、大和ミュージアムはやめにして、広島平和公園を中心にじっくり2日間見て回ることにしました。各学校、新幹線の時間にゆとりがある学校とない学校が年度で差があり、それに伴って各学校は平和記念公園の近場でオプション見学を行っています。今年度、弥富中は、2日目に平和記念資料館をゆとりを持って回りました。弥富北中は、広島城の被爆の木を見学しに行きました。十四山中は、広島市江波山気象館を見学しました。来年度は、平和記念資料館が改修工事及びリニューアル完成で、一層生徒たちにとって関心が高まるものと期待しています。

平和に対する学習を基本コンセプトに、今までの蓄積を大切に、今後とも質素で誠実な研修の姿勢は崩さないようにしたいと思います。現地で本物の資料を見て、話を聞き、一人ではなく仲間とともに平和に対する思いを共有することが、より一層子供たちの心に響くものと思います。ここに弥富市広島派遣研修の神髄があると思っています。教職員からは、広島派遣研修はぜひ継続してほしいという意見が強く出ています。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 毎年、対象児童が変わるわけですので、同じメニューでもいいと思いますが、そのときの子供たちでいい考えが出されればというふうに思います。

終わりにになりましたが、この世界からまさに原爆がゼロになることは人類の夢だと思います。現在、核爆弾を実際に持っている国は8カ国ないしは9カ国だそうです。過去に保有していたが放棄した国は4カ国あります。保有国の総核弾頭数は約2万発以上とされています。今もし核戦争が起これば、もはや地球の破滅です。したがって、核戦争が起こることはまずないと思いますが、核保有国の指導者が、深い考えもなく、ある意味やけくそ的なことで暴発させることはないとは言えません。この世界から核を絶対なくさなければいけません。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

広島平和研修ということについてお尋ねをいただいております。この秋には、私も一度生徒と一緒に広島を訪ね、生徒たちと一緒に平和について、戦争について、そしてまた命について語り合いたいというふうにも思っておるところでございます。

さて、この世界から核がなくなることは、私も永井議員と同じ考え方であります。弥富市に平和都市宣言というのがございます。一度、この平和都市宣言はどういうものかということをし朗読させていただき、この内容について共有化をしたいと思っております。

この平和都市宣言は、平成11年3月12日、当時、弥富町であった本市は、次のように平和都市宣言をしております。「我が国は、世界で初めて核兵器による惨禍を受けてから半世紀余りがたちました。被爆国のむごさを思うとき、核兵器は人類と絶対共存し得ないものであり、この地球上から廃絶しなければならないと痛感します。戦争のない平和な世界を築くことは人類共通の願いであるにもかかわらず、今なお世界各地で戦争による惨禍が繰り返され、核兵器の実験や、その開発競争は人類の生存、地球環境に大きな脅威となっております。弥富町は、世界の人々と力を合わせて、戦争のない世界、核のない世界の実現、そして恒久平和に向けて努力することを決意し、ここに平和都市であることを宣言します」。これが平和都市宣言の内容の文言でございます。

この平和都市宣言を具現化したものが、中学2年生全員による広島派遣研修でございます。ことしで、先ほどもお話をさせていただいたように、7回目になります。平成11年当時と比べると、現在はさらに核の脅威にさらされていると言っても過言ではないと思っております。生徒たちが広島原爆ドーム、あるいは資料館を訪問することにおいて、戦争とは、平和とは、命とはという形で考えていただく一助になれば、広島平和学習研修が大変大きな意義があると思っております。恒久平和を願う心を大きく育ててくれることが私の希望でもあります。

今よく核の脅威と言われておりますけれども、核の抑止力が核ではなく、平和に対する意識の高さが核への最大の抑止力になると考えております。永井議員と同じ考えであります。この地球上から核がなくなることを一日も早く実現することを願うばかりでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

核爆弾をなくしていく過程は、本当に遠い道のりかもしれませんが、全人類一人一人が核をなくそうという気持ちを持てるようになるためには、教育の力は大変大きいと思います。世界の教育者が今こそ大きな声を上げるときだと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

2つ目は、協働のまちづくりとアダプト・プログラムについてということであります。

このアダプト・プログラムというのは、聞きなれない方も多いと思うんですが、後ほど詳しく説明させていただきますが、協働のまちづくりと大いに関係するものであります。

協働のまちづくり推進事業として地域づくり補助金があるわけで、本年度は450万円が計上されております。この地域づくり補助金については、平成28年度に佐藤高清議員、江崎貴大議員が質問されていますが、余り重複しないように質問させていただきます。

私がこのことに興味を持ちましたのは、私の住んでいる地区のお隣である中六の方々が1月20日に社教センターで「生ゴミ再生工房」というテーマで発表するという話を聞き、そんな発表会があるんだ、それはどんなものなのかということで調べ始めたわけです。

中六の方々が、もともと生ごみから肥料をつくってみえるというのを聞いたり見たりしていたわけですが、地域づくり補助金をもらっているということを知って、ほかにどんな団体がやってみえるのか、秘書企画課へ行って教えていただき、おおよそのことはわかりました。

この発表会というのは、佐藤高清議員の質問の中の御意見もあり、今年度初めて開催されたということでしたが、参加してみて本当によくわかりました。このような発表会を行うようになったわけ、また今後どうしていくかをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

本市では、平成20年度より地域づくり補助金制度によりまして、市民の皆さんの地域づくり活動を支援しておるところでございます。補助金開始より10年になりますが、地域で活躍されてみえる皆さんの活動状況や地域づくり補助金制度を市民の皆さんに広く知っていただくように、本年1月20日に初めて地域づくり補助金活用団体活動報告会を開催させていただき、2団体の方から日ごろの活動の報告をしていただきました。

今後も、ボランティア団体の育成や裾野を広げるためにも毎年の開催を考えており、活動報告をしていただく団体の数もふやし、充実した報告会としていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このたびの発表で、「生ゴミ再生工房」はもちろんよかったわけですが、もう一つの「安心安全パトロール隊」の発表もすばらしいものでありました。

このような団体は現在56団体あるそうですが、この補助金交付団体になるにはどんなことが必要でしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域づくり補助金は、弥富市地域づくり補助金交付要綱において、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対して補助することと規定しております。

補助金の交付の対象となる団体は、コミュニティ推進協議会、またはNPO団体、自治会、町内会、ボランティア団体、サークル、もしくはグループ等の団体のうち、今から申し上げます次の全てのことに該当する団体としております。1つ目は、市内に事務所または事務所機能を有すること。2つ目は、団体の活動範囲が市内であること。3つ目は、5人以上で構成されていること。4つ目が、団体の代表者及び運営の方法が会則等で定められていること。

以上の要件に当てはまり、補助金を必要とする団体からの申請及び実績報告に基づき、補助金を交付しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の説明を聞きますと、それほど難しくないということがわかりました。市民の皆さんもどんどん申し込んでいただければと思います。

ところで、補助金の額であります。自治会、町内会、サークル、グループ等は1団体につき5万円が限度、コミュニティ推進協議会には1事業につき50万円ということですが、平成29年度は実際どのようなようだったのでしょうか、その概要を教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられたとおり、弥富市地域づくり補助金交付要綱において、自治会、町内会、ボランティア団体、グループなどは1団体につき5万円を上限としております。小学校区を対象とした広域的な団体であるコミュニティ推進協議会に対しましては、1事業につき50万円を上限としております。

平成29年度の申請状況といたしましては、全部で56団体から申請があり、補助金額としては399万5,100円の交付決定をいたしました。

申請件数の内訳としましては、コミュニティ推進協議会から5つの事業がございました。また、一般的な団体、グループ等については、51の団体からの申請がございました。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 団体の分野別というか内容を見ますと、高齢者に対しての福祉、健康づくりというものもあります。ふれあいサロンは1回につき5,000円の補助が出るわけです。ダブっていただいているということはないと思いますが、どちらでいただいてもいいのでしょうか、お教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市では、高齢者の生きがいや社会参加意欲を高め、介護予防にも大きな効果があるということから、介護サービス事業所や自治会、福寿会などで、ふれあいサロンが開催されております。ふれあいサロンの運営に当たっては、業務内容や実施場所、設備など各種基準があり、その条件をクリアした上で契約して実施していただいているものであります。

ふれあいサロンは月に1回以上開催し、講座、講演会、運動など多くの人が参加しやすい内容とし、また飲み物などの提供を行うカフェを行うことなどの条件があり、それにかかる費用を含めて1回当たり5,000円を支払っております。

それに対しまして地域づくり補助金につきましては、高齢者の居場所、生きがいづくりなど、福祉・保健分野での事業に係る活動費に対しても補助をしておりますが、ふれあいサロンとは異なりまして食糧費は対象とはしておりません。

なお、地域づくり補助金と、ふれあいサロンの重複補助は認められませんので、各地域づくり団体におかれましては、より団体に合った制度を活用していただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ふれあいサロンにつきましては、以前も質問しましたが、これは1回ごとに報告書を提出し、6カ月ごとでまとめて補助金が出るわけですが、地域づくり補助金の仕組みはどうなっておりますか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 弥富市地域づくり補助金要綱に基づきまして、毎年4月から6月にかけて必要書類を添えて補助金の交付申請をいただくこととなっております。申請書類の審査を行いまして補助金の交付決定をしますので、決定後に事業を開始していただくこととなります。

なお、補助事業が完了しましたら、完了後30日以内または翌年の3月20日のいずれか早い日までに、必要書類を添えまして実績報告書を提出していただき、内容審査を実施させていただきます。補助金額が確定した後に補助金を指定口座に振り込ませていただく流れになっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 補助金活用団体の分野別を見てみますと、平成28年度では環境保全・環境美化が一番多くて21団体ということでしたが、現在も変わっておりませんか。総数も教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 平成28年度の実績といたしましては、全部で64団体に対して補助金を交付いたしました。中でも、道路や公園などの清掃や除草、用水路の浄化、花壇づくりなどの環境保全・環境美化分野が21団体ありました。

平成29年度の申請状況といたしましては、全部で56団体の活動に係る補助金の申請を受け付けておりますが、その内訳といたしましては、防犯パトロールや防災教育、交通安全講習会などの地域の安全（防災・防犯）分野が16団体、高齢者の居場所・生きがづくりやボランティア研修などの福祉・保健分野が7団体、道路や公園などの清掃、除草、花壇づくりなどの環境保全・環境美化分野が13団体、親子で触れ合う音楽教室やスポーツ体験などの子どもの健全育成分野が4団体、伝統芸能や歴史の伝承、文化・芸術の振興などの文化・芸術・スポーツ振興分野が10団体、子供から高齢者までの触れ合いや人材育成研修などのその他が6団体となっております。

したがって、環境保全・環境美化分野は、前年度に比べて8団体減少したことであります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁の中で、団体総数は56ということでありました。平成29年のね。以前はもっと多かったと聞いております。発足以降の団体数の移り変わりを簡単に教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域づくり補助金制度を開始いたしました平成20年度は53件、21年度と22年度は77件、23年度はこれまでの中で一番多い85件、24年度は75件、25年度は66件、26年度と27年度は69件、28年度は64件、そして29年度が56件となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今お聞きしますと、一番多いときで85団体あったものが、現在は56団体と大幅に減っておりますが、その原因はどこにあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 大幅に減少いたしました要因の一つとして、毎年、環境保全・環境美化分野で水路の環境改善を目的として取り組まれていた7団体が、本年度は申請されないことが上げられます。

また、ほかには、この補助金を活用される団体の中には自主財源で活動ができるようにな

った団体もあると思いますが、逆に団体の財政面や会員の高齢化等の理由により継続的な活動ができなくなった団体もあるかと思っています。

また、新規申請される件数が減少していることも、補助団体が減少している要因であると考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはりもっとPRをとということでしょうかね。または、リーダーのなり手が少ないということもあるんでしょうか。いろいろな分野で役のなり手に困っているという話を聞きます。やっていただける方をみんなで応援するというムードをもっとつくっていく必要があると思います。

さて、私は最近、こんな言葉を耳にしました。冒頭に言いましたアダプト・プログラムというものであります。これは協働のまちづくりと大いに関係があるということですが、このアダプト・プログラムというものについて、私も少しかじっただけでありますので、内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） アダプト・プログラムは、ハイウエーでの散乱ごみの問題が深刻化になっておりましたアメリカで生まれた制度で、日本では平成10年に徳島県の神山町というところで初めて導入されておるといところでございます。

アダプトという言葉でございますけれども、これは例えば誰々を養子にするというような意味でございます。一定区画の道路、公園、河川等公共の場所を養子として見立てまして、市民が我が子のように愛情を持って定期的に清掃美化活動を行うなどの面倒を見て、それを行政が支援するという制度であります。市民と行政が互いの役割分担を定めまして、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるものであります。

アダプト・プログラムの特徴は、市町村ごとの実情に合わせた地域密着型の清掃活動で、市民と行政が協働で進める継続的な活動であります。市民の主な役割としては、清掃、ごみ拾い、除草、花壇の世話などで、行政の主な役割としましては、ごみの回収、清掃用具の提供や貸与、ボランティア保険の加入、サインボード——サインボードというのは管理している団体の名前が明記されたもの——を掲出、制度の広報や団体の紹介などあります。

アダプト・プログラムの導入効果といたしましては、拾い続けることで散乱ごみの量自体が減るほか、きれいな場所には捨てづらいということ、アダプト活動を経験した人はポイ捨てしなくなるというように環境保全につながると同時に、どなたでも参加できることから、地域の連携の強化、高齢者や障がい者の活躍の場が広がるといった副次的効果も期待できると考えます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の説明で、おおよそのことはわかりました。

このアダプト・プログラム制度を導入している自治体は、この西尾張でどこがあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 西尾張9市の状況でございますけれども、7つの市がアダプト・プログラムを導入しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 7つの市と申しますと、入っていないのは、あと2つぐらいになるんですかね。

本市では、このアダプト・プログラムを導入する予定はあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在、本市では、市民の皆さんによる環境美化活動への支援といたしまして、地域づくり補助金以外にも、各地区コミュニティ推進協議会主催で実施されております5月のごみゼロ運動と12月の一斉大掃除に対しまして、きれいなまちづくり推進補助金を交付させていただいております。市民の皆さんは、自分たちのまちは自分たちできれいにするという気持ちで環境美化活動に参加されているものであります。

今回御質問いただいておりますアダプト・プログラムの導入につきましては、現在のところ導入の予定はございません。しかしながら、アダプト・プログラムは全国各地で取り組まれている制度であり、今後、活動の主体となっただけのボランティアとなる市民の皆さんの御意見を伺いながら、関係課等と調査・研究していくことは必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 考えてみますと、補助金が出ても、なかなか手を挙げないと、また続かないということもあると思います。

このアダプト・プログラムは、まさに無償のボランティアであります。必要な道具、軍手、ほうき、ごみ袋等はもちろん、帽子や、そろいのベスト等が支給される自治体が多いようです。しかし、実際に導入となりますと、現行の地域づくり補助金との兼ね合いが難しくなると思いますが、そのあたりはどういうふうに考えてみえるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 初めのほうで述べましたが、地域づくり補助金は、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対して補助するものでございます。

地域づくり補助金には、環境保全・環境美化分野以外にもさまざまな分野がありますが、

もしアダプト・プログラムを導入することとなれば、この地域づくり補助金の対象分野から環境保全・環境美化分野を除くことにするのか継続するかをよく検討しなければならないと考えております。

これまで地域づくり補助金を利用して環境美化活動を実施していただいております団体及び地域活動をされている方々が継続して活動できなくなってしまっはけませんので、アダプト・プログラムの導入に向けては、各団体、地域の皆様等の御意見を伺いながら、慎重に調査・研究をしていかなければならないと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 平成28年6月議会で、何度も名前を出して恐縮ですが、佐藤高清算議員が、地域づくり補助金は企業は対象にならないのかという質問がございました。答弁は、現在のところ考えていないということでございました。しかし、時々企業の方々が、会社の前はもちろん、会社の近くの道路等のごみ拾いをやってみえるのを見かけることがあります。これこそアダプト・プログラムの初めとしてやってみたらどうでしょうか。そして、その輪が広がっていけば、環境美化等に関して、このアダプト・プログラムでやっていけるのではないかと思います。

また、このことを行うには、二、三人の家族からでもできるようですし、報告書等の提出も特に必要がないようですので、気軽にやっていただけるのではないかと思います。そうすれば、このまちがもっともっと美しいボランティア精神あふれるところになると思います。夢でしょうか。このあたりのことも含め、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほどからアダプト・プログラムの導入につきましては、総務部長の答弁という形の中で御理解をいただいているところかなあと考えておりますけれども、このアダプト・プログラムとか、あるいはボランティア活動というのは、あくまでも自主的に活動していただくということが最大の大きなポイントではないかなあと考えております。この辺のところにつきましても、現在ではさまざまな課題、例えば団体の高齢化であるとか、あるいは活動人員の減少というようなことが言われておるわけでございます。これは、地域づくり補助金という形の中においても、そういった団体数が減少してきていることも事実でございます。一度考えていかなきゃいかんということもあるわけでございますけれども、現在、私ども弥富市いたしましては、地域づくり補助金、あるいはきれいなまちづくり推進補助金を活用して環境美化活動についてはお願いをしておるところでございます。長年の実績という形の中で、大きな実績を上げてきていると思っております。

また、今ではシルバー人材センターという形の中において環境美化についてはお願いをし

ておるところでございますので、そちらのほうの効果も非常に大きくなってきていると思っております。

そういった形の中で、地域づくりの補助金であるとか、きれいなまちづくり推進補助金、あるいはシルバー人材センターにおける、そういった形の中で依頼ということで、この辺をもっともっとしっかりと精査していかなきゃいかんと思っております。しかしながら、各制度の見直しであるとか新しい制度の導入ということについては、いわば行政改革の観点からも考えていかなきゃならないだろうと思っておりますので、また御意見、あるいは皆様方から、議員各位から御指導もいただきたいと思っております。当面は今ある制度をさらにブラッシュアップしていくということで考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

地域のごみ集積場を見ましても、まだまだ収集拒否されるものが出されていたり、収集日じゃないのに、その日に出されていたりということで、なかなかボランティアというところまで行かないような気もいたしますが、できる方から順次進めていくということで、すばらしいまちになっていくことを願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三浦義光議員。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回2点質問をさせていただきます。

それでは、1項目めの公共施設マネジメントの進め方について質問をしていきます。

昨年9月議会におきまして朝日議員から、公共施設再配置計画についての質問がございました。今回、少し角度を変えて、改めて聞いていきたいと思っております。

公共施設の老朽化が進んで、深刻さが増していると思われまます。平成24年12月、およそ5年前であります。笹子トンネルで発生した天井板崩落事故を契機として、問題への注目度が一気に高まりました。この笹子トンネルが開通したのは昭和52年であり、事故が起きたのは開通から35年が経過して、長期間の中でずさんな点検と劣化が進み、大事故につながったと考えられております。

このトンネル同様、高度経済成長期の後半以降、1960年から70年代に大きくの公共施設が整備され、一般的にコンクリートの構造物などの耐用年数は60年ぐらいと言われており、天井や外壁などの非構造部材や設備の耐用年数はさらに短く、点検や手入れが十分でなければ、老朽化とともに事故の危険性も高まります。既に修繕を行う予算が確保できず、危険性の高まった橋を通行どめにするような事例が全国的に見ればあるということでございます。

今後、多くの公共施設が一斉に建てかえ、更新の時期を迎えると、その経費の全てを賄えるだけの財源はとても確保できない状況であり、国土交通省の試算によりますと、今後50年間に必要となるインフラの維持管理、更新費が大きく不足するとの推計も出されております。地方自治体においても事態はさらに深刻であり、将来コストが現状よりも2倍以上になり得る推計が出されております。

今回、平成30年度における予算概要説明資料によりますと、公共施設再配置計画等策定業務委託料として新規に1,200万円が計上されておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

本市の公共施設も、おおよそ15年から35年後には一斉に更新の時期を迎えることが予想されております。この更新費用等が市の財政に大きな負担となることから、公共施設マネジメントを着実に進めるため、公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定してまいります。

策定期間といたしましては、平成30年4月から平成32年3月までの2カ年をかけて計画しております。計画期間としては37年間、2019年度から2055年度まで、業務内容といたしましては、公共建築物の評価・分析、再配置計画の策定、庁内会議・外部委員会の開催、職員研修並びに市民の皆様への講演会などでございます。

これは債務負担行為といたしまして、平成30年度、31年度の2カ年事業として行うこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今のところ、おおよその内容ということでは、この概要説明資料のままということではございます。これから始まる業務でございます。具体的な内容は今後ということではございます。いずれにせよ、2カ年間にわたっておおよそ2,000万円計上されておるといわけでございます。これからも注視して、また気をつけて見ていきたいと思っております。

そして、一般的に言われている公共施設とは、行政が保有する箱物、公共建築物を指すのでございますが、いわゆる道路、橋梁、下水道などのインフラについても、総務省は公共施設等という表現で捉えております。

弥富市が保有する公共施設等の状況の把握、それらの維持管理、更新するための将来コストを推計し、中・長期的に施設の再配置・統廃合を含めた総合的な管理を行う公共施設マネジメントとして、今回はインフラの部分、次の項目において下水道の質問を控えておりますので、公有地、道路について、一体的な対策について広く聞いていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公共施設等総合管理計画では、将来の道路・橋梁などのインフラ系の施設の更新費用も試算しておりまして、予防的な措置を行っていけば、長寿命化を図る予防保全型においても今後40年間、1年当たりで5億9,000万円が必要と推計しておりますところでございます。

ただし、実際にこの額が投入できるかどうかということにつきましては、財源も限られておりますので、橋梁につきましては既に策定しております橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に長寿命化を図り、道路につきましては、舗装のひび割れ度、舗装面の平坦性や、わだちの状況を調べる路面性状調査等の結果に基づき、優先順位をつけながら修繕を行い、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 道路に関する長寿命化、大変お金が必要になってくるということは十分承知をしておるわけでございます。早い段階に計画的な策定をお願いしたいと思っております。

次に、民間活力導入について質問をしていきたいと思っております。

これまで公共サービスといえば、根本的に公共による建設、管理運営が当然だと考えられておりました。厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、民間企業、NPO、または住民の皆様と市行政が連携・協働して、最も有効で効率的な公共サービスを行うことが求められております。

民間活力導入方策として、公共施設整備への導入手法及び土地の有効活用について聞いていきたいと思っております。

一般的に、公共施設の資金調達、建設、所有及び管理運営の主体によって事業手法が分かれますが、まず公共が建設、管理運営する施設について、清掃、警備、運営など一部の業務を民間に委託して管理運営責任を市が担う、委託した業務に要する費用は委託費として負担をする、公設公営、業務委託がございました。

次に、公設民営として、市が建設・所有をし、その管理運営を指定した民間に管理代行させる平成15年の地方自治法の改正により導入された制度でございまして、従来、委託先が市の出資法人や公共団体などに限定されていた施設の管理運営が、民間事業者を含めた幅広い

団体に委ねることが可能となった指定管理者制度。

また、ほかに公設民営としては、市が整備した施設を民間に有償または無償で貸与し、その管理運営を委ね、管理運営は運営費で賄い、民間が管理運営、責任を負う施設貸与というような形もございます。

そして、管理運営のみならず、施設の設計及び建設請負工事もまたまとめて一体的に民間主体に委ねるもので、市の求める内容やサービスの水準のみ指定する性能発注により、民間のノウハウを活用することで、設計、建設、管理運営を通してコストを抑制できる方式もございます。

3事例目としては、弥富市においてはこれはないのかもしれませんが。民設公営というような形もございます。1つ目として、民間が建設した施設を市が取得し、建設、管理運営に関する費用は結果的に市が負担する施設譲受。2つ目に、民間が建設・所有する施設を市が借り受けて管理運営し、建設、管理運営に関する費用は市が負担する施設借用というような形もございますが、こういった形はないのかなというようにございます。

また、第三セクターというような形も民設民営というような形でございますが、こちらも弥富市には関係ないということだと思っております。

これら公共施設整備における民間活力導入手法を、費用負担、事業責任という責任負担、サービスの質、事業課題などを比較検討しまして、現在の弥富市においての状況並びに将来的に行財政改革の一環として、現実的な最適手法はどのように考えておられますか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市の公の施設の管理に関する民間のノウハウ活用でございますけれども、民間ノウハウを活用しつつ市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的といたしまして、本市では指定管理者制度を導入しております。現在、指定管理者に管理をお願いしております施設は、障がい者生きがいセンター、デイサービスセンター及び高齢者生きがいセンターでございます。

民間活力導入には、指定管理者制度以外にも御指摘のようにさまざまな手法がございますが、それは施設の性質によって使い分けていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、来年度、公共施設再配置計画を策定いたしますので、そういった計画の内容も踏まえまして方針を決めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この問題に関しましても、公共施設再配置計画待ちというようにございまして、指定管理者制度以外にも適した策があるのではないかなというようにございまして、また検討のほど、よろしく願いいたします。

そしてまた、土地の有効活用における民間活力導入手法として、事業として定期借地などの賃貸または売却について、こちらに関してどのように検討されておりますか、そちらもお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在、行政財産として使用していない土地、いわゆる普通財産として管理しております土地の貸し付けにつきましては、主に太陽光発電施設の事業者に貸し付けをし、使用料をいただいております。

今後も引き続き、普通財産として管理している土地につきましては貸し付け、また売却の両面で有効活用できないか、積極的に考えてまいります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 有効的な活用を考えていただきますよう、お願いをいたします。

それでは次に、公共施設等の借地の現況についてでございますが、最初の質問、公共施設マネジメントにおいて、とある市の健全運営計画の中で、財源の確保含む費用標準化等の実現として、契約の見直しなどの借地料負担軽減という項目がございました。

この市では、公共施設の総量を削減するための取り組みと連動した借地の返還などにより計画的に借地解消を推進するとともに、借地料縮減については、新規借地の抑制を図りながら、地権者の理解を得られるよう努めるというような形で記されておりました。

また、せんだって、農業委員会定例会の報告事項におきまして、弥生小学校の借地に関して一部売買に至り、現況証明を法務局への登記を変更したという報告がございました。

弥生小学校の敷地内に借地があるということ、過去に報告をされておって、こちらも理解はしておったわけでございます。今回改めて、ほかにも数多くの市の借地があるのではないかなというようなことでありまして、この辺、聞いていこうかなと思っております。また、差し支えなければ、特に代表的な土地も教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 市が現在借地している筆数としては84筆ございます。また、代表的な場所といたしましては、十四山東部小学校敷地の一部、白鳥コミュニティセンターグラウンドの一部、総合福祉センターグラウンドの一部及び駐車場の一部などがございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 皆様が御存じの公共施設の敷地内にあるということでございますし、筆数に関しても私の予想をはるかに超えた数のような気がいたします。

また、現在の借地において、農地が登記簿地目上、宅地、雑種地などに地目が変更してあるのでしょうか。農地のままの借地が存在をしておるのではないのでしょうか。これについて

も尋ねていきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの現在借地をしている土地のうち、登記簿地目が農地のままの土地でございますけれども、25筆ございます。

地方公共団体が農地を農地以外のものに利用する場合は、平成21年度の農地法改正までは適用除外となっております、法的手続がございませんでした。平成21年度以降については法的手続をとっております。しかし、登記地目を利用後の現況に合わせる変更の手続がされていなかったものであります。登記簿地目の変更につきましては土地の所有者が行うものでございますので、今後、土地所有者にお願いしてまいります。

なお、各土地改良区での除外の手続は既に済んでおるものでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この問題に関しては、もちろん土地所有者の方の意向というのも大事ではございますが、将来的に見れば、地目変更というのはお願いをしていただきたいなと思っております。

これを踏まえて、政府の方針に基づいて将来的な市の方針について、この項目の最後の質問としていきたいと思っておりますが、12月29日の日本経済新聞の1面に、法務省が所有者不明を防ぐため、土地の相続登記を義務化という記事が出ておりました。2011年の東日本大震災の復興事業に障がいになっていたことから、注目をされてきたということでございます。

この記事によりますと、政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な対策に乗り出し、現在は任意となっている相続登記の義務化や土地所有権の放棄の可否などを協議して具体的に検討するというところで、法務省は早ければ2018年にも民法や不動産登記法の改正を法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問する方針であるということで、政府は関係閣僚会議を開いて検討作業を急ぐということございました。

所有者不明の土地をめぐるっては、増田寛也元法務大臣らの民間有識者でつくる研究会が、所有者台帳から現在の持ち主をすぐに特定できない土地が2016年に全国で約410万ヘクタールに上るとの試算を公表しております。対策を講じないまま2040年になれば、北海道本島約780万ヘクタールに迫る推計をまとめており、経済損失額は同年までの累計で約9兆円に上るとのことでございます。

土地所有者の所在がわからなくなる要因に、相続登記の任意性の問題があり、仮に相続登記が行われなければ、登記簿上の名義は死亡者のままであります。そのまま放置され続け、世代交代が進めば、法定相続人はネズミ算式にふえ、権利関係は複雑になり、相続登記は一段と困難になります。このため、相続登記の義務化で違反した場合の罰則を設けることを検討する方針でございますが、土地管理などの負担のほうが重ければ、所有者不明の土地とい

うのは発生抑止につながりにくいという指摘もあります。

また、土地所有権の放棄の可否も検討というようなことをございまして、管理できなくなった所有者が、公的組織や自治体に土地取得を打診できる仕組みを設けるといような案も浮上しております。所有権放棄を認めれば、条件などの明確なルールづくりが不可欠でございまして、国や自治体が管理を引き受けるケースがふえれば、財政負担の増大につながる懸念もあります。慎重に検討を進めるというようなことをございますけれども、この記事を受けまして、市内の公有地の借地にも所有者不明の土地が存在するのではないのでしょうか。

また、これからの弥富市の方針として、公共事業を進めていく上で、借地ではなく基本的に買収というようなことを聞いておりますけれども、地権者との兼ね合いということもございまして。最後に副市長のほうにお聞きしたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに相続がしていなくて、現在、代表者の方に賃料をお支払いするというケースもございまして。そういった方につきましては、今後、相続登記ができればと思っております。

それと、基本的には、地権者の御意向もございまして、買収ということがかねてから進めておりますが、先ほどの白鳥コミとか福祉センター多目的グラウンドにつきましては、どうしても貸し付けでお願いしたいというケースもございまして、そういう格好になっておりますけれども、今後も買収させていただければ買収していきたいと。今後についても買収というのが基本路線であります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この通告を出してからということで、3月9日になりますけれども、政府のほう所有者不明の土地に最長で10年間の使用権を設定して、公園などの公益性のある事業に活用できる特別措置法案を閣議で決定したことを記事で読ませていただいたわけでございまして、所有者不明地を有効活用できることで、不法投棄や景観悪化を防止して、地域活性化につなげる狙いだということです。

この法案は、市町村や企業、NPOなどが土地使用に関する事業計画を知事に申請し、公益性が認められれば、最長10年間の使用権を設定しますということで、これは来年の夏ごろから全面施行を目指すという国の方針でございまして、しかしながら、そうとは言っても10年間でございまして。将来的には所有者不明の土地について、これこそ負の遺産になっていくということでございまして。いつまでもこの状態で残していくことは、弥富市としても非常に問題であると思っております。

また、借地ゼロということに関しては、それが望ましいわけでございまして、財政面、いろいろ諸問題もございまして。今すぐ買収というわけにはいかないかと思っております。計

画を持っての対処をお願いして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは2項目め、下水道事業についての質問をさせていただきます。

下水道は、当たり前のご話ですが、雨水の排除、汚水の排除を行い、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る役割を担っております。法制度上は国土交通省所管の下水道法に定義が定められております。この法律上の下水道以外にも、農林水産省や環境省が所管する下水道類似施設も、広義に下水道に含んでおるといことです。

全国的な下水道普及率は、1961年（昭和36年）度末には6%でありましたが、1996年（平成7年）度末には50%を超え、2014年（平成25年）度末には77.6%まで上昇しております。下水道の事業主体は原則として市町村が行うと定められておまして、地方公営企業を設けて独立採算を前提とした特別会計にて経営されております。総務省は2015年（平成27年）から2019年（平成31年）度までを集中取り組み期間として設定し、公営企業会計の適用推進をしておまして、各都道府県、また人口3万人以上の市町村について、公営企業会計の移行が必要というようなことで国のほうが施策をしております。

そこで、弥富市が昨年3月に策定をされました、計画期間を平成28年度から平成37年度の10年間とした下水道事業経営戦略に基づいて質問をしていきたいと思っております。

この策定の背景は、人口減少、高齢化問題、自然災害の激甚化、インフラの更新事業の大幅増加、エネルギー問題への関心の高まり、そして国における新ビジョンの策定、法律の改正など、事業を取り巻く社会環境は大きく変化しておる状況でございます。そうした中、下水道事業を継続可能に運営する必要があるというような説明書きがなされておるわけでございますけれども、現在、平成21年から供用開始をしている県管理の日光川下流浄化センターにおいて、課内グループの統合、業務の配分の見直しをして運営しておるわけでございますが、平成27年度末の汚水処理人口普及率、合併浄化槽を除いて44.9%というようなことが記されており、そのうち下水道事業の普及率は26.9%となっているということでございます。

この汚水処理人口普及率というのは、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備人口を各市町村の住民基本台帳人口で割った指標だということでございます。私の調べた資料では、平成28年度末において全国平均で90.4%、愛知県平均で89.8%ということでございます。これは、いずれも合併処理浄化槽を含んだ数値ということでございます。

弥富市におきまして、合併処理浄化槽を含めると、汚水処理人口普及率、平成28年度末でどのような数値になっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 三浦議員にお答えをさせていただきます。

弥富市の平成28年度末の汚水処理人口普及率は65.5%でございます。内訳としまして、公

共下水道28.4%、農業集落排水16.6%、コミュニティ・プラント1.3%、合併処理浄化槽が19.3%となっております。

端数処理の関係で、一部合計が合っていないところがございますので、御容赦ください。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全国平均、愛知県平均と比べましても、まだまだ低い数字でございます。愛知県下におきましても、下から数えたら早いぐらいの位置ではなかろうかなというようにございますし、また汚水処理の人口の普及率というところでの合併処理浄化槽の設置率も、かなり弥富市は低いような感じもいたしましたけれども、現在、近隣の県道子宝愛西線に日光川下流下水7号幹線、こちらのほうの埋設工事が進んでおるわけで、平成31年度末ぐらいに佐古木駅まで幹線工事が行われると聞いております。また、平成28年度にかけては、かおるヶ丘団地、ポプラ台団地への支線埋設も完了していると思われま。最終的には、本年度の決算報告においてでございますけれども、平成28年、29年度の直近2年間、ここまでわかっておる事業箇所、また完了箇所というのを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 管渠工事を施工した処理分区でお答えをさせていただきます。

平成28年度では、荷之上、ポプラ台、西中地、平島東、前ヶ須処理分区でございます。平成29年度は、前ヶ須、前新田南、海老江北、海老江南、西中地、三稲、狐地処理分区でございます。

先ほど完了箇所ということでございますが、処理分区全体の完了を待つて供用開始をするのではなく、各処理分区において管渠整備と公共ますの設置が終わった区域から、翌年度、供用開始をしてございますので、御理解のほうをお願いしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今の御答弁によりますと、市街化区域、また住宅密集地、いわゆる団地への供用開始というのが目立ちます。先ほどお話をさせていただいておりました7号幹線にいたしましても、佐古木駅へ到達したら、まず佐古木地区の市街化区域からというようなことを聞いております。

次の質問に移らせていただきます。

先ほどの経営戦略においての経営の基本方針を読ませてもらいまして、下水道事業はそもそも、接続率が上昇し、経営が安定するまで、長期を要する構造でございます。加えて、上水道と比べても楽観視できない高い有利子負債の水準でございますし、設備の老朽化、更新需要への対応が必要でございます。そして、人口減少による1日1人当たりの汚水処理量の

減少によって料金収入も減少、また職員の方々の高齢化による技術承継による事業の継続、耐震化や気象の変化などを初めとする防災への対応などなど、多くの問題を抱えているというところでございます。

問題解決には、健全な下水道事業を維持し、一定の料金水準を確保する必要があります。定期的に料金が適正であるか検証をすることが求められます。また、アセットマネジメントを強化したり、設備のダウンサイジングによる資本コストの削減、高効率機器への更新による電気代などの削減が望まれます。

今回は、ほかの議員からいろいろと、これまでも再三質問がなされております。経営自体の本質、投資、財政計画ではなく、今後の施設更新時期に農業集落排水施設やコミュニティ・プラントと統合するというような検討といった、広域化、共同化、最適化などに対して、この辺について聞いていきたいと思っております。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 農業集落排水施設やコミュニティ・プラントは、供用開始から古いところでも20年を経過しておりません。各施設において真空ポンプや電気設備などの機器の更新工事は必要となりますが、処理槽や建物の改築といった大規模な改築工事を要するまでには至ってございません。

議員御指摘のとおり、大規模な改修工事が必要な時期には、維持管理費用や改築費用など、また下水道使用料も含め、広域化、共同化、最適化などについて検討を必要といたしますが、現時点では今後の課題と考えてございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この広域化、共同化、最適化というのは全国的なお話でございます。弥富市自体が下水道事業への取っかかりが遅かったということが、ある程度の説明もわかりました。現在の汚水処理人口普及率、低い要因の一つでもなかろうかなと思っております。

これを踏まえて、平成30年度予算概要説明資料の予算額、予算事業の距離は示されておるんですが、具体的な事業箇所を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成30年度の管渠工事を予定する処理分区は、下之割北、海老江北、海老江南処理分区を計画しております。

また、先ほど議員も申されましたように、7号幹線、県のほうで施工していただきますので、今後工事を予定する佐古木東処理分区におきまして、工事のための詳細設計に着手をいたします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これが説明資料の中にある推進管路137メートル、開削管路8,090メ

ートルとことになるのかと思われます。

最後に、以前報告をされておりましたハイセラミック管の改築計画の進捗状況について質問をしていきたいと思ひます。

平成15年から18年に整備されたハイセラミック管について調査を行い、破損等の不良内容の把握と原因について検証した結果、報告がございました。テレビカメラによる調査、掘り起こした回収管と在庫管との強度試験を行い、調査結果を分析しました。地震発生時に管と管が干渉することで破損が発生して、取り付け管を後づけする箇所も破損しているという想定不良原因ということでございました。高浜市においても、平成27年にハイセラミック管の縦断方向にひび割れが生じていることが発見されております。全国でも19の県、96の事業体にハイセラミック出荷実績がありまして、愛知県内でも30の事業体への出荷実績があるということでございます。

弥富市の説明によりますと、4つの地区に対して、今後10年で管更生による改築を不良率の高い順から優先的に行うということでございます、年間7,000万円を超える工事費が概算でかかるというような形になっておりますが、平成29年度の改築工事の状況、そして平成30年度の工事予定を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） ハイセラ管の改修工事でございますが、平成29年度の工事は、平島地区におきまして545メートル、約4,700万円、操出地区におきまして368メートル、約2,300万円で改築工事を実施しておりますところでございます。

平成30年度の工事予定でございますが、平島地区で178メートル、操出地区で169メートルを計画しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 予算の概要説明資料なんかを照らし合わせておるわけでございますけど、29年度についてはおよそ7,000万円。資料によりますと、30年度については3,000万円と記されておるような形で、ちょっと疑問符がつくような形でございますが、平成30年度予算概要説明資料によりますと、管渠施設長寿命化工事費がハイセラミック管の改築費用なのでしょうか。

また、全費用を弥富市で賄わなければならないということでございますけれども、たしか全員協議会でしたか、大原議員のほうから国ないし県から補助はないのかというような質問も出ておりましたが、この件に関して少し聞いていきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） まず、管渠施設長寿命化工事請負費、これがハイセラミック管の改築費用でございます。

国・県の補助金に関しましては、平成29年11月にハイセラミック管の改築支援を国土交通省や愛知県に要望しておりますが、現在の弥富市のハイセラミック管の改築事業が適用される補助制度がございません。しかしながら、施工から20年を経過した管渠に対して補助金が充てられる場合がある制度がございますので、引き続き支援を要望するとともに、補助制度が活用できるよう国・県と協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 新庁舎建設とか火葬場の建設、JR・名鉄弥富駅自由通路の整備等々控えておるわけでございます。補助金の制度が活用できれば、財政面では非常にありがたい話でございます。

反面、地面の中での損傷ということで、わかりにくい部分でございます。上部の道路部分に関しても陥没というおそれがこれから出てくるような心配もでございます。早急な国・県との協議を進めていっていただきたいと思えます。

最後に市長に、下水道事業についての今後の施策について、またハイセラミック管の改築策も含めて、お考えを聞いていきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員のほうに御答弁申し上げたいと思えます。

下水道事業及び議員の皆様にも御通知いたしましたハイセラミック管の改築というようなことについての御質問でございます。

私どもの下水道事業の計画面積というのは、当初からお話をさせていただいておるわけですが、全域で877ヘクタールというような計画面積を持っております。そして、15年が経過し、そしてまた供用開始をさせていただいてから8年を迎えようとしているわけでございます。平成29年度末の整備予定面積は274.2ヘクタールでございます、その整備率は全体の31.3%になります。

先ほど議員のほうからの御質問もございましたように、私ども弥富市といたしましては、汚水処理の人口普及率ということは県平均に比べますとまだまだ低い状態であるわけでございます。これは、先ほどもその理由を議員のほうからもおっしゃっていただいておりますけれども、着手という段階が非常に遅い段階から始められたというようなことが普及率の低い要因であろうと思っております。

平成28年に国のほうから、いわゆるアクションプランという形の中で10年概成という計画が出されました。平成28年から平成37年までに、今の計画に対して、できる限りその速度を速めなさいと、整備促進をしていきなさいというような形で、今その計画に基づいて私どもとしては事業の促進を図っておるところでございます。

そして、市街化区域及び人口集中地域という形の中で進めさせていただいておるわけでご

ございますけれども、このアクションプランの最後の年、平成37年において整備の予定面積としては533ヘクタール、整備率として60.9%を目途としておるところでございます。そして、全体の汚水処理人口普及率という形の中では84.7%まで高めていきたいという計画を持っております。

10年概成、平成37年以降、私は国のあり方、下水道事業に対する考え方、そしてまた補助金の問題のあり方、こういうことをよく精査しなきゃならないだろうと思っております。現在では国の補助金が2分の1、そして市が2分の1という形でこの公共下水道事業をやっておるわけでございますが、実際に今、既に100%の補助金はいただいております。80とか90という形の中で大変厳しい状況である。そして、年度末の補正というような状況の中で、何とかその事業の整備をしているところでございます。

そういった形の中において、平成37年の段階になりましたら、私は国のあり方、さっきも言いましたように、下水道事業に対する考え方を十分注視しながら、また議会の皆さん、市民の皆様方にお諮りをしていきたいというふうにも思っております。

そういうような形の中で、大変厳しい状況、時間も、そしてまた大変大きな財源もかかるというのが、この公共下水道事業であります。スタートの段階が非常に遅いものですから、10年概成と言われても、なかなかそう早急にできるわけではないということは、再三県のほうにも申し上げているところでございます。最初のスタートが早いところと、我々の海部地域という形の中では、十分その辺のところはよく御理解をいただきたいというふうにも思っております。

ハイセラ管に関しまして、先ほど開発部長のほうからも話をさせていただきましたように、弥富市としては約9.7キロあるわけでございますけれども、カメラを入れて調査したら、亀裂がある、あるいは接続部分に破損があるというような状況のものが見つかりました。こういったことからして、私どもは改築工事を平成29年度から、9.7キロやりますと、毎年7,000万をかけて約7億かかると、大変な大きな事業費でございますので、なかなかそれも計画どおりは進むことも難しい部分もあるわけでございます。

しかし、市民の皆様に対する安心・安全、あるいはさまざまな陥没等における事故、こういったことは最大限防いでいかなきゃならないという形で、速やかに対応していかなきゃならないと思っておりますけれども、ことし、平成30年度を3,000万円という形にしたのは、弥富市でこのハイセラ管を普及させたのがまだ15年という形になっておりますので、ストックマネジメント、長寿命化対策という形のなかにおいては、下水道においては20年という形の一つの経過事項がございます。そういった形の中で、我々としては20年経過していないと補助対象にならないという形のものもございまして、その辺のことをよく注視しながら、破損率の悪いところから優先順位をもってやっていくというようなこともしていきたいと思

っております。少し時間を延長させていきたいと考えております。

改築工事においては、さっきも言いましたように、多額の財源が必要になるものですから、私は昨年の11月に県・市懇談会という場においても、私のほうから知事のほうに対して、何とか補助制度を考えていただきたい、あるいはまた昨年の12月には愛知県議会議員の建設委員会という形で海部のほうにお見えになったものですから、その場におきましても要望をさせていただいたところでございます。しかし、ハードルは非常に高いという形の中で厳しいわけでございますけれども、今、何とか県との協議の中でいい方向を見出していきたいということを考えておるところでございます。また議員各位にも御支援をいただければありがたいなあと考えております。

下水道事業における通常の場合の補助というのは、建設から50年たった段階での補助の問題が一つ、そして先ほど言いましたようにストックマネジメント計画においての位置づけといたしましては、長寿命対策は20年の経過が必要であるというようなことでございます。弥富市がまだ15年しか経過していないということに対して、その辺のことをよく考え合わせながら、しっかりとハイセラ管に対しては改築工事をしていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

そんなことが、今、下水道事業に対して、しっかりと37年までは進めていくと。37年たった段階においては、また住民の皆様、そして議会の皆様とよく相談をしながら、今後どうしていくか、国のあり方がどう変化してくるかということが最大のポイントだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 市街化区域とか住宅密集地での排水路なんか、特に汚れとか、においてというのが天気によって非常にひどい状況でもございます。また、今後少しでも早い段階で下水道普及ということを望みまして、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は4時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります高橋議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

次に、高橋八重典議員。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、公共交通のあり方について多面的に伺ってまいります。

先ほど那須議員のほうからコミュニティバスについて質問がございましたので、重複するところは避けてまいりたいと思います。

この問題は私も平成28年12月議会で、ほかの議員も以前に何度となく一般質問されております。しかし、多くの経費を投じている事業ですが、依然住民から低い支持率しか得られていないのが現状でございます。

当市は、地域公共交通活性化協議会で、弥富市地域公共交通総合連携計画を平成28年度から32年度までの5カ年計画で運営されていると以前の一般質問で市側から答弁をいただいております。しかし、公共交通問題は移動手段だけの問題にとどまっておりません。交通手段が確保されている都市部以外では、高齢者による自動車運転での交通事故が多発し、社会的問題となっております。特に愛知県は交通死亡事故ワースト記録更新という不名誉な記録となっております。

当市でも、自動車運転の高齢化は急激に進んでいる現状でございます。生活の移動手段として利便性の高い公共交通整備が急務と考えます。市内でも、十四山・栄南・大藤学区の一部を除いて、特に移動手段の確保が必要になってきています。高齢者ばかりではなく、通勤・通学のために駅まで朝晩の送迎が生活の一部になっていて不便さを感じてみえる市民の方々も多く見えると思います。子供から高齢者までが定住していただくためにも、公共交通の改善・進化が必要と考えます。

そこで最初に、当市の公共交通の代表でもある、きんちゃんバスについて伺います。

平成28年度実績の年間利用者数、各ルートの年間利用者を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 28年度の実績でございます。年間利用者数といたしましては7万6,276人、そのうち北部ルートでございますが2万6,848人、南部ルートが3万7,230人、東部ルートが1万2,198人でございます。ちなみに、それを1日平均、運行しておった日数で割りますと、全体が260.3人、北部ルートが1日当たり91.6人、南部ルートが127.1人、東部ルートが41.6人でございます。穏やかに増加しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） では、運行に当たり年間の経費は幾らかかかっていて、国の補助金はどれぐらいいただいているのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 年間経費でございますが、9,266万5,975円でございます。そのうち国費、地域公共交通確保維持事業補助金でございます。743万2,000円。平成30年2月1日

現在の人口としては、4万4,361人として計算しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 年間経費ですけれども、私、9,000と言いましたでしょうか。9,266万5,975円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） また、今、御答弁いただきましたとおり、これもまた大きな経費が充てられております。平成28年度実績の年間経費を単純に年間利用者で割ってみると、1回に1人当たりにかかる運送経費が約1,200円かかっております。きんちゃんバスを運行するのに、年間市民1人当たり約2,100円ほどの負担をいただいて運行していることとなります。このきんちゃんバスを運営管理しているのが、地域公共交通活性化協議会です。以下、協議会とさせていただきます。

市民の方々に余りなじみのない組織ですが、どのような組織か御説明いただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域公共交通活性化協議会でございますけれども、協議会の構成員といたしましては、市民及び利用者の代表、利用者の代表は、区長会長さん、民生委員協議会会長さん、福寿会会長さん、女性の会代表の方、あと公募委員でございます。そのほか学識経験者、それから愛知県陸運局、県事務所、警察等関係行政機関、一般旅客自動車運送事業者、バス協会、タクシー協会、三重交通さんでございます。あと、一般旅客運送事業者の運転者が組織する団体、愛知県の交通運輸産業労働組合協議会、あと運行しております飛鳥村、木曾岬町と弥富市で構成されております。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条1項の規定に基づき、設立された組織でございます。

地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する組織でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は現状の年間利用者数、年間経費を会議でどのように捉え、分析されているのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 協議会での捉える分析でございますけれども、利便性の向上や利

用者特性を考慮した改善により、利用者数や利用者の満足度も向上し、運行の効率化による経費の削減など、一定の効果を上げていていると考えております。

過去の実績といたしましては、各種調査により把握した市民のニーズや利用者特性などを踏まえた運行ダイヤの改善を行っており、直近では平成28年12月に海南病院増築完成に伴い、海南病院敷地内にバスの乗車場所を確保し、全ルートが乗り入れできるルート変更及びダイヤ改正を行い、利便性の向上を図りました。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今答弁いただいた内容で、協議会は現状が今最良だというふうにされているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在の事業実施に当たって、社会情勢や市民のニーズの変化に合わせて、事業内容を適宜改善することが必要であると考えております。そのため、毎年各種調査を行いながら事業について評価するとともに、改善内容などを検討しております。

協議会は、関係機関や利用者代表のみならず、市内在住の18歳以上の方を対象に2年間の任期で公募委員さんを公募いたしまして委員として意見を聞きながら、バスの運行改善内容を検討しており、また大幅な改善の際には、アンケートにとどまらずパブリックコメントを行うなど、市民の意見を大切にしながら改善・検討しており、この協議会の役割は重要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は分析結果をどのように今後につなげ、具体化されるのか、時期も含めてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 平成28年の3月に地域公共交通網形成計画を策定いたしましてから計画されていた事業を着実に実施しておりまして、適宜改善内容を検討しているところでございますけれども、目標の達成状況や上位計画の改定内容を踏まえ、必要に応じて地域公共交通網形成計画の見直しも行き、計画の推進をまいります。

地域公共交通網形成計画自体の見直し時期につきましては、計画期間の最終年である32年度に行いたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は5カ年計画を立て、年間4回ほど会議をされていますが、運営管理の現状について、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員にお答えを申し上げますけれども、先ほどから担当部長のほ

うが、この運営協議会ということにつきましての構成であるとか、あるいはその中で協議されたことが具体的にさまざまな改正、変更ということに対してやってきているわけでございます。協議会においてさまざまな形で御協議いただくことは、本当に我々としてもありがたいなあと考えております。その結果としては、先ほど数字でも述べさせていただいたように、若干ではありますけれども、利用者もふえてきているということでございます。これからも協議会等において、また私も会長という立場からしても、こういったコミュニティバスに対する費用対効果、そういったことも含めて改善を加えていきたいと思っております。

現在におきましては東部ルートの見直しを検討しているところでございますが、利用者の要望、あるいは地域の意向、あるいは利便特性ということを加味しながら、これからも検討を加えていきたいと思っております。

現在のところ、協議会の会長といたしまして、協議会の運営につきましては、これをよしと考え、そしてより一層、よりよい運行改善に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、市長、それから部長から御答弁いただきました。

コミュニティバスのサービス向上につきましては、限界に近づいているのではないかと私は考えます。全国的にコミュニティバスは99.9%が赤字不採算事業であると言われております。市民のための公共交通確保の観点から、継続を余儀なくされています。当市においても、国からの補助金の割合が経費の全体の1割にも満たない現状から、来年以降も補助金の減額が予想できます。今後ますます市予算からの支出がふえていくと考えられます。平成32年度以降の弥富市地域公共交通網形成計画を作成するに当たり、実態に合った計画に見直していく時期に来ていると考えます。

そこで、昨年末に和歌山県のすさみ町にコミュニティバスの視察に行っておりまして。その体験から少し伺いたいと思っております。

では、少し最初に、すさみ町を御紹介させていただきます。

お配りした資料を御参照ください。

すさみ町は、市町村合併をされずに単独で今も自治を運営されています。平成29年から今までのコミュニティバス事業を一旦リセットされ、住民と一体で考えられた新しいコミュニティバスをスタートされました。同じ経費を使っていくのであれば、行政主導ではなく、住民主導での住民のためのコミュニティバスへチェンジされたのであります。

当市とすさみ町を比較してみます。弥富市を1とした場合、面積は3.56倍、人口は0.1倍、世帯数は0.12倍、65歳以上が占める割合も46.4%となっております。

コミュニティバスは、一定期間実証実験を行い、事業をスタートされました。スタートし

た今も、住民みずから行政担当者に意見を出し合って、日々改善がなされているということです。町でも住む地域によって事情が異なり、問題点も違ってきます。この事業が住民に支持されることになった大きな要素は、事業の基本的な骨格、予算は行政が、利用する住民が骨格に肉づけを行うという点です。

具体的に、中型バスを小型化し、中型バスが入っていけなかった地域をなくしたことが一番大きいのではないかと感じました。担当者の話では、以前は住民一人一人が個人的な主張が多く、改善に至らなかった。地域ごとでの住民主導による話し合いとバスを小型化したことで、各地域に合った路線、停留所を設けることができたとのことでした。実際、1路線の所要時間も短縮でき、利用者の満足度も飛躍的に上がったそうです。

実際、当市とすさみ町のコミュニティバスを比較してみます。

所有台数は、当市、中型バス2台、マイクロバス3台、予備車1台の計6台に対して、すさみ町、マイクロバス2台、予備車1台、14人乗りのワンボックス3台、10人乗りのワンボックス1台、予備車1台、計8台。マイクロバスの予備車1台については、委託業者の所有でございます。

路線数は、当市は3路線、各左右回りで6路線ございます。すさみ町、10路線、うち2路線は時刻表でのオンデマンド方式での運行となっております。2路線が周回路線で、ほかの路線と役場、病院、駅を乗り継ぎ点として運行されております。所要時間は、当市は最短60分、最長100分、すさみ町につきまは、最短18分、最長48分となっております。路線延長、当市は最短が21.5キロ、最長31.4キロ、すさみ町、最短5.6キロ、最長21.7キロとなっております。

一長一短に比べることはできませんが、ただ面積が3.56倍もあって山間地域が多いにもかかわらず、所要時間が当市よりもかからないことです。路線を小分けにし、路線数をふやしたことで、停留所も必要最小限にしたことが要因と考えられます。当市でも参考になることが多くあると思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 弥富市のコミュニティバスにおきましても、平成22年に巡回福祉バスからコミュニティバスに移行したことで、今のバスが成り立っております。その際、各ルートを簡略化いたしまして、バス停も減らし、運行時間の短縮による利便性の向上を図りましたが、地元からの要望などにより、ルート変更及びバス停を増設した経緯もございます。

議員の調査されました地域に合った運営、本市においても本市に合ったバスの運営を目指すということは参考になると考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市で参考にすべきこととして、次のことを提案したいと思います。

1つ、バスを小型化し、増車すること。

2つ目、学区ごとに協議会の下部組織を設け、幅広い意見交換の場をつくること。

3つ目に、地域に合った路線計画、停留所の設置。

今、提案したことを次の公共交通網形成計画に取り込めるのではありませんか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） バスの小型化についてでございますけれども、地域公共交通として運行する制度にもさまざまな形態がございます、それぞれメリット・デメリットがあると考えております。現在、弥富市で運行しております制度では、バスを小型化するにも一定の条件を満たす必要がございます、また単純に小型化すれば経費が削減できるものでもありませんので、なかなか難しいものがございます。将来、弥富市の公共交通網を再編する際に、いつも検討しておりますので、将来考えたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先進市町から学び、日々の改善で子供から高齢者までが日常当たり前前に生活の一部として利用できる公共交通を目指し、実情に合った計画を立てるべきではないでしょうか。服部市長にお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員、もう一度質問してください。

○4番（高橋八重典君） 先進市町から学び、日々の改善で子供から高齢者まで日常当たり前前に生活の一部として利用できる公共交通を目指し、実情に合った計画を立てるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長に伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先進市町がすさみ町ということをおっしゃりたいと思うんですけど、私たち全く存じ上げていない町でございまして、このコミュニティバスというのは、それぞれの自治体が大変苦勞して運営している状況でございます。100の地域があれば、100通りのコミュニティバスが運行されていると言っても過言ではないというふうにも思っております。だから、単純に比較をして、すさみ町と、その先進市町の先行事例が私たちに即したものになるというふうには私も思いません。

そうした形の中で、事前にもう少し御協議させていただく時間があれば、そのすさみ町のコミバスをもっともっと理解することができると思いますし、また12月にそれぞれの常任委員会で御視察されたような形の中で、できましたらそういった形の委員会から勉強させていただいて、そしてまた私どもと協議をさせていただくという方向がいいのではないかなあというふうにも思います。

大変恐縮な言い方でございますけれども、もう少し時間をかけて、そのすさみ町を私たちが理解することも大事でしょうし、我々のコミュニティバスに対する問題点もたくさんある

ことは十分私も承知しております。そういった形の中で、協議会のメンバーにおいて、年間4回という形の中で改善を加えさせていただき、そしてよりよいコミュニティバスにしていきたいと思っておりますので、現状としましては、先進市町からどのような形で勉強させていただいたらいいかということについては、もう少し時間が必要だなあと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 質問の内容が、もうちょっと精査したほうがよかったなというふうに思いますし、もうちょっと打ち合わせが必要だったということも思います。

ただ、すさみ町のことを取り入れろというわけではなく、そういった変えられた内容もありますということで、参考になる部分があればということで提案をさせていただきました。

次に移ります。

平成32年度までに現状を大きく変えるのは非常に難しいというふうに私も考えます。そこで、近年なってタクシー業界に規制緩和の動きが出ています。身近なところでは、名古屋市で実証実験が行われている乗り合いタクシーも、その一例でございます。

政令指定都市の福岡市で昨年実証実験が行われ、今回は政令指定都市の中でも最も高齢化が進んでいる北九州市で実証実験がことし1月から3月まで行われている高齢者向けタクシー定期券です。当市のコミュニティバスの問題解消の一部になればと期待できると思います。

何を期待できるかですが、現在、移動手段の確保が容易でない方々、公共交通の空白地帯の方々、生活確保のため、高齢者による自動車運転を余儀なくされている方々の移動手段のツールとしての提供です。

それと、高齢者による自動車運転事故を未然に防ぎ、自動車運転免許の自主返納促進につながればということが期待できます。

では、事業内容を紹介いたします。きょう配付させていただきました資料を御参照ください。

第一交通産業グループは、JTB九州と北九州市で実施するJTBジェロンタクシー（70歳以上の高齢者向けタクシー定期券サービス）において、利用者の募集を開始する際に利用タクシー会社として参画し、JTB北九州は募集型企画旅行商品として企画実施することで実現したものです。

内訳は、自宅とあらかじめ登録した2カ所の指定目的地の間を1カ月間定額で乗り放題で利用できる定期券型タクシーサービスです。目的地については、日ごろよく利用される病院、買い物店、最寄りの鉄道駅等から選択するものです。実際、北九州市の場合は、金額は、市内限定ですが、2万2,000円から4万5,000円と設定されております。価格が高い安いは賛否あると思いますが、現に自動車を所有されている方々は維持費がかかっているわけです。このようなことを機会に自主返納され、自動車を処分されると仮定すれば、自動車の維持管理

費が定期券に置きかえられるという考えです。

なお、自主返納された方が自動車を処分される際も、自動車買い取り店と提携し、サポートされております。

移動手段が確保できるということは、世間で言う買い物難民とか交通難民ということがなくなり、生活が確保できるということです。

今説明しました高齢者向けタクシー定期券サービスについて、当市の公共交通が熟成するまでの間、現実問題解消の一端としてのお考えを伺いますが、現在、当市で継続されている障がい者支援タクシーチケット事業とは切り離してお答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 高齢者向けのタクシー定期券サービスについてでございますけれども、我々も実証実験とか情報としては把握しておりました。市といたしましては、その結果を注視しつつ、地域公共交通に応用できないか、また利用者ニーズや市としての負担、本人の負担の考え方など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

弥富市の公共交通網形成計画においては、タクシー、コミュニティバスを補完して、時間を選ばず、ドア・ツー・ドアの移動が可能な自由な移動手段として、先ほど言った私どものやっているタクシーチケット券もございますけれども、こちらはこちらで公共交通としてのものでございますので、調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この事業も実証実験段階でございますが、認可された際、積極的な導入に向けて当市独自で実証実験を行ったり、補助も含めた事業計画を立ててはいかがでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどお答えいたしましたとおり、実証結果を待つということでございますけれども、それまでも内部では調査・研究をして、取り込めるかどうかというのを調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今後、移動手段が確保できなくなる市民の増大が予測される今、行政が予算をかけずに提供できるサービスとして、高齢者向けタクシー定期券サービスの取り組みのお考えと、今後の公共交通のあり方の総括をお願いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 私どもの弥富市地域公共交通網形成計画におきましては、自由度の高い移動手段としてだけでなく、身障者や、要介護者や、要支援者など、1人で移動できず、コミュニティバスも利用できない方の手段としては、タクシーチケットを介護高齢課、

福祉課で事業を行っているところがございますけれども、議員の提案のタクシーに関する取り組みにつきましても、さまざまなものがございますでしょうし、そこに参加される業者のこともございますので、現在は、何回も同じこととなりますけれども、その結果について注視いたしまして、内容を精査しながら、市の公共交通に生かせるよう考えてまいりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

結びに、公共交通のあり方について本日質問させていただきました。超高齢化社会が現実には目の前に迫ってきている今、公共交通のニーズは高まっていくことが予想できます。今後とも私も引き続き調査し、提案してまいりますので、できることから一つでも実現化していただきますよう強く要望いたしまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

平成30年 3月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 堀 岡 敏 喜 | 13番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

|                            |         |                  |         |
|----------------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長            | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長          | 山 口 精 宏 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長兼<br>保険年金課長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長          | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財政課長             | 渡 邊 秀 樹 | 総務部次長兼<br>収納課長   | 鈴 木 浩 二 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長           | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農政課長             | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会計課長             | 山 守 修   | 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 水 谷 みどり |
| 監査委員<br>事務局長               | 羽 飼 和 彦 | 庁舎建設<br>準備室長     | 伊 藤 重 行 |
| 秘書企画課長                     | 佐 藤 雅 人 | 危機管理課長           | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 横 山 和 久 |

|                 |        |                                      |      |
|-----------------|--------|--------------------------------------|------|
| 環境課長兼<br>十四山支所長 | 柴田寿文   | 福祉課長                                 | 山下正己 |
| 児童課長            | 大木弘己   | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  |
| 商工観光課長          | 大河内博   | 土木課長                                 | 伊藤仁史 |
| 下水道課長           | 小笠原己喜雄 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 |
| 図書館長            | 山田淳    |                                      |      |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、朝日将貴議員。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく2点、1点目は国道1号線に接する南北道路の渋滞の解消、もう一つは第2次総合計画、そして都市計画マスタープランについて質問をしたいと思います。

早速、質問に入りたいと思います。

国道1号線に接する南北道路の渋滞が各地でございます。市で把握されている現状をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

国道1号に接する主要な幹線道路は、市内に4路線ございます。まず、愛知県が管理しております一般県道子宝愛西線、佐古木交差点です。それと国道155号、弥富高架橋南交差点、そして、一般県道一宮弥富線、尾張大橋東交差点、そして弥富市が管理しております市道鍋平28号線、鍋平の交差点、この4路線でございます。

愛知県の管理の路線におきまして、朝夕のラッシュ時には渋滞が発生しており、特に県道一宮弥富線と接する尾張大橋東交差点は、国の主要渋滞箇所として位置づけをされているところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それぞれの箇所で渋滞調査は行われているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 各箇所での調査は行っておりませんが、尾張大橋東交差点においては平成27年9月に、渋滞状況を把握するために、交通量や渋滞長の調査を愛知県が行っております。その結果は、朝のラッシュ時に交通量の約5割を占める右折車両による渋滞が最大で南行き580メートル、このような渋滞が発生している状況でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） その渋滞の解消に向けて、これまでの取り組みをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現在のところ、渋滞解消に向けた計画の策定は行っていないのが現状でございます。渋滞解消につきましては、愛知県は、国道1号の渋滞の影響が大きく、渋滞解消には国道1号の改良が必要であると考えているとのことでございました。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も先日、蟹江警察署の交通課に伺いまして、旧155号と1号の交差点、今、部長からおっしゃっていただいた尾張大橋東交差点について御説明を伺ってまいりました。そして、私から提案したことについて少しお話をさせていただきたいと思います。

この弥富市の中でも一番渋滞がひどいと、先ほど主要箇所だとおっしゃっていただきました。このピーク時は、尾張大橋交差点、1号線からイオンタウンの入り口付近まで渋滞をしておるところを実際に見たりしました。その1号線にたどり着くまでには、4回、5回と信号を待つというような状況であります。

なお、7時半をピークに、9時を過ぎてもピーク時の80%渋滞をしていると、先ほどの調査の中にも書かれておりました。

この渋滞状況を少しでも緩和するために、まずは第1段階として信号機のタイミング、右折が混雑しているわけですから、右折を早く三重県のほうに流していただきたいという意味を込めまして、右折を1秒でも2秒でも少し長くないかと。そして、さらには交差点を右折した後、1号線を尾張大橋の中に流していただくように、それぞれの交差点について私から提言申し上げました。

右折が、どうしても桑名方面のほうへ流れるようにしていただければ、今よりは少しだけでも緩和するんじゃないかと、これが私のまず第1点目の思いであります。それがありましたら、続いては交差点拡幅、その後は1号線の拡幅とつながっていくわけですが、まずは交差点のタイミングというのをやっていただけないかというふうに私からは申し上げました。市のほうへどのような報告が行っているのが、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 蟹江警察署交通課からは、以前にも、尾張大橋東交差点や尾張大

橋交差点の現場調査をした結果、尾張大橋自体の西行きも渋滞しているということから、尾張大橋交差点及び尾張大橋東交差点の信号サイクルの調整のみでは渋滞が解消することは難しいというようなことでございました。

しかしながら、周辺の信号機や調査の時間帯を広げまして、再度現場を確認していると伺っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

そして、今先ほども申し上げましたけれども、続いては交差点を拡幅して右折帯を延ばしてほしいということになってくるかと思えます。これは、以前にも伊藤正信元議員も質問されておられました。それ以降、この拡幅の計画はどうなっているのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 県道一宮弥富線の拡幅につきましては、愛知県が国土交通省と相談しながら現在も検討を進めているというところでございます。愛知県といたしましては、現状の右折帯を長くする手法もございますが、尾張大橋交差点と尾張大橋東交差点が近接しているため、右折できる車両台数には変わりがなく、国道1号の整備が見込めない状況では県道一宮弥富線の整備効果が発揮できないのではないかと、こんなような考えを持っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そうはいいまでも、この交差点拡幅というのは時間もお金もかかりますので、それをする前に何かできることはないかということで、今の交差点の信号のタイミングというのを申し上げました。今、蟹江警察の交通課でも、それに向けて調査・対応していただいているということですので、ぜひそれも前向きに検討していただきたいと思えます。

この渋滞解消に向けて、いま一步でも前に進めるべきだと思いますので、市長の総括をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、総括ではなく、この渋滞解消に向けての市長の御意見をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

朝日議員から、1号線にかかわるところの交差点が大変混雑しているということにつきましては、私も十分承知をしているところでございます。いろいろと関係機関に、それぞれの県道であるとか、あるいは国道という形の中においてお願いをさせていただいているところでございますけれども、一番大きな要因は、1号線に交わるところの尾張大橋の問題を解決していかないと、2車線とか、そういった形の中にしていけないと、なかなか妙案はないと

いうように思っております。今後も県、あるいは国のほうにしっかりと皆様方と一緒にって要望していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 1号線を拡幅して、尾張大橋もかけかえというのは一番もちろん望ましいことであるので、一日も早くそうなることを願うわけであるが、それが何年後になるのかわかりませんので、何とか少しでもという意味合いでございました。

ここからは少し脱線しますが、この渋滞の問題に取り組んでおりましたら、渋滞の問題と逆行するのではないかという話が出てまいりましたので、ここであえて取り上げさせていただきますと思ひます。

それは、ニッケゴルフ場の跡地利用の問題でございます。

最近、地元でも、ニッケゴルフ場の跡はオークション会場が来るらしいと。そんなのが来たら、ただでさえ渋滞しているのに、何でそんなところを選んだんだ。ほかのオークション会場は、利用業者の違法駐車がなくて、地域に迷惑がかかるんだぞなどのうわさが出始めており、私としても情報がありませんので回答に困る事態が起こっております。

しかし、今回の渋滞緩和の質問の趣旨と真逆の事態が起こり得ることを地元の議員として黙って見過ごすことはできません。私としては、弥富インターにも近く駅から近い好立地をもっと地域の皆さんに喜んでもらえる施設が来ることを願うものであり、非常に困惑しております。しかし、一方では民間の契約であるということも承知しております。行政が立ち入れないところもあることも理解はしなくてはいけないのだと思ひます。賛成とも反対とも意見が出せないでいるのは、そもそも情報が少ないことが原因であります。

そこで、市側が把握されている現状を可能な範囲でお答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） ニッケゴルフ場の跡地利用ということでございますが、昨年7月に日本毛織さんよりゴルフコースを年内で閉鎖するというような報告がございました。また、9月には跡地にオークション会場を考えていると、このような報告もございました。また、12月には、オークション会場の事業者さんとゴルフ場跡地について土地の賃貸契約に至ったというような報告もありました。その中でスケジュールとしては、契約から2年から2年半後に開場を見込んでいたこととございました。

その他の情報につきましては、現在、調査や設計中というようなこともあり、明確になってございません。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 開場が2年から2年半後ということで、もう余り時間もない話でもあるのかなと思ひます。

今以上に渋滞がさらにひどくなる可能性はあるのでしょうか。それとも、その対応策が既に示されているのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 渋滞等につきましては、現在、調査・設計中というようなことをごさいます、地区への進入車両等の予測台数や増加が予想される時間は今現在不明な状況でございますが、一般的に考えまして、相当数のキャリアカーやオークション参加者の車両が容易に想像できるところでございます。このことから、事業者さんには、車両の搬入時間やルート、周辺住宅及び商業施設来客者への影響が最小となるよう対策を講じてもらう必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、たださえ渋滞しておりますので、これ以上渋滞ということは、地元にとっては反対と言わざるを得ない状況になってきますので、ぜひそういった対策を講じていただくよう、お願い申し上げます。

そもそもこのオークション会場が、この地を選ばないといけないというのは、余りに私は視野が狭いと思います。ここ以外でも、例えば湾岸エリアのほうではいけないのでしょうか。そして、移動の代替案を弥富市が間に入って先導していただくような考えはございませんか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 民間事業者間での契約でございますので、出店計画段階で情報が市役所に流れていることが極めて少ないため、ちょっと難しいと考えております。

オークション会場は、臨港地区での立地につきましては過半以上の台数を港から出すなどの要件等がございまして、現在では臨港地区に未利用地というものがございますので、ちょっと難しいかと思っております。また、南部の市街化調整区域におきましては立地ができません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 南部に移動させるというのは難しいということですね。

私としましては、先ほども申し上げたとおり、地域の皆さんに喜んでいただける施設が来ていただけることを願うものでございます。それがどうしてもかなわないということならば、入っていただく企業、オークション会場に、地域の皆さんにしっかりと説明をしていただく機会をまずは早急につくっていただくということはできませんか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 増加する交通量による影響が想定されるところでございますので、

事業者さんには説明できる段階で早急に開催していただくよう、求めてまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それともう一つ、オークション会場ということであれば、今、芝生のところがコンクリになるわけですね。そうすると、雨水の問題の怖さが地元としては出てくるわけでありまして。1号線から、イオンタウンは少し土地が高いところでありますので、その周辺へ水が流れていくと。今、ゲリラ豪雨等も心配される中で、そうした雨水・污水対策もきちんとしていただかなくてはなりません。污水においても、車ですから、洗車だったりとかをたくさんされると思いますが、そういった污水もたくさん流れてくると思いますが、こういった対策というのを考えていただくことはありますか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 雨水排水量の増大につきましては、現状はゴルフ場ですので大部分が芝生になっております。オークション会場となれば、大部分が車両置き場とされ、アスファルトで覆われるのではないかと考えております。そうなれば、議員御指摘のように、これまで芝生などで浸透していた雨水がすぐに排水路に流れるようになるなど、この区域からの流出量はふえることが予想されます。したがって、具体的な計画が示されましたら、区域下流域に影響が出ないような形、例えば調整池を設置して流出量を抑えていただくとか、そのような対策を講じていただくように協議してまいりたいと思っております。

また、污水につきましても、計画内容が示された段階で協議してまいります。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この水の問題といいますか、災害に強いまちづくりということですので、ぜひともそういった対策は必要であると私も考えております。

このニッケのゴルフ場跡地に対して、一番懸念されるのは、今、雨水の問題もございませけれども、今回取り上げている渋滞がさらにひどくならないような、そうした配慮を考えていただくことかと思っております。ぜひとも御配慮いただき、市として可能な範囲で地域に望まれる形をつくっていただけることを強く要望したいと思います。

最後に、この渋滞解消に向けて、市長の総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 改めて、議員のほうに御答弁申し上げます。

少しニッケゴルフ場の跡地にされる計画につきまして、具体的な質問が先行しているわけでございますけれども、このニッケゴルフ場の跡地のカーオークション会場につきましては、弥富市にとっても大変重要な問題という形で私自身認識をしているところでございます。

先ほど所管の担当から答弁をさせていただいた経緯ということにつきましては、お話をさ

せていただいたとおりでございますが、交通渋滞、あるいは夜間の騒音、あるいは周辺農地の車両の仮置き場等に使う優良農地への影響、こういったことが大変危惧されるわけでございます。私は昨年、そしてことしに入りましても、ニッケさんといろいろとお話をさせていただきまして、その都度、反対ではなくて大反対だということを繰り返し繰り返し申し上げてまいりました。もっと市の活性化につながるような業種の変更を強く要望していきたいということをお願いしているわけでございます。

例えば、今の商業施設、そしてサービス業種ということを中心に、さらに新たな施設をそこにつけ加えることにおいて、海部地区のナンバーワンの商業施設、あるいはサービス施設というようなものを強く望んでおるといふことの御要望を申し上げてきました。その都度、日本毛織さんは、この数年間にわたりまして、出店事業者を募ってきましたけれども、条件を満たす業者がなく、やっと見つかったのが、このカーオークションの事業者であるということでございます。

私も2月7日に、このカーオークションの運営をされる事業者とお会いさせていただきましたけれども、名刺交換のみをさせていただきましたけれども、具体的な運営については一切お尋ねもしませんでした。それは、私ども弥富市と日本毛織さんがまだまだ話し合いをしていかなきゃならないたくさんの課題がある、また私どもの要望を聞いていただきたいということで、新たな業者についての御質問だとかお話を聞く機会は設けておりませんでした。

この議会が終わり、3月28日に私はニッケの本社でございます大阪のほうへ参りたいと思っております。そして、担当常務さんにお会いをさせていただき、弥富市としての考え方、いま一度御検討いただきたいという旨を伝えていきたいと思っております。

私ども弥富市、また議会の皆さん方もそうでございますけれども、過去からイオンタウンの誕生というか、イオンタウンに対して、あるいは市道の認定に対して、あるいはもっとさかのぼって言えば、弥富町と日本毛織の関係というのは非常に強いきずながある、関係があるということ双方がしっかりと認識すべきであるということをお願いしていきたいと思っております。

人口の密集地、あるいは狭隘道路、ましてや市街化区域というような状況の中において、どれをとっても心配のことばかりでございますので、いま一度オークション会場についての御検討については再考願いたいという旨を伝えていきたいと思っております。

地元の皆さんが、こういった話をいろいろな形でお聞きになって、いろんなことを今心配されているということは重々承知しております。しかし、今そういったことを具体的に進めるということではなく、もう一度基本に戻って、もとに戻って、私ども弥富市と、そして日本毛織さんとしっかりと膝を合わせて話し合いの場を設けると、設けていただくということをお願いしたわけございまして、それが3月28日になるということでございます。

これは、計画としての時間がございませんので、期限を切って御回答いただくということにさせていただきたいと思っております。そして、具体的な当該地の運営におけるさまざまな課題、問題につきましては、いましばらく、市民の皆様、何かと御心配でしょうけれども、この話の本筋の話をいま一度させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。そして、期限を切って先方からの御回答に対して、また市民の皆様にお伝えを申し上げて、それから具体的にどうしていくかということについて、また皆さんとともに、また自治会の皆様にも御説明に上がりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長から前向きな話として、このニッケ跡地を、時間を戻すわけにはいきませんが、これを前に進めるためには、今ある方向ではない方向を見つけ出す、それは服部市長にしかできませんので、ぜひとも私も全力で応援させていただきたいと思っておりますし、地域の皆さんにとっても、オークション会場が来るより、例えばイオンタウンがもっと活性化するような商業施設になりました。そういった望ましいことになることを願っております。

これで1問目の質問を終わらせたいと思っております。

続いて、2つ目の質問に入ります。

今、策定中の弥富市第2次総合計画及び都市計画マスタープランについて、少し具体的に質問をしていきたいと思っております。

愛知大学の政策提言や市民ワークショップ、市民アンケートなど、策定に向けて既に行動されておりますが、現段階での進捗状況と申しますか、大筋の目玉政策などをお答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御質問の第2次総合計画策定の進捗状況についてでございますが、第2次総合計画に当たってのまず基本的な考え方について少し御説明させていただきたいと思っております。

4つのポイントに整理してございます。1つ目は、市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画、2つ目として、弥富らしさを最大限に生かし、明るい未来を築く計画、3つ目といたしましては、一層効率的な経営と成果の点検・評価が行える計画、4つ目としては、市民の目線を重視した一層わかりやすい計画という4つのポイントとして整理して進めておるところでございます。

進捗状況についてでございますけれども、昨年7月・8月に市民の皆様より、今後の10年のまちづくりの考え方や意識等を積極的に取り入れさせていただくために、市内中学2年生

と市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しております。10月と11月には市民ワークショップを開催しております。12月には、市民向けの総合計画セミナーを開催いたしまして、先ほどの愛知大学の学生さんにより市への政策提言、また市民ワークショップに参加された参加者の方の結果報告を受けております。またその後、一橋大学の教授による記念講演を行っております。

また、市民の皆様にご覧いただきたくため、12月から次期総合計画の愛称とロゴマークの募集を行い、現在審査を行っております。4月7日の弥富春まつりのオープニングイベントで、皆様にご覧いただきたく予定をしております。

市職員に対しましての総合計画に対する進捗でございますけれども、8月と10月には愛知大学と名古屋大学からそれぞれ講師をお招きいたしまして、計画策定に向けての職員研修を2度開催しております。それによりまして、意識・知識の向上を図っておるところでございます。

また、計画策定への意識向上を図るため、第2次総合計画の弥富市が目指すまちの将来像を全職員から募集し、審査の結果、「地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐ・弥富」ということに決定させていただきました。

計画策定の審議結果につきましては、大学教授や公募市民らで構成されます外部委員会としての総合計画審議会を8月、12月、3月の計3回開催しております。庁内では、副市長を委員長とする総合計画策定委員会を8月と、11月と、ことし1月、2月の計4回開催いたしまして、第1回目の総合計画審議会より会議は原則公開とさせていただいております。オープンな場で、総合計画基本構想の策定に向けて審議を行っておるところでございます。

直近の状況といたしましては、今月5日には第3回総合計画審議会を開催いたしております。基本構想の素案を御審議いただいております。おおむね当初のスケジュールどおりの進捗をいたしておるところでございます。

また、基本構想は、弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の規定によりまして、議会の議決すべき事件としておりますので、平成30年の12月議会で議案として上程させていただく予定で事務を進めておるところでございます。

この第2次総合計画は、市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画でございますので、計画策定後におきましても、市民の皆様とともに計画の実現に向けて成果の点検・評価を行いながら進めてまいりたいと考えております。

目玉政策はどのようなものかという御質問でございますけれども、平成30年度より基本計画と実施計画の策定作業に入っておりますので、その中で主要施策等の具体的な検討と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、そちらのほうで御理解のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 総合計画の位置づけとして、向こう10年の計画ということで、一番基本となる大ざっぱなというか、本当に中心となる計画ということでありまして、その実施計画や中期計画で、そういったことをお示ししていただけるということでもよろしいでしょうかね。

この総合計画策定における市民アンケートで、駅前整備や観光についてどのような評価であったか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） アンケート結果でございますけれども、御質問の駅前整備と観光についての市民アンケートの評価につきましては、市民アンケートでは、市の各施策に対する評価についての質問をしております、質問に対する回答を「満足」「どちらかといえば満足」「どちらとも言えない」「どちらかといえば不満」「不満」の5つから選択していただきました。

駅周辺の整備についての評価ですけれども、「満足」が3.8%、「どちらかといえば満足」が21.2%、「どちらとも言えない」が33.6%、「どちらかといえば不満」が25%、「不満」という方が11.9%という結果でございました。

観光の振興についての評価でございますけれども、こちらも先ほどと同じ問いでございまして、「満足」が1.1%、「どちらかといえば満足」が7.5%、「どちらとも言えない」が63.2%、「どちらかといえば不満」が14.8%、「不満」という方が7.3%という結果でございました。

駅周辺の整備についてと観光については、どちらも36.9%が「どちらかといえば不満」とか足したものでございますけれども、不満の割合が高い結果となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も、この市民アンケートを見させていただきまして、特に北部のほうの方は、駅前整備についてだったりとか、この観光についての意見が、ほかの項目もたくさんあったんですが、私はちょっとそれが気になりまして、そういったところを整備してほしい。南部においては、コミバスだとか、そういった質問が多かったのかなという印象でございました。

それで、私から提案したいことがあります、その前にJR・名鉄橋上化事業の進捗状況を改めて教えてください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） JR・名鉄橋上化事業につきましてでございますが、昨年9月議

会で炭竈議員に御答弁申し上げましたが、昨年8月1日にはJR東海と関西本線弥富駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する調査設計の施行に関する協定を締結いたしまして、概略検討図の作成を受託いたしました。

この間、平成30年3月31日までを協定期間として、JR、名鉄、弥富市の合同の会議を持ちながら、基本設計図の作成や鉄道事業者との協議に応じた比較検討案の作成を実施している状況でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も何度も伺ってまいりましたこの橋上化事業というのはなかなか進まず、大変御苦労されていることと感じております。橋上化事業を進めていただくことは、地元にとり、そして弥富市にとっても大変ありがたい事業でございます。まずは順調にこれを進めていってほしいと願います。

そして、さらに進めていただければ、この弥富市を大きく発展させる原動力となるのではないかと考え、提案させていただきたいと思えます。

この提案に至ったきっかけは、江南市の名鉄犬山線に布袋駅というのがございます。その布袋駅で鉄道高架事業が間もなく完成するに当たりまして、駅周辺の開発事業に取り組んでいることを知り、現場へ伺いました。既に駅自体はきれいに整備され、片側の高架を待つばかりの状況であり、駅自体の真新しさで周辺の期待感が伝わってくるようございました。

布袋駅周辺整備として、駅東の9,000平米を江南市が買収し、そこを市が貸し出して民間業者が建物を建てるという計画だそうです。この4月には民間業者の選定に入られるそうで、住民の期待に沿えるような施設を誘致したいと、江南市長も意気込みをお話してくださいました。

そして、一番大事なことは、その地域の皆様から、駅周辺の皆様から声を上げていただくことだというふうにもおっしゃっておられました。駅周辺の地域でそのような声上がるように、私も尽力できればと感じた次第であります。

何が言いたいかといいますと、それはJR・近鉄・名鉄弥富駅の開発事業を都市計画のマスタープランに取り入れていただいて、弥富市の明るい未来の象徴にさせていただけないかということでもあります。

以前にもこのような計画が2度あったと承知しております。川瀬元議員も、平成25年6月議会で駅前開発が進まない理由について等を問われておりましたが、改めて聞きたいと思えます。

1度目は昭和54年、弥富駅周辺土地区画整理事業計画、総事業費225億円で、対象となる敷地面積は25ヘクタール、東は155号線、西は中六商店街、南は1号線、北はJR・名鉄弥富駅の北側に至る広大な計画でありましたが、実行できませんでした。その理由についてお

聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 弥富駅周辺の計画につきまして、地区面積約25ヘクタールを土地
区画整理事業でのまちづくりを目指しまして、昭和58年度には北地区、中地区、南地区で約
50人に及ぶ地区役員を編成いたしまして、役員会や関係機関と協議を進め、昭和62年には基
本計画を作成したところでございます。その後、地区ごと、または組単位での事業説明会を
重ねてまいりましたが、意向調査の結果、事業への賛成者が三十数%でございました。

また、平成7年には、このような中でも比較的機運の高かったJRと近鉄に囲まれた中地
区を優先的に進める方針といたしました。その後、事業計画の取りまとめや役員会、説明会、
また戸別訪問等を実施いたしましたが、この地区の意向調査の結果、賛成者は五十数%であ
り、平成16年には、町はこの数値では事業ができないと中止を決定しております。

また、関係者の反対理由といたしましては、所有する土地が減ることに対する抵抗や、土
地区画整理での整備手法ではなく、道路や水路等の線的な整備手法が望まれるものでござい
ました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 区画整理事業と申しますと、減歩率がありまして自分の土地が減って
しまうということでなかなか賛成者が集まらないので、2回目は範囲を狭くしてやられたと
いうことですが、それもだめでしたということだったと思います。

同じことを繰り返してほしいとは、現在の財政見通しを見る限り、到底申せません。しか
しながら、可能なことであれば、まずはお金をかけずに、私はこの言葉をよく言うんですけ
れども、前向きに検討していく、未来を見ていくということが、この弥富市全体にとっては
大変有意義な議論であると思っております。ばかなことを聞くなど、そう思われても私は声
を上げ続けていこうと決意しております。

具体的な内容については、皆さんの御意見を取り入れていくべきだとは思いますが、私の
考えは、広範囲な区画整理事業ではなく、JR・名鉄駅の北側から近鉄駅の南まで一体とな
るような、そうした駅ビルを建設してはいかがかと考えております。江南市に倣い、土地を
弥富市が取得し、あとは民間と、こういった夢のある協議をしていく。それはコンパクトシ
ティ化にもつながりますし、さまざまなニーズが想定できます。ホテル、マンション、企業
誘致、託児所、病院、図書館、レストラン、レンタルホール、そして生活する上で必要なも
のは、そこにある程度そろろうというお店が並んでいる。そういった施設がたくさん並んでい
る、そういった周辺の市民の理解が得られるような話し合いを進めてほしいと思いますが、
そういった話し合いのテーブルは今ございませんので、ぜひそんな場所をつくっていただく
ことを前向きに検討いただけないでしょうか。市長の御意見を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

現在、私も弥富市は、さまざまな大型プロジェクトを抱えているところは、議員各位御承知のとおりでございます。平成30年度に当初予算といたしまして、そういった形の中においても大きく一般会計の予算を膨らませているところでございます。

その中で、JRと名鉄の橋上駅舎化並びに南北の自由通路ということにつきまして、先ほど所管のほうから話をしましたけれども、やっとなどがついてきたと言ってもいいんではないかなと思っております。平成34年を目途として、この自由通路と橋上駅舎化を名鉄、そしてJRの鉄道業者の協力をいただきましてやっていきたいということ、そして大型プロジェクトのもう一つは、ことしの1月から解体を始めております庁舎建設でございます。新庁舎の建設を平成32年の1月を目途に竣工していきたいと思っております。このことが最優先課題というふうに進めていきたいと思っております。

その後は、県道名古屋弥富線の整備というふうに考えております。これは、近鉄の弥富駅の北側の中央駅広場の整備ということもあわせてやっていかなきゃならないなあと思っております。このことにつきましては、この県道の名古屋弥富線につきましては土地改良会館の北側の道路でございますけれども、そのところの先には橋がかかります。具体的には、平成30年度には橋をかけていただくという形の中で、愛西子宝線という中で、この道路を接続していくということでございます。

そのような形の中で、もう一つ手前には鯛浦川の護岸整備を今やってまいりまして、3年かかりました。これもきれいに、この平成29年度で完成いたします。そういった形の中で、その広い土地につきましては、民間の活力を利用して住宅建設というようなことを考えていきたいと思っております。そうした形の中で、近鉄弥富駅の北側の整備ということをいろいろなところで延長していきたいと思っております。

こうした形の中において、我々の資金だけでは大変厳しいというような状況があるわけでございますけれども、基本は我々の自主財源を中心に、県とか国の補助をいただきながら進めていくという形でございますので、御理解いただきたいと思っております。

そうした形の中で、この都市計画マスタープラン、いよいよ平成31年からスタートするわけでございますが、先ほど話をしました内容等について、きちっとした都市計画マスタープランという形で織り込んで、便利で快適な都市構造というようなものを記載していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

駅ビルにつきましては、その担い手である事業者であるとか、私どもの自主財源であるとか、そういったことをしっかりと考えていかなきゃならないということでございます。これは、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、過去にもそういうようなお話をいた

だいたんですけれども、まずはJR・名鉄の自由通路、橋上駅舎化ということを優先していきたいという形で、そのときも御答弁をさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 未来の弥富をつくっていく都市計画、本当に大事なものでございますので、少しでも夢のあるように、話し合いの場でもそういった案を出していただければと思っております。私以外にも、そういう発言をされる方は中には見えるかとは思いますが、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

昨年の3月議会で地方創生の質問をいたしました。そこで提案をさせていただいた観光業は、一部夢が実現に向けて動き始めております。弥富市の広報大使のやとみまたはちさんを中心にプロジェクトが動き出しました。金魚とスイーツと恋を掛け合わせたスイートハートプロジェクト、このプロジェクトの成功に向けて、今後も官民一体となって御活躍いただきたいと期待をしている一人であります。

さらに、もうひと超えるためには、弥富市の観光のランドマーク、目印ですね、これが必要であると思っております。そこで改めて、弥富といえば金魚、観光と弥富市と金魚を掛け合わせることで、新たな事業を生む可能性を見出せると思っております。金魚を観光とするプロジェクトを実現するためにも、微力ながら動いていきたいと存じます。

昨年、3月議会では、私、金魚アクアリウム、アートアクアリウムといいますか、見せる金魚といいますか、そういったものを題して金魚と観光を結びつけるアイデアを提案させていただきました。今後もこういった事業ができるように、諦めずに取り組んでまいります。ことしの予算の中には、アートアクアリウムをやりますということも盛り込んでおられましたので、少し前進をさせていただいておるのかなと思っております。

こうした観光について、町おこしの象徴的な役割の一つに地域商標というのがございます。地域ブランドを保護する役割で、特許庁に登録するものでございますが、弥富市の象徴であります金魚にちなんだ例えば金魚スイーツだったりとか、文言は私が今、勝手に申し上げておるんですが、こういった地域商標というのをとる、商標登録していただくというのはいいことなんじゃないか、できれば地域商標していただけないでしょうかという話でございます。

金魚の生産者にとどまることなく、例えばお菓子だったりとかグッズ、こういう多岐にわたり地域ブランド化を促進できるものとなると思っております。尾張地域でも、尾張七宝、それから祖父江のぎんなん、最近では一宮モーニングなどの商標登録がなされており、メディアに取り上げられ、活性化の原動力になっております。ぜひ検討していただきたいと思っておりますが、こうした冊子とかも実はございまして、中部の宝物といいますか、こういったものにも一宮モーニングだったりとか載るわけですね。こういった地域ブランド化していくとい

うのはすごくいいことなんじゃないかと思います。ぜひとも検討していただきたいと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 最初に、地域商標につきまして少し御説明を申し上げたいと思います。

この地域団体商標制度は、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、従来、全国的な知名度を獲得した場合や図形と組み合わせた場合を除き商標登録を受けることが困難であった地域名と商品名、サービス名から成る商標について地域ブランド育成の早い段階で商標登録を受けられるようにするため、平成18年4月より導入された制度でございます。

現在、愛知県内において、地域団体商標登録団体のうち12団体は漁期協同組合、そして農業協同組合が登録団体になっております。県内で初めてとなる商工会議所出願の権利者となる地域団体商標、先ほど議員が申された一宮モーニングが平成28年2月に商標登録されているところでございます。

弥富市において地域団体商標を登録することにより、地域特産という付加価値が生じるため、他の地域と差別化を図ることができ、そして全国に発信することにより、仮称でございますが「やとみ金魚スイーツ」の知名度が向上するとともに、地域のイメージアップに役立つこととなります。さらには、参加者でございます洋菓子屋さん、和菓子屋さんのモチベーションの向上など、地域全体の活性化にもつながると考えております。

今後の方向性につきましては、このスイートハートプロジェクトが推進する、先ほど申しました仮称でございますが「やとみ金魚スイーツ」の地域団体商標の登録に向けて、このプロジェクトメンバーの方々、また商工会や愛知県の知的財産総合支援相談員と登録に向けて研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひとも検討していただきたいと思います。

国の観光業を見ますと、今や外国人観光客は右肩上がりが続き、報道によると2017年の訪日外国人は2,869万人、消費額は4兆円を超えました。日本国内が人口減少している中、この観光産業の伸びはとまることを知りません。訪日観光客の政府目標人数は、2020年には4,000万人、2030年には6,000万人とされており、今もなお当初の計画を上回る伸び率で進んでおります。

それに加え、2027年にリニア新幹線が名古屋駅まで開通するという事に当たりまして、名古屋までの訪日客もふえることが予想されます。このタイミングで弥富市が動き出し、将来の希望とする行動は必ず将来の財産となるはずで。

先日、愛知県の平成30年度予算案が公表されました。大村知事が掲げたテーマは愛知の夢ということでございまして、ジブリパークやセントレアの国際展示場の建設など、夢を語っておられました。こういった事業はどのような趣旨でつけられた予算なんでしょうか、わかる範囲でお答えください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 最初にジブリパークでございしますが、2005年に万博記念公園で開催された愛・地球博の会場跡地で、スタジオジブリの「となりのトトロ」で主人公が暮らす古い家をリアルに再現したサツキとメイの家がある場所としても知られておるところでございます。

今回、この地にジブリパーク建設の話が上がったのは、人、生き物、地球に対する愛をテーマに掲げた愛知万博の理念とジブリ作品に通じるものがあったからということでございます。現時点では具体的な計画は固まっていないものの、自由に入場できる公園の中にジブリの施設が点在するというのが大枠のイメージで、2020年初頭の完成を目指すとなっております。

次に、常滑の空港島に計画されている国際展示場でございますが、ラグビーワールドカップ2019の開催支援、2020年東京オリンピック・パラリンピックの競技誘致や合宿誘致、FIFAフットサルカップ2020の招致など、世界から人を引きつけるためのイベントを控えておりまして、愛知県へ世界からの関心が高まっている中、世界中から人を呼び込むことで多くのビジネスマッチングを生み出し、新たなイノベーションを引き起こす可能性を持つ地域と考え、セントレアに隣接した大規模展示場の整備を目指すとなっております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ここでMICEというもの、これは企業の観光とも言えるものでございます。名古屋港隣接地域であります弥富市は、こういったのを全力で取り上げていってくださいという質問をしようと思ったんですが、ちょっと時間がありませんので、ちょっとあわせていきたいと思っております。

東京まで1時間という立地に弥富市はなるわけです。そういったものを武器に、弥富も本社、または営業所が入っていただけるような弥富の象徴的な、今、私が言ったのは駅ビルでしたけれども、そういったリニアインパクトに向けて取り組む必要があると。こういった事業を向こう10年の計画であります総合計画や都市計画マスタープランに取り上げていただきたいというのが私の今回の提案でありました。

先の10年だけを見据えるのではなく、さらに先のことを考えるならば、地方創生というのはやらざるを得ない状況であると思っております。今後さらに地方分権が進み、地方行政の役割は一層重要になってまいります。国主導ではなく地方主導で進めていく夢と現実をあわせ持つ

総合計画にさせていただきますようお願いいたします。

一方では、行政改革をさらに推し進めていかななくてはなりません。市民への御負担をお願いしていかななくてはいけない状況であると私も感じております。このような時代だからこそ、明るい話を提供したいと、そんな思いで今回質問させていただきました。

最後に、市長の総括をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間がございませんので、行財政改革と新たな第2次総合計画という形の中でお話をさせていただこうと思いましたが、第2次総合計画はいよいよ平成31年からスタートさせていただきます。厳しいばかりでは、市民の皆様にもお叱りをいただく、あるいは無駄どまりを進めるという形の中で、行財政改革ばかりでは夢がない。第2次総合計画は夢を持った計画であらなきゃならないと思っております。そんなようなことを希望も込めて、第2次総合計画をしっかりとつくっていきたいと思っております。

2022年、今から4年後、平成34年には駒野に名古屋競馬場が弥富市にも参ります。そして、また2026年には第20回のアジア大会が名古屋、そして愛知県の共催でとり行われます。そして、今先ほど言われました2027年のリニア新幹線の開業ということにおいて、外部的には大変夢のあることがたくさんあるわけがございます。そうした形において弥富市がどうかかわっていけるかということについて、第2次総合計画の中でしっかりと盛り込んでいって、市民の皆様にも夢と希望のある、そういうような計画を持っていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員、まとめてください。

○1番（朝日将貴君） 夢と希望のある第2次総合計画、それから都市計画マスタープランになるように、私もできる限り全力でやっていきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、炭竈ふく代議員。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にいじめ問題について質問をいたします。

2011年10月、滋賀県大津市の市立中学校に通う2年生の男子生徒が、いじめを苦に、みずから命を絶つという痛ましい事件が起きました。事件発生直後に生徒から教員に対して自主

的にいじめの事実申告があったことから、学校はアンケート調査を実施しましたが、いじめと自殺の関係は不明と結論づけました。

一方、市教育委員会は、事実調査を学校任せにするなど自主性を発揮せず、県教育委員会への報告も行っていませんでした。翌2012年の7月、事件後に行われたアンケート調査の具体的な内容が報道によって明らかとなり、学校及び市教育委員会に対する隠蔽体質等への批判が高まり、大きな社会問題となりました。

その後、2013年6月に、いじめ対策の充実を盛り込んだいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。しかし、いまだ多くのいじめが確認されています。昨年末の新聞報道によりますと、文部科学省は全国の小・中・高校などで2016年度に認知したいじめの件数が前年度比9万8,676件を超え、過去最多の32万件と発表されました。

また、いじめが原因で自殺した児童・生徒は、この年で10人と、深刻な事例も依然として多く、いじめ自殺が後を絶たないことから、文科省は昨年3月、自治体や学校の対策を示すいじめ防止基本方針に、けんかやふざけ合いでもいじめの有無を確認することを加え、各教育委員会に通知したとあります。これにより、各学校で積極的ないじめの認定が進んだことで、大きく件数がふえた結果であるということでございました。

そこで、初めにお伺いをいたします。こうした文科省の通知から1年がたちますが、本市における対応、また取り組みでの結果等、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） いじめの問題についてお答えいたします。

平成29年3月に、文科省はいじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定いたしました。教育委員会においても国の方針を参酌し、学校の実情に応じた基本方針の見直しや法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態ガイドラインに沿った対処等、必要な措置を講じてまいります。

この議員のおっしゃられた平成29年3月の通知を受けて、各学校では、けんかやふざけ合いなどであってもいじめである可能性を認識し、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為をとめ、関係する児童・生徒から話を聞き取り、ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早い段階からかかわりを持つようにして、早期発見・早期対応に努めています。

このように、いじめと疑われる行為に早い段階から対応できているため、教育委員会において報告するいじめの件数は、平成28年度が11件、平成29年度が2月末現在で9件と大きな変化はありません。また、29年度から、いじめと認知した場合、徹底した組織対応と解消に向けて、3カ月間にわたり観察や当事者への聞き取りで、いじめが継続していないことを確認し、初めて解消したとしています。

教育委員会としましては、いじめの有無や、その多い少ないのみを評価するのではなく、日常の児童・生徒の理解、未然防止や早期発見、発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応等について、教職員に周知徹底してまいります。

なお、本市のいじめ防止基本方針につきましては、県教育委員会が29年12月に改定版を作成いたしましたので、それを受け、3月に改定いたします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまの3月の改定に伴いまして、今回、議案として、いじめ問題対策連絡協議会等条例が上程をされておりますが、この一般質問の中で少しお伺いをしていきたいと思っております。

この条例の制定により、これからはいじめの重大事態が発生した場合には、連絡協議会で解決に向けて取り組まれていくことになろうかと思いますが、それではいじめの重大事態とはどのようなものを指すのでしょうか。また、重大事態と判断するのはどこなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、いじめ問題対策連絡協議会は、重大事態でないものも扱うことになるのでしょうか。あわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法において、いじめにより該当児童・生徒の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときや、いじめにより相当期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるときと定められています。

その判断につきましては、学校に設置されているいじめ・不登校対策委員会の中で、各学校のいじめ対策基本方針に従い、判断をすることになります。そして、重大事態と判断された場合には、即座に教育委員会に報告されます。また、重大事態と判断すべきか迷う事案、解決が困難な事案、長期化する事案についても、校長の判断により教育委員会に報告をされます。

いじめが重大事態であるかどうかを判断するのは、学校や教育委員会でございます。そこで重大事態と判断された場合に、教育委員会の諮問により、いじめ問題対策連絡協議会が調査をすることになります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、この条例によりますと、連絡協議会のほかに専門委員会と調査委員会が設置されるようでございますが、調査委員会の取り組みとしてはどのようなことになるのでしょうか。また、学校現場と、この3つの委員会とのかかわりはどのようなようになってくるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 調査委員会の具体的な取り組みといたしましては、事案の内容によっても異なると考えられますが、教育委員会や学校から調査に関する資料の提供を求めるとともに、児童・生徒へのアンケートや、教職員、児童・生徒、保護者、その他の関係者からのヒアリングや現地調査等の実施により、公平性、中立性、透明性の観点から調査結果を検討していくことを想定しております。また、調査の結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策の検討も行ってまいります。

以上により調査委員会は市長に答申をし、市長はその結果を議会にも報告させていただくことになろうかと思えます。

学校現場とのかかわりでございますが、各学校は、いじめ防止対策推進法の施行後、学校いじめ防止基本方針を作成して、いじめ対策・調査組織として、いじめ・不登校対策委員会を設置しています。いじめと思われる訴えやアンケートの結果があったら、すぐにそのトラブル解消のために対応をします。そして、いじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめの認知の取り組みを行い、組織的に解消に向けて取り組んでまいります。

また、教育委員会に報告し、学校教育課の支援、指示のもと保護者に報告するとともに、被害者を守る取り組み、加害者を教育的に指導する取り組みを行っています。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） このいじめ防止対策推進法は、平成25年に施行をされています。

私は、このいじめ問題の対策について、平成25年、また27年の議会におきまして一般質問をさせていただいております。今回、条例の制定につきましては、ちょっと遅かったのではないかと思いますけれども、その辺の経緯についてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 条例制定の経緯についてでございますが、平成25年のいじめ防止対策推進法の施行後、各小・中学校では学校いじめ防止基本方針が策定されております。平成26年度に、これを公表いたしました。

また、愛知県も平成26年度に愛知県いじめ防止基本方針を策定いたしました。本市でも、いじめ防止基本方針の策定に向けた取り組みを進め、教育委員会でも弥富市いじめ防止基本方針が協議され、その後、いじめ防止に関する組織の設置については、条例としての設置が望ましいという判断から、今回の上程になっております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 最後に、いじめ認知に向けた本市の取り組みについて、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** 各学校でのいじめ認知に向けた取り組みについては、いじめの早期発見に向けて次のような取り組みを行っています。

1つ目は、担任等による行動観察です。担任を中心に、生活のさまざまな場面で子供の様子を捉え、朝の打ち合わせ、学年会議、職員会議で先生同士が互いに情報を共有しています。

2つ目は、各学校で学期に1回は行うアンケート調査です。また、市教委でも10月に無記名のアンケート調査を行っています。

3つ目は教育相談です。担任が個別に面談をし、自身のことや周りの人のことについて話をしております。また、スクールカウンセラー、養護教諭が様子を見て相談する場合があります。

そのほか、日記や生活記録、児童・生徒からの情報、保護者会等での保護者からの情報を得て、いじめの発見に努めております。

今後も、児童・生徒のいじめを防止するために、市長部局、教育委員会、教職員、保護者の方々とともに、いじめほどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識を持ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止のための対策を推進してまいります。

○**議長（武田正樹君）** 炭竈議員。

○**13番（炭竈ふく代君）** 近年のいじめ形態として、身体への直接攻撃のように暴力による肉体的に苦痛を与えるもの以外にも、仲間外れやしかと、相手が嫌がることをしたりするなど心理的ダメージを与えるものであったり、またインターネットの掲示板や匿名性を利用した個人攻撃をする書き込みなど、ネットいじめもあるようでございます。また、去年は中学2年の男子生徒が、担任と副担任の叱責が原因で自殺をいたしております。

国は今後、いじめや不登校対策などの推進で、SNSを活用した相談体制を構築するとされています。LINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談が、電話や面談よりも子供たちにとって気軽に相談ができるというツールであり、悩みが深刻化する前に早期解消につながることを期待されていることから、本市におかれましても、今後、SNSを活用した相談窓口の設置を提案させていただきます。

どうか子供たちが孤立無援のまま追い詰められることのないよう、今後も対策組織の強化を進めること、また学校、家庭、教育関係機関、そして地域と、それぞれの役割を果たす中で情報を共有し、子供のSOSに即応できる体制づくりをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、障がい者向けグループホームの進捗状況についてお伺いをいたします。

国は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、障害者自立支援法を改め、障がい者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律である障害者総合支援法を成立し、平成25年4月1日より施行されています。この障害者総合支援法の障がい福祉サービスの一つであるグループホームは、身体・知的・精神障がい者などが世話人の支援を受けながら、地域のアパートやマンション、また一戸建てなどで生活をする居住の場であり、本市における設立への要望も多く聞かれます。

この障がい者向けのグループホーム設立につきましては、平成28年の12月議会でも質問をさせていただきました。初めに、本市における障がい者の現状について、再度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 平成29年4月1日現在の障害者手帳の交付状況につきましては、身体障害者手帳1,397名、療育手帳313名、精神障害者保健福祉手帳295名、全体といたしましては2,005名となっております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 私も障がい者の親御さんから相談をお受けするのですが、親御さんも高齢になるにつれ、我が子の世話がいつまでできるんだろうか、そして親亡き後の我が子の将来はどうなるんだろうかと、さまざまに不安を抱えていらっしゃいます。

グループホーム設立についての前回の質問におきまして市側より、前向きに進めていくとの御答弁をいただきました。そこで、現在の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） グループホームの設立につきまして、今年度が最終計画年の第4期障がい福祉計画でも重点項目として掲げてきたところであり、また平成30年度からの第5期の同計画策定の際に行いましたアンケートやヒアリングにおきましても、障がい者向けグループホーム設立を望まれる声も多くございまして、第5期計画でも設立に向けた項目を掲げております。

現在の設立に向けての進捗状況につきましては、社会福祉法人弥富福祉会が設立に向け、愛知県に補助金申請を行っているところでございます。採択がなされれば、平成30年度に施設の建設を行い、平成31年度に開所される予定でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 現在、平成30年度から32年度の第5期障がい福祉計画等の策定が行われていますが、その中でも障がい者向けグループホームの建設が上がっております。ただいまの御答弁で、県の採択を受けて、31年度の開所に向け、弥富福祉会に御尽力をいただけるということで、本当にうれしく思います。

ただ、親御さんたちは、自分の子供がグループホームに入れるかどうか不安に感じていらっしゃると思います。グループホームは共同生活の場になっているため、ある程度自立がないと難しいのではと思いますが、対象となる知的障がい者や精神障がい者など、障がいの程度であったり、また障がい者の方々は収入が少なく、親御さんたちは健在のうちは援助等が得られるかと思いますが、親亡き後はかなり厳しい状況になるのではと考えます。グループホームへ入所する際の本人負担など、こうした入所の要件としてはどのように考えておみえでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 議員の言われるように、グループホームは共同で生活していく場となりますので、排せつや入浴など、基本的な日常生活動作などを世話人の方の手助けを受けながら生活ができる必要がございます。

具体的な入所要件等につきましては、弥富福祉会も障がい者向けグループホームを初めて運営されることとなりますし、また市といたしましても多くの方の声をいただいておりますので、ニーズや要望等を弥富福祉会の方にお伝えしてまいりたいと考えております。

また、本人の負担につきましては、近隣の市町村で運営しているグループホームの視察や県主催のグループホーム勉強会等で情報を収集したところ、おおむね障害者基礎年金2級程度、約6万5,000円程度でございますけれども、これで対応できるよう、月の家賃3万円、食費2万円、お小遣い1万5,000円程度の内訳で設定している施設が多く見受けられます。

今後、入所要件等については、弥富福祉会と詰めていくこととなります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今後、さまざまな面で弥富福祉会との協議を重ねていかれるかと思っておりますけれども、障がいを持つ場合、環境の変化に弱いと聞いております。いきなり親元を離れてグループホームでの生活は難しいと考えられますが、今回建設予定のグループホームにつきましては、入所体験ができるなどといった工夫はございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） グループホームへ入所されますと、大きく生活環境が変わることになり、このような環境の変化が障がい者には負担になる場合もあります。入所後、環境に対応できず退所という事態を避けるためにも、短期入所などの体験は必要であると考えます。

また、入所の際の判断基準にもなると考えられるため、弥富福祉会に対しても入所体験できる場を整えていくよう要望してございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 第5期の計画の中では、障がい者向けグループホームが平成32年度に開所予定となっておりますが、市内には障がい者向けグループホームがまだまだ少ないと感じます。

例えば、これは介護や障がいの分野における先進事例ですが、富山県にあるグループホームですが、高齢者施設に併設されている特徴を生かして、デイサービスの利用者の話し相手になったり一緒にイベントに参加するなどを通じて高齢者との共生を図っています。

このように、年齢や障がいの有無を問わずに、誰もが身近な地域でケアを受けられる富山方式と呼ばれる取り組みがございます。

そこで、市として障がい者向けグループホームに、こうした事業を取り入れていくなど、またニーズの兼ね合いもあるかと思いますが、今後、施設をふやしていく予定はございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 開所につきましては、平成31年度開所に向けて準備を進めてございますけれども、障がい者向けの……。31年度に開所できるように準備を進めてございます。障がい者向けのグループホームの設立につきましては、アンケート等でも必要であるという声もありますが、親心の中、少しでも子供と一緒にいたいという思いもあり、自分が元気なうちは面倒を見ていくが、いずれはグループホームへと考える方も多数お見えになる状況でございます。

今後につきましては、弥富福祉会の募集状況等を参考にし、設立に向け社会福祉法人や民間事業所の協力を得ながら環境整備をしてまいりたいと考えております。

また、先進事例としての富山方式とは、高齢者向けの事業所で、障がい者向けのサービスを提供することができるもので、当市でも基準該当サービスという形で弥富福祉会に障がい者向けのデイサービスを委託しております。

平成30年度から介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスが位置づけられ、基準等につきましては、国のほうでパブリックコメントを行っている状況でございます。

今後につきましては、国が示す基準等につきまして勉強してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 30年度、市長もこの前発表がありました施政方針にも、第5期障がい福祉計画を策定する中で、障がいのある方が地域の中で自立した生活ができるよう、障がい者向けグループホームの早期建設の実現に向け事業者を積極的に支援していかれるということでお示しがされています。どうか設立に向けましてはニーズに対応し、安心して暮らしていただける環境整備をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、加藤克之議員。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。

通告に従いまして、3つの新規事業の促進成果、また効果等をしっかりと聞きたい、そういう思いで質問させていただきます。

春日和のきょうのよき日を迎えて、それぞれ皆さんは春の季節を迎えました。その中で感じるものはいろいろあるかと思えます。風とか光とか、そして明かりとか、そしてまた梅や、ほほ笑みや、そしてまたツバキとあるわけですが、もちろん市の花、桜ですね、そういうものを感じながらこれから春の季節をそれぞれ喜んで過ごしていただきたい、そう思う次第でございます。

当市は平成18年、合併をいたしました御年、多くの記念事業をしていただきました。それまで市長を含め、副市長を含め職員の皆さん、財源の確保と、そうした実直に堅実にと財源の確保をしていただいております。そういう旨がありまして、合併のときに多くの記念事業が、皆さん多く、元気で健康で、いろいろな記念事業に参加をしていただいたと思う次第でございます。大変喜ばしいことだと思う次第でございます。

その中でもまた成功をなし遂げた年を続けて平成29年を今確実に進んでまいります。29年におかれましても、一般財源150億という財源の中であい進んでまいりました。新規事業も数多くしていただいております。市長の政策の中でも柱を中心に取り組んでまいりました。また、国のほうからも財源確保をしっかり受けながら取り組んでまいりました。ことしはまた、いぬ年でございまして、新春交換会の折には平野副議長もいぬ年のお話もしていただきながら、そしてまた市長もこの3月の施政方針の中で、定住と交流、活力を生むまちづくり、いぬ年でございまして、生み出す、つくり出す、喜び出すというような思いで、この平成30年をしていただきたい。

予算規模を考えても、市民のため、充実させるために、住む喜びのために、私ら住み続けてもらう皆さんとともに歩んでいくわけでございます。

さて、その事業の中で取り組んでいくことはとても大変で、そしてまた新規事業でいいますと大きく変わってくるわけございまして、その中で取り組んでいく旨は、税収の財源、そしてまた財源の計画、財政バランス、内容充実、そしてまた優先を熟慮しながら進めていく計画であります。その中で、一つ一つ3つの点につきまして御質問をさせていただきます。

まずは、平成28年、29年と、当市における農業振興事務事業であります担い手確保・経営強化支援事業補助金を促進するに当たり、平成28年は3法人、平成29年は5経営体に対しての状況、内容をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

これは、国の経営体育成支援事業を活用したものでございます。地域の担い手が融資を受

けまして、農業用機械や施設を導入し、経営改善や発展に取り組む場合に、融資残につきまして補助金を交付するものでございます。補助率は事業費の10分の3以内、上限が300万円というものでございます。

平成28年度は4経営体、こちら4経営体全て法人でございますが、交付決定を受け、トラクターを3台、コンバインを2台、田植え機を1台、堆肥散布機械1台を購入しております。

平成29年度も4経営体でございます。その内訳は、法人が2経営体、個人が2経営体となっておりますが、交付決定を受けまして、トラクターを2台、コンバインを2台、野菜移植機を1台購入しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 農業用機具というのはいろいろな機械が、そしてまた高騰化がなされます機械でもございます。その中で皆さん方が少しは頼り、またお願いをしと、それだけ補助金をいただきながらあい進むことは、非常に市民にとって、担い手にとって、また経営にとって喜ばしいことでございます。頼れるところは頼っていただいて、非常にいい財源の確保かなあと思う次第でございます。

その確保をしながら、そしてまた設備も投資していただく。そしてまた、事業主さん、担い手の皆さん方が有効活用と、また効果の法人、また経営体の成果はどのような形であったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） どの経営体も、最新の機械を導入することによりまして農作業の効率を上げ、農地中間管理機構を活用し、経営規模を拡大することですとか、作付面積をふやし、出荷量を増加させて売上高を拡大すること、また加工品などを含めた6次産業化の取り組みを拡大すること、また新規雇用者を採用することなどを成果目標として掲げてみえます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 1年間、その成果のために、それぞれ事業主は毎月毎月、職員の皆さん、担い手の皆さんと励んでいる。結果が出なければならないというわけでもございます。それも励む喜び、そしてまた仕事ができる喜びが、一生懸命そのようなところで頼るものを頼りながらと進んでいく状況だと思いますんで、そういう効果があった、成果があったということは非常にうれしい話じゃないかなあと思う次第でございます。

この事業についても、当然平成30年、やってくるわけでございます。国からしっかりと促進事業を取り組んで、市内の農業の皆様方にも促進、またお話をさせていただけること、そしてしっかりとまた説明をしてさせていただけること、そういうことの取り組み事業はしていただけるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 平成30年度も現在では2経営体、こちらは全てが法人の経営体でございますが、経営規模の拡大を目指しまして、トラクターを3台、田植え機を1台、野菜運搬車を1台の導入を希望しまして交付申請を現在しておる状況でございます。

市としましては、今後も引き続き事業内容などを担い手の方に周知しまして、事業の活用を促していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然30年も引き続いて行っていただける。我らのまちにおかれましても、農業基盤の整備も着実に毎年毎年行っていただかないといけないわけですし、そしてまた取り組んでいただける事業主さん、担い手の皆さん、そしてまた働きやすいそれぞれの環境、そしてまた取り巻く農業状況におかれましても変わってくる状況がございます。そういう中でもしっかりと皆さん方が、職員の皆さんを初め、地域の担い手の皆さん方によりよいよきお話、また提唱等していただけると幸いと思う次第でございます。

引き続き、2つ目の事業についてお話をさせていただきます。よろしく願いいたします。

平成28年6月議会におかれまして江崎議員の質問からありまして、その中でもまた平成28年11月、そしてまた検討結果のほうでもございました。子育てをしていくには、いろいろな状況が今の時代、加味されてまいります。そういう意味で、その中での大事な部分でもございますので、新規事業の一つのお話を持ち寄りをお願いする次第でございます。

平成29年におかれまして8月25日に報告も受けながら、そしてまた平成29年度、保育士等の参加によるペアレント・プログラムの実施に向けて予算計上し、専門機関と調整していきますというお話でもございました。また、平成29年8月の検討結果と引き続きながらと、ペアレント・プログラム研修についても8月の広報で、そしてまた募集をかけ、9月14日から11月30日までの間、定員10名で全6回の講座を総合福祉センターで実施いたしますという報告でもございました。

そういう意味で、子供の発達など、そしてまた子供にて難しさを感じる保護者、子育てに臨む自信を身につけることが目的ではあります。そういう意味で、よく皆さん方、特に市長が言うておりますけど、精神的に、また心身ともにでも、子育てをするにも、これも同じような状況でもあるわけでございます。その手前で子育て事業の一つの対策をする状況かなと感じる次第でございます。そういうものが父親も母親も、また頼りながらというわけでございます。一つのアドバイスと一つの言葉が積み重なってきますと、人間というのは大分変わることができるわけでございます。非常にいい新しい取り組みの中で励んでいただいたと思う次第でございますので、そのお話の旨の状況をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお

願いをいたします。

さて、この取り組みに当たりまして、参加した市内在住の皆さん方にはどのような方たち、そしてまたどのような人数とか、いろいろとあるわけでございますけど、細かな内容、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） ペアレント・プログラム研修についてお答えいたします。

議員もおっしゃいましたが、子供の発達が気になったり子育てに難しさを感じる市内在住の3歳から6歳までの子供を持つ親を対象に、昨年9月から11月までの期間、全6回、総合福祉センターにおいて、中京大学現代社会学部の辻井正次教授を講師として研修を開催いたしまして、6名の方々の参加がございました。

また、保育士につきましては、市内9つの保育所から1名ずつ副所長や主任保育士に受講してもらい、療育についてのスキルアップを図ってもらいました。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 定員は10名でしたけど、6名の方が参加していただいたというわけでございます。いずれも母親さんですね、そういうお話の中でございますが、改めて市民の母親の皆さん方、参加された方と、また保育士さんにとられてよいお話か、何か報告は聞かれたでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 参加された母親や保育士の皆さんの声はどうでしたかという御質問ですが、参加された親に感想を尋ねたところ、無料で参加することができ、また内容もとてもわかりやすく、先生が母親一人一人の話を丁寧に聞いてくださり、とてもよい研修であったとのことでした。

保育士からの声といたしましては、具体的な支援の仕方について学ぶことができ、保育や保護者支援につながり、役立ったとのことでした。

研修の内容といたしましては、保護者本人や子供の行動で、よいところや苦手で努力が必要なところ、困っているところを書き出し、現状を把握した上で、できないことに叱って対応するのではなく、できたことに注目して褒めて伸ばしていくという内容であり、できなくて困った子という否定的な考えから、子供なりに頑張っているという肯定的に捉えるきっかけとなり、子育てを少しでも楽し、親子のきずなをさらに深めていただける研修だったと思われまます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） よいお答えというか、よい御報告をしてもらって、とても市民の方、また保育士の方、参加してそういういい声が聞こえる、そしてまた市民の声が聞こえるとい

うことは、これは成果があった。そして、また精神的なもの、子育てするには目に見えない心のケアでございます。小さいときから、子育てをするときから、子育て世代はそういう思いでしっかりとやっていかなければならない。そういうところに視点をつけていただく、目線をつけていただく、気づいていただく、そういう意味では市長を初め職員の皆さん方の取り組みの状況、非常によかったかなと思う次第でございます。

今後も続けていただきたいという希望の中で、平成30年度も継続事業として方針していただけるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 日程は未定ではございますが、来年度も引き続き実施をしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然のことだと思いましたが、その状況でしっかりと続けていただきたいなあと思う次第でございます。

病児・病後も、市長を中心となって進めていただいた。その中でも目に見えなく利用されている方もおられます。生まれてきてから、そしてまたしっかりと子育てをしていくという熱意は常に感じる次第でございます。その促進の導きと、また事業繁栄の取り組みをしていく中でも、当然市民の方が参加をしていただく。まさしくいろいろな皆さん方の答弁の中でも市民参加型と、これも一つのいいきっかけというわけでございます。

そして、もう一つは保育士さんですね。保育士さんでも、これも働き方の状況もあるわけでございますけど、スキルアップということも大事じゃなかろうかと思えます。そういう意味で、お互いが子供さんを保育士さんをお願いする保育所、そしてまた親もお願いするところの保育所でもございます。そういう意味で、一つ一つ保育士の皆さんと市民が寄り添って、子供さんたちの成長と、また声かけと、そしてまた行き届く状況をつくっていただく。そういう意味では、保育士さんの皆さん方のきめ細かいお仕事内容というのがさらによくなることが一番よろしい状況かなと思う次第でございますので、どうぞ引き続き進めていただく事業をお願いする次第でございます。

前半戦をおさめたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 加藤議員、質問の途中ですけれども、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤議員。

○3番（加藤克之君） 皆さん、こんにちは。

それでは、引き続きまして質問させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

平成29年新規事業、結婚新生活支援補助金に当たりまして、その取り組みの中でも市役所のほうではしっかりとこちらのほうでPR、また新しい事業の中でもPRとしっかりとさせていただき状況は進んでおられる1年間であるかなあと思う次第でございます。細かいところですけどね。男の人、女性の方と、本当に指輪の部分まで書いてあるわけでございますけど、いろいろな職員の皆さん、きめ細やかなところまで配慮されている資料だと感じた次第でございます。

その中で、支援補助金に当たりまして、取り組みの経緯並びに今年におかれます状況、内容、進捗状況、お知らせをお願ひしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

本市では、将来にわたり活力ある社会の維持に取り組んでいくため、平成28年2月に人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、平成27年度に行った市民アンケート調査によりますと、市が重点的に取り組むべき結婚支援事業として、若い夫婦への住まいの支援、結婚祝い金などの経済的支援が上位に上げられており、婚活イベントなどによる出会いの場の創出事業と連携して、新婚世帯を経済的に支援することが不可欠であることが見えてまいりました。

そこで、このことを踏まえ、総合戦略において、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の一つに掲げ、各種事業に取り組んでいくことにいたしました。

その一環として、弥富で結婚し、新生活を始める方への支援事業として、結婚新生活支援補助金制度を設けました。この制度は、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃借料、引っ越しにかかった費用について、1世帯当たり24万円を上限として補助金を交付する制度であり、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々の希望をかなえる取り組みを推進するものであります。

より多くの新婚世帯に対して結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、「広報やとみ」、市ホームページ、ツイッター、婚姻届提出時による案内、不動産事業者や引っ越し事業者へ案内チラシを配布するなど、周知に努めてまいりました。

申請受付状況といたしましては、平成29年6月1日の申請受付開始から平成30年2月28日

の申請期限までの間の申請件数は8件となり、その全てに24万円の補助金の交付決定を行いました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 平成27年からの市民アンケートの調査から、しっかりと取り組んでいただいて、その旨の中で平成29年、新年度事業の新事業を行っていただきました。その経緯をわかりやすくお話ししていただきましたので、市民の皆様も改めてこの場で御理解ができるかなあと思う次第でございます。

そういう意味で、職員の皆様方はしっかりと着実に進めていただいている事業でございます。その成果をもとに8件という状況でもございました。PRを初め、広報を初め、また周知徹底と。それぞれ不動産会社の皆さん方にもお願いしながらと。本当にきめ細かい部分まで細部にわたって、新しい事業を行うには大変な事業ですけど、その取り組みは成果があったかなあと感じたところでございます。

8件の皆様方の8組の誕生と、そしてまた人口のふえることと、そしてまた人口が定着するということにとっては非常に喜ばしいことだと思いますが、その中でまた8組の皆様方の市民の声とか、どのような感じ取り方、お声を聞いておられますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 申請受付時に窓口でお話を伺った中では、経済的に助かった、自分たちの結婚が地域に応援されていると感じるといった声をいただき、市といたしましては、結婚新生活を始めるに当たり経済的不安の軽減に、わずかではありますが、寄与できたものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 経済の助け、また地域に住んでいくというお言葉の中でございます。本当に貴重なお声でありまして、8組のカップルの皆さん方は大変喜んでいただいたお声を聞いて、やってよかったなど、やってきてよかったなどという1年であったと思います。そういう意味で、若い御夫婦にこのまちに住んでいただき、またまちを知っていただくということのつながりがさらにできてくるんじゃないかなあと思う次第でございます。

そういう意味で、経済だけではなくて、自分たちの生活の身の回りに変化が起きるわけでございますので、一つのこれも心身ともに心から与えていただいた、またそれも上限の24万円という中であったわけでございます。そういう意味で、そのような取り計らいが8組の皆さん方も今後このまちに住んでいくと、住み続けると、そういうお気持ちで、またこれからお話があった折には、いろんなところで職員の皆さん方も助けていただきたいなあと思う次第でございます。

また、この事業に当たりまして、平成30年に向けても継続事業をしていただけるのでしょ

うか、その旨、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

平成30年当初予算におきまして、結婚新生活支援補助金として、昨年から270万円増額いたしまして990万円を計上させていただいております。

事業内容といたしましては、平成29年度と同様に、結婚新生活を始めるための住宅取得費や住宅賃借費用、引っ越し費用に対するの支援であります。1世帯当たりの補助上限額につきましては、国の基準に従い、24万円から30万円に引き上げさせていただいております。

また、対象となる新婚世帯も、国の基準に従い、夫婦とも34歳以下かつ世帯の合計所得が340万円未満の世帯であることとさせていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 国の基準に沿って行われなければならないという補助金制度でございます。その中でも、6万円ふえて30万円というわけでございます。また、年齢も少し細かくなります。34歳以下というわけでございますが、収入においては変わらずというわけでございます。

弥富市におかれましても、この事業に即して、また今後、この事業に当たりまして行政事業は大変でございますけど、PRなり、またこれまで同様に広報を通じながら、またそれぞれの周知徹底を行っていただくかと思いますが、どうぞPRに向けまして職員さんのまた心がけを持っていただきまして進めていただきたい事業だと思います。どうかよろしく続けていただきたいと思っておりますので、お願いをする次第でございます。

結びに当たりましても、この弥富市におかれまして、市長へ最後にお伺いをさせていただきたいと思っております。

当町におかれましては、経済状況は、景気の穏やかな回復があるものの、市の税収も、またこれから行う大きなプロジェクトがたくさんあるわけでございますけど、外回りのまちづくりの中でも、行っていただく事業は一つ一つ公共事業は大変なものでもございますが、私らのまちのことを思いますと、もっと人に優しい健やかなまちづくりということも提唱されておりますので、その中で今年度における優しさ、また市民に対する思いの中で、新規事業、そういうことの取り計らいを進める心持ちのお話をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

施政方針の中でも私は皆様方に申し上げたわけでございますが、本市の財政状況は大変厳しいというような状況の中であるわけでございます。これは、社会保障費の増大であるとか、

それぞれの公共施設の老朽化に伴う更新事業等も考えていかなきゃならない、あるいは普通交付税の合併算定がえの特例措置の段階的な縮減という形の中で、これまで以上に大変厳しさがあるわけでございますけれども、当初予算という形の中においては、一般会計を特に中心といたしまして申し上げるならば、市民の皆様方にどう負託に答えていくか、あるいは行政サービスという形の中でどのような形で実行していくかということが当然問われますし、またそうでなければいけないというふうに思っております。

そうした形の中での施政方針として3つの大きな柱というような状況を申し上げた次第でございます。1つは、もっと災害に強いまちづくりをしていかなきゃならない。これは、南海トラフ巨大地震ということが想定される今日でございますので、そういったことに対して自助・共助・公助というような役割をしっかりと果たしていかなきゃならないという形で、市民の皆様にもこの点についてはお願いを申し上げていきたい。

そして、少子・高齢化、あるいは地方創生という形の中で、これからの次代がますますあるわけでございます。そうした形の中において、少子・高齢化、あるいは子育て支援の大変厳しさというような状況も踏まえて、人に優しく、そして健やかなまちづくりをしていかなきゃならないというふうにも思っております。

そしてまた、医療体制ということにつきましても、より一層我々は毎日の近くのことであるということをやっていかなきゃならない。もう一つは、最終的には市民サービス、あるいは負託に答えるためには、活力あるまちづくりをしていかなきゃならない。税収を高めていくことが私どもの大変重要な仕事であろうと思っておるところでございます。

そんな形の中で、新規事業というようなことでお尋ねでございますので申し上げますと、ソフト面の新規事業ということで、まず防災・減災の取り組みにつきまして、地震等の災害発生時における市の業務機能の維持を目的とした業務継続計画を策定してまいりたいと思っております。

また、健康づくりというような形の中では、健康づくり・医療体制の充実について取り組んでいかなきゃならないということで、一昨年、健康都市宣言をしたわけでございます。そうした形の中で、健康づくりの推進をより一層していきたい。そしてまた、がん検診であるとか胃がんリスク検査を集団検診で新たに実施していくということも考えておるところでございます。

また、産後の母親の健康保持増進のために、新たに産婦検診を実施してまいりたいというふうにも思っております。

さらに、救急救命センターとしての海南病院の運営に対して、現行の補助という形の上乗せで、さらに2,000万円、海南病院のほうへ拠出してまいりたいと思っております。これは2市2町1村、取り巻く自治体が合計で5,000万円という形の中での金額でございます。弥富

市としては、その40%の2,000万円を負担していきたいと思っております。そして、31の診療科目ということに対して、しっかりと海南病院として、基幹病院として、我々としては力強い病院を形成していただきたいと思っております。

また、子育て支援の取り組みにつきましては、一時保育事業の対象の児童を生後6カ月まで引き下げ、対象者を拡大していきたいと思っております。そうした形の中で、保護者の皆さんに対して、少しでもお手伝いができればというように思っております。

また、教職員が非常に多忙であるという形の中で、その多忙解消という形の中で、中学校に部活動指導員を配置していきたいと思っております。そうした形の中で、先生方にはより一層教育ということについても充実を図っていただきたいと思っております。

このような形に対して、さまざまなことをやっていかなきゃいかんわけでございますけれども、この延長では第2次総合計画というようなものにリンクしていくような形で新規事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位も御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） まさしく政策のもとに、もっと人に優しく健やかなまちづくりというわけでございます。我々が住んでいく以上、災害にも目にしていけないといけない、対策はしなければならない、これも永遠のテーマかなあと思いますし、そしてまた親からいただいた命で生きていく上で、最後までみとっていただける医療体制そのものも、ほかの町々もいろいろな病院はあるわけでございますけど、すぐれたる海南病院がございますんで、お世話になるとき、また御支援をいただくとき、体のケア、メンテナンスといろいろなところがあるわけでございますけど、しっかりと病院とも取り組んでいただくと。そういう旨も考えて過ごさなければならない。頼るときは頼っていただくというような体制で、しっかりと打ちつけていただける話であったと思う次第でございます。

また、保育についても、8カ月から6カ月に下げてくださいというわけでございます。これも一つ子供さんたち、また子育て世代の安心・安全対策でもあると感じた次第でございます。

また、教育という中でのお話もございました。しっかりと教育力を上げる、そしてまた部活も、スポーツも、また勉学もと、しっかりと学んでいただく。それにはまた、オリンピックも今やっておりますけど、またパラリンピックも始まっておるわけでございますけど、その中でも中学校2年生の生徒は、マリンバの方もおられますし、有名な方もおられます。そういう意味で教育力を高めること、そしてまた皆さん方に認知していただいて、ともに子供と喜びと、そしてまた市民の喜びと、そしてまた行政がやっている喜びをしっかりとかみしめて、私らはまた平成30年の事業にしっかりと取り組んで、また市長を中心に副市長とともに

ども、職員の皆さんと位置づけながら、この1年をいそしんで励んで、また後押しをさせていただきます。お力をまたいただければ私自身幸いに思いますので、よろしくお願い申し上げます。今回の質問、おさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、早川公二議員。

○9番（早川公二君） 9番 早川公二でございます。

今回は1件でございます。三ツ又池公園についてであります。

まずは、三ツ又池には大きな3つの役割があります。

1. 防災的役割。宝川は、主に排水用河川であり、流域内排水の基幹的役割を果たしています。しかし、昭和20年代以降、地盤沈下の進行に伴い自然排水が不可能になり、機械排水に頼る河川となりました。このような河川において、遊水池は流域内の湛水被害防止に重要な役割を担っています。

2. 環境的役割。動植物が生育する場所を提供し、自然生態系を創出することにより環境を保全する役割を担っています。

3. 啓発的役割。田園・水郷景観など、豊かな自然環境を通じ、教育の場を提供するとともに、散策や水遊びなど、地域住民の安らぎや憩いの場としての役割を担っています。

以上が3つの役割であります。現在ではそのほかにも観光地、健康増進地としての役割もあるのではないのでしょうか。芝桜まつり、来場者数およそ7,000人、健康フェスタ三ツ又池会場、およそ1,000人と、そしてまた健康のためにウォーキングやランニングと、今では多くの来場者・利用者でにぎわう公園となっております。

今以上に魅力ある三ツ又池にし、多くの来場者・利用者がふえることを願って質問をさせていただきます。

みずからも地元のボランティアの一員として、芝桜植樹祭で芝桜を植えております。毎年毎年芝桜がふえていき、見ごろな季節が訪れるのを楽しみにしております。さきにも述べましたが、芝桜まつりが大盛況で、遠方からも多くの来場者が来ていただける公園となっております。まだまだ芝桜を植えつけるスペースはあるのですが、今後何年かけて何株を植えていくのか、計画をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えいたします。

芝桜の植栽につきましては、毎年、多くのボランティアの皆様に御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この植栽につきましては、平成21年度から拠点広場を始まりに毎年1万5,000株前後植えてまいりました。現在は中之島を植栽しております。残りのスペースも限られてまいりましたので、あと3年程度で毎年1万4,000株前後を植えていくことができる計画としておりま

す。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 平成21年から植え出した芝桜であります。枯れているもの、そしてまた雑草に覆われている箇所もあります。今後の整備計画をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 芝桜の寿命でございますが、5年程度と言われております。最初に植栽しました芝桜は、平成21年に植栽したものでございます。既に寿命を超えておりますので、一部は寿命により枯れたものだと考えております。

しかし、5年未満のものにつきましては、土壌によるものなのか、肥料不足なのか、水不足なのか、日当たりが悪いのか、病気が発生したのかなど、原因がいろいろ考えられまして、業者の方ですとか農家の方にも相談をさせていただきましたが、はっきりとしたことが不明であるというのが現状でございます。

雑草に関しましては、毎年、除草作業を行っておりますが、植栽箇所が広く、作業が追いついていないのが現状でございます。場所によりましては、地域の方がボランティアで草取りを行っていただいております。厚くお礼申し上げます。

全体的な対応としましては、本年度より三ツ又池公園管理委託料という予算名で300万円を計上させていただきました。その予算を活用しまして、拠点広場を中心に、その区域の枯れてしまった芝桜の張りかえですとか補植を行わせていただいております。

今後も、このような予算を計上させていただき、補植等の管理業務に使わせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 1問目の質問で、今後3年程度で終わるとありました芝桜植樹祭なんですが、植えつけ前の整備、芝桜の苗は、あいち森と緑づくり事業交付金を活用してであります。芝桜を植え終えてからの、この交付金を使っての新たな計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 現在のところ、具体的な計画につきましては、まだ計画のほうはございません。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 計画はないということなんですが、この交付金を使って四季を感じる公園にしてはどうかということで御質問していきます。

春は芝桜がありますが、そのほかの季節、夏、秋、冬に見ごろのものが少ないのが現状ではないでしょうか。四季を通して見ごろの開花時期の長い樹木を植えてはどうでしょうか。

花ではなく、あえて樹木と言ったのは、一度根づいてしまえば、植えかえる必要がないからであります。

ここで提案をしていきたいと思えます。例といたしまして、春は芝桜がありますが、それ以外にもツツジ、開花時期は4月中旬から5月中旬、夏、アジサイ、5月下旬から7月下旬、ムクゲ、7月初旬・10月末、秋、サザンカ、10月初旬から3月初旬、冬、梅、1月下旬から3月末等と、四季折々の樹木を植えていってはどうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 議員の御質問の中にございました今活用しております、あいち森と緑づくり事業交付金でございますが、こちらにつきましては、三ツ又池公園内である程度まとまった用地に、ボランティアの方でございますが、県民参加による植栽を行うという条件で交付のほうを受けることができっております。そのため、今申し上げましたような形で植栽ができるようであれば、議員のほうからお申し出がありましたような芝桜以外の植物も植栽の一つとして今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 芝桜を、今、ボランティアの方が植えていただいておりますが、今後3年でそれがなくなってしまうということで、ボランティアの方々というのは、ボランティア精神をもって地元の公園だからということで、今後の次世代の子たちのためにという思いも持ってやっておりますので、芝桜が終わって以降も、ぜひともボランティアの方に参加していただいて、みずから公園をつくっていくということをやっていただきたいと思いますなあと要望しておきます。

次に、以前にも質問しました菖蒲園についてですが、何年もショウブがない状態で、通路も傷んでいて立入禁止となっております。景観的にも、安全面でも、早期に再整備してはどうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 菖蒲園につきましては、現在、安全面の関係で立入禁止とさせていただいております。市民の皆様には御迷惑をおかけして、まことに申しわけございません。

三ツ又池公園でございますが、県のほうから平成6年度から整備が始まっております。20年以上が経過しているため、菖蒲園以外にも天然木で整備されておりますベンチ、あずまや、親水デッキ、柵なども老朽化し、傷んできておるのが現状でございます。そのため、国・県の補助金がいただけます水環境整備事業を活用しまして、整備計画を来年度、平成30年度に策定し、平成31年度より菖蒲園を初めとしました三ツ又池の整備に取りかかっていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 菖蒲園を再生するというのでいいでしょうか。

再生するならば、このパンフレットなんですけれども、拠点広場ですね、祭りのメイン会場、そしてまたサブ広場には駐車場がありますが、菖蒲園にはないわけでありまして。せっかくショウブを再生するのであれば、本当に多くの方に御来場していただきたい、そして身近に見に来ていただけるように駐車場を新設してはどうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 先ほど答弁させていただきました水環境整備事業で公園内の用地内に駐車場が設置できるのであれば、整備計画の中に盛り込む方向で検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 次に、芝生広場についてであります。

芝生広場の有効活用について、週末になりますと子供たちも遊びに来ているのを見かけます。子供たちが遊べる遊具を置いてはどうか。また、健康のためと、平日でもウォーキング、ランニングをしている方々も多くいます。これは以前にも質問しましたが、健康遊具を設置してはどうか。そしてまた、芝生広場は広範囲に5カ所あります。その1カ所をドッグランにしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 遊具の設置につきましては、先ほど申しました水環境整備事業での設置ができないのが現状でございます。そうなりますと、全額市負担ということになりますので、市の財政状況を考慮し、設置の有無については今後検討させていただきたいと考えております。

ドッグランにつきましては、他の来場者の方の安全面ですとか衛生面の関係から、現在、設置のほうは考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） ドッグランは、現状でも散歩をしに来てみえる方も見えますし、そしてまた災害時のペットの避難所としてという考えもあったんですが、安全面、衛生面からということでもありますので、しょうがないかなというふうには感じますが、ただ芝生広場は広範囲にわたって広い面積で5カ所ぐらい存在しますので、健康遊具、あとは子供たちの遊具も、安全面からとかというふうには言っておりますが、また再度前向きに検討していただきますことを要望いたします。

最後に服部市長に、三ツ又池の今後どういうふうにしていくのかということをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員に御答弁申し上げます。

三ツ又池の整備状況、今後どうしていくかということを中心に御質問をいただきました。

今、所管のほうからお話をさせていただきましたように、来年度から水環境整備事業ということで、もう一度この三ツ又池公園を再整備していかなきゃならんというふうに思っておるところでございます。これは、補助率としては国が50%、県が25%、市が25%という状況の中での整備事業でございます。こういった国・県のお力添えもいただきながら整備していきたいと思っております。

今は概略の構想でございますけれども、遊歩道というか歩道を使ってウォーキングだとか、あるいは散歩を楽しまれる方も非常に多くなってまいりました。その周囲に街路灯を設置していきたいという計画も持っています。そして、今、健康遊具につきましては検討するという答弁でしたけれども、高齢化ということに対して、健康ということに対して取り組んでいただけるということならば、そういったことも検討していかなきゃならないと思っております。

そして、植栽でございますけれども、芝桜が余りにも最初の二、三年はきれいに咲いたわけです。皆さん御承知のとおりでございます。これは、これを全体に、この面積を植えたらすばらしい芝桜の一つの見どころができるなあとと思っておりましたけれども、先ほども言いましたように、芝桜そのものに対しても5年ぐらいという一つの寿命なんかもございます。また、土が悪いのか、あるいはそういった形に適さないところもあるということでございます。

そして今、御提案いただきました四季を通じて植栽する、あるいは木を植えるという形の中で、花の咲く木を植えるということに対しては大変賛成でございまして、水環境整備事業の中でしっかりとその辺のことを絵を描きながら、四季、市民の皆さんが三ツ又池公園を楽しんでいただけるような感じで捉えていきたいと思っておるところでございます。

大変有意義な御意見をいただいたということで、今後の水環境整備事業に対して生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 服部市長、ありがとうございます。本当に前向きな答弁をいただきました。

次の世代も、そしてまた次の世代も三ツ又池を愛していただける、そんな公園を目指して、これからも提案をしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、堀岡敏喜議員。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

自治会の課題、行政の役割についてというテーマで質問させていただきますが、決して行政側に新たにこれやれ、あれやれやれという質問ではございませんで、できましたらもうちょっと手を抜いてほしい。そうじゃないと行政依存がますます強くなって、自主性というのが逆に損なわれてしまうんじゃないかというテーマで質問させていただきます。

まずは、防災の観点から考えていきたいと思えます。

市は72ある地域に、自主防災会の設立100%を目指しております。それは、私たちにとって大変重要なことであります。しかし、なぜできないのか。また、設立をしてもなぜ活性化できないのか。ここにどんな問題があるのか。

各自治会は、多少の状況は違えど、それぞれ課題を抱えております。例えば住民の自治会への帰属意識の低下、高齢化、それらによるなり手不足、行事ごとの形骸化など、ほかにもあるかもしれません。プライベートが重視をされ、御近所や人とのおつき合いも固定化をしたり希薄化している現代社会で、住民同士が互助・共助の意識を持って地域のために何かをする、共有をするという理由が見つけにくくなっております。

そんな中で、かたくなにやらなきゃならないと前後の想定もない防災訓練を行っていたり、時勢にそぐわない規則や形式に縛られながら組織存続のために内向きに力が入った活動を続けても、会員同士が不和になったり、参加者がふえるどころか減ることになってしまいます。正しいことなのに刺さらない、響かない、大して信頼関係のない中で、一方的に人から「こうしろ」と言われても、「ああそう」で終わってしまいます。

地域には、世代も違い、職業も生活環境も違うさまざまな方がお住まいです。そういうことを理解せず、正しいことだからと主催者側の一方的な考えで強行してしまえば、押しつけと捉えられてしまい、理解もされませんし、共感が広がることもありません。

過去の災害を教訓にするならば、この現代社会で老若男女、時代が変わっても共有すべき唯一の課題は防災だと思います。お一人お一人が、そうだねと実感をするまでは、お一人お一人が自分のこととして考えられるよう、そう気づけるように自助の啓発を繰り返し行うことが大切だと思います。

目指す効果は発災時の減災ですが、広く地域住民に、日ごろからの近隣のおつき合いは大切だよ、お一人お一人に災害も日常生活上のリスクの一つと当たり前にも思ってもらえるにはどうするか、これこそが課題だと思います。

さて、市は昨年引き続き、防災ワークショップを開催いたしましたが、その目的と、その効果について市はどのように認識をしているのか、伺いたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） いつも堀岡議員には防災の関係で、よろしくお願いいたします。

防災ワークショップでございますけれども、当たり前ではございますけれども、地域の防災力の向上を目的として、つながりを重視して、一人ではできないことを仲間をふやし、仲間とともに乗り越えられるような顔の見える関係づくりとお互いの情報交換、情報収集を重視して開催しております。

ことし、平成29年度からおおむね3カ年計画で、災害時に助けが必要な方の支援についてをテーマに進めており、自主防災会、自治会、民生・児童委員、消防団、学校、保育所などに呼びかけ、全7回の日程で延べ600人の方に御参加いただき、地域の役割、要配慮者の情報など、さまざまな意見交換を行いました。

その効果といたしましては、冒頭にも述べましたが、1つ目はつながりのなかった異なる立場の方々が顔の見える関係を築く、その第1歩が踏み出せたのではないかと考えております。

2つ目には、他地区の情報を知ることで、客観的に自分の地域を知り、自分の地域に何が足りないのか、今後の課題を見出した点かと考えております。

ワークショップ後のアンケートにおきましてもさまざまな意見をいただいております、今後も仲間をふやすべき改善しながら、自助・共助・公助の役割、連携など、防災力の向上について市民の皆様と築き上げてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

私もいろんな各学校であるとか、また消防団であるとか、そういった形の中で防災について地域一体で考えられる、この機会としてはワークショップは大変有意義なものであるなと思います。ただ、気をつけていただきたいなあと思うのは、防災会をすごい積極的にやっていらっしゃる自治会なんかですといいんですけれども、またこれから立ち上げて防災ワークショップをきっかけにやらなきゃならないということに気づけるというのはすごくいいことなんですけど、よく市長も言われる自助・共助・公助、これは本当に阪神・淡路大震災以降、耳になじみがあるぐらい残っているんですけど、気をつけなければならない自助というのがありまして、要は、今、災害対策基本法というのがある中で、行政の一つの責務として自主防災組織の設立とか、地域の防災については責務としてやらなきゃならないという文言がございます。それがゆえにため、自助の植えつけといいますか、市民自身が余り充実したことをやっちゃうと、自助自身が受け身になっちゃうということなんです。

自助というのは、本来であれば、自分の身に置きかえて考えたときに、自分の身を守るのにはどうしたらいいか、自発的に考える能動的な自助でなければならないんじゃないか。これは多くの防災学者の方が実は指摘をして、警報を鳴らしている部分でもあります。

ですので、何から何まで我々はやれと言っているのではなくて、そういう自助啓発ができる、それに気づけるような訓練とか、またワークショップであるとか、いろんな市民の方が住んでいらっしゃる、防災会、これから運営していくという団体に関しては、今の形を続けていただく、継続していただく、充実していただくことはもちろん重要なんですけども、そこに出てこれられない、自治会にも出てこれられない、組長で回ってこないとそれに触れられないという住民の方が圧倒的に多いわけですので、そういった方々にどう啓発していくかというのが今後の課題かなと思います。

質問を続けさせていただきます。

防災における要配慮者への対策は、これは前回の防災ワークショップの一つのテーマでもありましたけれども、御本人を初め、その御家族、御近隣にとっても大変大切な取り組みであります。災害時、すぐさま安否確認、必要ならば救助、避難行動につなげていくためには、日ごろから相互的な信頼関係をつくっておくことが重要です。例えば高齢者の場合、単身であれ、世帯であれ、ふだんから挨拶を交わしながら日常の安否確認、心身ともに健康維持のための活動を促すなど、また認知症であるとか、どこが不自由であるとかを含め、見守る体制づくりが必要です。

また、障がいのある方に関しましても、何に不自由なのか、意思の疎通はできるのか、本人や御家族からも相互的に理解と協力ができる体制づくりが必要です。個人情報保護に努めながら、日常のちょっとした困り事や相談に、本人が対応できなくても、関係の窓口につなげられるくらいの信頼関係は必要です。

市長の施政方針の中に、高齢者支援の取り組みで地域包括ケアの実現に取り組むとありました。障がい者支援につきましても、あらゆる住民がお互いに認め合い、住みなれた地域とともに支え合いながら安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指すとなります。これは、まさに事前の要配慮者の取り組みそのものだと思います。

発災時、また直後の取り組みをプラスしても、事前から福祉部局との連携は欠かせないと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 市といたしましても、防災をキーワードに部局の垣根を超えた連携の取り組みを始めさせていただいております。一例を申し上げますと、先ほどのワークショップでございますけれども、要配慮者支援につきましては、その開催の際に際しまして、介護高齢課、民生・児童委員の皆様と、支援が必要な方の同意の取りつけからワークショップでの意見の交換、情報交換まで連携して行いました。

要配慮者の支援については、同意のある方の名簿を自主防災会や自治会にお渡ししますが、地域で補完し、完成に至るまで、また顔の見える支援に至るまでは時間が必要であるのでは

なかろうかと考えております。

民生部局との連携をしつつ、最終的に支援が必要な方に手が差し伸べられるよう、点から線になるような地域のさまざまな人材、資源という共助につなぐことを意識しながら事業を展開してまいりたいと考えております。

今や政策目標であります快適で安全・安心なまちづくりを邁進するためには、全庁的に連携して取り組まなければならないと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 総務部長がおっしゃったとおり、全市、全庁で取り組んでいかなきゃならないんですけれども、防災のカテゴリーという形で要配慮者対策を進めてしまいますと、今、総務部長がおっしゃった要配慮者名簿というものが一つの、ここに記載をする、またそこに市民への開示を、同意をしてもらおうとか、そういうもちろん活動にはなるとは思うんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、例えば災害があったときに、仮にその要配慮者名簿を持って担当者をおつけしたと。蟹江町なんかも、それで済んでいるというふうなうわさも聞いておりますけれども。仮にそれができたとしても、ふだんからおつき合いがなければ、また災害が2年後、3年後、あしたかもしれないというのもありますけれども、月日がたつにつれて、その人の健康状況も全然変わるわけで、1人で対応すればよかった人が、2人で対応しなきゃならない場合もあります。これは、日ごろから健康管理をしていかなきゃならないというか、配慮しておかないかん部分。

これって実は、先ほど市長の施政方針にもあると申し上げましたけど、地域で見守っていく、年をとっても、認知症になっても安心してまちに出られる、そういうまちづくりをしていくということが、実は要配慮者対策にもつながっていくんだという考え方をすれば、危機管理課を主導にした取り組みというよりも、そちらに逆に民生部、また介護高齢課等、福祉課等から、これは使えるなど、防災の危機管理としての取り組みだけでも、日ごろの高齢者の健康増進、介護予防に使えるんじゃないか、そういう発想が、今まさに部長がおっしゃった全庁的な取り組みになるんじゃないかな。

それが今、具体的にできているのかどうかというところでちょっと確認をしたいんですが、事前にお聞きした認知症サポーター養成講座というのが、これは認知症サポーターを養成する講座ではありますけど、現実を受けていらっしゃる方というのは、割と認知症が心配な当該年齢の方であるとかいうことが多いんですけど、内容からしまして、例えば介護予防にもつながるし、健康増進にもつながるし、またそれ以外の方、御家族の中でもしお父様、お母様がいらっしゃったら、その予防にもつなげることができるし、事前の取り組みとしてはすごいわかりやすい、要配慮者という対策の入り口にもなると思うんですね。防災に携わるという中の入り口にもなると思うんです。

お聞きした中で、去年が69回かな、今までで69回ですかね、認知症サポーター講座を、各種団体を含めて、そういう講義をやっている。去年、おととしのあたりから、市役所の職員の皆さんも順番的に全員受けるんだということでやっけて、延べ人数で言いますと、市民約4万4,500人に対して4,080人が今、認知症サポーター養成講座を受講済みだということですが、もう一つお聞きしたところ、自治会単位で認知症サポーター養成講座を受講したのはどのぐらいありますかということをお聞きさせていただいたんですけど、1防災会と1自治会ということをお聞きをしております。

これはまさに、要配慮者対策を進めていく上で、介護高齢課、本当ならば危機管理課から防災の取り組みで要配慮者対策を進めたいから、こういうことを進めてくれというのもそうなのかもしれませんが、ふれあいサロンとか、いろんな単身高齢者が単身化しないための、また孤立化しないための取り組みがたくさんあるわけですから、そういった中で要配慮者対策を進めていく、絡めていくということが大事かと思うんですが、その辺、民生部長、いかがでしょうか。

よろしいですか。よかったですけど。お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 御指摘をいただきましたことを今後とも民生部を挙げて取り組んでまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 済みません、半田介護高齢課長が、ここに座っているものと思ったら、いらっしやなかったんで、思わず民生部長に話を振ってしまいました。

そういったことを危機管理課からでもいいですし、それこそ縦割りというわけじゃないんですけど、それを排除して全庁的な取り組みになるんじゃないかな。要は、一般市民にしてみれば、防災訓練とかいろいろあったとしても、何か家庭内で問題が起こったときに、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんのことでしたら介護高齢課に相談に行ったりもします。子供さんのことやったら児童課に行ったりもします。防災のことやったら、総務課、危機管理課に行かないかんみたいな、要はいろいろ行かないかんわけですよ。だけど、生活という部分で考えたら、一世帯の問題としては関係ないですね。生活の中で縦割っているわけじゃないもんですから。だからこそ、ワンストップみたいな形が必要なかもしれませんが、そのワンストップの相談窓口云々ではなくて、取り組みとしては危機管理というのは全部にかかわることだと思いますので、ぜひそういったところ、連携をもう一遍密にさせていただいて、いろんな方面から要配慮者対策を進めていけるんだと。名簿を確かに軸にしてやっていくことは大事なかもしれませんが、拾えない方もいらっしやると。これは、民生・児童委員さんからもお聞きはしています。単身高齢者の方を中心に、民

生・児童委員さんは見ていると思いますので、そういったところ以外の要配慮者を地域で拾っていくとか見つけていくには、日ごろからそういうおつき合いをしていかなきゃならないんじゃないかなあとと思います。ちょっと話が長くなって質問が進まないの、次に進ませていただきます。

市内には、防災に意識の高い方は多数おられます。国や県、市の主催する防災訓練、防災講話などにも進んで参加をされ、地域の防災力向上に役立てようと尽力をされている方も大勢おられます。地域の防災力とは一体というものなのか。発災時直後に被災をしても人的被害を出さないために、また発災から復旧・復興に向けて力を合わせて取り組めるようにすることなのでしょうか。それは大変重要なことではありますが、だとしたら災害が起きないと、その成果ははかれないということになってしまいます。先ほど、あす起こるかもしれないとも言いましたが、一生起こらないかもしれない。それでもそのためにただただ実直に訓練を繰り返すことが正しい進め方なのでしょうか。また、それによって地域住民全体で共有することが本当に可能なのでしょうか。

さきにも申し上げたとおり、地域には仕事、家庭環境、世代も違うさまざまな方々が日々の生活でおのこの課題や目標を持って一生懸命暮らしておられます。地域で行われる防災訓練や行事ごとは、大抵土・日か祝日に行われます。となりますと、その日も仕事の方は永久に参加することができません。また、子育て世帯の御家族なら、たまのお休みには家族で過ごしたい、そういうふうにも思われるでしょう。地域全体で自助を基調とした防災意識の向上と共有は、さまざまな方々の生活環境、生活習慣を理解し合い、尊重して行わないと、真の共感も広げられないと思います。

とはいっても、自治会の自主防災会が主催で訓練などを行う場合は、中心となって進めていく役員や防災会員もまた地域の住民の一人一人です。どこにどういう接点を設けていくか、誰を対象にしていくのか、主催していく側も知恵を絞り、配慮を考えないといけません。

例えば、少人数でも行えるDIGやHUGなどの図上訓練やワークショップは、平日の夜でもできます。家族連れや学生さん、若い方も参加しやすいよう、防災訓練を、言葉に語弊があるかもしれませんが、遊び感覚で気軽に携われる、これは前回言いましたけど、フェス形式で行うのも有効です。いずれにしても、楽しかったね、またやりたいね、もう少し深く知りたいねなど、興味と共感を広げていくことが、自治会の帰属意識、いわゆる現代の近隣同士が協力し合う理由を見出すことにつながるのではないのでしょうか。

自主防災組織の設立、また活性化を図るためには、申し上げてきましたように、地域の課題がつかめているかどうか、自助啓発を基本に地域住民の機根に応じた取り組みが重要と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃられるように、地域住民全体で課題を共有していること、それ自体が一つの課題だと考えております。消防庁の作成いたしました自主防災組織の手引きの中でも、地域社会とのつながり、結びつきの希薄化が指摘されております。その施策の一つとして、自主防災活動をむしろコミュニティの維持・復活の重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要である。今後、各地で地域住民の創意工夫による主体的な活動がますます求められるとしております。大変重要なことだと考えております。

しかしながら、これは一言で言うておるんですけれども、これらの地域の機運の醸成は、高い意識のところでも、そうでないところでも、一朝一夕になし遂げられるものではございません。地道な活動ではありますけれども、先ほどからやっています防災ワークショップにできるだけ多くの方に参加していただき、顔の見える関係をつくり、それを通じましてつながりを重視し、機運を高め、今後も自主防災組織の設立されていない地区にも防災ワークショップなどに参加を継続して呼びかけるなどアプローチをかけ、ここ数年、訓練を実施していない防災会については、参考となるような先進団体の事例など紹介するなど、できることから進められるよう啓発してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） まさに総務部長から、情報の提供ですよ、そういったことが必要かなと思います。

ちょっとここで御紹介したいんですけれども、今度、6月9日、広域避難プロジェクトでリーダー役をしていただいた片田先生の本なんですけど、今の行政がかかわる防災の取り組みに関してもそうなんですけど、また確かに防災インフラ、これは県も国も交えて取り組んでいかないと、市の財政だけではとても完璧なものをつくれないんだと思うんですけれども、ただでもそれがあるから安心だというものではなくて、革新的におっしゃっているのは、人員的に高める安全は人間の脆弱性を高めて逆にしまうんだと。要は総務部長がおっしゃった自治会の帰属意識の低下というのは、豊かな時代だからこそ、共有して何かをしなければならぬ理由がなくなってしまって、何でそんな町内会に出ないかんと、何で一生懸命それをやらないかんとという理由づけができなくなっているんじゃないか。

だけど、地方分権改革以降、地域に振られたいろんな事業がありまして、富の分配から負担の分配の時代に移り変わったと言われるように、昨日の一般質問でもありました医療費の拡大であるとか、介護医療の拡大であるとか、これから高齢化が進んでいけば、もちろん施設施設とかもふえれば、高齢者がふえていくなれば、特養なんかがぼんとふえたりすると、逆に介護費用が上がる。そうならないために、介護予防をしようよと、健康増進しようよと、

そうすることによって医療費を抑制することもできるだろうし、介護費用の高騰を抑えることもできるだろうし、今はそういう行政だけが例えば制度、施策で何かできるという時代ではなくて、地域で課題を共有して、その目的のためにどうしたらいいか。それが行政用語で言っちゃうと、何やわからんみたいなことになりますけど、自分らの生活に身近なことから取り組めることの結果がそういうことにつながっていけるというのであれば、それは理解できると思うんです。

私、今回の質問のテーマとしまして、まさに行政の今の役割というのは、市民からこういう要望がありました、じゃあその制度をつくりましょうではなくて、それを回避するというか、そこまでしなくてもみんなでやればできるじゃんみたいな、そういうところをつなげるということが必要なんじゃないかな。

ここでちょっと関係ない話というか、行政が例えば民間の、市民の活動に対してどういう役割をしたらいいのかということで、今、ちょうどいい前例に携わっていますのでお話をしたいんですが、弥富のスイートハートプロジェクトというのを1月16日にキックオフ、市長も参加してやっていただきました。去年の12月には150万ですけれども、補正予算も議会で全会一致で承認をしていただいて、この4月からいよいよ始まるんですけど、これは恋めぐり、「やとみスイートハートプロジェクト」。11店舗の洋菓子・和菓子店さんに協力してもらったマップをつくって、市内外に弥富に来ていただく、特にカップルに来ていただく、そういうふうな夢のある企画ですけれども、これはただ単に何もしなくてマップを配っておけば、すごい効果というのは限定的じゃないかなあ。ただこれは、本当にカップルに来ていただく、興味本位で来るかもしれません。そのときに、弥富に訪れたときに、さすが考えているなあ。整備費には水郷公園を再整備していただいて、そこに恋の聖地ですかね、そういう認定もしていただけると。これは、そちらのほうがメイン。開発部の商工観光課の予算には、若者の定住促進なんてことも理由に予算に上げられていましたけれども、この企画にどれだけの弥富の市民の方が共感を示して、同じように参加できるか。スイートハートプロジェクトはことしの12月ですかね、クリスマスには弥富の駅前でイルミネーションなんかも企画をしております、子供さん方、小学生なり、中学生なり、ペットボトルのデコレーションをして、それをイルミネーションにすると。そういうところに参加をしていただくために、例えば行政はいろんなところの団体、学校もそうですけど、持っているわけですね、つながりを。ですので、それをできるだけ広げていただく。学校だけじゃなくて、障がい者の方、また津島保健所まで広げていただいて、今、ひきこもりの人もいます。そういう人たちの社会復帰の一つのきっかけにさせていただく。何かを一つをやって、イルミネーションの点灯式のときに、ぱっとつけて、みんなうわっとやっているときに、自分らのやった一つのことこれがこれだけの人の感動を生んでいるという体験ができれば、すごい経験にもなるんじゃないかな

いか。

また、恋めぐりということですから、恋ロードというのが必要になってきます。水郷公園ですかね、あのあたりを整備するのに、例えばきのうの質問でもありました緑化団体のボランティアの方ってたくさんいらっしゃいますよね。そういう団体の方に行政のほうから、こういう企画があるんだけど、民間で立てているんだけど、恋人たちが来たときに、きれいな花だねと目を奪われるような、その道を歩きたくなるような緑化運動にも参加してもらおう。そういういろんな市民団体が絡めるというんですかね。さっきも言いましたけれども、マップを配りました。広報でお知らせしました。ああそうなんだじゃなくて、ここにかかわっている人をどれだけふやしていくか。これもスイートハートプロジェクトの実行委員会の人たちも、皆さんなりわいを持っている普通の一般人ですから、そこまで気が回らないということがあるんですよ。ですから、ぜひ商工観光課あたりにも、市の観光業にもつながる事業ですし、また観光ボランティアという団体もありますよね。そういう人たちに観光の案内をするときに、スイートハートプロジェクトのことも含めて、そういった話をさせていただく。こういう一つのことから、市全体のいろんなところに共感を広げていけるような働きとか働きかけを行政からしていただきたいと思うんですが、開発部長、どうですか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 今回、新しい取り組みとして、スイーツ店が多い当市で、恋のまちというような観点から新しい視点で弥富市の魅力を内外に発信しようと、弥富市の広報大使のやとみまたはちさんの呼びかけで始まったスイートハートプロジェクト、これにつきまして全力でサポート、また支援してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、金魚に関して、スイートハートプロジェクトで金魚をテーマにしたお菓子とかというのをやっていただくんですが、今回、前回にもお知らせをさせていただいたきんちゃんのでLINEスタンプも2月末から配信しておりますので、あわせて弥富市の魅力ということでどんどんPRしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、質問の途中ですけれども、1時間以上会議を始めてからありますので、切りのいいところで一度休憩をとりたいと思ひますけれども、よろしいですか。

○12番（堀岡敏喜君） 何げに部長から宣伝もしていただいたんですけど、何遍も言ひますけれども、どうしても民間のそういう一つの取り組みに市が呼応して予算までつけていただいた、これは本当にすごいことだなあと思ひます。僕ら議会としてもすごい感謝もするところなんですけれども、これが一過性の運動にならないように、またはちさんのプロデューサーですけど、言っても1人の考案から、いろんなところからつながって、みんなが取り組める一つのプロジェクトにしていくべきだと思ひます。そこがこのプロジェクトが成功するか

成功しないかの大きな部分じゃないかなと思います。

休憩してもらっていいです。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、質問を続けさせていただきます。

町内会・自治会は自主防災組織の基盤であります。状況に違いはあれど、人口減少と過疎化、少子・高齢化、世代間格差、自治会加入への減少、人間関係など、さまざまな問題を抱えていると思います。こういった問題の改善、解決に向けての取り組みが自主防災組織の設立や活性化にもつながると思います。

この件につきましては、昨年9月議会でも取り上げております。繰り返しの質問になりますが、あえて伺ってまいりたいと思います。

情報化の進展で、日常生活は便利になった反面、地域での共同の必要性が低くなり、それが生活単位の縮小、小規模世帯の急増をもたらしております。これが少子・高齢化の進行と並行して進んできました。

町内会・自治会は、住居イコール世帯を単位として組織されております。そして、世帯内の問題は世帯内で解決をし、地域組織は環境の整備や交通安全、防犯の活動、そして住民参加の地区行事という、世帯を超えた領域での活動を行えばよいという役割分担ができていました。しかし、単位となる世帯の人数が減って、家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、同時に非正規雇用の拡大と貧困層の膨張、それとあわせて進む公的福祉施策の分担化で個人の世帯の負担がふえ、地域の活動に参加することが難しい世帯がふえてまいりました。

こうした状況下では、町内会・自治会が従来どおりの組織運営や活動をしているだけでは、組織の加入率や行事参加者が減少するのは当然です。世帯・家族の縮小と個人化が進む中で、町内会・自治会には支え合う高齢福祉など、住民個人を対象とした活動を行うことが求められるようになってきました。

現代の町内会・自治会が直面する問題は、住民の理解や関心が薄いことだけでなく、世代の構造変化から生じてくる問題が底辺にあります。町内会・自治会の活動における行政の役割を市はどのように認識しているのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

町内会・自治会活動においては、全国的にも若い世代、ひとり暮らし世帯、居住年数が浅い世帯で加入率が低い傾向にあると言われております。本市においても、近所づき合いの希薄化が危惧される反面、町内会・自治会など地域には防災面での取り組みや支援が必要な住民への対応についても、自助・共助の面からも期待が逆に大きくなっております。また、地域活動の担い手不足という問題もあり、地域にとって多くの課題があらわれてきております。

このような状況の中、行政といたしましては、補完性の原理に基づき、公助としてのできることを地域の自主性・自立性を重んじながら、地域住民からの要請に応じて適切に後方支援を行い、地域住民と行政との協働による取り組みを進めることが必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 総務部長からお話がありましたけれども、時代の変遷で、豊かな時代というのは余り近隣とのあれがなくてもやっていけた。でも今、先ほどから言っています高齢者福祉の問題であるとか、少子化の問題であるとか、防災の問題であるとか、地域と連携をしなければならぬ課題も実はたくさんあるんですけども、それがうまく共有ができていないというところに帰属意識の低下の原因もあるだろう。また、負担がかなり多いということもあるし、世帯が少数化している部分があつて、なかなか地域のいろんな行事ごとには参加がしづらい状況にもなっているんじゃないかなあとと思います。

そういったことを踏まえて、続けて質問をさせていただきます。

さて、町内会・自治会の起源を調べますと、制度的には1940年の内務省訓令「部落会町内会整備要領」以降との見解が大半を占めます。しかし、集落との見方で考えますと、人間が共同生活を始める紀元前と言われております。その地に住む者同士が、自主・自立を基本に、それぞれが快適な生活を送るために、自発的に意見を出し合い、合意形成を図り、公共的に皆が使うものに関しては皆で開発や維持管理を行い、公平性を保つために、その役割分担をし、親睦を重ねながら今日まで暮らしてまいりました。

東海自治体問題研究所副理事長の中田実氏は、隣にいる人が、赤の他人ではなく、遠くの親戚以上に頼りがいのある人であることを知ること、他者や公共に関心を持つ第一歩となり、また社会関係資本の構成要素ともなるのだと語られております。

住民自治の基本ともいえるこういった取り組みを若いうちから学ぶことは、積極的に政治にかかわるよい機会ともなり得ます。18歳選挙権の導入以来、注目をされております主権者教育の目的とは、さまざまな理解が複雑に絡み合う社会課題について、できるだけ多くの合意形成をし、今とこれからの社会をつくるために政治に参画することを目指して、若者が知

り、考え、意見を持ち、論じ、決めることを学んでいく教育とされております。日常的で身近な課題の解決改善に向けて、若いうちから意思決定のプロセスに参加をすることは大変重要です。

現在、市の学校教育の中で住民自治の基本を学ぶ機会はあるのでしょうか。現状と認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校で住民自治について学ぶ機会でございますが、小学校では高学年で家庭科の時間において、まず家族の一員として自分のできることや役割について考えたり、家庭生活が近隣の人々とのかかわりで成り立っていることや協力し合っていく必要があることを学びます。そして、道で出会ったら挨拶をすとか、地区の祭りに参加すとか、近所の人に迷惑をかけないように生活することなどの理解を深めます。

中学校では、学習指導要領における地方自治の学習内容は、地方自治の基本的な考え方について理解させること、その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てるとしてしています。

この学習においては、民主政治実践の場として地方自治制度があることを理解し、地域に暮らす住民であることを自覚することで、より暮らしやすいまちづくりに主体的に参加していけるようになることを目標として学習を展開していきます。

学校では、先生方は児童・生徒たちに、地域の行事には積極的に参加するよう促しています。それは、コミュニティの体育祭や盆踊り、学校と地域と家庭が一緒になって行う防災訓練、自治会の中の一つである子ども会の行事などであります。

自分の住む地域の特色をより身近に感じながら、地域住民として地方自治に参加していく意識を実感できるようにするために、自分自身の所属する地方公共団体の政治を例にも触れながら、住民自治を基本とする地方自治の考え方と実際の運用について考えます。

地域社会における住民の福祉は、住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること、そしてこのような住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であることについて、具体的な事例をもとに学習して、地域社会への関心を深め、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てていくことなど、このような内容について中学3年の社会科の公民や総合学習の分野で学んでいます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、八木部長のほうから言っていたいて、いろんな授業の課程の中でもそういったことを学んでいらっしやると。それが本当に小学校から中学校、中学校か

ら高校、高校から大学に進むにつれ、実生活とかけ離れることのないような教育のプログラムといますか、そういったところを弥富独自でも考える必要があるのではないかな。キャリア教育を推進していく、教育長の話で以前の議会答弁にもございましたが、キャリア教育といいましても、結局、社会の中の一員であることを自覚することだと思います。そういった教育が充実したものができるとを望んでおります。

今、前回の議会ですかね、選挙の投票について那須議員と江崎議員から2つ提案がありましたけれども、確かに投票所の投票のシステム、投票所の環境とか、そういったことを整備していくのは本当に必要だと思うんですけど、住民自治を基本にして、市民参加をして政治に積極的に参加していくと、難しいことじゃないんだ、当たり前のことなんだということを教育の中でしっかり伝えてもらって、今の若い方々の投票率というのが本当に低い。18歳が50%前後ですかね、20代・30代が三十何%ですよ。3人に1人しか行っていないという状況の中で、その人たちが望む政治というか、国がしてくれるのかと。僕は環境と、システムもそうですけれども、同時にこういったことも教育の中にしっかり織り込んでいただいて、どうしたらいいのかということ住民の皆さんと一緒に行政も一体となって考えていかなきゃならないんじゃないかな、そのように思います。

続けさせていただきます。

多くの自治会の共通する課題として、新規加入者の減少、脱会者、会費の不払いなど加入の問題、活動のマンネリ化、不参加など活動の問題、役員の高齢化やなり手不足など、組織的な問題があります。

自治会内の地域住民での何のためという活動の理由、意義をもう一度考えたり確認し合うことも解決改善のためにももちろん必要です。しかし、こういった問題を1年から2年の短い任期で担っている役員を中心に持続的に取り組むことは難しい現状です。問題の解決改善のためには、行政の関与が必要な時代になっているのではないのでしょうか。

例えば、先進事例を挙げながら考えてみますと、加入問題に関して、長野県高森町、金沢市、京都市、埼玉県八潮市などでは、町内会自治会加入促進条例の制定がなされていて加入の推進をしております。また、横浜市都筑区や香川県の高松市などでは、転入者の多い3月から4月、役所に町内会・自治会加入の案内ブース等を設置しております。

活動の問題に対して、多くの自治体では町内会・自治会活動のホームページやパンフレットでの紹介に努めていたり、大阪府の箕面市では、個人情報保護法への過剰反応を見直し、必要な情報を共有して地域活動を支援するための「ふれあい安心名簿条例」を制定して活動しやすい環境を支援しております。

組織的な問題に対しては、福岡市、静岡県掛川市、埼玉県八潮市など多数の自治体で、役員経験者らを初め地域住民らと諸問題を加味した上で、時世に沿った町内会・自治会運営の

手引きの作成を行い、運営に役立てております。

また、町内会・自治会が取り組む課題の多様化・困難化は、さきの質問でも申し上げたとおり、要配慮者対策に関連した高齢者の支援、障がい者支援であることを例にすれば、この組織が地域の企業や学校、福祉施設、あるいはさまざまな市民団体、NPOと相互的な協力体制を築いていくことを必要としております。

しかし、現実にはなかなか連携が進んでいないのが実情です。その理由は、町内会・自治会に対する理解の違いや両方の団体の誕生の歴史も経緯も違いがあつて、組織間の接点がかんかなか見出せないことにあります。しかし、これに関しても連携のためには、両者とつながりを持つ行政の役割が大きいと思います。

これらの問題に対して、市の認識と対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員が言われますように、町内会・自治会活動においてはさまざまな問題や課題を抱えております。そのような中、本市といたしましては、町内会・自治会活動への加入促進として、積極的に周知をしていかなければならないと考えております。

議員おっしゃられましたように、他自治体を参考にいたしまして、町内会・自治会の手引きのような冊子を作成しまして、地域コミュニティ活動の情報の提供及び共有のため活用するとともに、新たな情報を追加するなどしながら、地域が活用できる生きた情報源となるよう整備していきたいと考えております。

また、町内会・自治会とNPOや市民団体等との連携につきましては、地域住民で構成する地縁組織であります町内会・自治会と専門分野の知識やノウハウを持つ有志が集まった志でつながった志縁団体、志の縁という組織でありますNPOさんや市民団体などは、目的や性格は異なりますが、よりよいまち、人のために頑張ろうという気持ちは同じであると思えます。そして、持っているものが違うからこそ、お互いが補い合い高め合える可能性があると考えております。

連携によるメリットといたしましては、町内会・自治会にとっては、専門知識や技術が得られたり、地域外のNPOと活動することで視野が広がったり他団体とのつながりが広がるといったことが上げられます。NPOや市民団体にとっては、活動の場がふえ、連携による成功例ができれば、より活動の場が広がり、また地域の方からの理解や支援が広がるということが考えられます。

本市では現在、相互的な協力や連携体制が活発にとられている状況ではないことから、本市に合った連携・協力体制がとれるように、他自治体の先進的な優良事例などをどう取り入れるかが今後の課題と認識しております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 総務部長のおっしゃるとおりで、よく理解をいただいているようです。そのためには、それを自治会と共有していくためには、まず課題の共有をしていただく。何が必要か、何が不要でないか。先ほどのスイートハートプロジェクトの話ではないですけれども、一つの事業に対して必要な団体であるとか、NPOであるとか、そのマッチングというのは行政でないといけない部分がありますよね。そういったところの連携をやっていただくと、何か主体で行政がやるとなると、また仕事がふえちゃいますから。そうではなくて、自治会でやるべきことってたくさん実はあって、それはそれでまた自治会の中でも、年齢、世代間を超えて取り組まなきゃならないような事情があったときに、その一つのきっかけになるような連携をしていただくと。特に防災なんかだったら、企業があるところだと企業との連携ももちろん必要ですし、自治会の中ではそれを独自にやっていらっしゃるころもありますけれども、連携することで活動の場が広がるというか、共有感が広がるとか、そういったこともありますので、ぜひそのまま、それ以上にまた進めていただきたい。その進めていく場の提供というのは、後でまた質問させていただきます。

続けさせていただきます。

自治会・町内会の仕事を改めて考えると、意外にも多いことがわかります。町内会と町内会を母体にする組織は、市役所の部署に対応するように広範な範囲にわたり、お祭りや運動会など家族向けのイベントの実施から、ごみ集積場所の管理、まちの清掃、地域防災、交通安全、パトロール、防犯灯の維持管理、そして福祉と生活のほぼ全ての面をカバーする、いわば住民自治の最前線であります。

そういった広範囲な仕事を、それぞれなりわいを持ちながら、地域のために必要だからとの思いを背負って取り組んでおります。しかし、残念なことに、その思いが共有をできていないところに問題が生じております。

今回の質問に関して調べていく中で、国内外でさまざまな文献が散見をされます。その中でも、なるほどと思わせるアメリカの住民自治の取り組みに目を引かれましたので、一部をご紹介しますと思います。

日本の自治会・町内会に当たる住民主体の組織、ネイバーフッド・アソシエーション、市職員の皆さんの中には、公務員を目指す上で学ばれた方も多いのではと思います。ネイバーフッド・アソシエーション、直訳をすれば御近所協議会です。通称「NA」と称されます。ここでは、オレゴン州ポートランド市の事例を紹介します。

NAは、住民から自然発生的に誕生をし、行政が追認をした組織で、ポートランド市では1930年代からあり、市がその存在を公式に認めたのは1970年代、1974年、ポートランド市議会は、住民がコミュニティに参加する仕組みであるNAの調整や支援を行うオフィスの設立を決めたそうであります。

現在のポートランド市は95のNAがあり、ほぼ全域をカバーしております。その運営に関して、さまざまな団体、企業との連携を図ることから、地域の代表で構成をされるNPOが行っております。日本のように、住民が行政に対し要望や苦情を伝えるための団体ではなく、住民みずからが地域の課題を解決するための組織であり、追及するのはあくまでも公益であり、そこに生ずるさまざまな私的な利害はNA内で調整をするそうです。

担い手がボランティアであり、地域をよりよくするための公益を重視し、個々の利害である私益を調整するという姿勢を貫いているからこそ、そこにいる住民も企業も合意を目指し、話し合いを繰り返すことができます。NAは、地域をよりよくするという同じ目標を住民は共有をしているという住民の良心を信じております。

では、行政は何をするのか。ポートランド市は、市民に正確な情報を与えることに熱心で、情報は住民が利用できなければ意味がないと伝え方にも気を配っているそうです。情報を住民に知らせれば、利用し判断するのは住民です。行政職員は十分な情報を伝え、説明をした上で、判断は住民に求めます。判断をする住民を信じており、もしそこで行政にとって失敗と見えることが起きても、それは住民の判断であると割り切っているそうです。

ポートランドは、意見を述べることはよいことだと重んじる文化があり、失敗を恐れるというよりも、住民が主体的に判断をし、決定することこそ当然であると考えているのだそうです。

場づくりの面では、よりよい地域をつくるための議論の場となるNAが仕組みとしてあるだけではありません。話し合いの進め方や解決方法についても、一般の住民が学ぶことのできる機会は多くないとして、ほかの地区での経験や教訓を伝え共有することが各地域で行われております。

そして、行政もそのような動きをサポートします。行政は、またNAの議論を市の施策に反映したり、市全体の状況が見えるよう住民に説明をしたりもします。議決権を持つ議会は、NAの決定を尊重し、課題を取り巻く関係事項も考慮し、代表たる責任において判断をするのだそうです。

住民は、自分たちの意見が地域を変え、行政を変え、社会を変えることにつながると考えるからこそ、発言をし、行動をします。その根底には、自分たちがやるという自治の精神に加え、行政に対する信頼もまた必要です。

日本では、地域の課題についての判断を行政が正しいと思う決定をし、その結果について住民に説明、時には説得をすることが多いのではないのでしょうか。一方、ポートランドでは、地域の正しい答えを導き出すのは住民です。しばしば情報を意図的に公表する日本の政治、行政の姿勢は、本当の意味で住民を信頼していると言えるのでしょうか。そして、本当の意味で自治の発展を望んでいるのでしょうか。行政が住民を信頼しないで、住民から信頼され

る関係をつくることはできません。

多くの自治会が直面している課題に対して、今言ったさまざまな事例ですね、共有する場の提供と課題解決に向けて、先進事例などを学ぶ、また知るなどの情報提供が必要と考えます。市の見解と今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 町内会・自治会活動における課題に対しましては、全国各地で、議員おっしゃられるように、独自に課題解決に向けた取り組みを進めているところもございますし、行政が積極的に支援している事例も見受けられるところがございます。

課題解決の取り組みや先進的な活動の事例は、本市においても活動の参考事例として活用できるものであり、地域コミュニティ活動情報を共有化することで、地域の主体的な取り組み、活動の活性化を促進することができるものであると考えられます。

行政の役割の一つとして、こうした先進的な優良活動事例について、取り組みの進め方や成功につながった要因を分析するとともに、その情報を広く地域に提供することにより、地域の主体的な取り組みを支援していくことも必要であると考えております。

情報提供及び共有に当たっては、対象となる年齢層や情報の内容などを踏まえながら、さまざまな媒体を活用して、わかりやすく、手にとりやすい情報提供方法を考え、情報発信をしていく必要があると考えております。

地域コミュニティの活動事例紹介などの情報発信や、ホームページを地域ニーズに応じて必要な情報が得やすくなるように充実させるなど、地域への情報提供及び地域コミュニティの活動情報の共有化に向け、先進的な優良活動事例を参考に、情報提供を積極的にしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 理想的な自治会の運営といいますのは、行政にとっても理想であるべきだと思いますし、その課題というのは、自治会だけが持つてできるものでもないですし、行政とも深く関連をしていくものだと思はいます。

そういった、防災のことから始まりましたけれども、防災組織を活性化するに当たっては、その母体となる自治会こそいろいろ課題を抱えているということを行政側もしっかり理解していただきながら、行政に新たなことを、何を望むと言っているのではなくて、余りにも行政が、手厚いと言っただけですけれども、いろんなことを住民から依頼されたこと、制度としてやっていく、要は無人数でもできるような便利さがあるということが、自治会で皆さんが協力して何かするという機会を逆に奪っていることになっているんじゃないか。これは弥富市だけじゃないですよ。全体的にそういうところがあるんじゃないかなあ。

例えば学校なんて、よくモンスターペアレントなんて言いますがけれども、自治会、地域の

中でコミュニケーションがないと、不満とかいうものは直接その窓口に行ってしまうということがあります。本来、もし地域で話し合う機会があれば、言っている人が、もしかしたら、それあなたのわがままでしょうとか、あなたちょっとおかしいよ、考え方がとか、そういうモラルというんですかね、公共の事情というのがもうちょっと広がると思うんですけど、残念ながら今希薄化している、孤立化しているという部分があって、自治会がありながら、その機能が十分に発揮できていないというところに問題があるんじゃないかな。

そこを行政が何かしようとするのではなくて、同じ一緒の立場になって考えていただいて、その場の提供といいますのは、今、いろいろ紹介もしましたんですけど、行政から何か伝えるんじゃないなくて、一緒に学ぶ姿勢が今要る時代に来ているんじゃないかなあとと思います。そうすれば、先ほど言った高齢者福祉の問題であるとか、防災の問題であるとか、そういったことを同じ目線でお互いやりながら、役割としての行政はこうだと。自治会としてはこれをするからだとか。もちろん、インフラ云々のことはやらないかんですけれども、全てが皆さん納得の上で話が進んでいけるんじゃないか、今そういう転換期に来ているのではないかという疑問から、自身も議員とならせていただいて地元で自治会にどっぷりつからせていただきながら、頑張っていらっしゃるんですよ、皆さん。現役の方も、仕事をしながら役員をやって、合意形成を得るために頭を下げて、そういう苦勞をされながら自治会運営をされているのを横目で見ながら、私も組を抜けるというところに町会長さんと一緒に説得に行ったこともありますけれども、本当に自分勝手な言いわけで出ていかれるんですよ。そうじゃないですよと言うんですけども、なかなか私自身もそのときは核心的なものをつかんでいなくて、その人をとめておくような言葉を発せられなくて、すごいフラストレーションがたまった覚えがございます。

でも、弥富市内の自治会、多くのところで同じような課題、今、同じような疑問を持っていらっしゃると思うんです。そういったところの問題を行政とともに解決していく、そういったことが必要なんじゃないかなあ、そのように思います。

自治会の活性化は、自主防災会を初め地域住民の積極的な共同・協働事業への参加を促す意味もでございます。総括的に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に、自治会のあり方とか、あるいは活性化という形の中で、今後どうしていかなきゃならないかということでございます。

大変難しい問題であることも私も十分承知しておるわけでございますが、今、この3月というのは年度末という形の中で、72の自治会のほとんどの自治会が総会を開催していただいております。私もお話とかお呼びをいただきまして、約半分の自治会のほうにお邪魔をさせていただいております。しかし、それぞれの議案だとか、あるいはいろんな会計報告

等々におきましては、最初から最後までおられないものですから詳細についてはわからないところがありますけれども、おおむね私がお邪魔させていただくところにつきましては、その自治会の総会では1戸当たり1人は出席していただいているということに対して、自治会のいろんな活動に対して関心を持っていただいているというふうにはおおむね理解させていただいております。

しかしながら、中には、総会でございますので、出席できない場合においては委任状を出されて総会の議決に対して賛同するというか、そういった形のものをもってみえるところもあるわけでございますけれども、ひどいところは委任状が半分以上あるということも実はありました。これは、ちょっと私もその自治会に対して、もう少し積極的に参加していただいて、自治会のことは住民の皆さん一人一人がしっかりと意見を言い合って、そしてまた自治会の方向性をしっかりと確認して参加していただきたいという旨を最後に、言いづらいことだったんですけれども、申し上げてきた例もございます。

そうした形の中において、非常に積極的に自治会活動をしていただいているところがございます。そういったことにつきましては、さらに我々はどうしていかなきゃいけないか、さらにそれを伸ばしていくという施策が必要でしょうし、いろんな世帯数であるとか、あるいは人数という形の中で、消極的な形にならざるを得ないというようなところについては、それを支えていくというようなことについても施策として出していかなきゃならないというふうに思うところでございます。

行政といたしましては常に、第1次総合計画でも自治会とはという形の中で、その表題を出させていただいております。また、第2次総合計画に対しましても、公平・公正な観点という形の中で、市民の協働、そして自立性ということに対してははっきりと目的をさせていただいて、皆さん方の活躍を期待していきたいと思っております。いわば自助のすぐ一番近いところにある共助がこの自治会でございますので、一番密接度が近いだろうと思っております。そうした関係をしっかりとつくっていただくために、我々は公助という形の中で応援をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

私たちは自治会があって、初めて行政の全体の運営がスムーズに行くということは間違いございませんので、自治会の活躍を大いに期待していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 今、市長の御答弁にありました。自治会が活性化できるように、最初に申し上げました行政依存ではなくて、受け身の自助ではなくて、皆さんがやらなきゃならない、それぞれ自発的な自助にと気持ちが思えるような、そういった啓発の事業を中心に、弥富市一体となって盛り上げていくことが地方創生である、また活気あるまちづくりにもなっていくんじゃないかと願いまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、江崎貴大議員。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、例年4月になるとやってくる桜の季節に合わせて、本市では春まつりが関係各位の御尽力により盛大に開催されております。ことしもそのシーズンになってまいりましたが、まずこの春まつりの目的をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） では、御答弁させていただきます。

年度当初の弥富市を飾る一大行事でありますやとみ春まつりですが、近年、来場者も1万人を超え、盛大に開催され、にぎわいのあるお祭りとなってきております。

御質問の春まつりの開催目的ですが、春まつりを開催することによって、市内の地場産業及び商工業の育成並びに地域の活性化を図ることを目的としております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市内の地場産業、商工業の育成、地域の活性化が目的ということでした。

先日にはLINEのきんちゃんスタンプも新しくつくっていただき、大変好評を得ておりますし、ことしからスイートハートプロジェクトを新たに立ち上げて、観光協会、商工会とも弥富を盛り上げていこうという機運が高まってきており、この春まつりも大いに盛り上がることを期待しております。

さて、春まつりに関して幾つか質問をさせていただきます。

舞台発表者、ブース出展者の選考についてです。

舞台発表は、平成28年度の春まつりまでは広報等で出演者、希望者を募り決定していたものが、平成29年度の春まつりからは主催者側が声をかける形で決定しているということを知りました。この舞台発表者、またブース出展者の選考は、いつどのような形で、どのような選考を経て決めているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 御質問の選考基準ですが、春まつり実行委員会におきまして、昨年度より市民の皆様からアンケート調査を実施、回収しておりまして、内容としましては、1つ目としまして来場者の男女比、年齢層、2つ目としまして目当てのブース出展者の調べ、3つ目としまして目当ての舞台発表者の調べを調査・分析し、実行委員会に報告しております。

選考の方法ですが、自薦の方もおられますし、他薦を受けた方、アンケート集計結果を委員会に諮って決定し、事務局側から出演を個々に依頼しております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） アンケート調査をしたのは29年度の春まつりで初めて試みたということではよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） そのとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 来場者の生の声が反映されて、いい試みだと思いますので、このまま続けていってほしいと思います。

29年度からアンケート調査を実施ということは、29年度の出演者の決定には、このアンケート調査の結果の反映がもとではないというはずなんですけれども、29年度の出演者はどのように決定されたのか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 29年度の出演者ということですが、今までいろいろマンネリ化傾向にもなるということで、実行委員会の中で諮りまして、市民参加型を外させていただきました。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 選考基準の中で、自薦と、他薦と、アンケート集計結果という方法があると先ほど伺いました。自薦とアンケート集計結果というのは、結果がどのような状況がわかりやすいのですが、他薦というのは例えばどういう方から推薦をされるのか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 例えばメールなり電話なりで、こういう方がいいんじゃないかという紹介もありまして、そういう方に伺ったりもしております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 一般の市民からのお問い合わせを他薦と言っているということではよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） そのとおりです。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） わかりました。

続きまして、ことしの春まつりからは、ことしで21回目を迎える洋邦楽舞発表会が、今まで同時開催していたものから外れる形で、週をずらして開催されると伺っております。その理由をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 天候にもよりますが、市のメイン行事となっております春まつり、2日間で来場者1万人を超えるような盛大な規模となってきておりまして、会場内もそうですし、駐車場も大変、同時開催することによって大混雑ということもありまして、まず1つ目としまして雨天の場合の舞台発表者の出演場所がないということと、2つ目としまして来場者の駐車場の不足しているのが現状である。3つ目としまして、洋邦楽舞さんの公民館ホールへの、今までですと荷物の搬入とか搬出がしにくいなどの解消を生涯学習課のほうに相談しました結果、翌週の土曜日に洋邦楽舞発表会、土曜日・日曜日に市民文化展と翌週にずらしていただきました。関係者の方々に御理解と御協力をいただいた次第でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） これに伴いまして、屋内があいた形になったと思います。今まで屋内空間も利用して、相互のお客さんが相互に行き来し楽しんでいただいたり、集客面でもプラスになっていた面もあろうかと思えます。10周年記念事業のときに行ったあいち花フェスタでは、アリーナのほうまでも使用して大いに盛り上がっていました。春まつりにおいて、このあいた屋内の活用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 昨年度までは、土曜日の公民館ホールにつきましては洋邦楽舞発表会、土曜日・日曜日の多目的室は市民文化展の会場になっており、春まつりの舞台発表者の控室は1階から3階までにわたりまして、その空き部屋を利用して非常に苦慮しておりました。今回から春まつりにおいて、公民館ホールは雨天専用の舞台として考えております。ほかの1階の空き部屋は全て舞台発表者の控室として利用することにより、出演者の舞台への移動時間の短縮を図れると考えております。

また、アリーナの使用の件でございますが、高齢者の方とか小さな子供さん方の2階までの上がりおりの御苦勞を考えますと、アリーナの使用は考えておりません。御理解のほど、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今回の春まつりにおいては、公民館ホールを雨天時用の舞台にすることでありました。今まで、雨天時の際の舞台はどのようにお考えだったのででしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 知事さんが見えるときの舞台上、洋邦楽舞発表会のすぐ後にやっていたと記憶しております。それ以外は、ちょっと私、申しわけないです。経験がないもので、お答えをしようがないもので、済みません。

- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） どのように予定していたのか。多分雨は余り降った経験がないと思うんですけども、雨天時のときにどういう予定をしていたのか、多分予定はしていたと思うんですが、それをお答えいただけたらと思います。
- 議長（武田正樹君） 橋村開発部長。
- 開発部長（橋村正則君） 春まつりの雨天時について、公民館ホールの利用の関係でございますが、基本的には今までは洋邦楽さんがお使いということで、その時間を調整しまして、開会式とか、表彰式とか、その辺を舞台のほうで利用させていただいております。雨天の場合、舞台でのイベントにつきましては、小雨であれば、やれることはやっておりますけれども、雨の降りようで中止にさせていただくというケースがありました。そんなようなことで、舞台のほうは運営のほうをさせていただいております。以上でございます。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） 今まで雨天のとき中止をしていたのが、これから、ことしの場合は中で披露できる場があるということによろしいですね。
- 議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。
- 商工観光課長（大河内 博君） そのとおりでございます。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） もう一つ、アリーナ使用を考えていないという理由が、高齢者やお子さんが2階まで上がりおりするのが大変だというお気遣いだということでした。しかし、花フェスタのときは、そこを利用していました。エレベーターもございます。上の階の和室を高齢者が使用していることもあります。子供の工作教室などを上の階でやっていたりもします。少しでも春まつりの盛り上げを大きくしようということよりも、階段を上るのが大変だからという推測の気遣いのほうが上回っているということによろしいでしょうか。
- 議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。
- 商工観光課長（大河内 博君） 私、先ほどそのように申しまして、またあとつけ加えるのであれば、主としたメイン会場を1カ所の中に置きたいのが頭の中にあります。
- 議長（武田正樹君） 江崎議員。
- 2番（江崎貴大君） わかりました。ことしの春まつりは既に計画されており、その計画で円滑に運営していただきたいと思います。
- 今後の春まつりはどのようになされていくのか、お伺いします。
- 議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。
- 商工観光課長（大河内 博君） 今後の春まつりのあり方ですが、29年度から始めたアンケ

ートを続けることをずっと考えておりました、市民の皆さんのアンケートを聞くことにより、意見なり要望を把握できますので、このようなことを行事の参考にしたいと。また、スイートハートのまたはちさんたちの団体の意見も、斬新な意見が結構ありますから、そういう方たちの意見も聞きつつ、春まつり実行委員会ですね、そちらのほうで今後の計画の参考にしたいと思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、やとみまたはちさんの名前が出てきました。ちなみに、このようなお話は当人にはお話しされているのでしょうか。また、どのような形でかかわっていただくかと想定しているのか、もしありましたらお答えください。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） まだこのことについては、またはちさんにはお話ししておりません。ただ、劇作家ということがありまして、役所の考えること以上のいろんなアイデアをお持ちですので、今後、そういう方たちの意見も聞きつつ、春まつり実行委員会の参考意見としたいと思います。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） すごく頼りにしている存在でもございますので、いい関係を築いていただいて、来年の春まつり、ますます盛り上がるように、いろいろ企画なりしていただけたらなと思います。

以上で、春まつりの質問を終えさせていただきたいなと思います。

続きまして、2問目の質問に移ります。

市内には地域を支えていただいています多くの小規模事業者の方々がいらっしゃいます。このような方々が受注機会の拡大を図ることを目的に、少額で内容が軽易な工事については、入札参加業者のランクづけの下ランクと位置づけ、入札参加資格者でなくとも随意契約の受注を希望できる小規模工事契約希望者登録制度というものがございます。この小規模工事契約希望者登録制度の発注状況、受注状況はどのようになっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成28年、29年度の小規模工事契約希望者登録されている事業者は9者でございます。平成25年度から29年度までの5年間の見積もり依頼件数は39件でございますが、このうち契約に至ったものは29件ございました。また、見積もり依頼をしました業種の内訳といたしましては、電気工事が32件、水道設備工事が6件、その他が1件ございました。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） この後、地域活性の一つの手段と考える住宅リフォームについて提案

をさせていただきたいと思っているのですが、本市では耐震化、バリアフリー化を目的とした住宅リフォーム制度がございますので、まずそちらについて質問をさせていただきます。

民間木造住宅耐震改修費補助事業の利用状況はどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 木造住宅耐震改修費補助事業の平成25年度から29年度までの5年間の実績は5件でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 最近5年で5件ということでした。

続きまして、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の利用状況はどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） シェルター整備費補助事業は、平成27年度より制度を開始しておりますので、29年度までの3年間の実績は1件でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 3年間で1件ということでした。

続きまして、弥富市障害者等日常生活用具給付等事業の利用状況はどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 弥富市重度身体障害者住宅改修費給付事業の平成25年度から29年度までの5年間の実績は8件でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 5年間で8件ということでした。

生活の安心・安全のためには必要な制度ではありますが、余り利用されていないように思います。

そこで、地域活性の一つの手段として、もっと拡大した住宅リフォーム助成制度について提案をさせていただきます。

中小企業中心の地域経済は、まだまだ深刻な事態に陥っています。地域の景気対策で重要なのは、地域の個人消費需要をふやすことでもあります。個人消費の中心をなすのは、衣食住でございますが、中でも住宅需要が一番大きいものであり、現在の不景気の中でもリフォームの需要がふえています。この潜在的なリフォーム需要を掘り起こしたり促進しようというのが、今回提案する住宅リフォーム助成制度であります。

住宅リフォーム助成制度とはどういうものかということではありますが、市民が市内の施工業者を利用して、自分の家の修繕、あるいは補修工事、例えばフローリングの張りかえ、模

様がえなど、関係する業種としましては、大工さん、左官屋さん、畳屋さん、電気屋さん、配管屋さん、ガラス屋さん、内装屋さん、クロス屋さん、塗装屋さんなど、実にたくさんの仕事が生まれます。この住宅リフォームに対して、工事費の何十%、上限何十万円という設定で市が助成する、それが住宅リフォーム助成制度であります。

愛知県では、江南市、岩倉市、扶桑町などの自治体が住宅リフォーム助成制度を行っています。自治体が工事費の一部を助成することにより、その数十倍の改修、建設市場を創出できる上、地域経済が活性化し、自治体の税収をふやす波及効果があると考えられています。

業者にとっては、仕事の確保や営業活動の有利な材料となり、環境・温暖化対策としては、現在はよくエコと言われますが、一般にエコというのは、広い意味で考えれば、サッシや壁、屋根の断熱工事などもこれに入れることで、電気やガスの使用量を減らすという利点もごさいます。環境に優しい住宅リフォーム、それがこれからの時代に推奨されるべきだと思います。

住民の住居環境整備改善、高齢者住宅対策、地域経済活性化、地域雇用の創出などの効果が期待できると考えますが、弥富市での住宅リフォーム助成制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 議員御提案の建設市場の創出及び地域経済の活性化を目的としました住宅リフォーム補助は、北名古屋市と扶桑町が平成25年度から実施されております。江南市と岩倉市におかれましては、臨時的な経済対策の一環としまして、平成23年度から25年度までの時限措置として取り組まれておりましたが、ある一定の効果は見出せましたが、恒常的な事業ではないと判断され、現在は実施されていません。

このような取り組みは、地域経済への波及効果が、もともとの需要であったのか、それともこういった助成制度によって新たな需要喚起になったのかというところでの検証が大変難しいのではないかと考えます。また、これらの事業に要する費用は、実施自治体の単独費で賄われております。

このようなことから、大変厳しい財政状況にある弥富市におきましては、現時点では住宅リフォーム生徒の創設は考えておりません。住宅に対しての助成としましては、引き続き木造住宅耐震改修費補助事業等、これまでの事業を継続してまいります。

また、先日の政府の地震調査委員会の発表では、南海トラフで今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率が、これまでの70%から70から80%という数字に引き上げられました。市では、平成30年度から補助額が100万円となる国庫補助事業に切りかえ、1棟でも耐震改修を実施していただき、安心・安全の確保につなげたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 考えていないということでしたが、こちらの木造住宅耐震改修費補助事業がもっと利用してもらえるように、皆さんに周知など、もっと利用してもらえるような活動をよろしく願いいたします。

続きましての質問に移ります。

この3月は、自殺対策強化月間となっております。例年、月別自殺者数の最も多い3月を自殺対策強化月間と定め、相談支援の拡充や、正しい知識や相談支援に関する情報の普及・啓発を行っています。

我が国では、年間自殺者数が平成10年から14年連続で3万人を超えていました。その後は減少し、平成27年は2万5,000人弱となっています。しかし、交通事故死者数が最近では5,000人以下まで減少してきたこととは対比的であります。特に若者の自殺死亡率は変化せず、15歳から34歳を対象にした国際比較でも、ほかの主要先進国の死因の1位は事故なのに対して、日本だけは自殺がトップになっています。

自殺の原因、動機としては、経済・生活問題に加え、鬱病など精神面のものなどさまざまなものがあり、総合的な自殺対策の強化が必要と考えます。本市ではどのような対策を行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 江崎議員の本市の自殺対策についてお答えさせていただきます。

本市の自殺者数は、厚生労働省のホームページによりますと、平成24年が8人、25年が6人、26年が8人、27年が10人、28年が11人でした。また、24年から28年の5年間の自殺者数の平均は、愛知県が1,387人、本市は8.6人で、男性が6.4人、女性が2.2人となっております。

取り組みとしては、平成24年、25年、平成27年から29年の5年に実施しましたゲートキーパーの養成研修受講者で、民生委員、学校教職員、福祉関係団体、一般市民、保育所を含む市職員で451人の受講がありました。心の病の方に傾聴し、共感し、寄り添っていただけると期待しております。

次に、市のホームページにメンタルヘルスチェック「こころの体温計」を平成27年3月より導入し、自殺対策を図っております。このこころの体温計は、体の体温をはかるように、日々の生活の中で感じるストレスや気持ちの落ち込み度をパソコンや携帯電話を利用して、健康状態、人間関係、住環境などの簡単な質問に答えて気楽にメンタルヘルスチェックできるもので、早目の心のケアや相談窓口の紹介につなげています。アクセス数は、多い月で2,200件、少ない月では600件、こんなような状況となっております。

また、社会福祉法人愛知いのちの電話協会が運営しております「いのちの電話」、働く人のメンタルヘルスチェックポータルサイト「こころの耳」、それからもう一つが心の悩みの相談として「あいちこころほっとライン365」、こういったものの関係の自殺対策のリーフレットやポスターを窓口に掲示いたしまして、自殺予防の啓発を行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） メンタルヘルスチェックなど、意外と多くの方々のところに届いているのかなというのを今実感しました。

続きまして、自殺により残された方の心の傷はとても深く、専門的なケアを必要とされている方も多くおります。最悪の場合、後追い自殺や群発自殺ということもあり、そういったことが発生しないように遺族への支援ということも必要であると思います。そのような支援措置についての取り組みはどのようなことを行っている、または計画されておられますか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 毎年、360人から390の方が亡くなられておられます。その死因等については、事後の統計資料などで把握はできますが、死亡時に個々の方々の死因についてはわかりかねます。したがって、こちらから遺族の方への個別の支援としてはできませんが、心の健康相談として相談があれば、対応していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 寄り添っていただく対応をしていただけたらなと思います。

続きまして、国は平成28年4月に自殺対策基本法を改正し、自殺対策を生きることの包括的な支援と新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務づけました。弥富市では自殺対策計画策定にどのように対応されていかれるのか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られております。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い込まれ、自殺以外の選択肢が考えられない、こういった状況に陥ったり、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況まで追い込まれてしまうこととございます。

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機です。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関との連携を図り、生きていくことの包括的

な支援として実施しなければなりません。

今後は、国の自殺対策大綱、第3期あいち自殺対策総合計画及び地域の実情を勘案しまして、関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進すべく、本市の自殺対策計画を策定していかなければならないと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 全ての人が意味が合ってこの世に生まれてきたのだと思います。そのとうとい命をみずから絶つことのないよう、みんなで支え合うような環境をつくっていく、またそんな計画が策定されることを望みます。

以上で私からの質問を全て終えたいと思います。

○議長（武田正樹君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時22分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

平成30年 3月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 14番 | 佐 藤 高 清 | 16番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

|                            |         |                  |         |
|----------------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長            | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長          | 山 口 精 宏 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長兼<br>保険年金課長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長          | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財政課長             | 渡 邊 秀 樹 | 総務部次長兼<br>収納課長   | 鈴 木 浩 二 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長           | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農政課長             | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会計課長             | 山 守 修   | 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事務局長          | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準備室長  | 伊 藤 重 行 |
| 秘書企画課長                     | 佐 藤 雅 人 | 危機管理課長           | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 横 山 和 久 |

|                 |        |                                      |      |
|-----------------|--------|--------------------------------------|------|
| 環境課長兼<br>十四山支所長 | 柴田寿文   | 福祉課長                                 | 山下正巳 |
| 児童課長            | 大木弘己   | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  |
| 商工観光課長          | 大河内博   | 土木課長                                 | 伊藤仁史 |
| 下水道課長           | 小笠原己喜雄 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 |
| 図書館長            | 山田淳    |                                      |      |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                               |
| 日程第2  | 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算                                                                    |
| 日程第3  | 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算                                                                |
| 日程第4  | 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算                                                              |
| 日程第5  | 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                                                             |
| 日程第6  | 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算                                                                |
| 日程第7  | 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                                                            |
| 日程第8  | 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                                                             |
| 日程第9  | 議案第9号 新市基本計画の変更について                                                                      |
| 日程第10 | 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について                                                              |
| 日程第11 | 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                                                   |
| 日程第13 | 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について                                                         |
| 日程第14 | 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について                                           |
| 日程第15 | 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について                                             |
| 日程第16 | 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について                                                           |

- 日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 新市基本計画の変更について

日程第10 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第2号から日程第40、議案第40号まで、以上39件を一括議題とします。

本案39件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い発言を許可します。

まず平野広行議員。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行でございます。

通告に従いまして、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算と第29号弥富市廃棄物の処

理及び清掃に関する条例の一部改正についての2議案に対して質問いたします。

まず、議案第2号について質問いたします。

平成30年度予算については、一般会計178億2,000万円、特別会計6会計合わせて97億3,495万円、総額は275億5,495万3,000円となり、過去最大の予算規模となりました。

昨年、予算編成について市長の考えを質問しましたが、そのときの答弁では、29年度は行政の構造改革の元年として、全ての事務事業を精査し優先順位をつけて、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向けて、第1次総合計画に基づく施策を推進していくと答弁されております。

3月定例会初日に服部市長より施政方針が示されたわけですが、30年度も引き続きもっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つを重要視して市政運営に取り組み、行政の構造改革2年目として、財政面の改革に主眼を置き、市政運営に取り組むと述べられております。

これらのことから、30年度予算の考え方は29年度と同様と考えてよろしいでしょうか。

また、29年度予算に比べ、この点については特に重要視したという事業、またはここが29年度と違うという点があれば、答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

きょうは議案質疑という形の中で、平野議員のほうからさまざま議案について御質問をいただいております。御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

私も繰り返し繰り返し平成30年度の施政方針の中におきましても、また今までの平成29年度の中においても繰り返し申し上げているのは、財政は大変厳しくなるということと同時に、やはりしっかりとした財政の健全化を図って、市民の皆様方の負託、あるいは行政サービスという形の中でやっていかなきゃならないということでございます。

そうした形の中で、行財政改革という形の中での平成29年は行財政改革元年だという形を申し上げてきました。そして、それに対しては議会の議員の皆様方と一緒に考えてきたところでございます。

そうした形の中において、平成30年度の当初予算におきましても、一般会計、特別会計におきましては、そのことにつきまして反映をさせていただいている。

1つは、保育料の改正の問題につきましても、20年間据え置いてまいりましたがけれども、御父兄の御負担という形については、少し増額になるわけでございますけれどもお願いをしたいということで、保育料の改正をさせていただきます。あるいは国民健康保険税につきましても7年間据え置いてまいりましたがけれども、平均で3.8%ほどお願いをしていかなきゃならない。あるいは介護保険料についても改正をお願いしていく。あるいは公共施設の利用

料金等においても、やはり受益者負担ということ为原则としてお願いをしていくという形で、もろもろの行財政改革、そしてそれが当初予算のほうでお願いをしていくという形でつながせていただいております。

平成30年度の私の施政方針を3月2日にお話をさせていただきました。3つの大きな柱という形の中で述べさせていただいているところでございます。

1つは、もっと災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないということでございます。3・11東日本大震災から7年が経過する。あるいは私どもとしても未曾有の体験でございましたけれども、伊勢湾台風からもう今に60年が経過しようとしている。この教訓をしっかりと忘れてはならない。もっと大変厳しい環境にある弥富市に対して、災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないということが大きな柱でございます。

そして、もっと人に優しく健やかなまちづくりをしていくということが2点目でございます。

そして3点目は、市民の負託、あるいは行政サービスを今後もしっかりとやっていくためには、もっと活力のあるまちづくりをしていくということでございます。

これは我々の仕事として、やはり基本的には税収を上げていくことが大変重要だろうというふうに思っております。

そういう状況の中で、大きな柱のもとに平成30年度予算配分をさせていただいているところでございますけれども、その中で特に重要視したということは、長年の懸案でございまして、また市民の皆様には大変御迷惑、御心配をかけておりました新庁舎の建設ということにつきまして、いよいよ着手し、そして竣工を迎えていきたいということを皆様の前にもお話をさせていただいているところでございます。

ことし平成30年1月から、いわゆる解体工事を始めまして、平成32年1月、丸2年間で新しい新庁舎を建設していきたいということで、この平成30年度一般会計予算といたしまして31億円の予算を計上したところでございます。そうした形の中において、さまざまなこれからも危惧される災害に対してしっかりと向き合っていきたい、あるいは災害に対する司令塔としてしっかりとその機能を果たしていきたいということが新庁舎の建設ということでございます。

また、新庁舎建設以外におきましても防災・減災対策という形の中では、全戸配付させていただきましたいわゆる津波・高潮から避難するためのソフト面での防災マップ、津波のハザードマップ、そして避難マップというようなものを作成させていただきました。

また、保育所等におきましては、今後も屋上へのいわゆる階段を設けまして避難をしていただくというような形で、垂直的な避難場所ということをしつかりとやっていきたいというふうに思っております。

海拔ゼロメーター、マイナスというような状況でございますので、私どもは内水面の水の管理をしっかりとやっていくことが大変重要でございます。そうした形の中で、農政課のほうにおきましての予算は対前年比105%、そしてまた平成30年度の予算といたしまして排水機対策を重要視させていただいております。

きょうは傍聴の席にも南部の方がたくさんお見えになるわけでございますけれども、南部地域におけるその排水機対策というのは大変重要だろうというふうに思っております、この排水機対策に、後ほど農政課のほうの担当からもお話をさせていただきますけれども、3億3,000万の排水機対策を講じていきたいというふうに思っております。これは前年比で140%という大変私どもとしては力強い予算になっていくだろうということで、さまざまな形における排水機機能をレベルアップしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうから述べられたわけですが、まず第1に、もっと災害に強いまちづくり、弥富を目指すというこの基本に基づいて、とりあえず新庁舎建設、これをしっかりとやっていくというお答えをいただきました。よろしく願いいたします。

それでは、30年度は第1次弥富市総合計画の最終年度であります。後期基本計画を策定するに当たり、25年度に市民のアンケート調査が行われました。その結果として、市民の満足度が低かったんですね。低かったのは、まず1番目が災害対策の充実、2番目がコミュニティバス交通網の整備、3番目が下水道・排水施設の整備、こういう順でありました。

現在作成中の第2次弥富市総合計画において市民意識調査を行ったところ、今後弥富市において行財政改革の推進の中で、特に進めなければならないのはコミュニティバスのあり方でありました。これは費用対効果が少ないと考えてみえる市民の方が多いということだと推察をいたします。

第1次総合計画最終年度に当たり、これらの点を踏まえ30年度予算にどのように反映されているのか順次質問をしますが、その前に予算書において、対前年比が特に大きい地方交付税と地方債についての考え方を質問します。

30年度予算書の歳入において、対前年比が大きく伸びているのが地方交付税131.3%増、市債271.2%増であります。この2点について質問をいたします。

現在、本市の歳入において、市税とともに大きなウエートを占めてきたのが合併算定がえによる臨時財政対策債を含む地方交付税であります。臨時財政対策債については、その発行額は市町村の裁量によるものとなっておりますが、本市の場合、平成19年度を除き18年度から28年度まで発行可能額の全額を起債し、さまざまな事業を行ってきました。

基本的には普通交付税の代替措置としての地方債であります。後年度において元利償還

金は全額交付税算入されることとなっております。

しかし、本市では28年度から合併算定がえによる地方交付税が段階的に縮減をされており、28年度においては10%の縮減率で約4,000万円、29年度においては30%の縮減率で約1億1,000万円、30年度においては50%の縮減率で約2億円が縮減されるものと推察されますが、30年度予算書におきまして5億400万円が計上され、29年度最終見込み額との比較では2,053万1,000円の減額ということになっておりますが、当初予算の比でいきますと、対前年度比1億2,000万円、131.3%の増となっております。合併算定がえにより普通交付税が減額になると説明されている中、当初予算比だけで見ると131.3%の増額計上となっております、不思議に感じるわけであります。

そこで、25年度からの予算計上をずうっと見ますと、29年度までは前年度の最終見込み額より約8,000万円から約2億1,000万円それぞれの年において減額して当初予算に計上されていきますが、30年度では2,000万円しか減額されず、5億400万円にて計上されております。29年度当初予算では、28年度の最終見込み額から1億5,422万円を減額して3億8,400万円を計上、しかし6月補正で1億4,000万円が増額補正され、29年度の最終見込み額が5億2,453万1,000円となっております。これをもとに30年度の当初予算は5億400万円の計上になったと思いますが、この6月補正の要因ということ絡めて、このたびの当初予算の計上についてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えさせていただきます。

地方交付税の対前年度比1億2,000万円増というものの考え方ということでございます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございますので、最初に普通交付税についてお答えをいたします。

平成29年度は、当初予算で見積もった普通交付税に対して、合併算定がえで30%の削減がありながら増額交付されたため、昨年9月に1億4,000万円ほどの増額補正を計上させていただいたところでございます。

その主な理由といたしましては、平成28年度は地方消費税交付金、株式等譲渡所得割交付金などの交付金が大きく減額され、これにより平成29年度の基準財政収入額が減額となったこと、一方、基準財政需要額では、社会福祉費や高齢者保健福祉費などが増額されましたので、その差額から積算をいたします普通交付税が増額となったものでございます。

そのような平成29年度の実際の交付額をもとに平成30年度当初予算を積算いたしましたので、合併算定がえの段階的な縮減により平成29年度の交付額よりは減額となりますが、当初予算ベースで比較をいたしますと、1億700万円の増額を見込んだものでございます。

次に、特別交付税についてお答えいたします。

特別交付税につきましては、普通交付税における基準財政需要額の算定方法によって補足されなかった特別の財政需要があるときなどに交付されるものでございます。

そこで、平成30年度に予算計上させていただきました海南病院運営費補助金が特別交付税の対象となることから800万円の増額、それと近年の実績も考慮いたしまして、合計1,300万円の増額を見込んでおります。

したがって、普通交付税の増額1億700万円と合わせまして、地方交付税として1億2,000万円の増額を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 財政課長から説明いただきまして理解いたしました。

ただ、我々はこの予算書を見ると、やはり普通交付税、合併算定がえが下がるということの中で見た場合、あれっという、何でふえるんだというようなことで思いますので、まあ理解いたしました。ありがとうございます。

じゃあ次に、市債について質問します。

財源不足を補うには市債を有効に活用すること。これは大事なことであると考えます。

過去においても地方債の充当率90%、交付税措置率40%の合併推進債を活用し、弥生保育所、白鳥保育所を初めとする保育施設の整備を行い、このたび新庁舎建設事業においても適用し、事業の推進を行っております。

しかし、合併推進債の適用期限も32年度までとなり、有利な条件での市債発行による財源確保が厳しくなっていく状況において、財政調整基金の大幅な取り崩しもできない中、30年度予算では34億7,890万円、当初予算では対前年度比271.2%となっており、そのうちの84%に当たる29億2,070万円が新庁舎建設に充てるものであります。

新庁舎に係る事業費については、29年度予算において継続費としてその総額は既に議決されておりますが、起債額については30年度予算において起債事業年度の延長により緊急防災・減災事業債の起債が可能となりました。適用を受けることができる事業に限ってですが、充当率100%、元利償還金の交付税措置率70%の有利な条件での起債ができ、合併推進債とほぼ同額の起債額となったことによりまして、当初予定していた国庫補助金及び合併推進債を活用した場合よりも約7億7,000万円、市の一般財源所要額の圧縮が可能となり、市債の有効活用がなされたと思います。

そこで、30年度予算において、緊急防災・減災事業債以外でこのように充当率、交付税措置が有利な条件での起債メニューを適用した事業はあるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、緊急防災・減災事業債につきましては、これは新庁舎建設事業で活用いたしますが、これは東日本大震災を受け、大規模災害への対策を進めるために平成23年度に創設された地方債でございます。当初は平成24年度までの事業が対象でございました。それが延長が繰り返されまして平成28年度までとなっておりますが、昨年再度延長されまして、議員が言われましたように延長され、平成29年度から32年度まで継続されることとなりましたので、本市の新庁舎建設事業でも活用できることになったものでございます。

平成30年度当初予算につきましては、まずこの緊急防災・減災事業債につきましては新庁舎建設事業以外で活用する予定のものは今のところはございません。

今後、対象となる事業がありましたら、これは優先的に活用してまいりたいと考えております。

また、今後も各施策を推進していく上で起債が必要な場合は、より有利な起債の活用を努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ほかの事業ではことしはないということですが、有利な起債条件でいろいろ公共施設等の適正管理計画に基づいて実施される長寿命化、集約化、そのほか事業に対しても発行できる地方債など出ておりますので、今後もそういった有利な地方債を起債して本市の安心・安全なまちづくりをしていただきたいと思います。市債を発行すれば当然のことながら後年度において公債費、借金の返済、公債費が増大し、財政を圧迫します。借金の返済に税金などの一般財源がどれくらい使われてしまっているのかを見るための指標として公債費負担比率があります。中日新聞に掲載されました弥富市の30年度予算案のコメントの中でも、市債の大幅増に伴い財政の硬直化が懸念されると掲載されておりました。公債費負担比率の値が高いと、財政の硬直化が進んでいるということになります。公債費負担比率の安全な値、安全ゾーンはどれくらいと考えてみえるのか、また本市において28年度までの公債費負担比率の推移はどうなっているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公債費負担比率につきましては、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合でありまして、その率が高いほど財政運営が硬直化していることを示すものでございます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われております。

次に、公債費負担比率の推移につきましては、合併後の平成18年度が7.6%でございましたが、昨年度、平成28年度は10.7%となっております。近年は10%前後で横ばい状態でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今後、火葬場の建てかえ事業、それからJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業といった大型なプロジェクトが続き市債を発行するわけですが、起債して3年は据置期間がありますので公債費は発生しません。償還が始まる34年度以降の公債費負担比率の最大値、これはどれくらいになると考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

火葬場の建てかえ、JR・名鉄弥富駅整備事業が続く中、公債費負担比率がどうなるかという御質問でございます。

今後の大型事業に必要な起債を想定いたしますと、平成36年度ごろが公債費のピークになってくると推計いたしております。

そうした中で、こういった公債費負担比率につきましては、平成36年度を11.9%と推計し、1.2ポイント上昇すると見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと警戒ラインの15%には満たないという財政計画が立てられているということになりますね。わかりました。

公債費関係の指標には財政健全化審査における実質公債費比率がありますが、それにつきましても28年度決算までの数値の推移を伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、平成18年度が6.9%でございます。それと平成28年度につきましても6.4%でございます。この27年度、28年度と微減の状態でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この数値の安全ゾーンはどれくらいとお考えですか。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この実質公債費比率につきましては、18%を超えると地方債を発行するときに国の許可が必要になるということがございますので、一つのラインといたしましては18%。また、これが25%以上、これは早期健全化基準といいますが、これ以上になりますと財政健全化計画を定めまして議会の議決を経て定めることとなりますが、それを速やかに公表するというようなことも義務づけられおるところでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の安全ゾーンは、この実質公債費比率につきましても安全であるということが確認をされました。監査委員さんからも決算審査のときに決算審査意見書と

もに毎年提出されておりますが、国の安全基準25%を大きく下回っておるとい報告がされており、今後もそういった状態で財政が推移していくことを理解しておきます。

公債費負担比率、実質公債費比率、これらの指標を注視しながら今後の財政の健全度をしっかりチェックし、健全な財政運営を行わなければならないことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、防災対策事業について質問します。

3・11東日本大震災以来7年が経過しさまざま追悼番組が放映され、津波の恐ろしさを今思い出しているところであります。3・11東日本大震災以来、海拔ゼロメートルの本市としてはハード面において高さを求めた防災施設の建設事業に取り組んできました。24年度の南部地区防災センターの建設に始まり、29年度、西部保育所の整備まで、市内各地において津波対策として一時避難場所の整備を行ってきました。

一方で、ソフト面においては28年度より弥富市津波避難計画の策定に向け、ワークショップを行い、29年度においては津波ハザードマップ、市内6地区の津波避難計画冊子の全戸配付が行われております。

30年度予算におきまして、ハード面・ソフト面においてどのような考えで、どのような事業に予算措置をされたのか、またハード面における予算の対前年度比、ソフト面における予算の対前年度比は幾らか質問します。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

基本的な弥富市の考え方は、東海地震に係る防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されておきまして、厚い沖積層の軟弱な地盤のため、強い揺れによる家屋倒壊や液状化被害が予想されるところで、市地域防災計画に基づき防災対策を進めてまいりました。

さらに、平成23年の東日本大震災による東北地方において甚大な津波被害が生じたことを受けまして、新たに津波対策の重要性が高まったことによりまして、市内における高所の避難場所確保のため、既存の公共施設の屋上施設整備を実施するハード事業や防災ガイドブック、地区別の津波避難計画を全戸配付するソフト事業によって市民の皆様の防災意識向上を図り、自主防災組織全体会、防災ワークショップ、出前講座などによりまして、自助・共助・公助が連携した地震・津波に強いまちづくりを継続的に目指すこととございます。

平成30年度のハード面におきましては、昨年度整備いたしました西部保育所に続きまして、またこれも国の補助金、社会資本整備事業でございますけれども、こちらを利用いたしまして桜保育所に津波・高潮緊急時避難施設を整備いたします。

具体的には、本体工事が4,939万7,000円でございます、工事監理に121万4,000円を計上

いたしました。屋外階段及び屋上施設整備、こちらにつきましては629.52平米がございますけれども、約150日間の工期で行います。国庫補助金といたしましては、1,650万円を計上しております。昨年比につきましては、床面積など工事規模が大きく変動することもございますが、約16%の増額でございます。

主なソフト事業でございますけれども、業務継続計画、BCPでございますけれども、そちらを策定する業務委託を平成30年度、31年度の2カ年計画で完成を目指し、平成30年度は地域防災計画に基づいた課ごとの初動マニュアルを作成する予算として433万1,000円を計上しております。また、県の補助金といたしまして144万3,000円を計上しております。

前年比といたしましては、災害対策事業費13節で委託料として比較しますと、約マイナス38%でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ハード面、こちらの予算では16%の増、しかしソフト面においては38%減というような予算計上になっていくということでございますが、やはりソフト面、これでも自主防災会を中心とした防災訓練等のソフト面に今後は力を入れていくべきではないかなあと思っております。

それでは、次に農地防災に関してですが、昨年10月の台風21号がもたらした豪雨による市内の冠水対策として、排水機的能力維持・向上が重要であります。地球温暖化が進む中で、今後も短時間における豪雨の多発が予想されます。このように非常時において排水機が100%能力を発揮できるよう排水機の維持管理、また能力アップに向けた予算を十分確保しなければならぬと思います。

そこで、30年度予算において、排水対策にどのような予算措置がされているのか。また、新規に取り入れた対策費があるのか、また排水対策費の対前年度予算比はどうか質問します。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） おはようございます。

お答えさせていただきます。

排水対策に関連する予算としまして、30年度予算措置をさせていただいたものでございますが、市が事業主体となり緊急農地防災事業によりまして排水施設整備を実施します土地改良事業工事請負費が1億2,500万円、各土地改良区が単県事業を活用しまして実施しております排水路の整備に対して事業費の一部を補助いたします土地改良事業補助金が1,884万5,000円でございます。続きまして、十四山土地改良区が実施しております六箇2期地区における排水路整備事業に対し事業費の一部を補助しております基盤整備促進事業補助金が5,189万4,000円でございます。土地改良区が管理しております8カ所の排水機場の運転・管

理に必要な経費の一部を補助しております排水機維持管理事業補助金が3,230万円でございます。芝井川排水機場の老朽化したポンプの分解整備を行い機能回復を図るために、県が実施します整備事業の事業費の一部を負担しております県営農業水利施設保全対策事業負担金が2,500万円でございます。孫宝排水機場の排水施設の機能低下を未然に防止するため、ポンプの分解整備や電気施設更新を行い、機能回復を図るために、県が実施しております整備事業の事業費の一部を負担します県営排水施設保全対策事業負担金、こちらが2,997万円でございます。地盤沈下に起因しました排水路の機能低下を従前の状態に回復するため、県が実施します地盤沈下対策事業の事業費の一部を負担します県営地盤沈下対策事業負担金、こちらのほうが1,707万2,000円でございます。農地等の湛水被害を防止するため、県が実施しております緊急農地防災事業の事業費の一部を負担しております県営緊急農地防災事業負担金、こちらのほうが2,952万円でございます。

この中で30年度予算に新規で取り入れさせていただいた対策費でございますが、孫宝排水機場のポンプの分解整備や電気設備更新を行い、機能回復を図るため、県が実施します整備事業の事業費の一部を負担します県営排水施設保全対策事業負担金2,997万円でございます。こちらの事業でございますが、平成30年度から新規で行われる事業でございますが、従来の事業では市の負担が25%でございましたが、こちらの事業を活用させていただきますと17%ということで、市にとって非常に有利な事業でございますので、来年度活用させていただくというものでございます。

以上、申し上げました排水対策予算でございますが、合計3億2,960万1,000円でございます。対前年比で見ますと約141%となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 排水対策費として対前年度比141%増ということで、昨年度の市内の冠水を教訓としてしっかりとした排水対策費が計上されていることを確認いたしました。

次は、コミュニティバスの運行事業について質問いたします。

この問題に関しましては、過去にも多くの議員が質問しておりますし、今議会の一般質問でも、那須議員、高橋議員からさまざまな角度で質問があり、高橋議員からは議員活動の中で地域公共交通のあり方について取り組まれている他市の事例を紹介し、また新しい交通システムの提案もされました。そして、これらの提案に対する市側からの考え方も私なりに理解はしたところであります。

現在、31年度から次の10年に向けての第2次弥富市総合計画の策定中ではありますが、この審議会において、市民3,000人を対象に市民意識調査が行われ、今後特に行わなければならない行政改革の中で一番に取り上げているのがコミュニティバスのあり方です。コミュニティバスの運行には、ここ数年来、約1億円弱の予算が計上されておりますが、これは

利用者が少なく費用対効果が少ないと思ってみえる市民が多いということだと思えます。

30年度予算におきましても、弥富市地域公共交通活性化協議会負担金として9,570万円が計上されております。昨年度は当初予算9,370万円でしたが、今年度の予算の内訳について伺います。また、昨年度と何か変わった点があれば説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

まず内訳、内容についてでございますけれども、先ほどの9,570万円の内訳でございますが、まず1つ目としてコミュニティバスの運行事業がほとんどを占めておりまして、8,900万円。こちらのについては運行事業を三重交通株式会社に委託しております。その中で三重交通のほうの人件費、車両関係の費用とか保険料、自動車税等が運行管理なども含んでおるといふ金額でございます。

2つ目にコミュニティバス利用促進事業として100万円を計上しております。こちらにつきましては、時刻表・路線図等の印刷、啓発物品購入などイベントでの啓発活動などが含まれておる金額でございます。

3つ目といたしまして、地域公共交通活性化対策業務委託ということで570万円を計上しております。こちらにつきましては、コンサルタントに委託しながら行っておりますが、そのうちの運行の検証、改善方策の検討ということで171万円を計上しております。利用促進策の実施・検討ということで96万9,000円、地域公共交通確保維持改善計画の策定ということで11万4,000円、市の地域公共交通活性化協議会運営補助として228万円、その他打ち合わせ協議といたしまして62万7,000円という内訳でございますが、議員がおっしゃられました調査研究費という項目での特別に予算は組んでおりませんが、運行検証、改善方策の検討を含む地域公共交通活性化業務委託の570万円の全体として予算計上をしております。

また、アンケートのことでございますけれども、また来年も各種アンケートを行いますが、改善方策の検討を行っておりまして、また他市町の協議会が行っている実証運行や新たな取り組みについて、情報収集を行っております。

現在は平成28年3月に策定いたしました弥富市地域公共交通網形成計画をもとに運行改善を行っているところであり、平成32年度までの計画となっております。

今後、その内容及び計画について見直しを行いますが、新たな市内交通システムや市の交通網を検討する際の根拠となるデータを市全域を対象とした移動に関する動向調査などについて予算計上してまいりたいと考えております。

その際には、都市計画課、福祉課、介護高齢課などと連携しながら、市民生活を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 9,570万円のうち、この交通システムの改善といいますか、改良調査研究費、これ、総額で大体この何%ぐらいに占めることになりますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 運行検証改善の検討ということで171万円でございますけれども、約30%ほどでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 運行全体の中において占める割合ですが、運行費9,570万円の中において、この調査研究費はどれぐらいのパーセンテージになるのかと伺っているのですが。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 申しわけございません。約6%になります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この間の高橋議員の一般質問の中におきまして、市長からも答弁がございました。

100市あれば100通りのそれぞれの市町の交通システムがあるということで、弥富市としてもやはり弥富市としての新しい、皆様に満足していただける交通システムの確立、これが必要でありますので、ぜひそういった調査研究費、もう少しアップしていただいて結構です。していただいて弥富市に合った交通システムの確立をお願いして、次の質問に入ります。

それでは、次に議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質問します。

資源ごみの持ち去り行為は、集団回収団体の補助金や市の歳入の損失につながるだけでなく、市民の皆様と協働で進めるごみの減量やリサイクル意欲の低下につながり、持ち去るときの騒音やごみの散乱などの苦情も寄せられております。

このたびこれらのことを踏まえ、条例の一部改正が行われたわけですが、条例改正では事業者の責務、指導及び助言、収集または運搬の禁止等の項目が新設されておりますが、市の指定の場所に排出された廃棄物の所有権、指定の場所からの廃棄物の持ち去り行為に対しては罰則規定がありませんので、この2点について質問します。

弥富市の一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物、これは市の指定のごみ袋あるいはシールを添付された廃棄物です。これを市指定の場所に置いたものは市の所有権であるというようなことを明記するべきじゃないかと思いますが、伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

本市のごみの集積場所は、市の所有する土地のほかに個人や地元が所有している場所など

さまざまございまして、廃棄物の所有権を市に帰属させる場合、個人や地元の所有地のものも市に帰属させることになりまして、そのことはより精査・協議をしていかなければなりません。

また、この内容につきましては、本市の顧問弁護士にも相談をいたしました。

その結果、ごみの持ち去りを条例で対策をする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する場合には、所有権については規定をせず、所定の場所からの持ち去り行為を禁止するという内容が妥当であるとの回答を得ております。

次に、罰則規定につきましては、県内の市において持ち去りに関する条例を定めているのは3分の2ほどであります。そのうちの約半数が罰則の規定を設けております。内容といたしましては、過料5万円以下、罰金10万以下や20万以下などありますが、もし罰則規定を設ける場合、金額の妥当性や徴収方法など、より精査をし、研究をしていかなければならないと考えております。

まずは、現在弥富市においては持ち去りに関する条例等がありませんので、集積場からごみが持ち去られても禁止する根拠がない状態であり、この条例化することによって持ち去り行為の抑止効果の第一歩になればと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） このたびの条例改正では、市長が持ち去り行為の禁止を命ずることができるという罰則規定といえは罰則規定ですが、さらに進めて、例えば氏名、住所、車両などをホームページ上に公開するよといったこと、そういった持ち去った資源物はリサイクル業者に買収しないよう指示すると、そういったこと、あるいは禁止命令を何回か市長のほうからしても、それをまだ繰り返すということであれば、警察へ告発するというようなことも今後、今回の条例は第1段階と思いますので、今後もそういった取り組みをしていっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づいて質問をする予定でございましたが、市長の施政方針演説のときにも、その前に行いました私どもの通告の時点でもなかった内外の2つの大きな

出来事がございましたので、それも見ながらの、ちょっとイレギュラーになりますが、質問とさせていただきますと思います。

市長は施政方針の演説の冒頭のところで、世界平和の緊張を高める北の脅威と核保有国の動きを鑑みますと、平和国家日本を維持していくためには、憲法第9条の改憲はあってはならないと考えており、平和首長会議を初めとする各方面へアピールしていきたいと思っておりますと述べられました。

ところがこの後、一番多くの世界中の皆さんが懸念をしておりましたアメリカと北朝鮮の間で首脳会談が行われることになり、世界の本当に戦争をするなという立場で頑張ってきた皆さんを喜ばせる事態が発生いたしました。さらにトランプ大統領はこの問題の実質的な責任者でありますティラーソン国務長官を解任するというので、しかも今度新しく登用した国防長官は、トランプさんは私と波長が合う人だということでございますので、やっぱりこういう問題、本当に国策として、あるいは国際的な作業として進めていただくということでは背景にはやっぱり両国首脳会談ができた背景にも核戦争を懸念する世界中の人々のさまざまな世論が大きな役割を果たしていると思っておりますが、今後もまだまだいろんな問題が続く中で、ぜひ市長がおっしゃられた立場を貫いていただきたいということを要望しながら具体的な質問に入っていきたいと思っております。

核兵器は、広島・長崎の惨状で日本では広く知られておりますが、大変高いところで爆発をさせることで、都市と地方の電子的な諸機能を電磁波の異常をつくり出すことで、ほとんど全て停止させることができるということが今日では言われております。そんなことをされたら、例えば日本や韓国にあるたくさんの原発がありますが、当然電子制御で動いておりますので、その機能がストップするとか、発電だとか交通だとか、あるいは地域の生活の機能が全てストップをする。そうすると、永久に冷やし続けなければならない電力がとまり、水が供給されないということになりますと、どんなすさまじい事態になるかということは、今日、だからこの核の問題では、もう戦争を起こさせないこと以外に解決の道がないというふうに言われる立場の人たちがふえ続けている最大の原因でございますが、昨年7月には国連総会で122カ国の賛成で核兵器禁止条約が可決され、被爆者の皆さんを先頭に日本と世界で核廃絶の運動を進めてきたことに対して、その全体の運動を支えてきた I C A N がノーベル平和賞を受賞しました。こうした国際的な市民運動と手を携え、日本と世界に広がる各地の市民社会と地域の代表者、市長の皆さんが力を合わせている平和首長会の果たした役割も極めて大きなものの一つであったというふうに私どもは考えております。戦争の放棄と国際紛争の解決のために武力を使わない、禁止している日本国憲法の立場が今日の世界の諸問題を解決するかなめとなっております。世界中の多くの国に、とりわけ自国政府に核兵器禁止条約への署名を求めるヒバクシャ国際署名と憲法9条を守れの3,000万署名、この2つの署名

を表裏一体のものとして日本と世界の平和、人々の命と暮らしを守る署名として、多くの市民の皆さんの参加と共同を広く訴えていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

平成30年度の施政方針の中におきましても、また今までいろんな場所におきましても、憲法9条の改正はあってはならないということを言い続けております。また、三宮議員のきょうも含めて、今までの御質問の中においてもそのような形で私は答弁をさせていただいておるわけです。今現在、何ら変わることはございません。

しかし、核兵器禁止条約の署名を求める、いわゆるヒバクシャ国際署名と憲法9条を守れという3,000万人署名ということにつきましては、特定政党からの要請と受けとめざるを得ないというふうに思っております。そうした形の中におきまして、今の私の立場としては、これを受けとめるわけにはできません。大変申しわけございませんが、御理解をいただきたいと思っております。

私といたしましては、平成29年7月から展開されておる平和首長会議としてのヒバクシャ国際署名に賛同・協力することとし、平和首長会議に寄せられた核兵器禁止条約の早期締結を求める署名とヒバクシャ国際署名で集められた署名とともに国連のほうへ提出していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長は特定政党のお話をされましたが、このヒバクシャ国際署名につきましては、今、市長もおっしゃられたように、平和首長会も支援をするという仕組みになっており、弥富市のホームページでも皆さんに公開して訴えておる署名でございますので、ぜひ核兵器の廃止と核戦争をさせないという国際世論をさらに確かなものにして、米朝会談がそういう方向で成功するようにしっかり努力をしていただくことと、憲法を守ることにつきましては、これは国務大臣から一般の地方公務員に至るまで、あるいは私どもの地方政治にかかわる者も含めて、これは憲法上義務づけられている課題でございますので、その面でも特定政党という立場ではない方向でしっかり御検討いただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次の質問は、市長は市政運営に当たって重要な3つの視点と言われるその2つ目に、もっと災害に強いまちづくりをと述べられました。行政と市民が力を合わせて対応する取り組みはと言われるとおりでございますが、東北大震災の教訓から愛知県が弥富市の人的被害が大きくなる要因の一つとしているのは、海溝型巨大地震が引き起こす地盤の液状化等によります河川底の沈下と津波の遡上に伴う被害であります。

木曾川の尾張大橋周辺では、国、県、市や地域のいずれの防災計画の中でも重要で、つまり一番危険な場所で、早く整備をしなければならないということが尾張大橋の桁下附属として指定をされております。この堤防は計画高が7メートル50センチで、尾張大橋を含む一部を除きましてJR鉄橋から以南の河口の堤防高は7メートル50センチということで、現在ほとんど整備が終わっております。ところが尾張大橋の舗装された路面上でプラス5メートル、だから堤防高に比べて2メートル50センチ低いということと、さらに橋桁までは路面から恐らく2メートルほど下に、川の中に食い込んでいるという状況でございますので、この7メートル50センチの高さから見ると、相当大きな阻害の要因になっており、尾張大橋のところは川の容積が足りない、それから堤防の高さが足りない、堤防の幅が狭い、現在つくられておる堤防に比べて大幅に弱いものということになっておりますし、それ以外にもその周辺で、のり面の崩れやすべりが堤防の裏側で発生をしているとか、今言った尾張大橋のところから少し上流から上に1,560メートルは漏水があるとか、あるいはそれと一部地域がくっついておるところがございますが、さらに上流の2,450メートルは、そこでも堤防ののり面の崩れだとかすべりが裏側にあるということで、要するに一番危険だということと、その次に危険で警戒しなきゃならんというところが、6つもその地点かないしは近くで重複しているという、あるいはそこと連続しているという、ある意味ではやっぱりせっかく巨費を投じてスーパー堤防と言われるような堤防を整備してきたわけですが、ここがあることによって、この弥富市を初めとした周辺の市町の人たちが堤防の決壊のかなり大きな被害要因に、波などの、あるいは洪水の被害要因になるということがわかっておりまして、早くからこの地域では関係市町村長の皆さんやさまざまな方たちが改修を強く求めてまいりました。

一旦は早期にやるということを経済省、当時建設省だったかもしれませんが、言っておりましたが、結局予算の都合もあって、長良川河口堰を含む伊勢大橋のほうを先に整備して、その後こちらにやるということで、まだいつ着手するか明らかになっておりませんが、しかし堤防がほとんどここ以外は完成している中で、ここだけがこういう状態に置かれており、しかもそれはかなり深刻な状態がそのままになっているということは、私はこれは単に予算の都合ということでは済まない。先日も東北大震災の関連のさまざまな映像が終日テレビで放映されておりましたが、そういうことから考えましても、これはやはりリニアだとかそういう巨大プロジェクト、あるいは安倍総理が昨年1月にフィリピンに行って、フィリピンの地下鉄や麻薬対策などに5年間で1兆円を、発展途上国への支援、あるいは民間なども含めてインフラの輸出などを通じて支援をするということを決められておりますが、これに対して名古屋……。

〔「議長、議案質疑ですよ。どの議案に対しての質問か明確にしてください」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） いやいや、だから……。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、私のほうからもお願いします。

議案質疑ですので、内容について把握してください。

○8番（三宮十五郎君） だから、施政方針について質問を今。

〔「施政方針は議案じゃないでしょう」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 議案です。

〔「議案として上程されているのが議案でしょうが」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 施政方針も議案の一部です。

〔「その辺、確認してください、議長」の声あり〕

〔「施政方針が議案なのかどうか確認してください」の声あり〕

○議長（武田正樹君） わかりました。ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 議案に対する質問としてやるべきだという御意見がありますので、それに従ってじゃあ進めさせていただきます。

いずれにいたしましても今回の一般会計予算で、あるいはそれを説明する市長の施政方針の中でも防災対策につきましては重要な問題ということで予算も計上しておりますが、実際には危険度ということであると、やっぱり木曾川の問題というのは放置できない問題でありますので、そういう位置づけでぜひこれは国や県に要請していただいて、せつかくこれまで国や県、あるいは市も負担をしてきた防災対策、あるいは訓練がそうした大惨事を招かないような手だてをとっていくということを市長に強く要請したいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に一般会計予算という形の中での議案に基づきまして御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

現在、私どもは国土交通省の木曾川下流河川事務所という形の中でさまざまな防災・減災対策をしていただいているところがございます。木曾川の流域について、三宮議員御質問で

ございましたけれども、今工事をやっております木曾川側の鍋田上水門の改築工事につきましては、これは水門周辺の高潮堤防整備工事でございますけれども、平成33年2月に完成に向けて実施をさせていただいているところでございます。

また、ちょうど1カ月ほどになると思いますけれども、河川事務所の所長さんと私どもがお話をさせていただきまして、今後平成30年度にはこんなことをやっていただきたいという形のものを双方が協議をさせていただきました。その1つとして、きょう三宮議員がおっしゃっております、いわゆる国道1号及び尾張大橋の橋梁の部分のところにおいて、今その高さが足りないという形の中で水をとめるための1つの大きなブロックみたいなものを置いておるわけで、これは土砂ですけれども、ブロックを置いておるわけでございますけれども、これだけではいざそういった形の中で津波が押し寄せたり、あるいは堤防が決壊するというような状況においてはとても間に合わないというような形の中で、いい方法はないだろうかという形で協議をさせていただいているところでございます。

そうした一つの方法としては、同じような堤防を木曾川の鉄橋、尾張大橋だとか、あるいは鉄道の橋梁というところに設置することにおいては、非常に他に影響が大き過ぎるという形で、防潮壁みたいなものがないかというようなことを私どもとしてもお願いをしているところでございます。

そしてもう一つは、これは全く私どもは予期していなかったことが、所長のほうから話があったのは、スイートハートプロジェクトをこれからやっていくわけでございますけれども、恋人の聖地という形の中で、今あそこの碑がございます。そうした形の中で木曾川下流として、国土交通省としてさまざまなイベントを開催しているから、そういった形の関連で、我々の企画が御利用いただければぜひこの恋人の聖地ということも含めて利用していただいたらどうだろうという形の中で、今後、商工観光課のほうとその辺のことについて、御提案いただいた内容について協議をしていくということでございます。

いずれにいたしましても、一番大事なのは木曾川大橋の周辺の問題という形でございますので、これについては今の土のうにかわる何らかの方法というものをこれから協議していきたいと。一つの防潮堤というようなものをお願いしていくように協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いろんな対応や対策できる方法は、すぐできる方法はお考えいただきたいと思いますが、より本質的にはやっぱりあそこの橋の問題を解決しない限り、堤防そのものもくすんでいくという、あれは非常に弱いところが重なっておるということですので、これにつきましては今の計画をやっぱり前に進めていただくということが一番ベターな方法だと思いますので、そういう御尽力を強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

そして、もっと人に優しい健やかなまちづくりをということを2つ目の重点とされておりますが、この市税収入との関係で見ますと、本年度も固定資産税が主体になっておりますが、市民税ということから見ますと、形の上では決算ベースで見ましても、平成4年度のパブル期は市民1人当たり6万4,700円、28年度の決算ベースで5万8,000円ということで、これだけ見ますと89.6%というふうになっておりまして、本年度の予算でもそれとそんなに変わらないレベルになっておりますが、ところが平成4年当時と現在と比べて大きく変わっているのは、1つは税源移譲によって毎年5億円前後所得税から振りかえられて、それが乗っている額が今の5万8,000円、1人当たりで決算ベースで、それからそれと平成4年当時だとか、あるいは12年当時で見ると、恒久処置ということで当時の市民税の所得割は本来の額から15%減税されておりましたよね。そういうのを取っ払って増税をしたということに加えて、さらに65歳以上の人たちの老年控除、所得で50万円を控除するとか、あるいは、これは20年代に入ってからであります、子ども手当を支給しておるといことで若年控除をなしにするとか、こういうものがありますが、そういうものを除きたいいわゆる税源移譲分と、それから15%の定率減税分がなくなった影響をあわせて、実際にこの20年度なり28年度でそれを引いて計算をしますと、平成4年には6万4,700円あったものが12年度には4万7,100円に下がり、20年度には4万3,000円に下がり、28年度には4万1,300円と、今年度も似たような方向でありまして、所得が伸びているという認識で市長は考えておられますが、実際には個人所得、その税収から見た個人所得というのは減っておりますし、さっき言ったような控除がなくなったことによる影響が仮に市民1人当たり10万円ほどの控除額が下がることによって増税になっているという部分を考えて、それだけで6,000円ぐらいたまた差が出てきますよね。だから、実際に市の税収というのは、固定資産税があることで助けられておるわけで、市民税、それと税源移譲分だとか増税分によってやられているわけでありまして、市民の皆さんの暮らしというのはやっぱり非常に大変になってきておりますので、市の低所得者向けの軽減措置だとか、それからさまざまな施策につきましては、こういう状況のもとで今予算を計上されておりますいろんな制度をしっかりとそういう人たち、市民の暮らしがそういう状況になっているということを前提にした中で、形の上ではいろんな軽減制度がありますが、ほとんど利用されていないこともまた確かなことですので、確実にそういうものが利用されて救済されていくというか、そういう努力をしっかりとこうした実情を踏まえて進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 介護、医療、国保など社会保障の充実が国民生活の根幹にかかわる重要課題でございまして、社会保障制度の安定した運営は国民生活の安心を保障することになります。

いろいろ税に関してのことを議員のほうから御指摘をされておりますけれども、私どもといたしましても地方6団体では今までも社会保障に関する財源確保や制度運営に対してさまざまな要請、要望、提言を国に対して実施しております。

社会保障の充実と持続可能性の確保のためにも国の責任において十分な財源を継続して確保するとともに、地方公共団体への確実な支援がなされるよう、今後も引き続き地方6団体が協力し、国に対して要望をしていきたいと思っております。

また、弥富市には独自の社会的弱者の方に寄り添ったすぐれた施策がございますので、そういう制度を今後も引き続き適用してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市長は消費税の予定している増税分はしっかりと回してほしいということを強く求められておりますが、実際に昨今の新聞を見ますと、どうもなかなかこういう状況では難しいのではないかということも言われておりますが、問題は、本当に国がそういう国民の暮らしにしっかり目を向けて、そして市町村の実情に目を向けて必要な財源を確保していただくということを抜きにしては今日の事態はやはり解決できないと思っております。それが残念なことに、1年以上にわたって、実際には全く違うことを国民や国会に言い続けてきたこういう状況というのは、やっぱり私たちはあってはならないことだと思いますので、国の予算運営や財政運営、そして地方の予算、財政運営がそういうことで損なわれないように、強く市長会などを通じても要請していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、新年度の予算の執行を進めていく上で、基準財政需要額を高めることについてお尋ねいたします。

庁舎建設事業に当初計画の合併推進債より有利な事業債に切りかえることにより、先ほども平野議員が質問されたように、7,000万円ほどの市の直接負担となる一般財源の支出を減らしたことについては、財政当局などの努力によるもので喜ばしいことだというふうに私も考えております。

ただ、これは国と地方の間で地方交付税という支援の枠組みの中で地方への国の助成が行われるという現在の仕組みの中で、弥富市の現在の財政力はその支援を受けられる現状の98%を超えるような状態となっており、状況によってはその支援は実際には受けられなく、市の財政状況がもっと悪化すれば100%受けられるけれども、そうでなければ足切りが発生する可能性があるような財政状況でありますので、実際にその天井を高くしていく、したがって国の補助事業について、財政当局だけじゃなくて各部署ともしっかりと精査をして有利なものは採用していくという考え方を持って新年度予算の執行に臨んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘にありましたように、新たな事業を実施する場合におきましては、最初に国・県に補助メニューがあるかどうか確認することが第一でございます。

さらに起債が必要な場合には、起債のメニューにもさまざまなものがありますので、より有利な起債が活用できないか精査していくことも重要なことでございます。

また、各部課で研究することはもとより、財政課におきましても各部課の事業実施の状況を把握しながら最適な財源確保に努めてまいります。

一方、基準財政需要額を高めるということにつきましては、現在の基準財政需要額の算定方式の一部に地域の元気創造事業費として行革努力分、地域経済活性化分の指標が組み入れられております。そうした指標によって基準財政需要額が高まるような努力も一方ではしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、最後に財政課長が言われましたが、国のほうでもともと地方交付税という制度そのものは全国の市町村が、いわゆる健康で文化的な最低の生活の保障という立場で一般的な行政ができることを保障するというようになっておりますが、最近是非常に政策誘導が強い、そして住民負担をふやすことによるような行政改革もそういう伸びる指標の一つになっているような状態というのは、私はあってはならないと思いますので、その辺もしっかり見ながら、よりよい施策を進めていくことを強く要請しまして、次の質問に移らせていただきます。

補正予算で、中学校へのエアコン設置が行われることが予定をされておりますが、これは補正予算という性質上、もともと当市はこういう電子機器類につきましては、特に教育委員会はこれまでも実際の予定価格の60%から70%台となるような、要するに予定価格を設定し、入札を行ってそういう結果になるという努力がかなり一生懸命やってこられたところであります。その違いは予算が定価、いわゆるメーカーの希望価格によってつくられていることからではないでしょうか。実際に市場価格とそういう大手の電気機械設備メーカーや大手ブランドメーカーが大手だけで受注競争をしているようなものについては、そういうことがずっと以前からいろいろありまして、旧弥富町時代から改善をするような努力がいろんな部課でやられてまいりましたが、学校教育課は早くからそのことに取り組んできたところでもございますが、そういう努力には私も敬意を表しております。今回の国の補正予算を財源とすることで、差額が発生したときは、この事業限りで返済しなければならないものか、他の事業に充当できるものかについてはどのようになっているかお伺いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** 今回の中学校エアコン設置工事に係る補正予算については、国の交付金である学校施設環境改善交付金の大規模改造に該当します。

この交付金の流れとしまして、交付申請を行い採択された後に交付金の内定通知があります。そして事業終了後は、実績報告書を提出し、精算確定の報告をあわせて行います。最終の精算確定報告により交付額が確定し、年度末に交付金を受領することになります。

したがいまして、事業の実績による交付金の確定でありますので、過不足はなく、返済することはありませんし、他の事業に充当することもできません。

○**議長（武田正樹君）** 三宮議員。

○**8番（三宮十五郎君）** 結果ということですから、ただその事業しか使えないということですよ。

問題は、今年度の各市町が、中日新聞なんかで発表しております学校へのエアコンの設置につきましては、かなりのところが小・中学校同時にやるとか、そういうこと、あるいは既に両方終わっているところも少なくないわけではありますが、体力の弱い小学校についても今回の国の起債事業の対応によりまして、当初市が予定した費用よりはかなり、要するに市の負担そのものが削減される仕組みになっているというふうに私は理解をしておりますが、したらこの予算は使えないにしても、そのことによって中学校のエアコン設置が終了すると。市の当然一般財源の負担が縮減されるわけありますので、一日も早く小学校へのエアコン設置を、そうした努力を通じて出ました差額なども将来的に活用できるようにして、小学校へのエアコン設置を進めていただきたいと思います。その辺についてはどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○**議長（武田正樹君）** 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** エアコンの設置を含めまして、小・中学校の教育環境の整備は設置者である市町村がその実態や財政状況を考慮した上で責任を持って行うこととされており、児童の健康を守ることは重要なことであると認識しております。

しかしながら、学校の環境整備につきましては、校舎の長寿命化対策、それから適正配置についても今後取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。

今回の補正予算による中学校へのエアコン設置工事の前倒しにより起債の条件は有利にはなりますが、余剰金が発生するということではありませんので、それをもって小学校への設置工事費が捻出できるというものでもありません。

小学校へのエアコン設置については、以前にも那須議員から御質問いただきました。現時点での計画は立てておりませんが、今後、自主財源にも限りがあり、国庫補助も防災機能の充実が優先される中でどのような方法がよいか、また他の事業とのバランスも考えながら検討していきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに予算の枠の中では処理できなかったわけではありますが、より有利な方法でできたことによって将来的な全体の負担からいえば、それはメリットがあったわけですので、一日も早く、何よりもこの暑い夏を小学生のほうがいままで我慢しなきゃいかんということがないように、一日も早く改善されることを強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

それでは、再開は午後1時30分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。
午後1時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

議案第2号の平成30年度弥富市一般会計予算についてでございます。

これについて多岐にわたって質問させていただきたいと思っております。

まず1つ目、保育費でございます。

少子化の時代ということと、また国が3歳児以上は無料化していくということが言われております。

そうした中で、さきの12月議会でも質問させていただきました。9月議会には値上げ案が提案されたということですが、こうした保育料を値上げしていくということですが、それからあのプランどおりに値上げされるのか、それとも市としてなるべく子育て世帯の負担を減らす、こういうふうに努力をしたということがあれば、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

本市の子育て支援は妊娠中から青少年期に至るまでの子育て家庭の役立ちさまざまなサービスを提供しています。家庭訪問では、乳幼児・妊産婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、安心して医療を受けられる子ども医療費助成事業、安心して遊べる子供の遊び場、児童館、子育ての手伝いをしてほしい方のファミリー・サポート・センター、育児支援の子育て支援セ

ンター、病気のときも安心して預けられる病児・病後児保育施設、いざというときに一時利用する一時保育事業、放課後の生活の場を提供する児童クラブなど、市民の皆様のニーズに応え、子育て世帯の負担を少なくし、安心して家族で過ごしていただけるようにさまざまな子育て支援を行ってまいりました。

さらに平成30年4月からは、出産後間もない時期のお母さんの心と体の健康状態を確認する妊産婦健康診査、一時保育事業に関しては対象児童を8カ月から6カ月に引き下げ、対象者を拡大するとともに、児童クラブに関しては定員をふやし、充実を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに弥富市は子育て支援に力を入れていると。妊産婦時期から青年になるまでという形で手厚い支援もされているかと思えます。

また、教育のほうでも、先日私の一般質問にて入学前準備金も12月支給にするという大きな前進という形で決定されたということも伺っております。ただ、本当に今の子育て世帯の方々がやっぱりなかなか負担が苦しいということで、弥富市のほうが保育料が結構優遇されているということで名古屋からこちらに引っ越してこられる方も結構見えると、そういう話も聞いたことがあります。そうした中で、また時代は国のほうからも3歳児以上は無料にすると、保育料を無料にしていくという方向が出されているのにもかかわらず、保育料を上げていくというのはやっぱり少し考慮いただけないかなということで、12月議会に提案させていただきましたが、ほかの部分では確かに妊産婦健診や一時預かりを8カ月から6カ月にするとか、そういう改善はされた努力はあるのかなあとは思いますが、保育料に至ってはそうした考慮はなかったという認識でよかったですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 本市の保育料につきましては、20年間の長きにわたり据え置いてまいりましたが、保育の安定的、継続的な維持と公的負担と利用者負担の適正化を図るため、平成30年4月から保育料の改定をさせていただきました。

改正後の本市の保育料について御説明をさせていただきます。

第1号、3歳から5歳までの認定こども園の幼児部の保育料につきましては、愛知県平均の保育料に対する割合は68.7%、第2号、3歳から5歳までの標準保育時間の保育料は、愛知県平均の保育料に対する割合は79.5%、第3号、ゼロ歳から2歳までの保育標準時間の保育料は、愛知県平均の保育料に対する割合は80.9%とするものでございます。なお、特に所得の低い第2階層につきましては、このたびの改正では引き続き負担額ゼロを継続しております。

また、保護者の子育てに対する経済的な負担を軽減するため、同時入所減免、新多子世帯減免やひとり親世帯等については低額化や無料化を初めとする軽減制度も拡充されてまいり

ました。

保育料の改訂につきましては、改正後の本市の保育料が愛知県平均の保育料に対する割合の目安として68.7%から80.9%の範囲内であること、保護者の負担割合はかなり減少し、保育所運営費の大部分80.7%は市民の皆様が納めている税金で賄われていること、低額化や無償化を初めとする軽減制度も拡充されてきたことなどの取り組みと、本市の厳しい財政状況を考慮いただき、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、値上げを今回してもそうした県平均よりは大きく低い状態の水準であるということと、さまざま減免制度によって低所得者にも配慮しているという、市はそういうふう努力しているということで承りましたが、私としては今ある人たちをやっぱり救っていただきたいと思っております。

では、続いて次の質問に移ります。

今度、ひので保育所の給食が民間委託されるということでございますが、栄南の保育所が前回民間委託されておりますけれども、今の時点で何か問題となるような声や状況ということは何っているでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えさせていただきます。

保育所給食調理業務の民間委託は、平成28年10月1日より栄南保育所で開始し、今後調理員の定年退職者数に合わせ順次進めていく予定であり、来年度は平成31年1月よりひので保育所において実施する予定です。

民間委託への導入に当たり、保護者の方々への事前説明会開催時やその後においても変更について特に問題はございませんでした。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保護者の方や通われているお子さんたちにとっては問題がないということでした。

ただ、こうした民営化にすると何が一番問題点として危惧されるかということで私なりに推察しますと、やはり人件費の削減という形であらわれてくるのじゃないかと思っておりますが、そこで人件費についても伺いたいと思っております。

その民営化された栄南保育所の職員の給料と、今、市が雇っている人件費と比べてどうなんだろうかということでお答えいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 比較の参考といたしまして、既に実績のある栄南保育所において平成28年度の民間調理業務委託料と市の直営で業務に係る経費を比較いたしますと、調理員

2名の勤務で、民間委託は月額で74万円に対し、市が直接行った場合の給与は月額88万円であり、民間委託のほうが14万円ほど安くなります。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに行政運営としてはこの部分のコストが下がるということですが、言いかえれば、こうした調理員の方々の報酬が下がるということなんです。そうすると、やっぱり公設民営をこのままどんどん押し進めていった上で、今本当に働く人たちの改革をしなければならない、働く人たちにもっと収入を上げなければならないと、こういう時代になっているにもかかわらず、やはりこうした民営化にすることによってそうした職員の人たちの報酬が下がっていく状況をやっぱり市が率先して私はずくり出していくべきではないような気がしますけれども、そのあたりについてどのように市は考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 民間委託による人件費削減も大切ですが、ノロウイルスや病原性大腸菌O-157などの食中毒を集団で発生させないような徹底した衛生管理や、食物アレルギーに対する誤食などを起こさないチェック体制の確立などが給食の現場では求められています。

衛生管理教育や調理技能を習得した実績評価の高い業者への委託であれば、民間委託へのリスクも少ないと思われまます。

人件費の削減は本市の行財政改革には不可欠ですが、それ以上に給食調理業務に特化した実績のある業者への委託は、保育所の園児たちへ食の安心・安全を確保し、継続的な給食の維持に必要ですので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げますけれども、私たちは民間委託をしていく上においては、先ほども所管のほうが述べましたように、定年退職をされる方という形に合わせてそういうことをやっていきたいということですから、定年退職される方の給与というのは新たに民間で入っていただいている人よりもはるかに高い人件費を今払っておるわけですよ。そういった形がいつもそういうような状況であれば、その賃金の格差というのはあるわけですが、逆の場合だってあるわけですよ。要するに、私どもの調理員が若くてそういった形の中でやっている状態と、そして民間委託の人がお年寄りの方がお見えになったときは逆転するわけですよ。だから賃金のその格差だとか、賃金の云々という形、コストの削減ということではなくて、先ほども言いましたように、いわゆる持ってみえる技術だとか、あるいは民間委託で培ったノウハウだとか、そういうものを導入することのメリットというものを考えていくのが今回の私たちが考えていることですので、賃金賃金

という形の中でおっしゃると、少し我々の考え方とは違う形になってきます。よろしく願
いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうから衛生管理とかは徹底する業者に預けていくんだと、安全
面を最優先するんだと、それは賃金にかかわっていないという答えでございました。

確かに安全管理等は大事なあとには思います。ただ、私としましては民間委託していくの
であれば、そうした報酬面に関しても目を配っていただきたいということをお願いしておき
ます。

3つ目でございます。

農業振興費の補助金に対してでございますけれども、施政方針でも豊かで活力に満ちたま
ちづくり、本市の重要な産業である農業の取り組みについて、効率的な営農に向けて担い手
の集積等、収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取り組みを引き続き支援とい
う形で農業支援に対して頑張っていくということでおっしゃってございましたけれども、事実、
農業振興費のほうで生産調整推進対策事業補助金ですとか生産調整推進対策事業集団化補助
金、こうしたものを1件10ヘクタール当たりの補助金が、市、これ単独事業ということで書
いてありますけれども、これが昨年と比べて1,000円ずつ減らしていくということござい
ますけれども、こうした農業に対して支援をしていかなければならないというのは皆さんも
御承知のとおりだと思いますけれども、どうしてこういう補助金が減らされたのか、その理
由をお答えください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 答弁させていただきます。

来年度、平成30年度からでございますが、従来、国によります生産数量目標の配分が廃止
されます。また、米の直接支払交付金につきましても、来年度、廃止ということになってお
ります。

それに伴いまして、市としましては厳しい財政状況の中で行財政改革の一つとしまして、
市の単独補助金であります生産調整補助金のほうを廃止ということも検討させていただきました。
しかし廃止される生産数量目標の配分にかわるものとして、県のほうから生産量
の目安というものがかわりに示されるようになります。そうしますと例年どおり配分基準単
収を設定し、需要と供給が安定的に行える適正な生産を維持していくためには、市のほうと
しましては補助金の廃止ではなく、今回の減額というような選択をさせていただきました。
御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げますけれども、那須議員からこの農政問題

について御質問があるとは私は思っていませんでしたけれども、今回、初めてではないかなあというように思っております。

よく勉強していただいているということでございますので、これ、農業、国の施策なんですよね。そういった形の中で、例えばこのわかりやすく言いますけれども、減反政策という形の中では過去さかのぼって相当前から1反、10アール当たりのいわゆる直接支払交付金というのを国はやってきたわけですよ。22年から25年までは10アール当たり1万5,000円ですよ。そして26年から今年度の29年までは7,500円、半減したわけです。そして30年度からはゼロにする。国のほうへもっと責めてくださいよ。私たちはそういう形の中で2階建てで、市単独の補助金という形の中でこの減反に対する奨励金も出してきました。そしてまた、麦・大豆に対する転作奨励金ということも10アール当たり7,000円という金額をずうっと出してきておる。2階建てで来たんですよ。そういうような状況下の中において、国がもうゼロにすれば、減反奨励金という形についてはゼロにするというんですよ。その辺のところをよく理解していただいて御質問いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のおっしゃるとおり、国のほうがそうやって削っていくというのは私ども日本共産党といたしましても農業支援ということでは別にやらないわけではなく、しっかりとやらせていただいているところでございますので、それはもちろん国会議員等も通しながら提案をさせていただきたいと思っております。

ここの補助、市単独事業で継続して頑張っておられたと。本来廃止することも検討したけれども、そこは廃止せずに1,000円の値下げで抑えたと、そういう努力をされたということでございますので、ただ現に受けている方は減ってしまうということはあるので、本当にこれはゼロよりは本当にいいかなあと思えますけれども、本当に今、農家の方、後継者がいないというのはやっぱり農家ではやっていけないと、こういう状況がございまして、ぜひともそれに対してももちろん市のほうも頑張っておるとございまして、県や国にも一緒になって要望できればと思っております。

では次に移ります。

今度は防災関連の予算で、今度、桜保育所の屋上避難所に外階段をつけられるということで、これで公共施設に外階段をつける事業は区切りとしていくということでございましてけれども、今後はどのようにされようとしているのか、考えがございましてでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

平成23年の東日本大震災による東北地方における甚大な津波被害が生じたことを受け、新たに津波対策の重要性が高まったことによりまして、市内における高所の避難場所確保の

ため、既存の公共施設の屋上施設の整備を国の補助金でございます社会資本整備事業を利用して、平成26年度から30年まで、5カ所の整備事業を行いました。あわせて内閣府の津波避難ビル等に係るガイドラインを参考に、マンションや民間企業などと津波・高潮緊急時避難場所の協定を結び、現在では49カ所の一時避難場所を指定しております。

今後でございますけれども、ハード事業としての社会資本整備事業の区切りとなりますが、今後も引き続き避難場所確保のために官民間わず、内閣府の、先ほど言いました津波避難ビル等に係るガイドラインを参考に避難場所の協定を結び、確保に努めてまいります。

また、ソフト事業としての自助・共助・公助の役割の周知や連携の促進について、ワークショップや出前講座などを通して力を注いでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今後は協定を結んでいくということでございますけれども、これについてはもう少し後でちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、まずは桜保育所、今回、屋上避難外階段ということで、さまざまな保育所等にも外階段がつけられました。高さを求めていく上では、私はそれはいいことだなあと思っておりますけど、しかし実際に避難したときを想定してこれは考えられているのかなあと思うところがございます。

それはどういうことかという、もし仮に今の桜保育所に避難します。その後1号線の今の尾張大橋等が決壊して、そこから水が来て、2階の部分までつかってしまったと想定しますよね。そうするとその桜保育所の屋上で救助が来るまでずうっと待っていきやいけないという状況に置かれるわけでございます。それが、私、以前質問したときに、救助が来るまでにどれぐらいかかるということで質問させていただいたときは、最長でも3日間ということで言われました。しかし、どうやって屋上で3日間過ごすのか。しかも保育所の子供たちがいる中で過ごしていくのかと考えると、やはりその3日間を生き延びられるかどうかというような状況になるんじゃないかと思うんです。なので、屋上避難階段をつけるというのはありがたいと思うんですが、今後はその次の段階として、その逃げた人たちの命を救うような形で考えていただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひそういったことは市のほうで今考えられているのかどうか、まずお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、屋上避難、発災した場合における屋上避難の滞留時間についてはシミュレーションしておりませんが、命が助かりまして、被害状況にもよりますが、最悪の事態で河川堤防が破堤し津波が全域に押し寄せ、市内全域に水が入ってしまった場合においては、やはりおおよそ3日間ほどはその場所にとどまっていたかなければな

らない可能性もございます。

市、私どもにおきましては、警察、消防、自衛隊の部隊などの救助部隊に速やかに応援要請を行い、救助を行います。その間、やはり自助・共助による食料などの携行品が非常に重要になってまいります。一時避難所であります屋上に食料などの備蓄品を置くことは現実的に保管場所や環境的にも衛生的にも問題があり、備蓄することは考えておりません。なお、指定避難所においては備蓄計画のもとしっかりと行ってまいります。ですので、まずは家屋の倒壊を防ぐ家具の転倒防止、備蓄品などの携行品などの日ごろからの備えとともに、市民の皆様みずからが命を守っていただけることが前提になることを、今後とも強く啓発してまいります。

議員におかれましても、市民の皆様にも事前防災について啓発していただければ幸いです。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私が言っているのは、食料品もそうなんですけれども、食料品だけに限ったことではないんですよね。例えば屋上に野ざらしでいる状態、この状態で仮に水につかった命からがら逃げてきた人たちが冬の寒さを越せるかどうか、もしくは暑い日差しの中でずうっと日にさらされた状態で熱中症にならずに過ごせるかどうか、またはトイレなんかも便袋はございますけれども、そうした野ざらしの中で便袋を使ってその場ですのかどうか、そういったシミュレーションを考えた上で対策を練っていただきたいと思っているわけでございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に答弁というよりか、私どもの意見を述べさせていただくわけなんですけれども、例えば仮に保育所という形の中で垂直的な避難ということが一番の狙いとして私たちはかわいい保育所の園児たちに対して避難をしていただくわけでございます。3日間も放っておけますか。あらゆる手段を通じて、あらゆる行政機関と連携して、しっかりとその安心・安全を担保するのが私たちの仕事じゃないですか。

あつてはなりませんけれども、住民の皆さんとも協力し合っていて、そういう避難された人に対して最大限の努力をしますよ。3日間も放置しておくという前提でお話をされると、大変我々としてはその対応に対して一緒になって本当に考えていただけるんだろうかということに心配が起きますね。

那須議員に対してもう一度言っておきますけれど、かわいい子供たちを屋上に3日間仮に放置したら、我々行政に対してどれだけの非難が浴びせられますか。しっかり考えていこうじゃないですか。そういう前提ということは、最小限それは想定としてはあるかもしれませんが、絶対そういうことにならないようにみんなで考えていこうじゃありませんか。よ

ろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それは最長3日間での話でありまして、私も3日間は想定しておりません。ところが仮に1日だとしても結構大変だということを認識した上でぜひシミュレーションを行って対策をとっていただきたいということでございます。

続きまして、あと先ほど民間協定を結んで高さを求めていくということでございますけれども、なかなかそちらの民間協定は今精いっぱい努力されているけど、なかなか進んでいかないというのは、やっぱり鉄骨づくりや鉄筋コンクリートという弊害もあろうかと思えますけれども、事実、この間こうしたハザードマップが配られましたけど、例えば近くに一時避難、高い建物の場所がないというところも多々あるわけでございます。確かに人数的には避難所の確保はできたと思えますけれども、実際に避難所までの距離がある方、今現状でもしそうした大災害が起こった場合は、どのように避難すればいいのか、せっかくハザードマップをつくっていただいて、自分が避難しようというところで、あれ、俺、どこに逃げたらいいんだというような声が聞こえてきましたので、そういった形でどのように避難してよいか、市のほうは検討して……。

〔「地域で考えるんだ、そんなことは。行政に聞いてどうするんだ」の声あり〕

○7番（那須英二君） ということで私は声を伺いましたので、どのように想定されているのかお答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） なかなか難しいことございまして、距離は物理的に縮められませんので、例えばでございますけれども、今までの想定でございますけれども、東南海地震が起きた場合の最大の想定で予測しますと、地震発生後に例えば河川堤防が沈下しまして、例えば川の水が越水して浸水が始まったとした場合にでございますけれども、弥富市への津波到達時間が81分後でありまして、鍋田町では93分後に到達し、浸水を始めるということでございます。

実際切れればすぐには浸水が始まるわけでございますが、大震災があった場合の想定で地震発生後93分とか81分でございますので、その間に逃げていただくことが必要になると思いますが、そのあたりで地域によっては遠いところ、先ほど那須議員がおっしゃられるように遠いところがございまして、もしかしてその災害の想定にもよりますが、徒歩ではなくても車でも使えるということもございまして、そのあたりを考慮して考えていただきたいと思えます。

3月にお配りいたしました津波ハザードマップ、地区ごとにつくってございますので、こ

れを参考に活用していただきまして、地域に合った避難を家庭や御近所とも話し合いながら活用していただきたいと思います。

伊勢湾台風時においても、そのころは近所の皆様で、お互いさまの精神で未曾有の災害を乗り切ってまいりました。現在においては地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感のもと、自主防災組織がございます。災害時には、近所が手を取り合って乗り切っていただくことは大変大切でございます。

今後も市といたしましては、高台のない本市といたしまして、少しでも歩く距離が短くなるよう避難場所の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 車で逃げることも可能ということで、遠いところは、ありましたけれども、私としては栄南の防災タワーみたいな形で、もしくは公的援助が受けられるのか、もしくは今民間協定、頑張っていらっしゃるということでございましたけれども、地域の方も何とかあそこはどうだろうかと思っただけけれども、なかなか言い出しにくい部分もあるわけでございますので、そういったときにはぜひ一緒になってそうした交渉に赴いていただけるのかどうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） もちろん市といたしましては、協力いたしまして、説明など同行させていただくことは全然問題ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった形で市のほうも協力していくということでございますので、ぜひ一緒になりながら少しでも多く、少しでも近くの避難所が誕生することをお願いして質問を終わりたいと思いましたがけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もう災害から7年がたつわけでございますけれども、また私ども、伊勢湾台風からもう60年近くがたちまして、私も小学校6年生のときが昭和34年の伊勢湾台風でございました。本当に家族命からがら逃げるわけでございますけれども、やっぱりその当時から今、そしてまた東日本大震災から私たちが教訓として学んだのが、自分の命は自分で守る、地域の皆さんに協力していただいて共助の精神を持つ、そしてまた我々公助という形の中で行政を中心としてさまざまな機関と連携しながら公助の役割を果たしていく、この連携が防災・減災の本当に大きな大きな連携だろうというふうに思っております。

那須議員のほうにそういう声が寄せられる人に対して、那須議員のほうから御理解いただけるようにお話をしていただきたい。何でも何でも他力本願的な形をお願いされるということだけでは、それはなかなか対応できませんよ。だからそういう方々の御意見というものを、

そういう方を理解していただけるように、一度那須議員のほうからお話しただければ、我々としては幸いかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 終わろうと思いましたがけれども、お話しいただいた方には想定し得る部分はお話しもちろんさせていただきました。ただ、行きにくいということであったので、市のほうと一緒にやっていただければなと思ったので、一緒に行っていただけるということですので、そういうお話もさせていただきたいと思っておりますので、協力し合って少しでも多くの命を助けられるようにお互いに努力していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案39件はお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

平成30年 3月22日  
午後 2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

|                            |         |                       |         |
|----------------------------|---------|-----------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長               | 山 口 精 宏 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長兼<br>保険年金課長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長               | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長          | 渡 邊 秀 樹 | 総務部次長兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長           | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長          | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長          | 山 守 修   | 教育部次長兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長    | 伊 藤 重 行 |
| 秘書企画課長                     | 佐 藤 雅 人 | 危機管理課長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長    | 横 山 和 久 |

|                 |         |                                      |       |
|-----------------|---------|--------------------------------------|-------|
| 環境課長兼<br>十四山支所長 | 柴田 寿文   | 福祉課長                                 | 山下 正巳 |
| 児童課長            | 大木 弘己   | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬 修  |
| 商工観光課長          | 大河内 博   | 土木課長                                 | 伊藤 仁史 |
| 下水道課長           | 小笠原 己喜雄 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井 文雄 |
| 図書館長            | 山田 淳    |                                      |       |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 石田 裕幸 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 新市基本計画の変更について
- 日程第10 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(追加提案)
- 日程第41 請願第1号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について
- 日程第42 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正について

- 日程第43 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第44 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第45 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第46 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時02分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 2 議案第 2 号 平成30年度弥富市一般会計予算
- 日程第 3 議案第 3 号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 新市基本計画の変更について
- 日程第10 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(武田正樹君) この際、日程第2、議案第2号から日程第40、議案第40号まで、以上39件を一括議題とします。

本案39件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長。

○総務建設経済委員長(炭竈ふく代君) 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算初め22件です。本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成30年度弥富市土地取

得特別会計予算、議案第7号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第8号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、以上4件を一括審査いたしました。

一般会計予算では、委員より、鯛浦地区及び佐古木・竜頭公園周辺の豪雨による排水対策が新年度予算で計上されなかった要因は。また、幾つかの対応をしていくとのことであるが、その内容はどの質問に、市側より、今年度、排水路検討事業を実施し、幾つかの案が示されたが、膨大な概算事業費であり、今後精査が必要になるためである。その中で今年度実施したのは、鯛浦地区下之割の水門部分の水路断面を広げる工事を弥富土地改良区に先行して実施してもらった。もう一つは、佐古木地区の佐古木地区水門にあるごみよけのスクリーンの目詰まり解消の問題を地元役員と協議の上、梅雨時までの方針を決めていく予定であるとの答弁があり、さらに同委員より、佐古木・竜頭地区のすり鉢状に低くなった部分を下水道の工事施工の際に上げる計画はどの質問に、市側より、道路に隣接した土地のかさ上げも同時に必要となるため、地元の同意が得られれば今後検討したいとの答弁がありました。

新庁舎建設事業では、委員より、新庁舎事務室環境整備支援業務委託料は、新庁舎建設事業費の備品購入費とは別かとの質問に、市側より、事務室、購入する事務用品のレイアウトの作成を行うための業務委託料であるため、別であるとの答弁がありました。

他の委員から、広域農業整備事業費が昨年に比べ600万円ほど減額になっている要因は及び30年度施行予定区域はどの質問に、市側より、今年度は路線延長の3分の1を施工するもので、道路舗装の下部分を工事するものである。予定区域は地域農道の西中地地区であると答弁がありました。

さらに、同委員より、道路改良工事の市道鍋田23号線交差点改良2カ所となっているが、その内容はどの質問に、市側より、鍋田干拓の交差点2カ所の切りかえを行うものであるとの答弁がありました。

また、大型車進入禁止を促す内容の看板設置の検討はどの質問に、工事施工の中で現状を確認しながら検討したいとの答弁がありました。

また、観光振興推進事業では、委員より、アートアクアリウム展示はいつどのように行う予定かとの質問に、市側より、平成28年度市制10周年に開催したアクアリウムの再現として、秋の市民文化展が行われる11月9・10・11日を予定しているとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、その後討論では、議案第2号及び議案第8号に対し、一般会計では、地方と国の負担割合を改める必要があり、国の負担を強く要望すること、また公共下水道事業特別会計予算では、国が将来負担の全体像を明らかにしなかったことに対して改める必要があるとの反対討論があり、それに対して、予算を執行するに当たって、一定の不公平が出るのはやむを得ないとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第1号及び第8号は賛成多数で了承し、議案第2号及び

第7号は全会一致で了承しました。

続いて、議案第9号新市基本計画の変更についてから議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてから議案第35号市道の認定についてまで、以上15件を一括審査しましたが、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、その後質疑に入りました。

議案第36号では、委員から、新庁舎建設事業費は通常、継続費として計上されているが、繰越明許費として計上されている予算の内容はとの質問に、市側より、継続費で計上されているものは工事費及び工事に関する設計監理料で、繰越明許費の計上分は土地取得費、移転補償費の未払い分であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、金魚養殖業後継者育成事業補助金の減額分の内容はとの質問に、市側より、金魚養殖業の後継者を育成する事業に金魚組合を通じて助成する予定であったものが、生徒・先生側の都合により今年度開催が行われなかったことによるとの答弁がありました。

以上、質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上のような審査の経過と結果を御報告申し上げ、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長(武田正樹君) 次に、鈴木厚生文教委員長。

○厚生文教委員長(鈴木みどり君) 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算初め19件です。

本委員会は、去る3月15日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算、以上4件を審査いたしました。

平成30年度一般会計予算、社会福祉総務費では、委員より、自立支援業務委託料が昨年に比べ400万円減の要因はとの質問に対し、市側より、嘱託職員を雇用していたものが臨時職員にかわったことによるとの回答があり、児童福祉費では、他の委員より、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託の計画はどういった内容かとの質問に、市側より、30年

度に就学前小学生児童の親3,000人を対象にアンケートを実施し、子育てについての要望、サービスの満足度のニーズを調査し、翌年、アンケート結果をもとに32から36年度の計画を作成し、冊子による発刊を予定しているとの答弁があり、他の委員より、定員増はどこの児童クラブかとの質問に、市側より、桜第一、第二と栄南児童クラブであるとの答弁がありました。

さらに保健衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定業務委託の内容はどの質問に、市側より、法律に基づき実行計画策定が義務づけられ、市が管理する全施設の温室効果ガスをいかに削減するかを目的に計画を策定するとの答弁がありました。

また、他の委員から、新火葬場完成までの予定と全予算額はどの質問に、市側より、来年度は基本設計、地質調査を、翌年度は実施設計、32年度3月までに完成、33年4月から供用を開始する予定である。工事予定額は、設計監理費を含め10億8,000万円であるとの答弁がありました。

教育費では、小・中要保護・準要保護児童学用品費補助金の予算が、昨年と比べ小・中それぞれ300万円ほどふえているその要因はどの質問に、市側より、対象見込み人数がふえたことによるものと、入学準備金を国の基準額に合わせたことによるとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、議案第2号及び議案第4号から6号まで4議案に対し、一般会計では、市の数々の諸施策には賛同するが、保険料の値上げ、福祉センターのシャンプーやリンスを削減すること、国保特別会計では、他の社会保険と比べると大きな負担となっていること、後期高齢・介護保険特別会計ではサービスを受ける条件が厳しい中の値上げは賛同しかねるとの反対討論があり、別の委員からは、サービスを拡充すると必ず保険料は上がるため、サービスを公平に受けるにはある程度の負担はやむを得ない。市は健康宣言をし、介護予防、健康増進を推進していく立場は賛同に値するとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決した結果、議案第2号及び議案第4号から6号までの4議案は賛成多数で了承されました。

続いて、議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてから議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまで、以上12件を一括審査いたしました。

議案第18号では、委員より、いじめ問題連絡協議会、専門委員会の構成メンバーはどの質問に、市側より、委員は20人以内とあるが、おおよそ10人くらいを想定している。内訳は、校長代表、教育委員会事務局、民生部児童課職員、児童相談所相談員、警察、市民の代表である。専門委員会は、弁護士、医師、心理カウンセラー、学識経験者など5名であるとの答弁がありました。

また、議案第29号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正では、委員より、改正

内容及び既に条例を制定している他市の状況はとの質問に、資源ごみを持ち去る行為が頻繁に起きていても、その行為を規制するものがなかったため、市の許可を受けた者以外は持ち去りを禁止することを定めたものである。他市では、持ち去り行為を見つけたとしても罰則をすぐに科すことはできないので、なかなかなくならなかったといった状況であるとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正についてに対し、繰入金など県の負担がないのと、介護保険16%負担増は賛同しかねるとの立場で反対討論がありました。

討論を終結し、採決をした結果、議案第19号及び議案第26号は賛成多数で了承し、議案第18号及び議案第20号から議案第25号並びに議案第27号から議案第29号までは全会一致で了承しました。

続いて、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)まで、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明を受け、審査に入りました。議案第36号では、委員より、中学校エアコン工事は夏までに終わる予定かとの質問に、工事は年度当初に発注するが、休み中に工事を予定しているため、休み前に終わることができないとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長(武田正樹君) これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

通告に従いまして、まず反対討論を許します。

那須英二議員。

○7番(那須英二君) 通告に従いまして、反対討論をさせていただきます。

まず初めに、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算及び議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正について、この6議案に対して反対討論を行うものでございます。

まず一般会計につきましては、新たな取り組みとして、児童クラブの定員増やタクシーチ

ケットの追加配付、また入学準備金の前支給、しかも12月に支給すること、そして妊産婦に対して産後の健診を拡充していくことについては、私としては評価できるところはございます。しかしながら、この少子化の時代に保育料の値上げ、また高齢者に対して健康に通っていただける福祉センターのシャンプーやリンスを廃止していくことなど、子供や高齢者に配慮した予算をお願いしたいと思っています。

子育て世代の定住化の促進のためには、やはり弥富の大きな魅力である保育料の部分に関しては、維持していく必要が私はあると思っています。

確かにほかの自治体よりは安いということではありましたが、本当に今、子育て世代の負担が大変なときに、弥富に移り住んでくる大きな理由といたしまして、こうした保育料が背景にあるということをやはりもっともっとメインに押し出していきたい。

また、福祉センターのシャンプー、リンス、予算としては80万、90万という予算の部分を削るために行うわけでございますけれども、やはり健康寿命を延ばして、これを逆に医療費の削減につなげていっていただきたいと思っております。

また、国保の件にいたしましては、国保の負担率は平均10%という中で、ほかの社会保険は7.6%であったり、5.6%という状況の中、ほかの社会保険より大きく高いものとなっております。この負担を近づけていく必要があるという中で、県一本化になったとはいえ、県の補助がないために、弥富市の市民の国保料は上がってまいります。県が繰り入れしないというもの自体がおかしいと思いますが、しっかりとこの部分に対しましては強く要請して、市民の負担を軽くするようお願いしたいと思っています。

介護保険料も今回16%という大きな値上げになります。しかも、負担はそうやって大きくなっていくのに対して、要支援の方々は総合支援サービスの対象となって、また小規模事業者では経営がしにくくなり、私の知る施設では訪問入浴事業をやめていく事業所もございます。もともとこうした事業が減っていくのは、どんどん国が負担を減らしたためでございます。それが根本の原因となっておりますけれども、住民の負担はどんどんとふえ続けております。軍事費や内部留保が多額にある企業ばかりを支援しないで、国民に目を向けた政治へと変えていくこと、そうした働きかけを自治体からも一層働きかけるようお願いを申し上げまして、この6件の議案に対して反対をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、賛成討論を許します。

平野広行議員。

○10番（平野広行君） 議案第2号、平成30年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度一般会計当初予算は178億2,000万円で、前年度比14.2%増と過去最高の予算となりました。これは新庁舎の建設工事のうち地盤改良工事、基礎工事が始まり、本格的に新

庁舎建設が始まることによるものであります。

歳入のうち全体の19.5%、34億7,890万円を市債が占め、その中で新庁舎関連のものは84%、29億2,070万円であります。財政面においては、緊急防災・減災事業債を起債することにより、当初予定の国庫補助金及び合併推進債を活用した場合よりも約7億7,000万円の一般財源所要額の圧縮が可能となり、市債の有効活用がなされたものと考えます。

また、防災関連予算では、桜保育所屋上への避難場所整備事業として約5,000万円が計上され、また地震等の災害発生時における市の業務機能を維持するため、業務継続計画、BCP策定の業務委託料も計上され、もっと災害に強いまちづくりに基づく予算計上となっております。

次に、市のPR活動としては、アートアクアリウム展示の委託料、スイーツのまち弥富、恋のまち弥富というキャッチフレーズを定着させ、市外からの来訪者をふやす目的のスイートハートプロジェクトへの補助事業費も計上され、金魚のまち弥富をアピールする予算が計上されております。

また、健康都市宣言のもと、健康長寿を目指し、健康づくり推進協議会のもと、体操を中心とした健康づくりを推進する方針に基づき、体育施設の整備事業費も計上されております。

さらに鍋田埠頭のコンテナ貨物取扱量の増加、鍋田南部地区の物流拠点に伴う交通量増加に伴う生活環境悪化への対策として道路整備事業費の増額、また市内各地の冠水対策としての排水設備及び土地改良事業費への予算も増額されており、昨年の台風による冠水対策が速やかに実行されるものであります。

以上述べましたことは、議案質疑、常任委員会にて質問し、確認しております。もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つの重要な視点に基づく予算計上となっており、30年度予算に賛成するものであります。

○議長（武田正樹君） 次に、反対討論を許します。

三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 私はこの議会で、先進国で異常な形で日本の低所得者の生活状態、収入が低下しているということを明らかにして、市にそうしたものへの対応を求めてまいりました。

これに対して、市当局は、その事実についてはお認めになりましたし、また民生部長のほうから、市の各種の減免制度などを使って対応していくというような趣旨の答弁があり、市長からも、市民の総意として国のほうにそうした施策を進めてほしいということを強く要請していくという趣旨の答弁もいただきました。

しかし、実際には、以前から私が強く申し上げておりますが、ここ数年、介護認定を受け

ている人で、身体障害者手帳を持っていなくて、市の制度によって税金の控除は障がい者並みに受けられるということで、証明証を発行している人たちが毎年1,000人近くおって、その状態はほとんど改善されておられません。実際に私どもがこの間も、介護している人たちの家族を訪ねてお話をしましても、そういう状態で身体障害者手帳をとれるとか、身体障害者手帳を取得すると、一定条件の人には医療費の無料制度とか市の手当制度、あるいはNHKの視聴料の減額だとか免除、あるいは交通費の免除、そういうものが受けられるということについても、実際にどうしたらいいかということや、それ自身を知らないという状態が、市は広報等で周知をしているというふうにおっしゃるわけですが、実際には改善が行われない状態が、遅々として進んでおります。私はやっぱり、今職員の皆さんも大変忙しい状態でありますので、退職したOBの中からそういうことに力を持っている職員にお願いするなどして、相談の専門員を配置して、具体的に一つ一つ解決していくことが、こうした問題の課題の解決につながっていくということで要請いたしました。今の仕組みの中で考えていくという御回答でございました。

実際にどの程度貧困が進んでいるかということで、例えば、介護保険の加入者の保険料を払う区分からも具体的に見ていただきたいと思いますが、平成28年度の決算時で、世帯全員が住民税の均等割を含めて非課税、そして御本人も年金等の収入が80万以下という人が1,198人、介護保険加入者全体、65歳以上の人の10%を超えております。

さらに深刻なのは、平成26年度には、要するに介護保険の加入者の中で本人が住民税の非課税だった人が38.9%でありましたが、何と28年度の決算では54.6%と1.4倍にもふえているんですね。本当に諸外国に比べて日本の貧困の進行、特に低所得者の人たちの生活の状態がすさまじい状態になっており、こうした人たちに寄り添いながら対応していく。とりわけ障害者基本法は、日本は、国際条約ですが、批准や対応が随分おくれておりましたが、それにいたしましてもいろいろな法整備がされて、健康な人たちと同じような状態の日常生活が送れるように医療やさまざまな施策の中で支援をしていくということが国と地方に法律で義務づけられておりますが、そういう人たちが、弥富で障害者手帳を取得する可能性がある人たちが1,000人近くもずっと放置されているという状態というのは、やはり私は、もちろんどうも聞くところによりますと弥富だけの状態ではないようではありますが、具体的にそういう問題を一つ一つ解決していくことが、私は地方自治体の大きな仕事の一つだというふうを考えておりますので、ぜひそういう立場で今後の施策に取り組んでいただきたいということを強く要請いたします。

特に愛知県と市町村の関係でございますが、総務省が発行しております「統計でみる都道府県のすがた2017」という比較資料で一番新しいものでありますが、数値は平成14年度の実績をもとにしております。民生費、人口1人あたりは、愛知県は18万1,000円で全国平均の

84%、都道府県別の順位では41番目であります。それから衛生費、人口1人当たり4万5,000円、全国平均の83%、これは43番目。教育費は11万6,000円、88%で45位であります。小学生1人当たりでいいますと44位、中学生1人当たりでいいますと47位、公立高校生1人当たりでいいますと47位というふうに、東京都に続く全国で2番目の財政力を持っている県が、先ほども那須議員の反対討論の中にもありましたが、国民健康保険などに対する負担だとかそういうものも以前しておったのに、一切今はしなくなっているというような中で、こういう状態が起こっております。

私は、この背景には愛知県が、例えば小牧の三菱の飛行機をつくる会社に、県税であります不動産取得税1社1工場に対して100億円というような減税をしていることが、本来は税金というのは所得の再配分と、それから実際に大変な人たちを支援するために使うということが一番中心であります。そういうことによりまして、非常に福祉や暮らしの予算にゆがみが出てきている。そして、平成20年度におきましては、65歳以上になって新たに重度の障がいになった人、2級以上の障がいになった人に対する県の手当が廃止をされまして、これにつきましては私どもからも提言をし、服部市長には随分頑張ってください、尾張9市、あるいは愛知県の市長会の総意として県に要請をいたしました。県がこれに対してとった態度は、65歳まで元気であった人は、もう既に備えができてから支援する必要がないと、介護保険制度ができたからそっちで対応できるというようなことで一切改善をしようとしておりませんが、実際に介護保険の加入者がどういう状況かは先ほど申し上げたようなとおりでございますので、これは介護保険の加入者であると同時に65歳以上の愛知県下の老人の状態の一端を、弥富は全県的に所得のそう高いほうではありませんが、それにしましても、さっき言ったような割合というのは一端を示しております。こうした弱者に寄り添った、本当に血の通った施策を進めていただくことを強く求めます。

特に今回の予算議会は、国も地方もそうでございますが、森友問題で決裁した公文書が改ざんされて1年近くにわたって国会と国民を偽ってきた、こういう中で非常に皆さん苦勞しながら予算編成に当たられたと思いますので、皆さんの御苦勞に私どもも心を痛めるものがありますが、やはり主権者は国民であり、住民福祉のために国も地方も全力を挙げることこそ憲法で定められた行政の役割でありますので、そういう立場でしっかりと向き合ってくださいということをお願いいたしまして、一般会計に対する反対討論と同時に、日ごろの皆様のさまざまな御尽力をさらに尽くしていただくことを強く要請します。

また、下水道問題につきましては、私どもの立場は従来も一貫しておりますが、将来負担の全体像を明らかにしないままで着手をして、そしてそれが集落排水などの事例でも既に明らかになっておりますが、80%、90%接続をしても、想定しております使用水量が計画の半分近くという状態であり、絶対に採算が合わない、そんな計画の中で進められていることも

ございまして、こうした問題について、幾ら進行中とはいえ、抜本的な見直しをしながら将来負担を少なくしていく。既に全国の多くのところで、実際のそれぞれの市町村の力量に見合う、あるいは都道府県の力量に見合う計画に大きく改善をされておりますので、弥富市もやはりそういう方向での努力を努められることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第18号まで、以上10件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第18号まで、以上10件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第25号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第25号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第40号まで、以上14件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第40号まで、以上14件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 請願第1号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げを求める意見書採択の請願について

○議長（武田正樹君） この際、日程第41、請願第1号を議題とします。

紹介議員である三宮議員に請願の趣旨説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 請願第1号国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について、趣旨の説明をさせていただきます。

事務局が配付しましたプリントの一番上段の最後のところ、「引き上げることを意見」となっておりますが、これは「求める」のミスプリントでございますので、まず訂正をしていただきたいと思います。

本題に入りますが、国民健康保険制度は1958年に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療費面で具体化をして、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。当時、農家だとか、個人事業主だとか、あるいは定年退職をした人で一定の収入がある人だとか、そういう人たちの、どちらかというと当時も社会的には割方恵まれない人たちを、他の健康保険に入れなかった人を加入者とした経緯もございますので、国民皆保険というのはここをきちんとすることだということで、この制度の中には保険税、大都市では保険料と言っておりますが、それ自身の減額や免除、全額の減額や免除も制度としてありますし、医療費の自己負担分につきましても、生活が困難な人につきましては一定の条件を設けて全額を免除するとか、あるいは減額をする、こういう制度があることで国民皆保険は担保されるということで、この制度があることで、日本の長寿命化が今日の状態をつくった土台にある制度であります。

ところが、近年ますます、先ほども申し上げましたけれども、多くは繰り返しません、所得の低い人たちがますますひどい状態になってこの加入者になっている。したがって、知事会自身は、1兆円の支援をしなければ当初国が言っていたようなものにはならないということで、1兆円を求め、市長会等もそうした知事会と意思を一つにしていろいろ要請をしてみました。ようやく3,400億円の支出ということと、あわせて、従来市町村が行ってございましたさまざまな見かねての支援は、国としては可能な限りやめていくというようなことを言っておりますので、今回もそうした支援があっても愛知県では6割を超える市町村が値上げになっており、弥富もまた値上げになるものでございます。

払い切れない人たちにこうした負担を負わせるような制度というのは、やはり憲法の健康で文化的な最低生活の保障とか、制度発足のときの趣旨に比べるとかなり大きく崩れておりますので、ぜひ知事会、あるいは全国市長会、町村会、地方六団体が力を合わせて、それぞれ国民主権と憲法を守る、最低生活を守る、こういう立場でしっかりと向き合ってください。

残念なことに、今国は、そうした国民主権の土台だとか民主主義の土台を政府が踏み外しているような状態の中で、私はやっぱり国民の世論と、地方自治を守れ、国民の福祉と健康を守れという思いを大きく前進させることが、こうした状態を改善し、正常化していくかなめにもなると思いますので、皆さんの御賛同を求めて趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） ただいま提案されました請願第1号国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

国は現行の低所得者を対象とした約1,700億円の財政支援に加えて、平成30年度から1,700億円の財政支援の拡充を決めております。まずは、この財政支援を確実に実行していただきたいと思っております。

また、地方分権の時代において、地方自治を進めていく観点からも、国からの一元的な財政支援によるものだけではなく、被保険者の予防、健康づくりや医療費の削減を保険者である市町村の努力によってなし遂げることに、我々市議会議員は知恵を出していくべきであると考えております。そして、この努力を国・県に示していくことで、保険者努力支援制度のインセンティブを得るべきであると考えます。したがって、反対をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立少数と認めます。

よって、本案は不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（武田正樹君） この際、日程第42、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 発議第1号弥富市議会会議規則一部改正につきまして提案理由を申

上げます。

この案を提出いたしますのは、議会広報編集特別委員会の構成員を変更するため必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第43、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に大原功議員、炭竈ふく代議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、那須英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第44、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に平野広行議員、早川公二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第45、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に鈴木良明さんを指名します。

お諮りします。

鈴木良明さんを当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した鈴木良明さんが海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された鈴木良明さんには文書をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第46、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成30年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時59分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大